

予算決算常任委員会提出資料

令和 7 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

令和 6 年 1 0 月

みえ元気プラン 政策体系一覧

政 策	施 策	主担当部局
Ⅰ 安全・安心の確保		
1 防災・減災、県土の強靱化	1-1 災害対応力の充実・強化	防災対策部
	1-2 地域防災力の向上	防災対策部
	1-3 災害に強い県土づくり	県土整備部
2 医療・介護・健康	2-1 地域医療提供体制の確保	医療保健部
	2-2 感染症対策の推進	医療保健部
	2-3 介護の基盤整備と人材確保	医療保健部
	2-4 健康づくりの推進	医療保健部
3 暮らしの安全	3-1 犯罪に強いまちづくり	警察本部
	3-2 交通安全対策の推進	環境生活部
	3-3 消費生活の安全確保	環境生活部
	3-4 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保	医療保健部
4 環境	4-1 脱炭素社会の実現	環境生活部環境共生局
	4-2 循環型社会の構築	環境生活部環境共生局
	4-3 自然環境の保全と活用	農林水産部
	4-4 生活環境の保全	環境生活部環境共生局

Ⅱ 活力ある産業・地域づくり		
5 観光・魅力発信	5-1 持続可能な観光地づくり	観光部
	5-2 戦略的な観光誘客	観光部
	5-3 三重の魅力発信	雇用経済部
6 農林水産業	6-1 農業の振興	農林水産部
	6-2 林業の振興と森林づくり	農林水産部
	6-3 水産業の振興	農林水産部
	6-4 農山漁村の振興	農林水産部
7 産業振興	7-1 中小企業・小規模企業の振興	雇用経済部
	7-2 ものづくり産業の振興	雇用経済部
	7-3 企業誘致の推進と県内再投資の促進	雇用経済部
	7-4 国際展開の推進	雇用経済部
8 人材の育成・確保	8-1 若者の就労支援・県内定着促進	雇用経済部
	8-2 多様で柔軟な働き方の推進	雇用経済部
9 地域づくり	9-1 市町との連携による地域活性化	地域連携・交通部
	9-2 移住の促進	地域連携・交通部
	9-3 南部地域の活性化	地域連携・交通部南部地域振興局
	9-4 東紀州地域の活性化	地域連携・交通部南部地域振興局
10 デジタル社会の推進	10-1 社会におけるＤＸの推進	総務部デジタル推進局
	10-2 行政サービスのＤＸ推進	総務部デジタル推進局
11 交通・暮らしの基盤	11-1 道路・港湾整備の推進	県土整備部
	11-2 公共交通の確保・充実	地域連携・交通部
	11-3 安全で快適な住まいまちづくり	県土整備部
	11-4 水の安定供給と土地の適正な利用	地域連携・交通部

Ⅲ 共生社会の実現		
12 人権・ダイバーシティ	12-1 人権が尊重される社会づくり	環境生活部
	12-2 ダイバーシティと女性活躍の推進	環境生活部
	12-3 多文化共生の推進	環境生活部
13 福祉	13-1 地域福祉の推進	子ども・福祉部
	13-2 障がい者福祉の推進	子ども・福祉部

Ⅳ 未来を拓くひとづくり		
14 教育	14-1 未来の礎となる力の育成	教育委員会事務局
	14-2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成	教育委員会事務局
	14-3 特別支援教育の推進	教育委員会事務局
	14-4 いじめや暴力のない学びの場づくり	教育委員会事務局
	14-5 誰もが安心して学べる教育の推進	教育委員会事務局
	14-6 学びを支える教育環境の整備	教育委員会事務局
15 子ども	15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり	子ども・福祉部
	15-2 幼児教育・保育の充実	子ども・福祉部
	15-3 児童虐待の防止と社会的養育の推進	子ども・福祉部
	15-4 結婚・妊娠・出産の支援	子ども・福祉部
16 文化・スポーツ	16-1 文化と生涯学習の振興	環境生活部
	16-2 競技スポーツの推進	地域連携・交通部スポーツ推進局
	16-3 地域スポーツと障がい者スポーツの推進	地域連携・交通部スポーツ推進局

施策の推進を支えるために		
行政運営	1 総合計画の推進	政策企画部
	2 県民の皆さんから信頼される県行政の推進	総務部
	3 持続可能な財政運営の推進	総務部
	4 適正な会計事務の確保	出納局
	5 広聴広報の充実	総務部
	6 県庁ＤＸの推進	総務部デジタル推進局
	7 公共事業推進の支援	県土整備部

目 次

<施策>

I 安全・安心の確保

1 防災・減災、県土の強靱化

- | | |
|--------------------|----|
| 1 災害対応力の充実・強化（１－１） | ２頁 |
| 2 地域防災力の向上（１－２） | ６頁 |
| 3 災害に強い県土づくり（１－３） | ９頁 |

2 医療・介護・健康

- | | |
|---------------------|-----|
| 1 地域医療提供体制の確保（２－１） | 13頁 |
| 2 感染症対策の推進（２－２） | 18頁 |
| 3 介護の基盤整備と人材確保（２－３） | 21頁 |
| 4 健康づくりの推進（２－４） | 24頁 |

3 暮らしの安全

- | | |
|--------------------------|-----|
| 1 犯罪に強いまちづくり（３－１） | 27頁 |
| 2 交通安全対策の推進（３－２） | 30頁 |
| 3 消費生活の安全確保（３－３） | 32頁 |
| 4 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保（３－４） | 34頁 |

4 環境

- | | |
|-------------------|-----|
| 1 脱炭素社会の実現（４－１） | 37頁 |
| 2 循環型社会の構築（４－２） | 40頁 |
| 3 自然環境の保全と活用（４－３） | 43頁 |
| 4 生活環境の保全（４－４） | 45頁 |

Ⅱ 活力ある産業・地域づくり

5 観光・魅力発信

- | | | |
|---|------------------|-----|
| 1 | 持続可能な観光地づくり（5－1） | 48頁 |
| 2 | 戦略的な観光誘客（5－2） | 50頁 |
| 3 | 三重の魅力発信（5－3） | 53頁 |

6 農林水産業

- | | | |
|---|------------------|-----|
| 1 | 農業の振興（6－1） | 56頁 |
| 2 | 林業の振興と森林づくり（6－2） | 60頁 |
| 3 | 水産業の振興（6－3） | 63頁 |
| 4 | 農山漁村の振興（6－4） | 66頁 |

7 産業振興

- | | | |
|---|-----------------------|-----|
| 1 | 中小企業・小規模企業の振興（7－1） | 68頁 |
| 2 | ものづくり産業の振興（7－2） | 71頁 |
| 3 | 企業誘致の推進と県内再投資の促進（7－3） | 74頁 |
| 4 | 国際展開の推進（7－4） | 77頁 |

8 人材の育成・確保

- | | | |
|---|---------------------|-----|
| 1 | 若者の就労支援・県内定着促進（8－1） | 79頁 |
| 2 | 多様で柔軟な働き方の推進（8－2） | 81頁 |

9 地域づくり

- | | | |
|---|---------------------|-----|
| 1 | 市町との連携による地域活性化（9－1） | 84頁 |
| 2 | 移住の促進（9－2） | 87頁 |
| 3 | 南部地域の活性化（9－3） | 89頁 |
| 4 | 東紀州地域の活性化（9－4） | 91頁 |

10 デジタル社会の推進

- | | | |
|---|--------------------|-----|
| 1 | 社会におけるD Xの推進（10－1） | 93頁 |
| 2 | 行政サービスのD X推進（10－2） | 95頁 |

11 交通・暮らしの基盤

- | | | |
|---|-----------------------|------|
| 1 | 道路・港湾整備の推進（11－1） | 97頁 |
| 2 | 公共交通の確保・充実（11－2） | 102頁 |
| 3 | 安全で快適な住まいまちづくり（11－3） | 104頁 |
| 4 | 水の安定供給と土地の適正な利用（11－4） | 107頁 |

Ⅲ 共生社会の実現

1 2 人権・ダイバーシティ

- | | | |
|---|------------------------|---------|
| 1 | 人権が尊重される社会づくり（1 2－1） | 1 0 9 頁 |
| 2 | ダイバーシティと女性活躍の推進（1 2－2） | 1 1 2 頁 |
| 3 | 多文化共生の推進（1 2－3） | 1 1 5 頁 |

1 3 福祉

- | | | |
|---|------------------|---------|
| 1 | 地域福祉の推進（1 3－1） | 1 1 7 頁 |
| 2 | 障がい者福祉の推進（1 3－2） | 1 2 1 頁 |

Ⅳ 未来を拓くひとづくり

1 4 教育

- | | | |
|---|----------------------------|---------|
| 1 | 未来の礎となる力の育成（1 4－1） | 1 2 5 頁 |
| 2 | 未来を創造し社会の担い手となる力の育成（1 4－2） | 1 2 9 頁 |
| 3 | 特別支援教育の推進（1 4－3） | 1 3 3 頁 |
| 4 | いじめや暴力のない学びの場づくり（1 4－4） | 1 3 6 頁 |
| 5 | 誰もが安心して学べる教育の推進（1 4－5） | 1 3 9 頁 |
| 6 | 学びを支える教育環境の整備（1 4－6） | 1 4 2 頁 |

1 5 子ども

- | | | |
|---|-------------------------|---------|
| 1 | 子どもが豊かに育つ環境づくり（1 5－1） | 1 4 6 頁 |
| 2 | 幼児教育・保育の充実（1 5－2） | 1 5 0 頁 |
| 3 | 児童虐待の防止と社会的養育の推進（1 5－3） | 1 5 3 頁 |
| 4 | 結婚・妊娠・出産の支援（1 5－4） | 1 5 6 頁 |

1 6 文化・スポーツ

- | | | |
|---|---------------------------|---------|
| 1 | 文化と生涯学習の振興（1 6－1） | 1 6 0 頁 |
| 2 | 競技スポーツの推進（1 6－2） | 1 6 3 頁 |
| 3 | 地域スポーツと障がい者スポーツの推進（1 6－3） | 1 6 5 頁 |

＜行政運営＞

施策の推進を支えるために

1	総合計画の推進	168頁
2	県民の皆さんから信頼される県行政の推進	171頁
3	持続可能な財政運営の推進	173頁
4	適正な会計事務の確保	175頁
5	広聴広報の充実	177頁
6	県庁D Xの推進	179頁
7	公共事業推進の支援	181頁

令和 7 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方 ＜施策＞

施策 1-1 災害対応力の充実・強化

(主担当部局：防災対策部)

施策の目標

(めざす姿)

実践的な訓練を通じて、県、市町、防災関係機関等における災害への即応力の一層の強化や各主体の連携・協力体制のさらなる強化に取り組むなど、災害対応力の充実・強化を図ることにより、防災・減災対策のさまざまなステージで各主体が役割を果たし、災害から県民の命と暮らしを守るための体制づくりが進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 県の災害即応体制の充実・強化

- ・災害対応の実効性向上を図るため、令和6年能登半島地震の被災地支援活動を通じて得られた気づきもふまえて、衛星通信機器や被災地初動対応のための現地活動拠点車を導入することにしました。また、自衛隊や海上保安庁等の防災関係機関と連携し、大規模火災や孤立地域への対応に係る訓練を実施しました。
- ・階層別及び役割別研修を実施し、職員全体の災害対応能力の向上を図っています。また、令和6年度三重県職員防災人材育成計画に基づき、外部機関が実施する災害マネジメント総括支援員(GADM)研修を活用し、県災害対策本部の中核となる職員の人材育成を進めています。
- ・警察用航空機「航空すずか」が、令和6年度に法定点検を迎えるため、必要な整備を行っています。また、迅速な初動態勢の確立や実戦的な訓練の実施などにより、災害即応体制の充実・強化を図っています。

② 市町における災害対策活動の充実・強化に向けた支援

- ・市町の災害対応力のさらなる充実・強化を図るため、市町との意見交換の場を設け、ニーズを把握するとともに、市町が実施する図上訓練等の企画・立案、運営等について、ニーズや状況に応じて必要な支援を行っています。
- ・台風第10号の接近に際しては8市町に緊急派遣チームを派遣し、被害情報の収集や県災害対策本部との連絡調整を行いました。また、緊急派遣チームが市町を支援するために必要な専門知識やスキルを身に付けるための研修を実施するとともに、県総合図上訓練や市町が実施する図上訓練において、実際に市町に派遣する訓練を実施しました。
- ・災害時における県、市町、防災関係機関相互の通信を確保するため、防災通信ネットワークについて適切に維持管理を行うとともに、衛星系防災行政無線設備については、無線設備の新規格に対応するための更新工事を進めました。また、市町と連携して、防災通信ネットワークを活用した訓練を実施します。

③ 消防・保安体制の充実・強化に向けた支援

- ・消防団員の入団促進と退団抑制を図るため、消防団員のモチベーションの維持・向上に向け、地域コミュニティと消防団が一体となった取組や活動環境の改善に向けた取組を行う市町を支援しています。また、被用者や女性等、幅広い層を対象に消防団活動の普及啓発を行うとともに、企業等の消防団活動に対する理解・協力が進むよう取り組んでいます。
- ・地域の消防力向上を図るため、消防の広域化及び連携・協力の取組を促進するとともに、能登半島地震の気づきを取り入れ、緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練を実施します。また、消防学校において、資機材の計画的な更新や大規模災害を想定した実践的な救助訓練の実施など、施設設備や教育内容の改善・充実に取り組んでいます。
- ・南海トラフ地震の発生に備えるため、三重県石油コンビナート等防災計画の見直しに向けて石油コンビナート防災アセスメント調査の実施等に取り組んでいます。また、事業者の自主保安を促進し、高圧ガス等の事故の発生を未然に防止するため、高圧ガス製造施設等への立入検査

や保安検査等を実施するとともに、高圧ガスや危険物等施設の安全管理者等に対するセミナー・講習会等を実施することで、事業者の自主保安を促進し、高圧ガス等の事故を未然に防止する取組を推進しています。
④ 災害保健医療体制の整備 ・能登半島地震における課題等をDMAT・SCU連絡協議会等を通じて検証を行うとともに、人工衛星を利用したインターネットサービス接続機器を配備するなど災害医療提供体制の強化に取り組んでいます。 ・能登半島地震における気づきをふまえ、災害時の歯科診療体制の強化に取り組んでいます。 ・能登半島地震における保健師派遣を振り返り、災害保健医療活動に係る保健所・市町の組織体制や役割分担、指揮命令系統、活動方針等の見直しに取り組んでいます。 ・BCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアルについて、未整備の病院に対してはマニュアルの整備促進を、整備済の病院に対しては不断の見直しを求めています。 ・中部ブロックDMAT実動訓練(三重県開催)や三重L-DMAT隊員養成研修の実施などにより、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター、DMAT、DPAT、DHEAT構成員等の人材育成に取り組んでいます。
⑤ 国民保護の推進 ・有事の際への対応をより迅速かつ的確に行うことができるよう、国、市、関係機関と連携した国民保護図上訓練(ロールプレイング方式の図上訓練)を実施します。また、ミサイル飛来時の避難行動について理解促進を図るため、商業施設において避難行動訓練を実施するとともに、県民の命を守るため、緊急一時避難施設の指定に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
県の災害等への対応力を向上させるために実施する訓練の回数						①⑤	
—	21 回	21 回	21 回	—	21 回	21 回	—
14 回	21 回	18 回	—		—	—	
市町が実施する図上訓練に対して県が支援・参加した市町数						②	
—	3 市町	10 市町	16 市町	—	23 市町	29 市町	—
—	5 市町	9 市町	—		—	—	
消防団員の減少数						③	
—	200 人	150 人	100 人	—	50 人	0 人	—
250 人	309 人	93 人	—		—	—	
県内のDMATチーム数						④	
—	29 隊	34 隊	39 隊	—	45 隊	51 隊	—
29 隊	31 隊	35 隊	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 県の災害即応体制の充実・強化

- ・能登半島地震や9月の能登半島大雨災害では、陸路が寸断された地域が多数発生したほか、地震では大規模火災も発生したことから、孤立地域や大規模火災対応のより強力な推進が求められています。このため、総合防災訓練、総合図上訓練等において、自衛隊・海上保安庁等と連携し、大規模火災を想定した空中消火や船艇と連携した消火訓練、陸路が寸断された地域への空路・海路を使用した人員・物資輸送等の訓練を実施します。
- ・制度運用開始後、初めて発表された南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)や、台風第10号の災害対応を検証し、能登半島地震の被災地支援活動で得られた気づきもふまえ、県災害対策本部体制の見直しを進めます。また、シチュエーションルーム及びオペレーションルームの設備を増強し機能強化することで、情報把握の迅速化と情報共有の円滑化を図ります。
- ・災害マネジメント総括支援員(GADM)研修や「みえ防災・減災センター」が実施する研修を活用し、県災害対策本部の中核となる職員を育成します。
- ・デジタル技術を活用し、発災直後から情報収集を迅速に行い、関係機関との情報共有を的確に行うための環境整備に取り組みます。
- ・ヘリコプターテレビシステムの地上設備の老朽化に伴い、設備の更新を行います。また、活動基盤の整備や実戦的訓練の実施などにより、大規模災害発生時における警察機能の維持及び災害対処能力の強化を図ります。

② 市町における災害対策活動の充実・強化に向けた支援

- ・能登半島地震の被災地支援活動から得た気づきや、能登半島大雨災害で課題となったことを市町と話し合い、市町が実施する図上訓練等の企画に生かすとともに、訓練の運営について必要な支援を行います。
- ・能登半島地震や能登半島大雨災害をふまえ、ドローンによる孤立地域への物資輸送について実証調査を行い、ドローンを活用した物資輸送の方法について市町とともに検討します。
- ・救助・救援に必要な情報を確実に伝達・共有し、災害時における県、市町、防災関係機関相互の通信を確保するため、防災通信ネットワークについて適切に維持管理を行うとともに、衛星系防災行政無線設備については、更新工事の令和7年度内の完成に向け、適切に工程管理を行います。また、市町と連携して、防災通信ネットワークを活用した訓練を実施します。

③ 消防・保安体制の充実・強化に向けた支援

- ・消防団への入団促進等の取組を進めるとともに、能登半島地震での消防団の対応をふまえ、消防団の大規模災害への対応力向上のため、倒壊家屋からの救助等に活用する重機やチェーンソー等の資機材の利用に必要な資格取得や、孤立地域の状況確認等に活用するドローンの操縦に係る講習の受講、業務のデジタル化等による消防団のDXを推進することで、消防団の充実強化を図ります。
- ・地域の消防力向上を図るため、消防の広域化及び連携・協力の取組を促進します。また、消防学校において、激甚化・頻発化する豪雨災害や南海トラフ地震などの大規模災害等に的確に対応できる消防職団員を育成するため、基本的な教育訓練に加え、さまざまな災害や課題に対応できる専門的・実践的な教育訓練を実施します。
- ・南海トラフ地震の発生に備えるため、三重県石油コンビナート等防災計画の見直しに向けた石油コンビナート防災アセスメント調査の実施等に取り組みます。また、事業者の自主保安を促進し、高圧ガス等の事故の発生を未然に防止するため、高圧ガス製造施設等への立入検査や保安検査等を実施するとともに、高圧ガスや危険物等施設の安全管理者等に対するセミナー・講習会等を実施します。

④ 災害保健医療体制の整備

- ・能登半島地震における石川県での医療搬送体制や南海トラフ地震における三重県の被害想定をふまえて、三重県独自の医療搬送体制を検討します。また、人工衛星を利用した通信設備の配備先の拡充や既存設備の更新、DMAT隊員の増加を目的とした三重L-DMAT養成研修の実施など、災害医療提供体制のさらなる強化を図ります。

- ・歯科診療所が被災した場合の歯科診療体制について、さらなる強化を図ります。
- ・能登半島地震の保健師派遣の気づきをふまえ、災害時の保健医療活動に係る受援体制の充実を図るため、マニュアル等の改定や人材育成研修に取り組みます。
- ・BCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアルについて、引き続き、未整備の病院に対してはマニュアルの整備促進を、整備済の病院に対しては不断の見直しを求めます。
- ・保健医療活動を支える人材を育成するため、引き続き、災害医療コーディネーター研修や災害薬事コーディネーター研修、災害看護研修等を実施するとともに、DHEAT研修等へ参加します。

⑤ 国民保護の推進

- ・国、市町、関係機関と連携し、有事の際の対処能力向上を目的として、全市町が参加する国民保護図上訓練(討議型図上訓練)を実施します。また、有事の際に県民が適切な避難行動をとれるよう、避難行動訓練を実施するとともに、県民の命を守るため、緊急一時避難施設の指定を進めます。

施策 1-2 地域防災力の向上

(主担当部局：防災対策部)

施策の目標

(めざす姿)

地域や学校における防災に関する取組が継続的に行われることで、夜間に地震や突発的な豪雨が発生した場合など通常より避難が困難な状況であっても、すべての避難を必要とする人が適切に避難できる地域づくりが進むとともに、災害を「我が事」としてとらえ自ら進んで防災情報をホームページ等から収集するなど県民の皆さんの防災意識が高まり、日ごろから災害への備えが進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 災害に強い地域づくり

- ・防災意識の向上と日ごろからの災害への備えを促進するため、地震体験車による啓発や大型商業施設における防災啓発イベントの実施に取り組んでいます。また、線状降水帯による被害が各地で発生していることをふまえ、県民の皆さんの風水害に対する理解を促進するシンポジウムを6月に開催したほか、11月には昭和東南海地震から80年の節目を迎えることをふまえ、過去の地震被害の教訓を未来に継承するシンポジウムを開催します。
- ・みえ防災コーディネーターの育成に取り組むとともに、自主防災組織の活性化を図るため、研修内容の充実や交流会の機会増に取り組んでいます。また、自主防災組織において継続的に活躍していただける人材の確保に向け、みえ防災コーディネーター育成講座に自主防災組織等から推薦を受けた方の優先応募枠を設け、その修了者が地域で活躍していただくための支援に取り組んでいます。
- ・若年層の防災意識の向上を図るため、「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」を開催しています。また、養成したサポーターによる地域での活動を促進するため、県内各地の防災活動への参画等を支援しています。

② 災害から命を守る適切な避難の促進

- ・南海トラフ地震の発生に備えるため、令和6年能登半島地震の支援活動を通じて得られた気づきや、新たに設置した防災分野の有識者など13名で構成する「三重県南海トラフ地震対策検討会議」での意見をふまえ、南海トラフ地震被害想定の見直しを進めるとともに、津波災害警戒区域の指定に向けた取組を進めています。
- ・県民の皆さんが外出先においても津波等の地震被害や風水害から避難できるための情報を迅速に収集できるよう、三重県独自の防災アプリの開発を進めています。
- ・県民の皆さんが「避難所の確保・整備」を重視しているとの1万人アンケートの結果もふまえ、市町に対して避難所の資機材整備等に係る財政支援を行っています。また、避難所における非常用自家発電設備等で稼働する空調設備の整備を行う市町に対して財政支援を行っています。
- ・津波から県民の皆さんの命を守るため、津波避難タワー等、市町による津波避難施設等の整備に対して財政支援を行っています。また、津波や風水害からの避難の実効性を高めるため、市町等の要請に応じて県防災技術指導員を派遣し、地区防災計画の作成や避難訓練等の支援を行っています。

③ 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

- ・みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)に参画するとともに、各支援主体(NPO、ボランティア団体、企業等)が災害発生時に協働して支援活動を実施できるよう、平時からの連携・つながりの強化のための研修会の実施や、防災訓練への参加等を通じ、MVSCのコーディネート機能強化や市町における災害ボランティア受入れ体制整備の支援に取り組んでいます。
- ・能登半島地震及び9月の能登半島大雨災害により、被災地ではボランティア団体やNPO等に

よる長期的な支援が必要となることから、MVSCにおいて、被災地の状況や支援ニーズ等の情報収集や情報発信を行うとともに、県内の個人ボランティアやNPO等の活動に対する助成等に取り組んでいます。

④ 学校における防災教育の推進

- ・令和6年8月下旬から9月下旬にかけて、子どもたちの防災学習を効果的に推進するため、県立学校 24 校を対象に意見交換を実施しました。
- ・令和6年7月下旬から8月下旬にかけて、県内4か所で教職員のための学校防災リーダー研修を実施し、592名が参加しました。また、県内の学校に対し、学校防災アドバイザーの派遣等防災教育推進支援事業を8月末までに64学校、109プログラムを実施しました。
- ・能登半島地震の被災地に県内の高校生を派遣するための事前学習会を熊野市で令和6年7月30日から31日にかけて実施しました。11月2日から4日にかけて34名の高校生を石川県輪島市に派遣予定です。
- ・令和6年5月9日に能登半島地震の被災地支援に派遣した災害時学校支援チーム隊員3名による報告会を開催し、80 名が参加しました。また、令和6年7月下旬から8月下旬にかけて、県内4か所で開催した学校防災リーダー研修会の参加者 592 名に対し、派遣隊員8名による報告会を開催しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
地域で夜間避難に資する取組を新たに実施した市町数						②	
—	6 市町	12 市町	18 市町	—	24 市町	29 市町	—
—	6 市町	12 市町	—		—	—	
県が防災情報を提供するホームページのアクセス数						①②	
—	3, 247 千件	3, 279 千件	3, 311 千件	—	3, 343 千件	3, 375 千件	—
3, 215 千件	2, 845 千件	4, 563 千件	—		—	—	
津波避難対策として一時避難施設の整備等に新たに取組んだ市町数						②	
—	4 市町	8 市町	12 市町	—	16 市町	19 市町	—
—	6 市町	10 市町	—		—	—	
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合						④	
—	85. 0%	100%	100%	—	100%	100%	—
75. 0%	83. 6%	88. 9%	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 災害に強い地域づくり

- ・能登半島地震や能登半島大雨災害の発生、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の初めての発表があった中、県民の皆さんの防災意識を高め、自助・共助の取組を促進するため、地震体験車の派遣や大型商業施設における防災イベントの実施、シンポジウムの開催などによる普及啓発活動の充実に取り組みます。
- ・「みえ防災・減災センター」と連携し、自主防災組織のリーダーなど防災人材の育成に取り組むとともに、能登半島地震や能登半島大雨災害の支援活動を通じて得た気づきをふまえ、県や市町において災害対応のマネジメント技術を身に付けた職員を育成するため実践的な研修を新たに実施します。
- ・県内の若者が、将来、地域の防災活動の担い手として活躍することをめざして、実践的な知識やスキルを身に付けることができるよう、「みえ学生啓発サポーター養成講座」を実施するとともに、サポーターが地域で行う防災活動に対して支援します。

② 災害から命を守る適切な避難の促進

- ・「三重県南海トラフ地震対策検討会議」から意見をいただきながら、新たな南海トラフ地震被害想定を作成するとともに、津波災害警戒区域を指定する取組を推進します。
- ・地震の発生や風水害のおそれの際、県民の皆さんの適切な避難行動を促進するため、防災アプリの普及を促進するとともに、避難を必要とするさまざまな方が活用しやすくなるよう、防災アプリで提供する情報や機能の充実を図ります。
- ・能登半島地震や能登半島大雨災害をふまえ、誰もが安心して利用できる避難所づくりを促進するため、避難所の空調設備整備やプライバシー確保に資する取組への支援を行うとともに、新たに避難所運営を担う自主防災組織等を対象とした実践的な訓練を実施します。また、孤立地域の発生に備えて、孤立が想定される地域の現状を調査し、発災時に必要な通信機器や物資等について市町の備蓄を支援します。さらに、住宅の倒壊から県民の皆さんの命を守るため、市町による耐震シェルター設置助成制度の取組を支援します。
- ・津波から県民の皆さんの命を守るため、津波避難タワー等、市町による津波避難施設等の整備に対して支援を行います。また、夜間時の地震発生など昼間より避難が困難な状況においても適切に避難できる地域づくりを進めるため、県防災技術指導員を派遣し、避難訓練など市町による夜間避難対策の取組を支援します。

③ 災害ボランティアの活動環境の充実・強化

- ・みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)に引き続き参画するとともに、能登半島地震の支援活動を通じて得られた気づきをふまえ、各支援主体(NPO、ボランティア団体、企業等)が災害発生時に協働して支援活動を実施できるよう、平時からの連携・つながりの強化のための研修会の実施や、防災訓練への参加等を通じ、MVSCのコーディネート機能強化や市町における災害ボランティア受入れ体制整備の支援に取り組みます。

④ 学校における防災教育の推進

- ・災害発生時に適切な判断・行動ができる知識を身に付ける防災学習に、子どもたちがいつでも効果的に取り組むことができるよう、防災ノートとデジタルコンテンツを組み合わせた防災学習を推進します。
- ・教職員が防災に対する意識を高めるとともに、専門的な防災の知識やスキルを身に付けるため、学校防災リーダー研修や学校防災アドバイザー派遣等を通じ、教職員の防災教育の指導力向上や、家庭や地域と連携した学校の体験型防災学習等への支援に取り組みます。
- ・災害時に自らの命を守るとともに、安全で安心な社会づくりに貢献できる知識や能力を取得するため、県内の高校生を能登半島地震などの被災地に派遣し、さまざまな学びや経験を得ることにより、災害時に地域で自ら行動できる防災人材の育成を図ります。
- ・大規模災害時に迅速に支援活動が展開できるよう、能登半島地震の被災地支援に派遣した災害時学校支援チーム隊員が被災地で学んだことを学校関係者と共有する機会を設けるとともに、必要な研修を実施するなど、チームの強化に取り組みます。

施策 1-3 災害に強い県土づくり

(主担当部局：県土整備部)

施策の目標

(めざす姿)

河川整備や堆積土砂の撤去に加え、流域全体で水害を軽減させる流域治水プロジェクトが進んでいます。

土砂災害から県民の皆さんの生命、財産を守る堰堤等の整備が進み、特に要配慮者利用施設等の保全が進んでいます。また、盛土災害を防止する通報体制の整備や、山地災害危険地区における治山施設整備が進んでいます。

大規模地震発生後の津波等による被害軽減のため、海拔0m地帯等における河川・海岸堤防や大型水門等の耐震対策が進んでいます。

災害直後から緊急輸送道路の円滑な通行を確保するため、大規模地震後もすぐに通れる橋、土砂崩れのない道路等の整備が進んでいます。

河川監視カメラ等の設備拡充による被災情報の迅速な把握や、新規導入した排水ポンプ車など初動体制が強化されています。

定期点検に基づく適切なメンテナンスにより、災害時・平常時を問わずインフラの機能が確保されています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 流域治水の推進

・浸水被害リスクの軽減に向けて「流域治水プロジェクト」を着実に推進するため、流域治水の取組の見える化を図っています。特定都市河川の中村川・波瀬川・赤川においては、「流域治水」の実効性を高め、あらゆる関係者の協働により水害に強い地域づくりを実践するため、流域水害対策計画を策定しました。また、河川の堆積土砂を29万㎡減少させることを目標として、土砂撤去を進めるとともに、流水の阻害となっている樹木の伐採を進めています。このほか、令和10年度完成に向けて、鳥羽河内ダムの本体工事を推進しています。

② 土砂災害対策の推進

・土砂災害防止施設の整備について、特に自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や避難所の保全を進め、1箇所完了を目標として事業を実施しているほか、想定以上に土砂が堆積した砂防ダムについて、緊急度の高い砂防ダムから堆積土砂の撤去を進めています。

③ 山地災害対策の推進

・台風等による山地災害からの早期復旧に取り組むとともに、山地災害危険地区の治山施設整備未着手箇所や荒廃森林において災害の未然防止を図るため、治山事業により施設整備を実施しています。

④ 高潮・地震・津波対策の推進

・高潮災害防止のための海岸保全施設の整備や、地震・津波による被害軽減のため、県管理の河川・海岸において、1河川及び5海岸の堤防、河口部の大型水門等5基の耐震対策を推進しています。また、堤防等については、12河川及び6海岸の堤防で粘り強い構造とする施設整備を実施しています。

⑤ 緊急輸送道路等の機能確保

・災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路に架かる橋の落橋及び倒壊対策を45橋、洪水で橋が流されない対策を6橋で進めています。また、道路の土砂崩れ対策を10箇所を進めています。さらに、車両のすれ違いが困難な箇所の解消などに向けて10箇所を整備を進めています。

⑥ インフラ危機管理体制の強化
・道路・河川監視カメラ、水位計等の配備拡充を進めるとともに、土砂災害情報提供システムについて県広報番組などを活用して県民への周知を図っています。
・大規模災害発生時の対応を的確に行うため、建設事務所において初動体制の確保、パトロール等の訓練を引き続き実施しています。
・デジタル技術の活用により、被災状況を早期把握し、本庁等にリアルタイムに報告するなど情報共有を図るとともに現地の応急対応の迅速化を進めています。
・昨年度導入した排水ポンプ車の操作訓練を実施するとともに、2 台目の排水ポンプ車の発注を行い、初動体制の強化を進めています。
⑦ インフラの老朽化対策の推進
・道路・河川・海岸・下水道など、公共インフラの定期点検・長寿命化計画に基づく適切なインフラメンテナンスを進めています。特に道路施設については、定期点検の結果により早期措置段階と診断された橋梁・トンネルなど150施設で修繕を進めています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
河川の流れを阻害する堆積土砂の堆積量（累計）						①	
—	249 万 ³ (△21 万 ³)	232 万 ³ (△38 万 ³)	190 万 ³ (△80 万 ³)	—	187 万 ³ (△83 万 ³)	185 万 ³ (△85 万 ³)	—
270 万 ³	245 万 ³ (△25 万 ³)	219 万 ³ (△51 万 ³)	—		—	—	
要配慮者利用施設および避難所を保全する施設の整備率						②	
—	10% (3 件 /30 件)	20% (6 件 /30 件)	27% (8 件 /30 件)	—	37% (11 件 /30 件)	63% (19 件 /30 件)	—
—	17% (5 件 /30 件)	23% (7 件 /30 件)	—		—	—	
市町ハザードマップへの高潮浸水想定区域情報の掲載率						④	
—	54% (6 市町 /11 市町)	72% (8 市町 /11 市町)	100% (11 市町 /11 市町)	—	100%	100%	—
45% (5 市町 /11 市町)	63% (7 市町 /11 市町)	91% (10 市町 /11 市町)	—		—	—	
大規模地震でも壊れない補強された橋の割合						⑤	
—	92% (508 橋 /553 橋)	94% (520 橋 /553 橋)	95% (523 橋 /553 橋)	—	96% (529 橋 /553 橋)	100%	—
91% (503 橋 /553 橋)	93% (514 橋 /553 橋)	94% (520 橋 /553 橋)	—		—	—	

被災箇所を早期発見し、初動を迅速化する体制の構築						⑥	
—	道路カメラ 設置率 58% (58 台 /100 台) 河川カメラ 設置率 54% (56 台 /102 台) コントロールルーム 設置	道路カメラ 設置率 71% (71 台 /100 台) 河川カメラ 設置率 67% (69 台 /102 台)	道路カメラ 設置率 84% (84 台 /100 台) 河川カメラ 設置率 79% (81 台 /102 台)		道路カメラ 設置率 91% (91 台 /100 台) 河川カメラ 設置率 90% (92 台 /102 台)	道路・河 川の重点 監視箇所 における 画像情報 の集中監 視体制の 完成	
パトロール や住民など からの通報 を中心とす る情報収集	道路カメラ 設置率 58% (58 台 /100 台) 河川カメラ 設置率 55% (57 台 /102 台) コントロールルーム 設置	道路カメラ 設置率 59% (59 台 /100 台) 河川カメラ設 置率 71% (73 台 /102 台)	—	—	—	—	—
橋梁の修繕完了率						⑦	
—	100% (49 橋 /49 橋)	100% (53 橋 /53 橋)	100% (34 橋 /34 橋)	—	100% (29 橋 /29 橋)	100%	—
100% (54 橋 /54 橋)	100% (49 橋 /49 橋)	100% (53 橋 /53 橋)	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 流域治水の推進

・気候変動の影響により頻発化、激甚化する水災害に備えるため、引き続き河川の堆積土砂撤去や樹木伐採等、浸水被害リスクの軽減に向けて「流域治水プロジェクト」を着実に推進するとともに、気候変動をふまえた河川計画の策定を進めます。また、令和5年度から着手した鳥羽河内ダムについては、令和10年度の完成に向けて進捗を図ります。

② 土砂災害対策の推進

・土砂災害発生の危険性がある区域で、引き続き土砂災害防止施設の整備を進め、特に自力避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や避難所の保全を進めます。また、堆積した土砂の撤去が必要な砂防ダムが多く残されていることから、今後も継続的に砂防ダムの堆積土砂撤去を推進します。

③ 山地災害対策の推進

・土砂の流出防止や山腹斜面の安定を図るため、台風等による山地災害からの早期復旧や、山地災害危険地区や荒廃森林における治山施設の整備に取り組みます。
・森林の土砂流出防止等の公益的機能を発揮させるため、保安林内の森林整備を進めるとともに、山地災害を未然防止するため、長寿命化計画に基づき、治山施設の老朽化対策に取り組みます。

④ 高潮・地震・津波対策の推進

・強い台風による伊勢湾沿岸での高潮や、南海トラフ地震等が想定されるため、県管理河川・海岸の耐震、高潮対策を進めます。また、河川・海岸堤防等については、粘り強い構造とする施設整備を進めます。

⑤ 緊急輸送道路等の機能確保

・緊急輸送道路等で大規模災害発生時に被災する恐れのある箇所や、車両のすれ違いが困難な箇所が残っています。また、能登半島地震において道路が被災し、救急・救援活動に支障をきたしたことを踏まえ、引き続き緊急輸送機能を確保するための対策に取り組みます。

⑥ インフラ危機管理体制の強化

・被災情報を迅速に把握するため、引き続き、道路・河川監視カメラ、水位計等の配備拡充に取り組みます。
・引き続き、ドローンやタブレット等の活用などのデジタル技術を活用した迅速な被災状況の把握に取り組みます。
・現場や関係機関と連携した実動訓練を積み重ねるとともに排水ポンプ車の増備を行うなど初動体制の強化に取り組みます。

⑦ インフラの老朽化対策の推進

・災害時・平常時を問わずインフラの機能を確保する必要があるため、引き続き、長寿命化計画に基づく適切なインフラメンテナンスを行います。

施策 2-1 地域医療提供体制の確保

(主担当部局：医療保健部)

施策の目標

(めざす姿)

患者の状態に応じた質の高い効率的・効果的な医療が提供されるよう、県民の皆さんと将来あるべき医療提供体制についての共通理解が進み、医療機能の分化・連携、医療従事者の確保、がん・循環器病対策、救急医療など、地域の医療提供体制が充実しています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 地域医療構想の実現

- ・「第8次三重県医療計画」に基づき、5疾病・6事業および在宅医療の取組をはじめ、「三重の健康づくり基本計画」や「三重県介護保険事業支援計画」など、他の関連する施策と連携を図りつつ、医療資源の有効活用、医療人材の確保・育成、医療DXの推進等に取り組み、効率的で質の高い医療提供体制の構築を推進しています。
- ・地域医療構想の達成に向け、県内8地域の地域医療構想調整会議等において、入院、外来、在宅について各地域の現状や課題の協議を行い、医療機関の機能分化・連携を進めています。

② 医療分野の人材確保

- ・医師の確保について、「三重県医師確保計画」に基づき、医師修学資金貸与制度の運用や、地域枠医師等に対するキャリア形成支援と医師不足地域への医師派遣を進めるなど、医師の総数確保や偏在解消に取り組んでいます。また、県外在住の医師や医学生等への情報発信等、県外医師の確保に向けた取組を進めています。
- ・看護職員の確保について、三重県看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、看護職員修学資金貸与制度の運用や三重県ナースセンターへの登録促進のほか、特定行為研修修了者を増やすための取組など、人材確保、定着促進、資質向上、助産師確保の4本柱で取組を進めています。
- ・地域医療の魅力を発信する取組として、医学生を対象とした体験実習や、高校生を対象としたセミナー等を開催し、医療従事者との交流を図ることにより、将来の地域医療を担う医師や看護職員の確保・育成に取り組んでいます。
- ・医師や看護職員等の勤務環境改善に向けて、「女性が働きやすい医療機関」認証制度により、医療従事者が働きやすい環境づくりの促進に取り組んでいます。また、医師の働き方改革について、時間外労働時間の削減や勤務間インターバルの確保等に対して支援するとともに、医療勤務環境改善支援センターの労務管理アドバイザーによる相談対応等に取り組んでいます。
- ・医療資源が不足するへき地でも適切な医療を受けることができるよう、へき地医療拠点病院等からの代診医派遣等に取り組んでいます。また、へき地におけるオンライン診療のモデル構築をふまえ、導入を進める市町等を支援しています。
- ・薬局機能を強化するため、在宅医療への参画や多職種との連携等に取り組む薬剤師・薬局を支援するとともに、復職・転職支援等、薬剤師の確保を進めています。また、薬剤師の地域偏在・職域偏在の解消のために、県内の病院に勤務する薬剤師の確保・育成を目的とした奨学金返還助成制度の創設に向けて取り組んでいます。

③ がん対策の推進

- ・県民に対して、がん検診の受診勧奨や、県内医療機関の情報、がん患者が受けられる支援などに関する情報を公的な立場から総合的・効果的に届けるため、がんに関する情報発信の強化に取り組んでいます。また、がんの早期発見・早期治療をめざし、ナッジ理論などを活用したがん検診の受診勧奨に取り組む市町に対する財政支援を行うとともに、効果的な受診勧奨に向けた分析や勧奨策の実施を支援し、受診率向上に係る市町の取組の充実を図っています。

- ・がん医療の一層の充実を図るため、がん診療を行う医療機関の施設・設備整備の支援や緩和ケアの推進など、県のがん医療提供体制の整備を進めるとともに、がん対策をより効果的に推進するため、がん登録により得られた罹患率、死亡率等のデータを分析し、情報の利活用を進めています。
- ・がん患者やその家族等が治療の早期から必要な支援を受けられるよう、三重県がん相談支援センター等の相談窓口の周知や、事業者に対するがん患者の治療と仕事の両立支援の理解促進を図っています。加えて、がんになっても自分らしく生きることができるよう、治療により脱毛等の外見の変化を生じたがん患者へのウィッグ等の購入補助を行うとともに、在宅療養を希望する AYA 世代のがん患者への在宅療養支援に取り組む市町に対して新たに補助を行っています。

④ 循環器病対策の推進

- ・脳卒中や急性心筋梗塞等の循環器病対策のさらなる推進をめざし、循環器病に関する正しい知識の普及啓発や生活習慣の改善促進のための県民向けの情報発信を強化し、発症予防・重症化予防に取り組んでいます。
- ・三重大学医学部附属病院が設置する「脳卒中・心臓病等総合支援センター」の運営を支援するとともに、同センターと連携し、循環器病患者に対する相談の実施など、総合的な支援体制の充実を図っています。

⑤ 救急医療等の確保

- ・三重県医師会等の関係機関と連携し、新規に開業する医療機関を中心に救急医療情報システムへの参加を働きかけ、より充実した初期救急医療体制の提供に努めています。
- ・かかりつけ医の必要性や救急車の適正利用などについて、ホームページへの掲載やリーフレットの配布など普及啓発を行うとともに、電話案内、自動音声・FAX案内サービスで対応可能な医療機関の情報を医療ネットみえ(救急医療情報ネット)で提供することにより、県民の適切な受診行動を促進しています。
- ・重症患者の救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航等を支援しています。
- ・安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、周産期母子医療センターや小児救急医療機関の運営、新生児ドクターカー(すくすく号)の運用に対する支援を行うとともに、「みえ子ども医療ダイヤル(#8000)」による電話相談の充実を図っています。また、小児在宅医療については、関係団体とも連携しながら、医療従事者の資質向上に取り組み、在宅療養を支える医療資源の充実に取り組んでいます。
- ・救命率の向上を図るため、消防職員の救急救命士養成機関への入校を支援し、救急救命士の養成に取り組むとともに、指導救命士の養成講習や救急救命士が行う特定行為を円滑に行うための講習を実施するなど救急救命士の資質向上等に取り組んでいます。
- ・医療に関する患者・家族等からの相談等に対応していくとともに、医療安全推進協議会や院内感染対策を支援する三重県感染対策支援ネットワーク運営会議等において取組事例の共有化を進めながら、県内医療機関における院内感染対策や医療安全体制の推進に向けて必要な支援を行っています。
- ・三重大学医学部附属病院を高度救命救急センターに指定したことに伴い、通常の救命救急センターとの役割分担を進めていくため、令和6年10月1日付けで松阪中央総合病院を新たな救命救急センターに指定しました。

⑥ 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供

- ・新たな中期経営計画に基づき、各県立病院の役割や地域のニーズに応じた医療を提供し、健全な病院経営をめざすとともに、新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組などを進めています。
- ・こころの医療センターにおいては県内の精神科医療の中核病院としての機能や地域生活支援の取組を、一志病院においてはプライマリ・ケアの実践や人材育成、予防医療の取組を、志摩病院においては指定管理者制度のもと地域の中核病院としての取組を進めています。

⑦ 適正な医療保険制度の確保

- ・国民健康保険制度を持続可能なものとしていくため、市町や関係団体と連携し安定的な財政運営や効率的な事業運営に努めています。

また、保険者努力支援制度等を活用し、各市町の実情に応じた予防・健康づくりなど医療費適正化の取組を支援するとともに、「第2期三重県国民健康保険運営方針」に基づき、保険料水準の統一に向けた取組を計画的・段階的に進めています。

・子ども・一人親家庭等・障がい者が、安心して必要な医療を受けられるよう、各市町が実施する福祉医療費助成事業を支援しています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
病院勤務医師数						②	
—	2,801.9人	2,822.6人	2,843.3人	—	2,864.0人	2,884.7人	—
2,781.2人	2,824.7人	2,837.0人	—		—	—	
看護師等学校養成所の定員に対する県内就業者の割合						②	
—	68.2%	69.0%	69.8%	—	70.6%	71.4%	—
67.4%	66.0%	64.4%	—		—	—	
がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)						③	
—	乳がん 19.0% 子宮頸がん 20.0% 大腸がん 9.2% (3年)	乳がん 20.5% 子宮頸がん 21.2% 大腸がん 10.7% (4年)	乳がん 22.0% 子宮頸がん 22.5% 大腸がん 12.1% (5年)	—	乳がん 23.5% 子宮頸がん 23.7% 大腸がん 13.6% (6年)	乳がん 25.0% 子宮頸がん 25.0% 大腸がん 15.0% (7年)	—
乳がん 17.5% 子宮頸がん 18.7% 大腸がん 7.8% (2年)	乳がん 17.0% 子宮頸がん 18.6% 大腸がん 7.9% (3年)	乳がん 17.1% 子宮頸がん 18.5% 大腸がん 7.7% (4年)	—		—	—	
がんによる10万人あたりの死亡者数(平成27年モデル人口に基づく 年齢調整後)						③	
—	259.1人 (3年)	255.8人 (4年)	252.5人 (5年)	—	249.3人 (6年)	246.1人 (7年)	—
262.5人 (2年)	267.7人 (3年)	267.8人 (4年)	—		—	—	
循環器病による10万人あたりの死亡者数(平成27年モデル人口に 基づく年齢調整後)						④	
—	213.0人 (3年)	206.4人 (4年)	200.0人 (5年)	—	193.7人 (6年)	187.7人 (7年)	—
219.9人 (2年)	216.7人 (3年)	232.9人 (4年)	—		—	—	
救急搬送患者のうち、傷病程度が軽症であった人の割合						⑤	
—	50.8% (3年)	50.0% (4年)	49.2% (5年)	—	48.4% (6年)	47.6% (7年)	—
51.6% (2年)	51.2% (3年)	53.5% (4年)	—		—	—	

県立病院患者満足度						⑥	
—	95.0%	95.0%	95.0%	—	95.0%	95.0%	—
91.3%	91.5%	92.7%	—	—	—	—	—

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 地域医療構想の実現

- ・「第8次三重県医療計画」に基づき、5疾病・6事業および在宅医療の取組をはじめ、「三重の健康づくり基本計画」や「三重県介護保険事業支援計画」など、他の関連する施策と連携を図りつつ、医療資源の有効活用、医療人材の確保・育成、医療DXの推進等に取り組み、効率的で質の高い医療提供体制を構築します。
- ・県内8地域の地域医療構想調整会議等において、入院、外来、在宅における各地域の現状、課題や、新たな地域医療構想の方向性等の協議を行い、医療機関の機能分化・連携を進めます。

② 医療分野の人材確保

- ・医師の確保について、地域における医療提供体制の確保を図るため、医師修学資金貸与制度の運用や、地域枠医師等に対するキャリア形成支援と医師不足地域への医師派遣を進めるなど、医師の総数確保や偏在解消に取り組みます。また、県外在住の医師や医学生等への情報発信等を行うとともに、三重大学の魅力向上の取組を支援することにより、医師確保の取組を進めます。
- ・三重県看護職員確保対策検討会での議論をふまえ、看護職員修学資金貸与制度の運用や三重県ナースセンターへの登録促進のほか、情報発信の充実等により看護職員の確保に取り組みます。また、看護業務の負担軽減を図るため、看護補助者の活用等に取り組むとともに、特定行為研修修了者を増やすための説明会や専任教員養成講習会の開催等により、看護職の人材育成や看護教育の充実を図ります。
- ・地域医療の魅力発信する取組として、医学生を対象とした体験実習や研修会を開催するとともに、高校生を対象としたセミナーや病院現場の見学体験など医療従事者との交流を図ることにより、将来の地域医療を担う医師や看護職員の確保・育成に取り組みます。
- ・医師の働き方改革について、医療勤務環境改善支援センターの労務管理アドバイザーによる相談対応に取り組むとともに、地域医療提供体制の確保を図るため、医師の教育研修や派遣に取り組む医療機関を支援します。また、医療従事者の勤務環境改善を一層促進するため、「女性が働きやすい医療機関」認証医療機関の好事例の周知等に取り組みます。
- ・医療資源が不足するへき地でも適切な医療を受けることができるよう、へき地医療拠点病院等からの代診医派遣等に取り組むとともに、へき地におけるオンライン診療の導入を進める市町等を支援します。また、へき地等の医師確保に向けて、医師少数区域経験認定医師に対して、研修費の補助などの支援に取り組みます。
- ・薬局機能を強化するため、在宅医療への参画や多職種との連携等に取り組む薬剤師・薬局を引き続き支援するとともに、復職・転職支援等により薬剤師の確保に取り組みます。また、県内病院薬剤師の確保・育成を目的とした奨学金返還助成制度を運用するとともに、派遣等の支援を検討することで薬剤師の地域偏在・職域偏在の解消を図ります。

③ がん対策の推進

- ・県民に対して、がん検診の受診勧奨や、県内医療機関の情報、がん患者が受けられる支援などに関する情報を公的な立場から総合的・効果的に届けるため、がんに関する情報発信の強化に取り組めます。また、がんの早期発見・早期治療をめざし、がん検診の受診勧奨に取り組む市町に対する財政支援を行うとともに、効果的な受診勧奨に向けた分析や勧奨策の実施を支援し、受診率向上に係る市町の取組の充実を図ります。
- ・がん医療の一層の充実を図るため、がん診療を行う医療機関の施設・設備整備の支援や緩和ケアの推進など、引き続き県のがん医療提供体制の整備を進めるとともに、がん対策をより効果的に推進するため、がん登録により得られた罹患率、死亡率等のデータを分析し、情報の利活用を進めます。

・がん患者やその家族等が治療の早期から必要な支援を受けられるよう、引き続き、三重県がん相談支援センター等の相談窓口の周知や、事業者に対するがん患者の治療と仕事の両立支援の理解促進を図ります。加えて、がんになっても自分らしく生きることができるよう、治療により脱毛等の外見の変化を生じたがん患者へのウィッグ等の購入補助を行うとともに、在宅療養を希望する AYA 世代のがん患者への在宅療養支援に取り組む市町に対して補助を行います。

④ 循環器病対策の推進

・脳卒中や急性心筋梗塞等の循環器病対策のさらなる推進をめざし、循環器病に関する正しい知識の普及啓発や生活習慣の改善促進のための県民向けの情報発信を強化し、発症予防・重症化予防に取り組みます。

・三重大学医学部附属病院が設置する「脳卒中・心臓病等総合支援センター」の運営を支援するとともに、同センターと連携し、循環器病患者に対する相談の実施など、総合的な支援体制の充実に努めます。

⑤ 救急医療等の確保

・三重県医師会等の関係機関と連携し、新規に開業する医療機関を中心に救急医療情報システムへの参加を働きかけ、より充実した初期救急医療体制の提供に努めます。

・かかりつけ医の必要性や救急車の適正利用などについて、ホームページへの掲載やリーフレットの配布など普及啓発を行うとともに、電話案内、自動音声・FAX案内サービスで対応可能な医療機関の情報を医療ネットみえ(救急医療情報ネット)で提供することにより、県民の適切な受診行動を促進します。

・重症患者の救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営および設備整備、ドクターヘリの運航等を支援します。

・安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、引き続き、周産期母子医療センターや小児救急医療機関の運営、新生児ドクターカー(すくすく号)の運用に対する支援を行うとともに、「みえ子ども医療ダイヤル(#8000)」による電話相談の充実に努めます。また、小児在宅医療については、関係団体とも連携しながら、医療従事者の資質向上に取り組むとともに、小児患者が成長に合わせて適切な医療を受けられるよう、移行期体制について、関係機関と連携しながら課題解決に向けて検討を進めます。

・救命率の向上を図るため、引き続き、消防職員の救急救命士養成機関への入校を支援するとともに、指導救命士の養成に取り組めます。加えて、新たに習得すべき特定行為に関する講習を実施するなど救急救命士の資質向上等に取り組めます。

・医療に関する患者・家族等からの相談等に引き続き対応していくとともに、医療安全推進協議会や院内感染対策を支援する三重県感染対策支援ネットワーク運営会議等において取組事例の共有化を進めながら、県内医療機関における院内感染対策や医療安全体制の推進に向けて必要な支援を行います。

⑥ 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供

・中期経営計画に基づき、各県立病院の役割や地域のニーズに応じた医療を提供しながら、健全な病院経営をめざします。

・こころの医療センターにおいては、政策的医療のほか、認知症治療や依存症治療等の専門的医療の提供、訪問看護やデイケア等の地域生活支援、精神分野における災害医療に取り組めます。一志病院においては、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践やプライマリ・ケア人材の育成のほか、予防医療の提供や地域包括ケアシステムの構築に向けた多職種連携に取り組めます。志摩病院においては、指定管理者と密接に連携しながら、地域の医療ニーズをふまえた診療機能の維持・充実に取り組めます。

⑦ 適正な医療保険制度の確保

・国民健康保険制度を持続可能なものとしていくため、市町や関係団体と連携し安定的な財政運営や効率的な事業運営に努めます。また、保険者努力支援制度等を活用し、各市町の実情に応じた予防・健康づくりなど医療費適正化の取組を支援するとともに、「第2期三重県国民健康保険運営方針」に基づき、保険料水準の統一に向けた取組を引き続き着実に推進します。

・子ども・一人親家庭等・障がい者が、安心して必要な医療を受けられるよう、各市町が実施する福祉医療費助成事業を引き続き支援します。また、現物給付に係る市町補助について、対象年齢拡大の検討を進めます。

施策 2-2 感染症対策の推進

(主担当部局：医療保健部)

施策の目標

(めざす姿)

県民一人ひとりが正しい知識に基づいて行動できるよう、研修会の開催など感染防止に係る普及啓発や、感染症の発生動向などの情報発信が的確に行われています。

また、感染症の発生時には感染拡大を防止できるよう、速やかに積極的疫学調査や検査が実施できる体制が整備されています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 感染予防のための普及啓発の推進

・感染症の予防や感染拡大防止については、ホームページやポスター等にて、県民等へ感染予防の普及啓発や流行状況に応じた情報発信を行っています。

② 感染症危機管理体制の整備

・新興感染症への対応については、県と医療機関等との間で病床の確保や発熱外来の実施等に係る協定を締結することで、新興感染症発生・まん延時に必要な保健・医療提供体制を確保しています。また、協定締結医療機関の施設・設備整備を支援し、感染症への対応力を強化するとともに、県庁・保健所等の職員が参加する訓練・研修を実施し、感染症危機管理に対応できる人材を育成しています。

・協定締結医療機関に対し必要な個人防護具を備蓄するよう要請するとともに、協定締結医療機関での備蓄で対応できない場合に備えて、県においても個人防護具を備蓄しています。

・新型コロナウイルス感染症への対応については、令和6年4月から通常の医療体制へ完全移行しましたが、制度変更による混乱や医療提供体制のひっ迫が生じないよう、電話相談窓口や感染状況の把握等を実施するとともに、感染拡大時には県民へ基本的な感染対策等について注意喚起を行っています。

・感染拡大や重症化リスクの高い高齢者や障がい者の入所施設等の職員を対象に、感染予防や感染拡大防止のための研修会を開催しています。

・発生すると社会的に影響の大きい感染症の発生に備え、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への支援、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄を行っています。また、各保健所で感染症危機管理ネットワーク会議を開催するなど、関係機関との連携体制の充実を図っています。

③ 感染症対応のための相談・検査の推進

・エイズやウイルス性肝炎の早期発見と感染拡大防止のため、保健所における無料のHIV検査や、保健所および委託医療機関における無料のB型・C型肝炎ウイルス検査を実施するとともに、普及啓発を行っています。

・結核は、集団感染のリスクが高く、早期発見と治療の完遂が重要なため、健康診断や医療費の助成、訪問指導、DOTS(直接服薬確認療法)、接触者健診等を実施しています。

・予防接種については、三重県予防接種センターにおいて、県民や市町、医療機関等からの相談対応やワクチン接種に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
感染症の集団発生が抑止できた割合						①②③	
—	100%	100%	100%	—	100%	100%	—
100%	99.5%	100%	—		—	—	
感染予防対策研修会への参加施設数						②	
—	400 施設	450 施設	500 施設	—	550 施設	600 施設	—
298 施設	767 施設	456 施設	—		—	—	
新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症に係る検査体制の確保						③	
—	100%	100%	100%	—	100%	100%	—
100%	100%	100%	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 感染予防のための普及啓発の推進 ・例年より高い水準で流行している感染症もあることから、県民等へ感染予防の普及啓発を行うとともに、感染症発生動向調査システム等を活用した、感染症発生情報の収集・解析を行い、関係機関や県民へ感染症の発生動向等の情報提供に取り組みます。 ② 感染症危機管理体制の整備 ・新興感染症の発生時に迅速に医療提供体制を立ち上げることができるよう、県と医療機関等との間で締結した協定に基づき、平時から新興感染症に対応可能な体制を確保します。また、協定締結医療機関の施設・設備整備を支援し、感染症への対応力を強化するとともに、県庁・保健所等の職員が参加する訓練・研修を実施し、感染症危機管理に対応できる人材を育成します。 ・新型コロナウイルス感染症の発生初期に個人防護具が不足したことをふまえ、協定締結医療機関が必要な個人防護具を備蓄するよう促すとともに、協定締結医療機関での備蓄で対応できない場合に備えて、県においても個人防護具を備蓄します。 ・新興感染症への対応については、三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（令和6年度末改定予定）に基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立を重視した体制づくりに取り組みます。 ・高齢者や障がい者等の入所施設等では、感染症が発生した場合に感染拡大や重症化のリスクが高いため、引き続き、感染予防や感染拡大防止のための研修会を開催します。 ・発生すると社会的に影響の大きい感染症の発生に備え、感染症指定医療院等の運営や設備整備への支援、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄を行います。また、感染症発生時には、医療機関、消防、警察等の関係機関との連携が重要となることから、各保健所で感染症危機管理ネットワーク会議を開催するなど、関係機関との連携体制の充実に取り組みます。 ③ 感染症対応のための相談・検査の推進 ・エイズやウイルス性肝炎の早期発見に向け、保健所等が実施しているHIV検査やウイルス性肝炎検査の普及啓発を行い、検査受診者数の増加をめざします。また、陽性者が安心して治療を受けることができるよう、相談体制の充実に取り組みます。

- ・結核患者の早期発見と適切な治療につながるよう、引き続き、健康診断や医療費の助成、訪問指導、DOTS（直接服薬確認療法）、接触者健診等を実施します。なお、増加する高齢者や外国人の結核患者に対応するため、高齢者施設の管理者や関係者と連携し治療完遂に向けた支援の充実を図ります。
- ・予防接種要注意者や副反応歴のある方等の接種機会の確保を図るため、三重県予防接種センターにおいて、県民や市町、医療機関等からの相談対応や、予防接種要注意者等に対するワクチン接種を実施します。

施策 2-3 介護の基盤整備と人材確保

(主担当部局：医療保健部)

施策の目標

(めざす姿)

利用者のニーズに応じた介護サービス等の提供が進むよう、特別養護老人ホームの整備や地域住民等による見守り、多様な生活支援が充実するなど、介護基盤の整備と介護人材の確保が進んでいます。

高齢者が、要介護状態となっても地域の実情に応じ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 介護施設サービスの充実

- ・特別養護老人ホームの入所基準の適正な運用に向けた施設への訪問調査を行うとともに、施設整備を進めています。また、地域医療介護総合確保基金を活用し、住み慣れた地域で必要なサービスが受けられるよう、認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援しています。
- ・介護保険事業所・施設等では、集団感染となるリスクが高いことから、感染防止対策の徹底を求めるとともに、感染予防対策研修会を開催しています。

② 介護人材の確保

- ・介護人材を確保するため、県福祉人材センターによる無料職業紹介や、介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、介護未経験者を対象とした研修の実施や、外国人材を対象とした奨学金の支給に係る事業所への支援を行っています。
- ・外国人材の受入れに躊躇している介護施設等の受入体制を構築できるよう、受入れに必要な準備や費用負担等についての説明会を開催しています。
- ・介護職員の処遇改善に向けて、介護報酬等処遇改善加算の新規取得等を促進するため、研修会の開催や、社会保険労務士等による個別訪問に取り組んでいます。
- ・介護職員の負担軽減や介護現場における生産性向上に資する介護ロボットやICTの導入を支援しています。また、令和6年7月にみえ介護生産性向上支援センターを設置し、業務改善等に関する各種相談対応や専門家による伴走支援等に取り組んでいます。

③ 認知症になっても希望を持てる社会づくり

- ・市町に対するオレンジ・チューター派遣や研修会の開催等を通じて、地域の中で認知症サポーターを組織化し、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(チームオレンジ)の構築を支援しています。また、市町における成年後見制度に係る中核機関の設置の支援を行っています。
- ・南伊勢町において、レセプトデータを活用して認知症の人を早期のケアにつなげるモデル事業を実施するとともに、いなべ市、亀山市、東員町において、認知症ITスクリーニングの活用地域の拡大等に取り組んでいます。

④ 介護予防・生活支援サービスの充実

- ・地域包括支援センターの職員に対して介護予防ケアマネジメント等に係る研修会を開催するとともに、地域ケア会議へのアドバイザー派遣を行っています。
- ・市町ヒアリングにより市町の介護予防・重度化防止の現状や課題について把握するとともに、市町毎の介護分野等の取組を評価する保険者機能強化推進交付金等の成果指標を活用して、地域の実情に応じた取組が効果的に進むよう支援しています。

⑤ 在宅医療・介護連携の推進

- ・市町ヒアリングにより在宅医療・介護連携の現状や課題について把握するとともに、在宅医療に係る普及啓発等に取り組んでいます。

・訪問看護総合支援センターを設置し、運営の安定化等のためのアドバイザー派遣や、実態調査、人材育成のための研修の充実等に取り組みます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6 年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数						①③④⑤	
—	158 人	135 人	65 人	—	62 人	59 人	—
178 人	96 人	69 人	—		—	—	
県内の介護職員数						②	
—	33, 370 人 (3 年度)	34, 455 人 (4 年度)	35, 540 人 (5 年度)	—	36, 625 人 (6 年度)	37, 709 人 (7 年度)	—
32, 285 人 (2 年度)	32, 243 人 (3 年度)	32, 584 人 (4 年度)	—		—	—	
チームオレンジ整備市町数						③	
—	8 市町	15 市町	22 市町	—	29 市町	29 市町	—
4 市町	6 市町	11 市町	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 介護施設サービスの充実

・施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、優先度の高い方が円滑に施設へ入所できるよう、入所基準の適正な運用に向けた取組を行うとともに、介護人材の確保に向けた取組や特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めます。また、住み慣れた地域で必要なサービスが受けられるよう、認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援します。

・介護保険事業所・施設等では、集団感染となるリスクが高いことから、感染予防対策研修会を開催します。

② 介護人材の確保

・介護人材を確保するため、県内全てのハローワークと県福祉人材センターが連携した無料職業紹介、マッチング支援等の取組や介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、中高年齢層や介護未経験者等の多様な人材の参入促進に取り組みます。

・外国人材の受入れを促進するため、県内の介護施設等で就労を希望する外国人材と受入希望施設等とのマッチングを支援するとともに、受け入れた外国人材が介護職場で円滑に就労・定着するよう、受入施設の環境整備に対する支援に取り組みます。

・「働きやすい介護職場応援制度」の普及啓発や介護フェア等の開催による介護の魅力発信を行うとともに、介護職員の賃金改善に充てる介護職員等処遇改善加算の取得支援等により、介護人材の定着促進に取り組みます。

・訪問介護サービスが利用者へ安定的に提供されるよう、訪問介護事業所が実施する人材育成や経営改善に向けた取組等に対して支援します。

・介護サービスの一層の充実を図るため、介護支援専門員の資質向上に向けた研修を実施するとともに、介護職員の負担軽減や介護現場における生産性向上に資する介護ロボットや、介護ソフト、タブレット端末などのICTの導入促進、みえ介護生産性向上支援センターによる業務改善の相談対応等に取り組みます。

③ 認知症になっても希望を持てる社会づくり

- ・チームオレンジの構築が進んでいない市町があることから、市町への実態調査等をふまえ、オレンジ・チューター派遣回数を増加させるとともに、研修会の開催、ハンドブックの活用等により構築を支援します。また、市町や企業と協力し、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする「認知症サポーター」を養成するとともに、成年後見制度を必要とする方が安心して制度を利用できるように、人材育成のための研修を行います。
- ・認知症について早期から適切な診断や対応ができるよう、レセプトデータを活用して認知症の人を早期のケアにつなげるモデル事業の実施や早期発見につながる認知症ITスクリーニングの活用地域の拡大に向け、未実施の市町へ働きかけを行うことで、医療と介護の連携を図ります。
- ・認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェの県内の設置数が増えるよう、好事例の横展開などにより、市町の取組を引き続き支援します。
- ・認知症施策推進計画の策定に向けた取組を進めます。

④ 介護予防・生活支援サービスの充実

- ・地域包括支援センターの機能強化や介護予防・自立支援の取組の推進に向け、センターの職員に対する研修を実施するとともに、地域包括ケアシステムアドバイザーを地域ケア会議に派遣します。
- ・市町ヒアリングにより市町の介護予防・重度化防止の現状や課題について把握し、地域の実情に応じた取組が効果的に進むよう支援します。

⑤ 在宅医療・介護連携の推進

- ・地域における在宅医療・介護連携体制の構築に向け、市町ヒアリングで把握した現状や課題等をふまえた地域連携体制の強化に向けた研修、普及啓発等に取り組みます。
- ・在宅医療サービス提供機関等に対するカスタマーハラスメントが問題となっていることから、従事者が安全・安心に働ける環境整備の支援に取り組みます。
- ・訪問看護ステーションにおける運営安定化等の取組を推進するとともに、人材確保・資質向上を図るための研修会に取り組みます。

施策 2-4 健康づくりの推進

(主担当部局：医療保健部)

施策の目標

(めざす姿)

生涯を通じて健康的な生活を送ることができるよう、企業、関係機関・団体、市町と連携して健康づくりに取り組み、県民一人ひとりが望ましい生活習慣を身につけるとともに、企業の健康経営(※)が促進される社会環境づくりが進んでいます。また、県民の皆さんが難病にかかった時も、適切な治療や支援を受けています。

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 望ましい生活習慣の確立による健康づくりの推進

- ・「第3次三重の健康づくり基本計画」に基づき、県民の健康づくりを社会全体で進めるための取組を総合的かつ計画的に推進しています。
- ・自ら健康づくりに積極的に取り組む人だけでなく、健康に関心の薄い人を含む、幅広い層に対してアプローチを行うため、「自然に健康になれる環境づくり」に取り組んでいます。
- ・県民が主体的かつ継続的に健康づくりに取り組めるよう、企業や市町と連携して「三重とこわか健康マイレージ事業」の取組を推進しています。
- ・「三重とこわか県民健康会議」を通じて、社会全体で健康づくりに継続して取り組む気運の醸成を図るとともに、企業における健康経営を促進するため、「三重とこわか健康経営カンパニー」認定制度の普及定着や、認定企業を対象とした補助金による支援、特に優れた健康経営を実践している企業の表彰に取り組んでいます。
- ・「みえの食フォーラム」の開催やリーフレットの配布等を通して、企業、関係機関・団体と連携し、バランスのとれた食事をはじめ、野菜摂取や減塩を促すための普及啓発を行っています。
- ・糖尿病の発症予防や重症化予防の取組が身近な地域で効果的に行われるよう、保健・医療関係者を対象に受診勧奨や保健指導に係る研修を実施しています。また、関係機関・団体、市町との連携により、生活習慣病予防の啓発を行っています。
- ・健康増進法に基づく受動喫煙防止対策について、事業者等からの相談に対応するとともに、「たばこの煙の無いお店」への登録や啓発等に取り組んでいます。

② 歯科保健対策の推進

- ・「第3次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づき、歯と口腔の健康づくりに取り組むとともに、医療的ケア児の支援に係る医科歯科連携の推進や歯科受診が困難な人に対する在宅歯科保健医療の提供体制のさらなる充実に取り組んでいます。
- ・フッ化物洗口について、教育委員会と連携し、市町訪問や会議等における実践事例の紹介等により、フッ化物洗口の実施施設数の拡大に取り組んでいます。

③ 難病対策の推進

- ・医療費助成制度の円滑な運営に取り組むとともに、難病医療診療連携拠点病院、難病医療分野別拠点病院等の連携を促進し、難病患者を支える医療提供体制の整備に努めています。
- ・難病相談支援センターにおいて、難病患者等への各種相談、就労支援等を実施しています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
健康寿命							
—	男性 78.9 歳 女性 81.2 歳 (3 年)	男性 79.1 歳 女性 81.3 歳 (4 年)	男性 79.2 歳 女性 81.3 歳 (5 年)	—	男性 79.3 歳 女性 81.4 歳 (6 年)	男性 79.5 歳 女性 81.4 歳 (7 年)	—
男性 78.8 歳 女性 81.2 歳 (2 年)	男性 79.0 歳 女性 81.3 歳 (3 年)	男性 78.8 歳 女性 81.3 歳 (4 年)	—	—	—	—	—
三重とこわか健康マイレージ事業への参加者数						①	
—	6,000 人	7,000 人	8,000 人	—	9,000 人	10,000 人	—
5,240 人	7,036 人	8,073 人	—	—	—	—	—
永久歯列が完成する時期でむし歯のない者の割合						②	
—	69.7%	71.4%	73.2%	—	74.9%	76.7%	—
67.9%	71.3%	68.6%	—	—	—	—	—

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 望ましい生活習慣の確立による健康づくりの推進 ・「第3次三重の健康づくり基本計画」に基づき、県民の健康づくりを社会全体で進めるための取組を総合的かつ計画的に推進します。 ・自ら健康づくりに積極的に取り組む人だけでなく、健康に関心の薄い人を含む、幅広い層に対してアプローチを行うため、産学官等が連携した取組を本格化し、「自然に健康になれる環境づくり」に取り組めます。 ・企業や市町と連携して県民の主体的な健康づくりを推進する「三重とこわか健康マイレージ事業」の周知を図るとともに、取組を充実するため、企業等に対して、マイレージ特典協力店およびマイレージ取組事業所としての参画をより一層働きかけます。 ・「三重とこわか県民健康会議」を通じて、企業、関係機関・団体、市町と連携し、社会全体で継続的に健康づくりに取り組む気運の醸成を図ります。また、企業における健康経営の取組を促進するため、「三重とこわか健康経営カンパニー」の認定企業の拡大に取り組めます。加えて、「三重とこわか健康経営促進補助金」による支援や、「三重とこわか健康経営大賞」として特に優れた健康経営を実践している企業の表彰に取り組むとともに、企業間の情報交換等の場を設定することで取組の横展開を図ります。 ・県民の健康的な食生活の実現に向けて、関係団体等との連携により食育活動を推進し、バランスのとれた食事の大切さをはじめ、野菜摂取や減塩の必要性について、イベント等の機会を通じて、広く県民に啓発を行います。また、働く世代の健康づくりの取組を推進するため、健康経営を実践する企業等との連携を図ります。 ・糖尿病の発症予防や重症化予防の取組を推進するため、「三重県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、市町においてかかりつけ医等と連携した受診勧奨や保健指導の取組が促進されるよう、保健・医療関係者の人材の育成等を行います。また、関係機関・団体、市町等との連携により、生活習慣病予防の啓発を行います。

・受動喫煙防止対策について、引き続き事業者等からの相談に対応するとともに、「たばこの煙の無いお店」への登録等を事業者へ促すため、「三重県健康づくり応援サイト」等を活用した啓発に取り組みます。

② 歯科保健対策の推進

・「第3次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づき、歯と口腔の健康づくりに取り組むとともに、医療的ケア児の支援に係る医科歯科連携の推進や歯科受診が困難な人に対する在宅歯科保健医療の提供体制のさらなる充実に取り組みます。

・フッ化物洗口の実施施設数の拡大に向けて、教育委員会と連携し、引き続き、市町訪問や会議等において実践事例を紹介するとともに、関係機関・団体等と連携して、専門的助言や技術的支援を行うなど、引き続き関係者の理解を深めていきます。

③ 難病対策の推進

・難病医療費助成制度の円滑な運営のため、難病指定医および指定医療機関の確保に取り組むとともに、難病患者が身近な医療機関で適切な治療を継続できるよう、地域の医療機関等の連携により、さまざまなニーズに対応できる医療提供体制や相談支援体制の充実を図ります。

・難病患者やその家族の療養生活におけるQOLの向上を図るため、難病相談支援センターの周知に取り組むとともに、ハローワーク等と連携し、就労支援、生活・療養相談を行います。

施策 3-1 犯罪に強いまちづくり

(主担当部局：警察本部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会を構築するため、市町や地域住民、防犯ボランティア団体等との連携による犯罪防止に向けた取組や、県民の皆さんに不安を与える犯罪の早期検挙、これら警察活動を支える基盤の強化が推進されています。また、犯罪被害者等を支える社会の形成に向けて、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進

- ・昨年、虐待により幼児が死亡する痛ましい事件が発生しており、児童虐待に係る通告児童数は依然として高い水準で推移していることから、児童虐待や DVの被害を受ける危険性のある母子への支援のため、緊急通報装置の貸出を実施するほか、被害聴取時における子どもの心理的負担を軽減等するため、司法面接に関する職員対象の研修を実施します。
- ・昨年は、刑法犯認知件数が新型コロナウイルス禍前の令和元年とほぼ同水準に戻り、特殊詐欺の認知件数及び被害額が過去10年で最多を記録したほか、SNS型投資・ロマンス詐欺やインターネットバンキングに係る不正送金被害が急増するなど、犯罪情勢は極めて深刻な状況にあります。犯罪の起きにくい社会の実現に向け、犯罪の未然防止に有効な防犯カメラの設置促進について、自治体や自治会等に対し、地域に即した犯罪発生状況の提供や効果的な防犯カメラの設置場所についての助言を行うなど、関係機関・団体と連携して地域の防犯力の向上に取り組めます。また、特殊詐欺の被害防止を図るための講話や寸劇、自動通話録音警告機の無償貸出事業などによる防犯対策のほか、ターゲティング広告を活用した防犯情報の発信などの広報啓発活動を実施し、社会全体で良好な治安維持に資する取組を推進します。
- ・県内における大規模行事(第44回全国豊かな海づくり大会)の開催を見据え、警備諸対策を推進するとともに、テロの未然防止に向け、県民の皆さんの理解と協力の下、官民一体となったテロ対策に取り組めます。
- ・関係機関と連携し、新たに安全・安心まちづくり地域リーダーを13名養成し、今後、フォローアップ講座を開催します。また、「安全・安心まちづくりフォーラム」を開催し、地域の取組事例を共有することにより、防犯ボランティアの活動向上に取り組めました(80名参加)。安全で安心な地域づくりを推進するため、令和5年度から運用を開始した「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」では、令和6年度(9月末現在)は新たに37事業者を登録しました(登録事業者：累計428事業者)。

② 犯罪の早期検挙のための活動強化

- ・サイバー空間における脅威に的確に対応するため、捜査員の育成を推進するとともに、情報技術に係る解析環境を高度化し、デジタル・フォレンジックを強化するなど、対処能力の向上に向けた取組を推進します。
- ・犯罪の早期検挙に向けて、高度 AI 画像分析システムによる防犯カメラ画像の分析、車両捜査支援システムによる犯行車両等の発見・捕捉など、科学技術を活用した捜査を一層推進します。

③ 警察活動を支える基盤の強化

- ・地域の治安維持、災害警備活動の拠点となる警察施設の適正な維持管理を図るため、老朽化した警察署、交番及び駐在所の建て替えと長寿命化を計画的に進めます。
- ・重要犯罪をはじめとする犯罪の早期検挙に向けて、捜査支援分析力の一層の強化に取り組みます。

④ 犯罪被害者等支援の充実

- ・犯罪被害者等の状況に応じた支援を適切に行うため、速やかに三重県犯罪被害者等見舞金を給付(5件、40万円(9月末現在))したほか、ブロック別会議(6回開催予定)や支援従事者向け研修会等の開催(2回開催予定、第1回75名参加)を通じた関係機関相互の顔の見える関係づくり、支援従事者の育成、総合的な犯罪被害者等への支援体制の整備等に取り組んでいます。また、犯罪被害者等が置かれている状況等について県民の皆さんの理解を深めるため、各種イベントの機会を通じた広報啓発に取り組むとともに、「犯罪被害を考える県民の集い」を開催します(11月開催予定)。
- ・時効による加害者への損害賠償請求権の消滅を防ぐ手続きに要する費用の一部を補助し、犯罪被害者等の経済的負担を軽減する「犯罪被害者等再提訴費用助成金制度」を創設しました。
- ・部内カウンセラーによる犯罪被害者等の精神的被害回復への支援を継続して推進するとともに、犯罪被害者等が抱える経済的負担の軽減などを図るため、引き続き犯罪被害者支援制度の効果的な運用に取り組みます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
刑法犯認知件数						①②③	
—	6, 900 件 未 満	6, 300 件 未 満	5, 800 件 未 満	—	5, 400 件 未 満	5, 000 件 未 満	—
7, 410 件	7, 647 件	9, 955 件	—		—	—	
特殊詐欺認知件数						①②③	
—	107 件未 満	104 件未 満	101 件未 満	—	98 件未 満	95 件未 満	—
110 件	142 件	274 件	—		—	—	
重要犯罪の検挙率						②③	
—	95%以上	95%以上	95%以上	—	95%以上	95%以上	—
89. 7%	98. 9%	77. 6%	—		—	—	
犯罪被害者等支援従事者数(累計)						④	
—	257 人	337 人	417 人	—	497 人	577 人	—
177 人	264 人	364 人	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進

- ・引き続き、SNS等に起因する犯罪被害や特殊詐欺被害が深刻な情勢にあるため、ターゲティング広告等により、被害に遭いやすい層に対する直接的な注意喚起を実施します。併せて高齢者の特殊詐欺被害を防止するため、だましの手口や被害防止対策を題材にした演劇を実施し、警戒心・抵抗力の向上を図ります。
- ・増加する犯罪の防止、事件事故の早期解決及び県民の安心感の醸成を図るため、街頭防犯カメラの設置を進めます。
- ・テロの脅威が継続する中、第44回全国豊かな海づくり大会等の大規模警備事象に向け、総合的な警備対策を推進するとともに、テロの未然防止に向け、県民の皆さんの理解と協力の下、引き続き官民一体となったテロ対策に取り組みます。
- ・安全で安心な地域づくりを促進するため、「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」の登録事業者数の増加を図ります。また、引き続き、地域の自主防犯活動の活性化に向け講座の実施やフォーラムの開催、SNS等を生かした広報活動により、県民の皆さんの防犯意識の向上と関係者の連携強化を図ります。

② 犯罪の早期検挙のための活動強化

- ・社会情勢の変化に立ち後れることなく、サイバー空間における脅威に的確に対処するため、引き続き職員の育成を推進するとともに、情報技術に係る解析環境を一層高度化し、デジタル・フォレンジックを強化するなど、対処能力の向上を図ります。
- ・犯罪の早期検挙に向けて、防犯カメラ画像の分析を行う高度AI画像分析システムを拡充し、捜査支援分析力の強化を一層推進します。

③ 警察活動を支える基盤の強化

- ・令和6年度に引き続き、伊賀警察署及び科学捜査研究所の建て替え整備を推進するほか、施設の老朽化や狭隘化の状況、県民の利便性等を踏まえ、警察庁舎の適正な維持管理を図ります。
- ・老朽化した交番・駐在所についても、計画的な建て替え、長寿命化に取り組むとともに、パトカー等の車両の更新整備を進めるなど、警察活動を支える基盤の整備に取り組みます。

④ 犯罪被害者等支援の充実

- ・総合的な支援体制を整備するため、関係機関の連携強化に取り組むとともに、支援従事者向け研修会等の開催を通して、支援従事者を増やし、重ねて受講いただくことでレベルアップを図ります。
- ・県民の皆さん等の犯罪被害者等への一層の理解促進を図るため、犯罪被害を考える週間をはじめ、様々な機会を通じて広報啓発に取り組めます。
- ・犯罪被害者等が、一人ひとりの心情に寄り添った多様な支援を地域による不均衡なく受けられるよう、国に対し、地方自治体を実施する犯罪被害者等支援の取組に対する財政支援を行うことを要望していきます。
- ・加害者に対する損害賠償請求権の確実な行使に向けて、犯罪被害者等への適切な支援に取り組めます。

施策 3-2 交通安全対策の推進

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんの交通安全に対する理解が一層深まるよう、さまざまな主体と連携した交通安全教育や啓発活動が進むとともに、交通事故死者数や飲酒運転事故件数の減少に向けて、積極的な交通指導取締りや「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」に基づく取組、先進安全自動車の導入、交通環境の改善が図られています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進

- ・四季の交通安全運動をはじめとする広報・啓発活動を通じて、交通安全意識や交通マナーの向上に取り組んでいます。
- ・テレビのWEB配信サービス等による広報を通じて、横断歩道の一時停止、自転車ヘルメット着用促進を含めた自転車安全利用などについて、重点的に啓発を行います。
- ・三重県交通安全研修センターにおいて、子どもから高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象に参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しています。
- ・交通事故死者に占める割合の高い高齢者を対象に、衝突被害軽減ブレーキ等を搭載した「安全運転サポート車」の乗車体験会の実施や「運転免許証自主返納サポートみえ」の周知を行っています。また、高齢者の自転車ヘルメット着用率を向上させるため、高齢者がモニターとして実際にヘルメットを着用する「見せる啓発」を実施しています。

② 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進

- ・飲酒運転根絶について幅広く県民の皆さんへ周知するため、テレビのWEB配信サービス等による広報・啓発を行うとともに、コンビニや飲食店等におけるステッカー等を活用した更なる啓発や飲酒運転防止教育について、関係機関・団体と連携しながら取り組みます。
- ・飲酒運転違反者に対しては、アルコール依存症受診に関する通知・勧告に加え、再勧告により、受診促進を図り、再発防止の強化に努めています。

③ 安全かつ快適な交通環境の整備

- ・令和9年度末で信号灯器の白熱電球の生産が終了となることから、計画的にLED灯器への更新を進めています。また、交通の安全と円滑を図るため、引き続き交通実態に即した交通規制の見直しを進めるとともに、老朽化した信号制御機、信号柱等の交通安全施設等は、中長期的な計画に基づき、適正な維持管理に努めています。

④ 道路交通秩序の維持

- ・交通事故の発生実態等の高度な分析や地域住民からの要望に基づいた効果的な交通安全指導及び交通指導取締りを推進します。特に、子どもの通行が多い生活道路等における横断歩行者妨害違反や速度違反、飲酒運転等の悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた取締りを実施して交通事故抑止に取り組めます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
交通事故死者数						①	
—	60 人	58 人以下	56 人以下	—	55 人以下	53 人以下	—
62 人	60 人	66 人	—		—	—	
飲酒運転事故件数						②	
—	25 件	23 件以下	21 件以下	—	18 件以下	16 件以下	—
28 件	42 件	32 件	—		—	—	
横断歩道の平均停止率						④	
—	50. 0%	60%以上	70%以上	—	80%以上	85%以上	—
45. 8%	56. 7%	57. 9%	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進 ・令和6年の交通事故死者数は減少傾向(9月末現在 32 人 対前年比△13 人)にありますが、交通事故実態などをふまえ、四季の交通安全運動を中心とした広報・啓発を、関係機関・団体と連携して推進します。 ・交通死亡事故に占める高齢者や歩行者、自転車利用者等の割合が高いことや、飲酒運転事故の根絶に至っていないことから、ターゲットに応じた広報・啓発を展開します。 ・自転車ヘルメットの着用率は上昇しているものの、約3割しか着用していないことから、着用の啓発に取り組みます。 ・三重県交通安全研修センターにおいて、専門的かつ高度な参加・体験・実践型の教育を提供するなど、年齢に応じた交通安全教育に取り組むとともに、「安全運転サポート車」や「運転免許証自主返納サポートみえ」の周知を図ります。 ② 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進 ・令和6年の飲酒運転事故件数は 24 件(9月末現在 対前年同数)であることから、飲酒運転根絶について、より幅広い県民の皆さんへ周知するため、さまざまな広報媒体等を活用した啓発に取り組むとともに、飲食店等における啓発や飲酒運転防止教育について、関係機関・団体と連携しながら取り組み、「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」という規範意識の定着を図ります。 ・飲酒運転防止の相談窓口において、違反者や家族に助言・指導を行うとともに、違反者にはアルコール依存症に関する受診を促すことにより、再発防止を図ります。 ③ 安全かつ快適な交通環境の整備 ・令和9年度末で信号灯器の白熱電球の生産が終了となることから、計画的に LED 灯器への更新を進めます。また、交通の安全と円滑を図るため、引き続き交通実態に即した交通規制の見直しを進めるとともに、老朽化した信号制御機、信号柱等の交通安全施設等は、中長期的な計画に基づき、適正な維持管理に努めます。 ④ 道路交通秩序の維持 ・交通事故抑止に資するため、地域の実情に応じた多角的かつ高度な分析に基づいた効果的な交通指導取締りを実施します。特に、生活道路における横断歩行者妨害違反や速度違反、飲酒運転等の悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた取締りを推進します。

施策 3-3 消費生活の安全確保

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが消費生活に関する正しい知識を得て、商品やサービスを自主的かつ合理的に選択・利用できるよう、若年者や高齢者等の世代に応じた消費者教育や啓発の取組が充実しています。また、トラブルに遭った場合でも、誰もが利用しやすい消費生活相談体制の構築が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 自主的かつ合理的な消費活動への支援

- ・県教育委員会等との連携により学校に講師を派遣し、生徒・学生が直接、消費者トラブルへの対処法等を学ぶ「青少年消費生活講座」を実施しています。また、若年者を対象に、ラジオパーソナリティによる高校訪問(6校)や、若年者に認知度の高い出演者による啓発動画をSNSで発信するなど、若年者が消費者被害に遭うことがないように注意喚起等を行います。
- ・地域での高齢者等を対象とした啓発活動の担い手となる「消費者啓発地域リーダー」へ情報提供を行うとともに、研修会を開催(3回)しました。今後、新規の地域リーダーを養成する講座を実施します。
- ・投資詐欺等悪徳商法の被害防止に向け、消費者月間記念講演会の開催(約300名参加)や、ホームページによる注意喚起を実施しました。今後、事業者と連携し、牛乳配達時に啓発チラシの配付等を行います。
- ・県民の皆さんに人や社会、地域、環境に配慮した消費活動であるエシカル消費への理解を深めていただくとともに、行動変容につなげるきっかけとしていただけるよう、イベント等において啓発チラシの配布を行うなど情報提供を行っています。また、「みえ環境フェア」(12月)に出展するとともに、令和4年度に制作したエシカル消費啓発CMをSNS上で発信します。
- ・県民の消費生活の安定及び向上を図るため、有識者や関係者等の意見をふまえ、「三重県消費者施策基本指針」(令和2年度～令和6年度)の改定を進めています。

② 消費者被害の救済、適正な取引の確保

- ・県消費生活センターにおいて、763件(8月末現在)の消費生活相談に対応し、さまざまな消費者トラブル等の解決に向けた助言、あっせん等により、解決・救済につなげています。また、市町の相談担当者からの相談(市町ホットライン)に対して助言を行っています。
- ・国民生活センターが主催する研修会等に県の消費生活相談員を派遣するとともに、県・市町の相談員等を対象とした勉強会を毎月1回開催し、相談員の資質向上を図っています。また、「三重県消費生活相談員人材バンク」の活用を促し、市町の相談員の確保を支援しています。
- ・「特定商取引に関する法律」に基づき3件の指導を行うとともに、事業者面談を34件行っています。また、「不当景品類及び不当表示防止法」の規定に基づいた適正な表示がなされるよう、事前相談18件、調査10件、指導1件を行っています(9月末現在)。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
消費生活トラブルに遭ったときに消費生活相談を利用するとした人の割合						①②	
—	79.3%	80.3%	81.3%	—	82.3%	83.3%	—
78.3%	75.7%	85.6%	—		—	—	
消費生活相談においてあっせんにより消費者トラブルが解決した割合						②	
—	92.0%以上	92.0%以上	92.0%以上	—	92.0%以上	92.0%以上	—
88.9%	93.5%	95.6%	—		—	—	
講習等の実施学校数(累計)						①	
—	47校	78校	109校	—	139校	170校	—
15校	36校	69校	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 自主的かつ合理的な消費活動への支援 ・民法の成年年齢の引下げをふまえ、若年者向けの消費者教育・啓発を効果的に行うため、県教育委員会等との連携をより密接に行い、「青少年消費生活講座」を開催するとともに、若年者の参画を得るなど当事者意識を持てるような手法を活用したラジオでの情報提供やSNS上で動画を発信するなどの啓発に取り組みます。 ・市町における高齢者等の見守り体制の充実に向けた取組を支援する必要があるため、「消費者啓発地域リーダー」の新規養成を進めるとともに、既存の地域リーダーに対してフォローアップ研修の開催やタイムリーな情報提供を行います。 ・令和5年度実施の消費者庁調査や令和6年度実施の県電子アンケート(e-モニター)によると、エシカル消費の認知度については、未だ1割程度にとどまっており、その普及啓発を行う必要があるため、イベント等へ出展するとともに、SNSや県ホームページ等を活用して啓発を行います。 ・「三重県消費者施策基本指針」を改定し、新たに策定する「三重県消費者施策基本計画(仮称)」に基づき、外国人住民向けの出前講座の強化やカスタマーハラスメント防止に向けた取組など、県民の消費生活の安定及び向上が図られるよう取組を進めます。 ② 消費者被害の救済、適正な取引の確保 ・県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう、市町を含めた相談対応能力の向上に取り組む必要があるため、国民生活センターの研修等の活用、勉強会の開催により相談員の資質向上を図るとともに、顧問弁護士による法律相談を実施します。 ・相談者の利便性向上や相談員の業務負担軽減を図るため、Webによる相談予約など相談体制の充実(DX化)に向けた準備を進めます。 ・適正な商取引や商品・サービスの適正な表示が行われるよう、「特定商取引に関する法律」「不当景品類及び不当表示防止法」等に基づき、的確に事業者を監視・指導するとともに、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

施策3-4 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保

(主担当部局：医療保健部)

施策の目標

(めざす姿)

安全で安心な食品が供給されるよう、農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程における監視指導等、関係者の意識の向上の取組、積極的な情報発信等が行われています。

医薬品等を安心して使用できるよう、その品質が高い水準で維持されているとともに、必要な量が安定して供給されています。また、若年層の献血が進むことで、血液製剤が将来にわたり安定して供給されています。

「人と動物が安全・快適に共生できる社会」が実現するよう、ペットに関する防災対策をはじめ、動物愛護管理に係る取組が、さまざまな主体との連携により進められています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 食品と生活衛生営業施設等の衛生確保

- ・食品による健康被害の防止等のため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、監視指導を実施しています。また、食肉の安全を確保するため、と畜検査・食鳥検査を全頭(羽)実施しています。
- ・食品等事業者が、改正食品衛生法に基づく新たな制度に円滑に対応できるよう助言・指導を行って行っています。また、さまざまな機会を通じて制度の周知を図り、HACCPシステムへの理解を深めるとともに、施設監視や申請手続きの際に合わせて各施設の状況に応じた助言・指導を行うなど、食品等事業者団体とも連携し、事業者の理解がより深まるよう支援を行っています。
- ・食の安全を確保し、消費者の食品の選択に資するため、食品表示法に基づき、食品表示の適正化のための監視指導を実施しています。
- ・「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」に基づき、有識者による食の安全・安心の確保に向けた施策に関する検討会議を開催しています。また、食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上に向けた研修会および消費者等への食の安全に関する情報提供に取り組んでいます。
- ・米穀、農薬、肥料、動物・水産用医薬品、飼料等が適正に生産・販売および使用されるよう、生産者や販売事業者に対して、監視・指導を行っています。また、県内卸売市場に対しては、公正な取引の実施や生鮮食料品の品質管理の徹底に向け、監視・指導を行うとともに、市場の安定的な業務運営に向け、情報提供や助言などに取り組んでいます。
- ・生活衛生営業施設等における衛生を確保するため、施設の監視指導等を行うとともに、三重県生活衛生営業指導センターと連携して自主的な衛生管理の推進を図っています。

② 医薬品等の安全な製造・供給の確保

- ・医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を実施し、製造業者等の品質管理の向上を図るとともに、県民に対して医薬品の副作用等に関する正しい知識の啓発に取り組んでいます。
- ・安定した血液供給の維持や骨髄バンクの円滑な運用に向け、ボランティア団体等と連携し、特に若年層を対象とした啓発に取り組むとともに、ドナー休暇制度の導入促進や、市町に対して「三重県骨髄等移植ドナー助成事業補助金」の活用を促すなど、骨髄提供を行いやすい環境づくりを推進しています。

③ 人と動物の共生環境づくり

- ・「第3次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、終生飼養等の普及啓発や市町と連携して災害時における同行避難等のペットに関する防災対策を推進しています。

・三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を拠点とし、関係団体等さまざまな主体との協創により、犬猫の譲渡事業やクラウドファンディング等を活用した猫の不妊・去勢手術、子猫の育成等の殺処分数ゼロに向けた取組を進めています。

④ 薬物乱用防止対策の推進

・薬物乱用防止対策の推進は、関係機関が連携して取組を進めていくことが重要であることから、「三重県薬物乱用対策推進計画」に基づいて計画的な啓発、取締りや再乱用防止等を実施することにより、薬物乱用防止に総合的に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
HACCP に沿った衛生管理を適切に運用している施設の割合						①	
—	100%	100%	100%	—	100%	100%	—
100%	100%	100%	—		—	—	
県内で献血を行った 10 代の人数						②	
—	2,000 人	2,100 人	2,200 人	—	2,300 人	2,400 人	—
1,839 人	1,776 人	1,889 人	—		—	—	
ペットに関する防災対策を行っている人の割合						③	
—	48.0%	52.0%	56.0%	—	60.0%	64.0%	—
44.9%	50.2%	48.1%	—		—	—	
薬物乱用防止に関する講習会等を実施した県内小学校の数						③	
—	160 校	160 校	160 校	—	160 校	160 校	—
135 校	180 校	196 校	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 食品と生活衛生営業施設等の衛生確保

・食品による健康被害の防止等のため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、引き続き監視指導を実施します。また、食肉の安全を確保するため、と畜検査・食鳥検査を全頭(羽)実施します。

・食品等事業者が、改正食品衛生法に基づく新たな制度に円滑に対応できるよう助言・指導を行うとともに、今後もさまざまな機会を通じて制度の周知を図り、HACCPシステムへの理解を深めるとともに、施設監視や申請手続きの際に合わせて各施設の状況に応じた助言・指導を行うなど、食品等事業者団体とも連携し、事業者の理解がより深まるよう支援を行います。

・食の安全を確保し、消費者の食品の選択に資するため、食品表示法に基づき、引き続き食品表示の適正化のための監視指導を実施します。

・「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」における委員の意見をふまえながら、食の安全・安心確保のための施策を進めます。また、食に対する県民の信頼確保を図るため、食品関連事業者におけるコンプライアンスの徹底を図るとともに、消費者等への食の安全に関する正確でわかりやすい情報提供に取り組めます。

・米穀、農薬、肥料、動物・水産用医薬品、飼料等が適正に生産・販売および使用されるよう、生産者や販売事業者に対する監視・指導に取り組みます。また、県内卸売市場における公正な取引の実施や生鮮食料品の品質管理の徹底に向け、監視・指導を行うとともに、市場の安定的な業務運営に向け、情報提供や助言などに取り組みます。 ・生活衛生営業施設等における衛生を確保するため、施設の監視指導等を行うとともに、三重県生活衛生営業指導センターと連携して自主的な衛生管理の推進を図ります。
② 医薬品等の安全な製造・供給の確保 ・医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を実施し、製造業者等の品質管理の向上を図るとともに、県民に対して医薬品の副作用等に関する正しい知識の啓発に取り組みます。 ・安定した血液供給の維持や骨髄バンクの円滑な運用に向け、ボランティア団体等と連携し、特に若年層を対象とした啓発に取り組むとともに、市町に対して「三重県骨髄等移植ドナー助成事業補助金」の活用を促すなど、骨髄提供を行いやすい環境づくりを推進していきます。
③ 人と動物の共生環境づくり ・「人と動物が安全・快適に共生できる社会」の実現に向けて、終生飼養等の普及啓発や市町と連携して災害時における同行避難等のペットに関する防災対策を推進します。 ・令和4年度に引き続き令和5年度も犬・猫の殺処分数はゼロを達成しましたが、引き続き三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を拠点とし、関係団体等さまざまな主体との協創により、犬猫の譲渡事業やクラウドファンディング等を活用した猫の不妊・去勢手術、子猫の育成等の殺処分数ゼロの継続に向けた取組を進めます。
④ 薬物乱用防止対策の推進 ・薬物乱用防止対策の推進は、関係機関が連携して取組を進めていくことが重要であることから、引き続き「三重県薬物乱用対策推進計画」に基づき、計画的な啓発、取締りや再乱用防止等を実施することにより、薬物乱用防止に総合的に取り組みます。

施策 4-1 脱炭素社会の実現

(主担当部局：環境生活部環境共生局)

施策の目標

(めざす姿)

環境への負荷が少ない持続可能な脱炭素社会の実現に向けて、2050 年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ2050みえ」の推進などを通じて、県民一人ひとりや事業者等のさまざまな主体による環境配慮や環境経営、地球温暖化の緩和、気候変動影響への適応などの取組が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 気候変動の緩和の取組の促進

- ・脱炭素社会の実現に向けた県民運動の展開を図るため、協力事業者を「みえデコ活パートナー」として、リアルとデジタルで脱炭素につながる製品・サービスの情報や体感・体験できる機会を提供することにより「みえデコ活」を推進します(みえデコ活パートナー(累計):692事業所(8月末現在))。
- ・自家消費型太陽光発電設備等の設置を促進するため、国の交付金を活用して事業者及び県民に対する太陽光発電設備等の設置補助や、一括発注によるスケールメリットを生かして価格低減を図る共同購入の取組を行っています。
- ・産業・業務部門の温室効果ガスの削減のため、「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度の対象事業所に対して、計画書の進捗や脱炭素への取組状況等について個別にヒアリング調査等を実施しています。また、県内の中小企業に脱炭素経営に係るアドバイザーを派遣するなど、温室効果ガス排出量の見える化や削減目標の設定などを支援しています(3社支援予定)。
- ・県内市町の実効的な地域脱炭素の取組へとつなげていくため、県、市町で構成する「低炭素なまちづくりネットワーク会議」において、脱炭素に関する支援策、先進事例等の紹介、意見交換等を行っています(第1回5月10日開催、第2回開催12月予定)。
- ・県の事務事業に伴う温室効果ガスの削減のため、県総合博物館へPPA(電力販売契約)等を活用した太陽光発電設備を導入するとともに、県人権センターへ電気自動車の導入に併せてソーラーカーポートを整備し、ゼロカーボンドライブを推進します。
- ・「三重県脱炭素社会推進本部」において、情報を共有するとともに、関係部署と連携・調整を図ることで全庁的に目標達成に向けた取組を推進しています(第1回8月28日開催、第2回1月開催予定)。

② 気候変動適応の取組の促進

- ・県民の皆さんや事業者等の気候変動適応の取組を促進するため、三重県気候変動適応センターと連携し、地球温暖化による気候変動やその影響について情報収集や分析、情報発信を行います。また、県民の皆さんに気候変動対策をより身近なものとしてとらえていただくため、定期的に情報誌を作成し発信しています(情報誌8月発行)。
- ・地球温暖化による気候変動やその影響について理解を促進するため、津地方气象台と連携して三重県気候講演会を開催します(11月～1月開催予定)。

③ 環境教育・環境学習の推進

- ・地球温暖化等の環境問題を自分ごととして捉え、自ら行動する人づくりに向けて、県環境学習情報センターにおいて、学校等の見学や、子どもから大人までが体験や工作等を通じて環境や自然に対する意識を高め、地域の活動につなげるための環境講座、出前講座を開催しています。また、環境学習地域リーダー養成講座を開催し、広く環境に関する知識を身につけた地域で環境学習の推進を担える人材を育成しています(参加者9,805人(8月末現在))。

・三重県地球温暖化防止活動推進センターを拠点として、地球温暖化防止活動推進員が実施する出前講座やイベント等の地球温暖化防止に係る普及啓発活動を支援し、温室効果ガス削減活動の推進を図っています(参加者 2,142 人(8月末現在))。

④ 事業者による環境配慮の促進

・大規模な太陽光発電の開発事業等、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、環境に与える負荷をできるだけ回避・低減し、環境の保全に十分に配慮して行われるよう、事業者に対して指導を行っています。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
県域からの温室効果ガス排出量(千 t-CO ₂)							①②③④
—	23, 146 千 t-CO ₂ (2 年度)	22, 376 千 t-CO ₂ (3 年度)	21, 606 千 t-CO ₂ (4 年度)	—	20, 836 千 t-CO ₂ (5 年度)	20, 066 千 t-CO ₂ (6 年度)	—
23, 916 千 t-CO ₂ (元年度)	23, 117 千 t-CO ₂ (2 年度)	23, 760 千 t-CO ₂ (3 年度)	—		—	—	—
脱炭素社会に向け、県と連携した取組を新たに実施する事業所数 (累計)							①
—	60 事業所	525 事業所	620 事業所	—	635 事業所	650 事業所	—
19 事業所	521 事業所	554 事業所	—		—	—	
環境教育・環境学習講座等の受講者数(累計)							③
—	15, 000 人	30, 000 人	90, 000 人	—	120, 000 人	150, 000 人	—
—	30, 493 人	62, 757 人	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 気候変動の緩和の取組の促進

- ・脱炭素社会の実現に向け、「三重県地球温暖化対策総合計画」の温室効果ガス排出削減目標を達成するため、事業者、市町、三重県地球温暖化防止活動推進センター等さまざまな主体と連携し、あらゆる世代に「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし方」を疑似体験・学習できるデジタルコンテンツを提供するなど、「みえデコ活」を推進することで省エネ家電、次世代自動車、省エネ住宅の社会実装を支援します。
- ・自家消費型太陽光発電施設等の導入を促進するため、国の交付金を活用した設置費補助等の支援を行います。
- ・温室効果ガス排出量の多い産業・業務部門における取組を一層進める必要があることから、地球温暖化対策計画書制度の対象となる各事業所にヒアリング調査を実施し、取組状況の確認や国の補助制度等の情報提供、助言を行うことで、事業者の自主的な取組を一層促進します。また、脱炭素経営に取り組む意欲のある中小企業等に対しては、パリ協定の求める水準の中長期的な温室効果ガス排出削減目標の設定やその取組等の支援を行います。
- ・県自らも温室効果ガス排出削減に積極的に取り組む必要があるため、県有施設へ自家消費型太陽光発電施設と電気自動車を導入し、使用電力の脱炭素化と電気自動車の運行に太陽光発電の電力を活用するゼロカーボンドライブを推進します。
- ・「三重県脱炭素社会推進本部」において、庁内で情報を共有するとともに、関係部署と連携・調整を図ることで全庁的に目標達成に向けた取組を推進します。

② 気候変動適応の取組の促進

- ・気候変動による自然災害や農林水産業等への影響を回避・軽減する適応の取組を進めるため、引き続き、三重県気候変動適応センターと連携し、気候変動やその影響について、情報の収集や分析、情報発信を行うとともに、県内の気候変動影響に関する情報を取りまとめた情報誌を定期的に作成し、広く県民の皆さん等に提供することで、それぞれの主体における気候変動適応の取組を促進します。

③ 環境教育・環境学習の推進

- ・環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向けて、引き続き、県環境学習情報センター等において、四日市公害の歴史等をふまえつつ、気候変動など近年の課題も含めて、知識だけでなく、体験を通じて、環境問題への気づき、環境配慮への行動を促進するような環境教育・環境学習に取り組みます。また、環境学習情報センターの展示設備の更新、デジタルコンテンツ等を活用した設備の新設を進めます。

④ 事業者による環境配慮の促進

- ・環境に与える負荷を低減し、持続可能な社会を構築するため、再生可能エネルギーの導入等の大規模な開発事業等が環境の保全に十分に配慮して行われるよう、事業者に対して適切な指導を行います。

施策 4-2 循環型社会の構築

(主担当部局：環境生活部環境共生局)

施策の目標

(めざす姿)

持続可能な循環型社会の構築に向け、さまざまな主体による「3R+R」の取組が定着し、事業者による主体的な資源循環の取組が進み、循環関連産業の振興が図られるとともに、プラスチックごみ対策や食品ロス削減といった社会的課題の解決に向けた取組が推進されています。また、廃棄物の適正処理や不法投棄の未然防止に向けた取組が進み、廃棄物処理に対する県民の皆さんの安心感が高まっています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① パートナースhipで取り組む「3R+R」

- ・市町や関係団体と連携し、市町のごみ分別アプリや SNS を活用するなど、さまざまな機会をとらえて資源循環に資する普及啓発を行っています。
- ・「資源のスマートな利用」を推進するため、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」により、事業者の自主的な取組を促進しています(1,302事業所(9月末現在))。

② 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

- ・排出事業者や処理業者による産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、温室効果ガスの排出削減等が積極的に進められるよう、研究開発や設備機器の設置等に係る支援を行っています(補助件数8件/年(9月末現在))。
- ・循環関連産業の振興を図るため、セミナー等を通じた人材育成、DX推進、新規事業支援に取り組んでいます。

③ 廃棄物処理の安全・安心の確保

- ・廃棄物処理の安全・安心を確保するため、優良認定処理業者への委託を促進するとともに、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理に取り組んでいます。
- ・大規模災害時に発生する災害廃棄物を適正かつ円滑に処理できるよう、市町や関係団体と共に仮置場の設置・運営の実地訓練を行うなど、現場対応力を高める人材育成を進めています。
- ・不法投棄等を根絶するためには、未然防止と早期発見・早期是正が重要であることから、遠隔監視カメラの活用や他県との合同路上監視等を行うとともに、不法投棄通報システム(スマホ110番)の利用を促進しています。また、建設系廃棄物の対策として、「法令周知マンガ」冊子の多言語化や啓発動画の作成等、排出事業者等の意識向上に資する取組を進めています。
- ・過去に産業廃棄物が不適正処理され、行政代執行による生活環境保全上の支障等の除去等を行った4事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山)については、安全・安心を確保するため、モニタリング等を実施しています。

④ 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

- ・事業者、市町と連携した食品トレイの高品質かつ効率的なリサイクル事業の実施に向けた検討等を通して、プラスチックのマテリアルリサイクルの促進に取り組んでいます。
- ・海洋プラスチックごみ対策として、ごみ拾いSNSアプリを活用した「楽しくひろって三重をきれいに！三重の環境美化プロジェクト」を実施するなど、県民の皆さんが楽しみながらできる取組を通じて、散乱ごみ対策に取り組んでいます。
- ・三重県食品提供システム「みえ〜る」の活用を通じて食品ロスの削減を促進するため、参加企業・団体の拡大に取り組んでいます(登録99事業所、提供23,910kg(8月末現在))。また、小売店や飲食店と連携し、食品ロスの削減に向けた啓発に取り組んでいます。
- ・将来の廃棄物処理が懸念される使用済み太陽光パネルについて、再生資源の活用に向けた潜在的な需要量の把握調査を実施するとともに、関係事業者との意見交換の場を通じ、高度なリユース・リサイクル事業への新たな参入の促進に取り組んでいます。

⑤ 人材育成とICTの活用

- ・みえ産廃申請案内チャットボットや電子申請窓口の運用を行い、手続きのDXを推進しています。
- ・事業者等を対象に、資源の循環的な利用やICTの活用を促進するため、セミナー等を開催します。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
廃プラスチック類の再生利用率						①②④	
—	63% (3年度)	65% (4年度)	67% (5年度)	—	70% (6年度)	73% (7年度)	—
61.3% (2年度)	60.6% (3年度)	59.7% (4年度)	—	—	—	—	—
カーボンニュートラル等の社会的課題解決に資する資源循環の 取組事業者数(累計)						④	
—	100 事業者	150 事業者	250 事業者	—	275 事業者	300 事業者	—
61 事業者	148 事業者	210 事業者	—	—	—	—	—
適正に管理されないおそれのあるPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の 処理に関する指導率						③	
—	100%	100%	100%	—	100%	100%	—
92%	100%	100%	—	—	—	—	—
建設系廃棄物の不法投案件数						③	
—	10 件以下	10 件以下	10 件以下	—	10 件以下	10 件以下	—
12 件	11 件	8 件	—	—	—	—	—

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

- ・令和7年度以降に残された課題と対応

① パートナースhipで取り組む「3R+R」

- ・県民の皆さんや事業者の「3R+R」に関する意識をさらに高め、行動につなげてもらうため、減量化・リサイクルに役立つ情報を市町や関係団体と共有し、連携して発信していきます。
- ・事業者による自主的な取組を一層促進するため、優良な取組の情報発信を積極的に行いながら「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」の更なる普及に取り組めます。

② 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

- ・動脈産業と静脈産業が連携し、産業を支える資源として廃棄物の循環的な利用を促進するとともに、カーボンニュートラル等の社会的課題の解決に資するため、産業廃棄物税を財源とした補助制度を継続的に見直しつつ、設備機器の設置等を促進します。
- ・資源の循環利用等により地域における経済の好循環を生み出すよう、セミナー等を通じた人材育成、DXの推進による循環関連産業の振興に向けた取組を進めます。

③ 廃棄物処理の安全・安心の確保

- ・排出事業者責任の徹底に向けて、優良認定処理業者への委託や、関係機関と連携した産業廃

棄物処理業者の優良認定の取得を一層促進します。ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物については処分期間内に適正処理されるよう、PCB特別措置法に基づく指導等を徹底します。

- ・災害時に発生する廃棄物の迅速な処理に向け、現場対応力の向上や、混合廃棄物等の広域処理応援体制の強化を図るため、市町、関係団体と連携し、市町の仮置場候補地で実地訓練を実施するなど、人材育成に取り組めます。
- ・産業廃棄物の不法投棄は依然として後を絶たないことから、引き続き、ドローン、監視カメラやスマホ 110 番等の ICT を活用した効率的・効果的な監視・指導を行うとともに、警察をはじめとする関係機関との連携を維持・強化し、悪質な事案に対処します。また、不法投棄案件の大半を占めている建設系廃棄物については、建設(解体)工事の元請業者に対する研修会の開催等による排出事業者等の意識向上に資する取組を進めます。
- ・行政代執行を終了した4事案について、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認するため、引き続きモニタリング等の実施により、安全・安心を確保します。

④ 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

- ・プラスチック使用製品を製造する事業者が必要とする再生プラスチックの質と量の確実な供給に向け、需要とのギャップを埋めるための取組を進めます。
- ・海洋プラスチックごみ対策として、楽しみながらできる取組を通じて継続的な散乱ごみ対策を行います。
- ・食品ロスの削減対策を継続的に進めていくため、引き続き、三重県食品提供システム「みえ〜る」の運用拡大に取り組むとともに、小売店や飲食店等と連携した普及啓発に取り組めます。
- ・将来の廃棄処理が懸念される使用済み太陽光パネルについて、関連産業の振興及び循環的利用に係る体制構築に向けた仕組みの検討に取り組めます。

⑤ 人材育成とICTの活用

- ・動静脈連携や脱炭素化、DXの推進など、資源循環を取り巻く社会経済情勢が大きく変化していることから、事業者自らが新たな取組を進められるようセミナー等を開催します。

施策 4-3 自然環境の保全と活用

(主担当部局：農林水産部)

施策の目標

(めざす姿)

生物多様性をはじめとする豊かな自然環境を維持するため、県内各地域で県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体による自然環境保全活動が持続的に展開されています。また、自然とのふれあいを通じて、自然環境保全意識の醸成につなげられるよう、より多くの県民の皆さんが自然体験施設等を利用しています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 貴重な生態系と生物多様性の保全

- ・さまざまな主体による自主的な生物多様性保全活動の取組が展開されるよう、自然環境保全団体による県内の希少野生動植物種の保全活動への専門家の派遣や、専門的な知識や必要な情報の提供、講演等のイベントを通じた生物多様性をはじめとする身近な自然環境の重要性に関する普及啓発活動(2回)に取り組んでいます。
- ・貴重な生態系や生物多様性保全の基礎資料となるレッドデータブックの改訂を進めるとともに、希少野生動植物種等の生息状況調査やデータ整理に取り組んでいます。また、専門家やNPO、市町等と連携して、ギフチョウやマメナシなど希少野生動植物種の保全活動(14回)に取り組んでいます。
- ・ツキノワグマの目撃情報が急増していることから、クマの出没位置情報を県のホームページに公開するとともに、三重県ツキノワグマ出没注意報等(クマアラート)を導入し、県民への注意喚起や情報発信等に取り組んでいます。
- ・大規模開発による自然環境への影響の軽減に向け、太陽光発電施設や風力発電施設を設置しようとする事業者等に対して、三重県自然環境保全条例をはじめとする関係法令に基づいた適切な指導、助言を行っています。

② 自然とのふれあいの促進

- ・東海自然歩道や伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園における手すりや歩道を改修するなど、自然体験施設を安全で快適に利用できるよう、施設の点検を行うとともに、適切な維持管理に取り組んでいます。
- ・多くの人が自然環境保全への意識を高め、自然の魅力を体感できるよう、ユネスコエコパーク内の大杉谷登山歩道や自然公園における自然体験ツアー等の自然とふれあうイベント(5回)を開催するとともに、伊勢志摩国立公園において、市町及び自然体験事業者等と連携し、ガイドの育成やコンテンツのブラッシュアップに取り組んでいます。また、SNS等を通じ、自然景観や歴史・文化等の効果的な情報発信(9回)も行っています。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
希少野生動植物保護等の生物多様性保全活動の取組数(累計)							
						①	
—	93 取組	95 取組	97 取組	—	99 取組	101 取組	—
91 取組	93 取組	95 取組	—		—	—	—

自然体験施設等の利用者数					②		
—	1,106 千人 (3 年度)	1,143 千人 (4 年度)	1,180 千人 (5 年度)	—	1,217 千人 (6 年度)	1,254 千人 (7 年度)	—
1,070 千人 (2 年度)	1,052 千人 (3 年度)	1,148 千人 (4 年度)	—	—	—	—	—

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 貴重な生態系と生物多様性の保全

- ・生物多様性保全に取り組む活動団体数は増加したものの、保全活動の取組を持続的に広げていく必要があることから、「みえ生物多様性推進プラン(第4期)」に基づき、さまざまな主体による自主的な保全活動が展開されるよう、生物多様性を推進する活動団体と支援企業とのマッチング等に取り組めます。
- ・生態系や生物多様性を保全していくため、希少野生動植物種等についての調査やデータ整理を行います。また、専門家やNPO、市町等と連携して、希少野生動植物種の保全活動に引き続き取り組めます。
- ・三重県自然環境保全条例におけるツキノワグマの位置付けの検証を進めるため、生息分布域や個体数調査を行います。また、人とツキノワグマの棲み分けを図り、県民の安全・安心を確保するため、緩衝帯の整備に取り組めます。
- ・自然地において、開発事業による生態系への影響が懸念されることから、引き続き、太陽光発電施設や風力発電施設等の大規模開発による自然環境への影響の軽減に向け、事業者等に対して、三重県自然環境保全条例をはじめとする関係法令に基づいた適切な指導、助言を行います。

② 自然とのふれあいの促進

- ・利用者が安全で快適に自然公園を楽しめる環境を提供するため、国立・国定公園や自然歩道、森林公園の施設の適切な維持管理に取り組めます。
- ・県民の皆さんの自然環境保全意識を醸成していくため、自然の魅力を体感できるイベントの開催、質の高い自然体験活動を促進するためのコンテンツのブラッシュアップに取り組むとともに、効果的な自然景観や歴史・文化等の魅力の発信を行います。また、伊勢志摩国立公園指定80周年に向けた気運を高めるため、環境省や関係市町等と連携し、地域事業者の活動への支援やプレイベントの開催等に取り組めます。

施策 4-4 生活環境の保全

(主担当部局：環境生活部環境共生局)

施策の目標

(めざす姿)

安全・安心で快適な生活を営める環境の保全に向け、事業者のコンプライアンス意識の醸成が図られるとともに、さまざまな主体による環境保全活動が拡大しています。また、「きれいで豊かな海」をめざして、従来の「規制」から「管理」へと移行した総合的な水環境改善対策が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 大気・水環境等の保全

- ・良好な環境を確保するため、大気環境や水環境の常時監視等により環境基準等の適合状況を確認しています。
- ・大気、水質の対象工場等や土砂等の埋立て場所等への立入検査を行い、排出基準等の遵守を確認するとともに、コンプライアンスを徹底するよう指導しています。
- ・大気・水環境保全に関する規制のあり方について、県内事業所における規制対象施設の稼働状況等を把握し、他自治体の規制内容を参考に検討を進めています。
- ・災害時におけるアスベストの飛散・ばく露対策を図るため、石綿使用建築物等の情報収集等を行うとともに、石綿飛散防止対策マニュアルの作成を進めています。

② 生活排水処理施設の整備促進

- ・関係機関と連携し、「生活排水処理アクションプログラム」に基づいた生活排水処理施設の整備を促進しています。また、補助制度を活用した合併処理浄化槽への転換を促進しています。
- ・浄化槽の適正管理を促進するため、法定検査の受検勧奨を行い、受検率向上に取り組んでいます。
- ・流域下水道では、「三重県流域下水道事業経営戦略」に基づき事業を実施していますが、近年の社会情勢の変化に対応していくため、経営戦略の改定作業を進めています。また、南部浄化センター第2期事業の令和6年度末供用をめざすとともに、管渠延伸や地震対策、老朽化対策などを進めています。
- ・「三重県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づき、汚水処理事業の持続可能な運営を図るため、伊賀市や菰野町では、汚水処理施設の統合に向け進めています。

③ きれいで豊かな海の再生

- ・「きれいで豊かな海」の実現に向け、第9次水質総量削減計画に基づき、農林水産部、県土整備部等と連携し、県内の流域下水処理場における栄養塩類管理運転の試行とその効果の検証、生物生産に適正な栄養塩類等に関する調査研究、松阪市地先における干潟・浅場造成、県民の皆さんに向けた事業成果の情報発信等の取組について、進捗管理を行っています。

④ 海岸漂着物対策の推進

- ・「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸漂着物の発生抑制対策や回収・処理の取組を推進しています。
- ・令和6年3月に岐阜県、愛知県と共同して策定した「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、広く一斉清掃への参加を呼びかけるなど、伊勢湾流域圏での広域的な発生抑制対策を進めています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達 成状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
環境基準達成率						①	
—	94. 3%	95. 2%	96. 2%	—	97. 1%	98. 1%	—
90. 5%	89. 5%	89. 5%	—		—	—	
生活排水処理施設の整備率						②	
—	89. 3%	90. 3%	91. 3%	—	92. 3%	93. 1%	—
88. 2%	89. 0%	89. 6%	—		—	—	
「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組数						③	
—	4 取組	5 取組	6 取組	—	7 取組	7 取組	—
3 取組	6 取組	6 取組	—		—	—	
海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数						④	
—	18, 500 人	19, 500 人	21, 000 人	—	22, 500 人	24, 000 人	—
17, 496 人	23, 252 人	24, 203 人	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 大気・水環境等の保全 ・大気環境はおおむね良好な状態を維持していますが、令和6年度も光化学スモッグ予報を発令している状況であり、今後も常時監視を継続し、大気汚染物質の濃度が上昇した際には予報等の発令による注意喚起を行います。 ・河川や海域における環境基準達成率は、近年改善傾向にあります。適合状況を確認するため常時監視を継続して実施します。 ・大気・水環境保全に関する規制のあり方について、規制対象施設による環境への負荷について調査し、引き続き検討を進めるとともに、工場・事業場への立入検査を行い、コンプライアンスの徹底を指導します。 ② 生活排水処理施設の整備促進 ・生活排水処理施設の整備は着実に進んでいますが、令和5年度末の整備率は全国平均の93.3%と比較すると89.6%と低い状況です。補助制度を活用した合併処理浄化槽への転換を促進し、整備率の向上に努めます。また、人口減少など社会情勢が著しく変化していることから、「生活排水処理アクションプログラム」（中間目標：令和7年度）の内容を点検し、必要に応じて見直しを行います。 ・引き続き、浄化槽の適正管理を促進するため、法定検査の受検勧奨を行い、受検率向上に取り組めます。 ・改定する「三重県流域下水道事業経営戦略」に基づき、下水道施設が将来にわたり機能を発揮できるよう、管渠延伸や地震対策、老朽化対策などを着実に実施し、流域下水道事業を安定的に継続していきます。 ・「三重県汚水処理事業広域化・共同化計画」で市町が目標設定した42施設の統廃合が円滑に進むよう、引き続き、助言等を行っていきます。

③ きれいで豊かな海の再生

・良好な水質と生物生産性が調和両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、総合的な水環境改善に取り組む必要があることから、引き続き、関係機関との連携を強化し、流域下水処理場における栄養塩類管理運転、生物生産に適正な栄養塩類等に関する調査研究、藻場・干潟及び浅場の保全・再生に関する取組等の進捗管理を行います。

④ 海岸漂着物対策の推進

・「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、回収処理・発生抑制対策を継続して取り組みます。
・「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、引き続き実態把握調査を実施するとともに一斉清掃への参加を呼びかけていきます。さらに伊勢湾流域圏で広域的な海洋ごみの発生抑制対策を展開していくため、多様な主体間の連携を推進していきます。

施策 5-1 持続可能な観光地づくり

(主担当部局：観光部)

施策の目標

(めざす姿)

魅力ある地域資源を生かした観光コンテンツの提供や、質の高い宿泊施設等の受入れ環境整備など、旅行者のニーズに対応した受入れ体制が整備されることで、三重県を訪れた人びとが観光を満喫でき、観光客の満足度が向上するとともに、平均宿泊日数が増加しています。

また、地域住民をはじめ、地域全体で旅行者の受入れ機運を高め、三重県の持続可能な観光が推進されることで、三重県を訪れた旅行者がより深く観光コンテンツを体験でき、長期滞在が増加するなど、三重県の「拠点滞在型観光」のイメージが定着しています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 拠点滞在型観光の推進

- ・本県の平均宿泊日数は全国に比べて低位であることが課題であるため、拠点滞在型観光の推進に向けて、伝統・祭り、歴史・文化、自然など三重ならではの観光資源を生かしたコンテンツの発掘・磨き上げや提供・販売体制の構築、地域ブランディングに取り組む意欲のある地域 DMO 等を支援します。また、地域特有の食材、伝統・歴史・文化等によって育まれた食の魅力発信や関係者同士の交流機会の創出などに取り組み、ガストロノミーツーリズムを推進しています。
- ・質が高く持続可能な観光地づくりに向け、地域 DMO 等が行う旅行者の宿泊・滞在拠点となる宿泊施設や観光案内、二次交通の充実等に向けた取組を支援しています。

② DMO(観光地域づくり法人)等の支援

- ・全県 DMO である(公社)三重県観光連盟がインバウンド向けプロモーションや地域 DMO 等への支援を着実に実施するための基盤強化を図ります。また、データマーケティングや国内向けプロモーションについて、全県 DMO として果たすべき役割を検討します。

③ 受入れ環境の整備

- ・高付加価値旅行者の受入れ環境の整備に向け、ヘリコプターを活用した観光について、ヘリコプター事業者や観光協会、市町などで構成するヘリコプター活用促進協議会において検討を進めるとともに、上質な宿泊施設の新規立地に向けた誘致に取り組んでいます。
- ・外国クルーズ船のさらなる誘致に向け、寄港地での周遊と消費につながる魅力づくりなど、関係機関と連携しながら受入れ体制の充実に取り組んでいます。
- ・誰もが三重の観光を楽しむことができるバリアフリー観光を推進するため、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターと連携し、宿泊施設等に対するパーソナルバリアフリー基準による調査や「観光施設における心のバリアフリー認定」の取得促進などに取り組めます。また、県内の宿泊施設や観光施設のバリアフリー情報を網羅した専用サイトの整備を行うとともに、旅行会社が情報を活用し、旅行手配サービスが提供できるよう仕組づくりを行っています。

④ 観光人材の育成

- ・観光産業における人材不足対策のため、観光事業者を対象に生産性向上に向けたコンサルティングを行うとともに、観光人材の確保に向けた就職説明会や求人情報サイトを活用した採用支援、観光産業の魅力発信に取り組んでいます。
- ・高付加価値旅行者の多様なニーズに対応するため、観光ガイド人材の確保・育成に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
観光客満足度						①②③④	
—	95.0%	95.0%	95.0%	—	95.0%	95.0%	—
93.5%	94.4%	95.7%	—		—	—	
県内の平均宿泊日数						①②③④	
—	1.19泊	1.23泊	1.26泊	—	1.30泊	1.33泊	—
1.20泊	1.23泊	1.23泊	—		—	—	
リピート意向率						①②③④	
—	95.0%	95.0%	95.0%	—	95.0%	95.0%	—
92.6%	93.2%	93.3%	—		—	—	

※ KPIについては全て暦年の数値

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 拠点滞在型観光の推進 ・拠点滞在型観光をさらに推進するため、地域の DMO 等による滞在価値向上に向けた取組や旅行商品の提供・販売体制の構築等を支援します。また、ガストロノミーツーリズムの推進に向けて、意欲ある事業者や団体等と連携し、三重の食や食文化の魅力発信に取り組みます。 ② DMO(観光地域づくり法人)等の支援 ・全県 DMO である(公社)三重県観光連盟が観光地経営の司令塔としての役割を担うことができるよう、インバウンド向けプロモーションや地域 DMO への支援のほか、データマーケティングや国内向けプロモーションを着実に実施するための基盤強化を図ります。 ③ 受入れ環境の整備 ・障がい者や高齢者、外国人旅行者など、誰もが安心して観光を楽しむ受入環境の充実を図るため、宿泊施設の和洋室化等の地域 DMO が中心となって計画する取組を支援します。 ・外国クルーズ船のさらなる誘致に向け、寄港地の PR や周遊促進、誘致・受入体制の強化に係る機関と連携して取り組みます。 ・誰もが三重の観光を楽しむことができるバリアフリー観光を推進するため、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターと連携し、宿泊施設・観光施設に対するパーソナルバリアフリー基準による調査や「観光施設における心のバリアフリー認定」の取得促進などに取り組みます。 ④ 観光人材の育成 ・観光事業者における人材確保のため、観光事業者を対象とした経営課題の解決に向けたセミナーやコンサルティングの実施を通じて、生産性向上や人材確保の取組を支援するほか、県内観光産業の魅力について情報発信に取り組みます。 ・旅行者が安心かつ快適に県内を周遊できる環境を整えるため、観光ガイド人材の確保・育成に取り組みます。

施策 5-2 戦略的な観光誘客

(主担当部局：観光部)

施策の目標

(めざす姿)

国内外の多くの旅行者が観光の目的地として三重県を選び、県内の観光消費額が増加しています。また、旅行者データや観光統計に基づく観光マーケティング・マネジメントを行い、旅行ニーズに合わせた戦略的な観光プロモーションを展開することで、三重県ファンが増加するとともに、国内外から三重県への来訪や宿泊が増加しています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 観光マーケティングの推進

・市町や DMO、観光関連団体等におけるデータ分析に基づく観光マーケティングの取組を支援するため、令和5年度に公開したサイト「三重県観光統計データ」の充実やデータを利活用できる人材育成のためのセミナーを開催します。

② 観光プロモーションの強化

・首都圏からの来訪者数や観光消費額の増加を図るため、首都圏等大都市圏の比較的消費単価の高い顧客層を対象に、交通広告等の各種広告やテレビ等を通じた情報発信に向けたメディアへの働きかけ、観光事業者と連携した旅行商品の造成・販売等に取り組んでいます(交通広告:JR東京駅、JR新宿駅、阪急梅田駅の3か所、旅行商品の利用者数:1,256人【令和6年8月31日現在】)。

・熊野古道世界遺産登録 20 周年及び大阪・関西万博を契機とした三重への観光誘客を推進するため、交通事業者と連携した旅行商品の造成・販売等に取り組んでいます。

・県内への誘客や周遊を促進するため、株式会社ポケモンとの包括連携協定を活用し、県内の鉄道やバス事業者と連携した県内での周遊を促進するスタンプラリーなどの取組を実施しています。

・閑散期や平日の需要喚起を図るため、平日を対象とした体験コンテンツの利用促進や高速道路を利用した周遊促進に向けたキャンペーンなど、県内への周遊促進に向けた施策を実施しています(体験コンテンツの利用者数:5,641人、ドライブプランの利用件数:1,426件【令和6年8月31日現在】)。

・県内への再訪が見込める将来のファン獲得につなげるため、県外からの教育旅行の来訪促進に向け、目的地としての魅力を PR するなど誘致に取り組んでいます。

③ インバウンドの誘客

・海外からの高付加価値旅行者の誘致を進めるため、まずは経済波及効果が大きいと期待される市場(米・英・仏)を対象に、レップ(営業代理人)や商談会等を活用した誘客に取り組んでいます。

・紀伊半島など広域での誘客に向けて、奈良県、和歌山県のモデル観光地の取組と連携し、海外の旅行会社やメディア向けに紀伊半島の魅力発信やファムトリップの受入などを進めています。

・海外からの企業の報奨旅行・研修視察旅行の増加につなげるため、三重県産業観光推進協議会によるプロモーション等の活動を支援するとともに、県内での産業観光の取組の拡充に向けて、県内4地域(四日市、伊賀、伊勢、津)で説明会を開催しました。

・G7 伊勢志摩サミットや G7 三重・伊勢志摩交通大臣会合の開催地としてのブランド力や美しい自然、歴史・文化、多様な産業の集積といった強みを生かし、レップの設置や商談会参加などを通じて MICE 誘致に取り組んでいます。

・外国人旅行者の三重県への周遊・宿泊を促進するため、大阪・関西万博やF1日本グランプリなど、海外からも注目される大規模イベントを目的に来訪する外国人旅行者やゴールデンルート周遊する外国人旅行者等に向けて、海外 OTA(オンライン旅行会社)の活用や EXPO2025

関西観光推進協議会、JNTO(日本政府観光局)との連携等による情報発信などに取り組んでいます。

- ・アジア市場等からの外国人旅行者を誘致するため、(公社)三重県観光連盟と連携し、SNS 等オンラインを活用した情報発信や海外旅行会社へのセールスなど、プロモーションの強化に取り組んでいます。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
観光消費額						①②③	
—	4, 950 億円	5, 250 億円	5, 560 億円	—	6, 000 億円	6, 500 億円	—
3, 562 億円	4, 269 億円	4, 882 億円	—		—	—	
県内の延べ宿泊者数						①②③	
—	766 万人	812 万人	860 万人	—	946 万人	1, 041 万人	—
518 万人	688 万人	734 万人	—		—	—	
県内の外国人延べ宿泊者数						①②③	
—	34. 6 万人	36. 7 万人	38. 9 万人	—	42. 0 万人	45. 4 万人	—
1. 7 万人	4. 9 万人	20. 1 万人	—		—	—	

※ KPIについては全て暦年の数値

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

- ・令和7年度以降に残された課題と対応

① 観光マーケティングの推進

- ・観光統計データなどを取得し公開しているサイト「三重県観光統計データ」について、主要施設の入込客数を公開するなどデータの充実に取り組みます。

② 観光プロモーションの強化

- ・首都圏等大都市圏からの誘客促進に向け、SNS 動画、各種広告等さまざまな手段を組み合わせることにより、効果的に三重の魅力を発信し、本県の認知向上を図ります。
- ・大阪・関西万博の開催を契機として、三重への観光誘客を推進するため、交通事業者等との連携による企画きっぷや、県内の周遊促進に向けた旅行商品のプロモーション等に取り組みます。
- ・県内への誘客や周遊を促進するため、株式会社ポケモンとの包括連携協定を活用して県内の交通事業者等と連携した取組を実施します。
- ・平日や閑散期の旅行需要喚起のため、県外からの教育旅行の誘致に向けた目的地としての魅力のPR 等に取り組みます。

③ インバウンドの誘客

- ・海外から高付加価値旅行者の誘致を促進するため、奈良県、和歌山県等と連携し、紀伊半島のブランド化を図るとともに、商談会への参加や旅行会社、メディアを対象としたファムトリップの実施等に取り組みます。また、フランスにレップを設置し、旅行会社との連携強化を通じて、新たな旅行者層を対象とした誘客プロモーションを実施します。
- ・海外からの企業の報奨旅行・研修視察旅行の増加につなげるため、三重県産業観光推進協議会によるプロモーション等の活動を支援します。また、レップの設置や商談会参加などを通じて、

引き続き MICE 誘致に取り組めます。

- ・ゴールデンルート等を周遊する外国人旅行者や大阪・関西万博を訪れる外国人旅行者を県内に誘客するため、海外 OTA や検索サイトを活用した広告配信をはじめとした情報発信や、県内の宿泊施設及び体験コンテンツの海外 OTA への登録・活用を促進するとともに、EXPO2025 関西観光推進協議会と連携した取組等を実施します。また、中部圏の近隣自治体と連携した広域でのプロモーションに取り組めます。
- ・インバウンド誘客の取組は民間との連携が効果的であることから、官民連携組織である(公社)三重県観光連盟が取り組むインバウンド向けプロモーションを支援します。

施策 5-3 三重の魅力発信

(主担当部局：雇用経済部)

施策の目標

(めざす姿)

県産品の販路拡大や観光誘客の促進などにつなげるため、大都市圏等における県内市町、関係団体、民間事業者、三重ファン等と連携した面的な情報発信やイベント実施等による戦略的なプロモーション活動が進んでいます。また、産業・地域経済の活性化につなげるため、付加価値の高い商品・サービスの創出に取り組むとともに、業種を超えた多様な連携による販売促進の取組が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 戦略的なプロモーション活動の展開

- ・市町や商工団体、観光協会等と連携して三重の魅力の効果的な発信を促進するため、地域庁舎(5地域)を会場とする地域別懇談会を開催しています(1回:9月末現在、年2回予定)。
- ・包括連携協定を締結した企業等との連携により、国内外の大型商業施設等において、「食」、「観光」、「物産」などの三重の魅力を総合的に発信する三重県フェアを開催しています(大型商業施設6店舗:9月末現在、年間8店舗予定)。

② 首都圏における魅力発信

- ・首都圏営業拠点「三重テラス」は、令和6年9月で開設11周年を迎えました。累計約570万人(9月末現在)にご来館いただくなど、多くの方々に三重の魅力を感じていただくことができました。
- ・令和5年度から開始した「三重テラス第3ステージ運営方針」に基づき、三重の魅力発信の拠点機能のさらなる強化や、関係者が「つながる」ことの促進をめざし、物販・飲食業務の運営やコミュニティ形成に取り組んでいます(三重ファンコミュニティが実施したイベント・プロジェクト件数7件:8月末現在)。

③ 関西圏における魅力発信

- ・梅田地下街やマスコミキャラバンなどで三重県の旬の情報を発信するとともに、鉄道等と連携した三重県フェア(観光物産展)や知名度の高いホテルでの三重県食材イベント(実施ホテル3件)及び商業施設での観光PRなど、関西圏での県産品等の販路拡大や観光誘客に取り組んでいます。
- ・大阪・関西万博開催の好機を捉えて三重の魅力を強力に発信し、県産品の販路拡大や本県への観光誘客につなげるため、関西広域連合が設置する関西パビリオン内に設置する三重県ブースの製作とともに、会場内の2箇所で開催する催事にかかる準備を進めます。また、期間限定の情報発信拠点を阪急大阪梅田駅と新大阪駅の2箇所に設置し、効果的なプロモーション手法の検証を行います。

④ 県産品の高付加価値化と販売促進

- ・伝統産業および食関連産業等の商品の高付加価値化や新商品開発のための連続講座を開催しています(全5回、15事業者参加)。また、伝統産業の原材料確保に向け、代替原材料や新たな調達ルートの確保に向けた取組への補助を行っています(採択10事業者)。
- ・特徴ある優れた県産品を「みえの食セレクション」として選定するとともに、百貨店や大型商業施設と連携した物産展を開催するなど、販路拡大の機会を創出します。
- ・海外販路開拓については、貿易アドバイザーで構成する「みえの食レップ」において、輸出に取り組む県内事業者からの貿易実務相談に対応するとともに、海外向け商談会(6回開催予定)や海外における見本市出展(フランス)、三重県フェア(タイ、台湾で開催予定)を開催します。

⑤ 新たな価値創出につなげる人材育成

- ・伝統産業および食関連産業等の持続的な発展を支援するため、みえ食の“人財”育成プラットフォームと連携し、食品衛生研修(13 回開催予定)の開催に加え、産学コラボ商品開発(3件取組中)を支援しています。また、伝統産業の振興や継承を目的に、「三重県伝統工芸士」制度を創設し、認定に向けて取り組んでいます。
- ・事業者の商談力向上を図るため、商談会や食品見本市への出展を支援するなど実践を交えた商談力向上研修(1 回開催予定)を実施します。
- ・ガストロノミーの視点で三重の食を発信できる人材を育成するため、美食の街サン・セバスチャン(スペイン)のトップシェフと県内の料理人や学生との交流(3団体予定)を行うとともに、県内料理人を対象としたガストロノミー講座(延べ3回開催予定)を開催します。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
首都圏・関西圏における観光旅行先としての三重県への訪問意向および三重県産品の購入意向の割合							①②③
—	66. 0%	68. 0%	70. 0%	—	72. 0%	74. 0%	—
65. 6%	67. 6%	68. 0%	—	—	—	—	—
三重テラスにおける魅力発信件数(累計)							②
—	218 件	378 件	573 件	—	798 件	1, 058 件	—
92 件	300 件	501 件	—	—	—	—	—
伝統産業および食関連産業における消費者ニーズに対応した付加価値の高い商品・サービスの開発数(累計)							④
—	38 件	60 件	84 件	—	110 件	138 件	—
18 件	39 件	64 件	—	—	—	—	—
新商品や魅力あるサービスの開発など、新たな価値創出に取り組むことができる人材の育成数(累計)							⑤
—	535 人	840 人	1, 170 人	—	1, 525 人	1, 905 人	—
255 人	536 人	847 人	—	—	—	—	—

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 戦略的なプロモーション活動の展開

・大阪・関西万博や令和8年の三重県誕生150周年などの好機を生かし、魅力的な情報発信、県産品の販路拡大、観光誘客の促進を柱とした一体的なプロモーション活動を、市町等関係機関と連携しながら、首都圏、関西圏、中部圏及び海外において展開します。

② 首都圏における魅力発信

・「三重テラス第3ステージ運営方針」に基づき、三重の魅力発信の拠点機能のさらなる強化をめざし、物販・飲食・イベントの各機能を組み合わせた全館一体となった魅力発信を行います。また、関係者が「つながる」ことの促進をめざし、コワーキングやイベント参加者とのコミュニケーションの強化を図り、コミュニティ形成を加速します。

③ 関西圏における魅力発信

- ・関西圏において本県の認知度を高め、本県への誘客促進や県産品等の販路拡大につなげるため、「三重県の情報発信」「県産品等の販路拡大」「観光誘客の促進」「関西圏ネットワークの充実」「移住促進、企業誘致」を活動の柱として、万博開催年のメリットを生かしながら三重の魅力発信を行います。
- ・大阪・関西万博を契機に国内外から注目が集まる好機を生かし、会期中は、安心・安全な三重県ブース運営を図るとともに、来場者増加に向けてブース内での期間限定展示や催事内容に関する情報発信を積極的に行います。また、三重県魅力を発信するため、令和5年度及び6年度のプロモーション手法の検証結果を踏まえ、大阪市内に期間限定の情報発信拠点を複数箇所設置します。

④ 県産品の高付加価値化と販売促進

- ・伝統産業においては、消費者の生活スタイルやニーズの多様化などに対応するため、事業者連携による商品・サービスの開発を支援します。また、伝統産業の新たな原材料の確保や商品試作に向けた取組を補助します。
- ・国内外への販路拡大に向け、大型商業施設等を活用した物産展やバイヤーとの商談会を開催するほか、「みえの食セレクション」選定によるプロモーションに取り組みます。また、輸出に取り組む事業者の裾野を広げるため、貿易実務に関する相談窓口を設置するとともに、新たな輸出先を検討します。

⑤ 新たな価値創出につなげる人材育成

- ・伝統産業及び食関連産業等の持続的な発展につなげるため、みえ食の“人財”育成プラットフォーム等と連携し、研修メニューの充実や事業者間及び産学の人材交流促進等に取り組みます。また、「三重県伝統工芸士」制度を運用し、伝統産業の振興や伝統工芸品の次世代への継承を促進します。
- ・国内外への販路拡大に取り組む人材育成のため、消費者ニーズを踏まえた商談スキル向上のための研修会を実施するとともに、訴求力のある商品づくりのためのセミナーを開催します。
- ・食による本県への誘客促進のため、国内外のトップシェフを講師としてガストロノミーの視点で三重の食を発信できる料理人を育成する研修会を開催します。

施策 6-1 農業の振興

(主担当部局：農林水産部)

施策の目標

(めざす姿)

米・麦・大豆のほか、野菜、柑橘、茶といった園芸品目、さらには牛肉や豚肉、鶏肉、卵といった畜産物など、県産農畜産物の安定的な供給が進み、県民の皆さんの「食」における多様な需要に対応しています。また、新規就農者はもとより、従事者の確保が図られながら、担い手による大規模経営が拡大するとともに、小規模な兼業農家や高齢農家などの家族農業が営まれるよう、県産農畜産物の生産性の向上や農業経営の発展による収入の確保および働きやすい労働環境の整備が進んでいます。さらに、農業の持続性が確保された地域の拡大を図るため、農地の集積・集約化に向けた生産基盤の整備が進んでいます。加えて、県産農畜産物について、消費者に魅力が発信され、国内外における取扱い先が拡大しています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 需要に応じた農産物の供給と研究開発

- ・水田農業では、「結びの神」の生産拡大を進めるとともに、麦・大豆等への転換や米粉用米の導入に取り組んでいます。また、消費拡大に向け、ブランド米のPRを実施しています。
- ・柑橘では、省力樹形導入による生産性の向上や、輸出の拡大に向けて輸出先国の基準に合わせた病虫害防除等を支援しています。また、高温での日焼け果発生防止の取組として、発生予測等の対応技術を研究開発しています。
- ・伊勢茶では、「伊勢茶マイボトルキャンペーン」を通じて様々な消費拡大に取り組んでいるほか、持続可能な産地づくりに向けた産地の構造改革を6地区で進めています。
- ・野菜では、加工・業務用向けのカボチャの作付面積が25%拡大(16ha)するなど、生産面積および収量の拡大に取り組んでいます。
- ・花き花木では、関係団体と連携した消費拡大イベントの開催や市町が実施する花とみどりの活用取組を支援するとともに、共通規格台車の導入実証等による輸送効率化を進めています。
- ・海外原料に依存している化学肥料の低減を図るため、畜産農家が供給する堆肥や農業集落排水汚泥等の国内資源を活用した肥料の生産・利用拡大への支援を進めています。
- ・化学肥料・化学合成農薬の削減等の取組を行う生産者に対して、取組面積に応じた支援(27件、349ha)を行うとともに、水稻、梨等において環境保全型の栽培体系への転換(7地区)や、地域ぐるみの有機農業の取組(3市)を支援しています。
- ・本県農業を取り巻く環境の変化、「食料・農業・農村基本法」の改正、県議会の議論等をふまえ、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例並びに同基本計画」の改正を進めています。

② 需要に応じた畜産物の供給と研究開発

- ・収益力の向上を目指す高収益型畜産連携体を育成し、施設整備等を支援しています。また、繁殖雌牛の更新の推進や、畜産研究所による高品質受精卵の供給により、和牛子牛の供給体制強化を図っています。
- ・輸出先国における、県産ブランド和牛の歴史や食文化、調理方法を伝える現地PRイベントの開催等により、新たな輸出サプライチェーンの構築に取り組む事業者を支援しています。
- ・飼料購入費への支援を継続するとともに、飼料用トウモロコシの栽培・給餌実証やエコフィードの利用促進により、濃厚飼料自給率50%モデル農家(2戸)の育成を進めています。
- ・高病原性鳥インフルエンザや豚熱に備え、飼養衛生管理基準の遵守・徹底を進め、また豚熱では農家自らが豚熱ワクチンの適切な接種を行うよう指導しています。

③ 農業の担い手の確保・育成

- ・新規就農者の確保・定着に向け、就業・就職フェアの開催や、就農情報の発信や相談の実施に

より就農意欲の醸成を図るとともに、国事業の活用による支援や、関係機関と連携した技術や経営に関する助言、受け入れ先となる農業法人に対する労働環境整備等に取り組んでいます。 ・新規の独立・自営就農者等を対象に農地の確保を後押しすることにより、参入を促すとともに、販売戦略の策定支援などに取り組んでいます。 ・農業経営の集約化に向け、法人化や事業承継等の支援に専門家派遣を活用して取り組むとともに、農業経営の合併・統合、第三者承継等のモデル事例の構築に取り組んでいます。 ・市町及び関係者と連携した地域計画策定の取組を通じて、担い手への農地集積や、大規模な経営体と小規模な兼業農家等が共生する地域営農体制の確立を進めています。 ・小規模な兼業農家や高齢農家など家族農業における省力化と収入の向上に向け、これまで実証したスマート農業技術の成果を活用した普及に取り組んでいます。また、単日短時間の働き方(ワンデイワーク)に関する手順書の作成・配布による周知を図っています。
④ 強い農業のための基盤づくり ・担い手への農地集積・集約化等による生産コストの削減や高収益作物への転換を進めるため、ほ場整備(10 地区)やパイプラインの整備(13 地区)に取り組むとともに、農業用施設の長寿命化を図るため、機能保全計画の策定(2地区)、機能保全対策工事(13 地区)に取り組んでいます。
⑤ 農業等による県民等への価値提供 ・「2025 年大阪・関西万博」に向け、関西圏を中心としたラグジュアリーホテルをはじめとした都市圏のホテル・レストランにおいて、県産農林水産物を活用した三重県フェアを開催(5か所)しています。 ・社会環境が大きく変化する中、さらなる販路拡大を図るためにはライフスタイルや消費者のニーズに沿った新たな魅力の創出や価値の向上を図ることが必要であることから、県産農林水産物等を活用した商品等の開発を行っています。 ・学校給食における地域の食材活用に向け、栄養教諭や学校給食会等をメンバーとした検討会を開催(3回)し、学校給食用の加工食品の開発や、農林水産業への理解を深めるための食育資料を作成しています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
農業産出等額						①②	
—	1,162 億円 （3 年度）	1,171 億円 （4 年度）	1,180 億円 （5 年度）	—	1,189 億円 （6 年度）	1,198 億円 （7 年度）	—
1,153 億円 （2 年度）	1,171 億円 （3 年度）	1,188 億円 （4 年度）	—		—	—	
認定農業者のうち、年間所得が 500 万円以上の経営体の割合						③	
—	35%	37%	38%	—	40%	42%	—
30.2%	27.5%	32.5%	—		—	—	
基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率						④	
—	51.7%	55.2%	58.7%	—	62.2%	65.7%	—
48.3%	51.7%	55.2%	—		—	—	
県産農畜産物の新たな取引件数(累計)						⑤	
—	40 件	55 件	70 件	—	85 件	100 件	—
26 件	49 件	64 件	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 需要に応じた農産物の供給と研究開発

- ・米の消費動向をふまえた主食用米の生産と水田の有効活用を図る必要があることから、他作物への転換や米粉用米の導入、輸出拡大に向けた取組を進めるとともに、県産米の消費拡大に向け、県産米のPRや販売促進活動に取り組みます。また、気候変動への対応や環境に配慮した持続的な取組の促進が必要なことから、夏季の高温に耐性のある県産ブランド米「結びの神」の生産拡大に取り組みます。さらに、冬期の温暖化とともに被害が拡大しているスクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)の発生の予測や薬剤防除を支援する技術の研究開発に取り組みます。
- ・柑橘産地の育成に向け、生産性向上や販売促進を図る必要があることから、引き続き、省力樹形やスマート農業技術の導入による生産性の向上、タイを中心とするアジア経済圏に向けた販促活動への支援等により輸出拡大を図ります。また、国外輸送時における果実の傷み等による損失の軽減に向けた原因究明および対策の検証を行います。
- ・伊勢茶の振興に向け、持続可能で元気な伊勢茶産地の実現をめざし茶業界の活力の強化を図る必要があることから、産地の構造改革を進めるとともに、栽培体系の転換など、農家の積極的な取組を支援します。また、継続した需要喚起が必要なことから、伊勢茶の全国ブランド化を通じた観光を起点とした新たな需要の創出を進めるとともに、引き続き、「伊勢茶マイボトルキャンペーン」の定着化と飲食店でのメニュー化や、輸出の拡大に取り組みます。
- ・野菜の振興に向け、担い手が減少する中、栽培面積を拡大し自給力を高めるためには、省力化・軽労化を進める必要があることから、生産体系の機械化や農作業の分業化を進めるとともに、それに合わせた出荷・販売規格が定着するよう、流通・販売事業者と連携したプロモーションによる認知度向上に取り組みます。
- ・花き花木の振興に向け、県産花き花木の消費拡大や物流の効率化を図る必要があることから、引き続き、「花育」活動や展覧会等への出展、市町が行う花とみどりの普及拡大の取組を支援するとともに、効率的な花き輸送体制の構築に向けた共同集荷拠点のモデル整備を進めます。
- ・将来にわたり安定した農業生産を維持するため、海外原料に依存している化学肥料の低減を図る必要があることから、引き続き、畜産農家が供給する堆肥や農業集落排水汚泥等の国内資源を活用した肥料の生産・利用拡大を支援します。また、燃油高騰への対応が必要なことから、国の施策を有効に活用しながら、省エネ対策への支援に取り組みます。
- ・持続可能な農業生産のさらなる拡大に向け、環境保全型農業の推進が必要なことから、引き続き、有機農業や堆肥の散布など環境保全に効果の高い取組を行う生産者に生産経費の支援を行うとともに、市町への訪問や研修会等を通じて支援制度の周知を図ります。また、化学農薬や化学肥料の低減と省力化を両立する栽培体系への転換を進めるとともに、環境負荷低減事業活動に取り組む農業者の認定や、市町の有機農業推進に向けた取組への支援を進めます。

② 需要に応じた畜産物の供給と研究開発

- ・畜産経営の持続的発展に向け、畜産経営体の収益力強化が必要なことから、引き続き、高収益型畜産連携体の育成・支援に取り組むとともに、効率化、省力化を図るための施設整備や機械導入を進めます。また、畜産物の生産体制強化に向け、需要の高い雌の和牛子牛の安定した確保が必要なことから、県内での供給体制強化を進めます。
- ・県産ブランド和牛の輸出の拡大・定着が必要なことから、輸出に取り組む県内事業者のさらなる拡大を進めます。また、輸出頭数が増加する中で、輸出できる部位がヒレ、ロース等の高級部位に偏ることへの対応が必要なことから、高級部位以外の需要開拓に向けた取組を支援します。
- ・将来にわたり畜産経営を維持するため、飼料の安定供給を図る必要があることから、引き続き、飼料用トウモロコシやエコフィードの利用促進等、飼料自給体制の構築に取り組みます。
- ・高病原性鳥インフルエンザや豚熱・アフリカ豚熱をはじめとする家畜伝染病の発生とまん延の防止を図る必要があることから、引き続き、生産者における飼養衛生管理基準の遵守・徹底など防疫対策の推進や発生時に備えた防疫資材の充実に取り組みます。また、野生イノシシの豚熱感染状況調査や捕獲強化および経口ワクチン散布等に取り組みます。

③ 農業の担い手の確保・育成

- ・持続可能な農業の実現に向け、新規就農者の確保が必要であることから、引き続き、積極的な情報発信や就農相談に取り組むとともに、就農者の定着に向け、営農における各ステージでのきめ細かなサポートや、受け入れ先となる農業法人等における働きやすい労働環境の整備に取り組めます。
- ・意欲ある農業人材を呼び込む必要があることから、引き続き、新規の独立・自営就農者等を対象に農地の確保を後押しすることにより、参入を促すとともに、早期の経営確立が可能となるよう、収益確保に向けた販売戦略の策定を支援するなどの取組を進めます。
- ・農業労働力の確保に向け、多様な人材が農業に参画する必要があることから、年齢や性別、国籍等を問わず、農業での活躍が可能となるよう、農業現場における環境整備を支援します。
- ・組織的な営農の継続に向け、農業経営の集約化を図る必要があることから、引き続き、専門家派遣の活用等により、法人化や合併・統合、事業承継を支援するとともに、モデル事例の創出に取り組めます。また、関係機関と協力した支援体制のさらなる強化に向けて、事業承継を支援する手法の普及啓発に取り組めます。
- ・農業経営の発展や地域農業の維持継続を図る必要があることから、引き続き、市町が策定した地域計画に基づき、担い手への農地集積を進めるとともに、大規模な経営体と小規模な兼業農家や高齢農家などの家族農業が共生する地域営農体制の確立を図ります。

④ 強い農業のための基盤づくり

- ・効率的かつ安定的な農業経営を実現するためには、担い手への農地集積・集約化による生産コストの削減や高収益作物への転換等を促進する必要があることから、スマート農業をより一層推進する農地の大区画化や農業用水路のパイプライン化等の生産基盤の整備を進めます。また、あわせて農業水利施設の適切な機能発揮に向けた保全管理に取り組めます。

⑤ 農業等による県民等への価値提供

- ・「2025 年大阪・関西万博」の開催にあわせて、県産農林水産物を生かした「みえの食」の魅力発信と誘客増加、販売チャンネルの拡大を図るため、関西圏をはじめとした都市圏のホテル・レストランにおける県産農林水産物の活用に向け、更なる魅力発信や販路拡大に取り組めます。
- ・資材や燃料価格の高騰によるコスト高や輸送力不足に対応するためには、農林水産事業者の収入確保や所得向上を図ることが重要であることから、引き続き飲食業や宿泊業、卸売・小売業、流通関連事業者など、さまざまな事業者と連携し、県内外への県産農林水産物の魅力発信や販売チャンネルの拡大に取り組めます。
- ・地域で生産された農産物の消費または利用の促進を図るため、引き続き、市町や関係団体、小売店、飲食業、従業員食堂を有する企業等と連携し、食育の推進や「みえ地物一番の日」キャンペーンなどの地産地消に取り組めます。
- ・これまであまり利用されていない農林水産物を、県内高校等と連携し、商品開発や販売プロモーションなどにより地域資源として有効活用することで、地域課題の解決をはかります。
- ・学校給食は、「食」を通じた生産者や食文化への理解を育む「生きた教材」となるため、引き続き、学校給食用の加工食品の開発や農林水産業への理解を深めるための食育資料の作成に取り組めます。

施策 6-2 林業の振興と森林づくり

(主担当部局：農林水産部)

施策の目標

(めざす姿)

公益的機能を重視した環境林においては、森林環境譲与税等を活用した公的な主体による適正な森林管理が実行されています。また、持続的な木材生産のための生産林においては、カーボンニュートラルにつながる「植え、育て、収穫し、また植える」という緑の循環のため、生産性向上や林業人材の確保・育成が進んでいます。さらに、県民の目にふれやすい公共施設の木造化を進めるとともに、住宅、身のまわりの生活用品など、さまざまな場面において県産材の利用を進めるため、県民の皆さんが県産材の良さや木材利用の意義を理解しています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 森林の適正な管理と公益的な機能の発揮

- ・森林由来のJ-クレジットの活用が促進されるよう、県行造林をモデルにした効率的な認証取得の実証や効果的なクレジット販売手法の検証、林業DXによる省力化のための機器・ソフトウェア等の導入支援、林業関係者への指導・助言に取り組んでいます。
- ・森林経営管理制度に基づく森林の経営管理や森林環境譲与税等を活用した森林整備を促進するため、「みえ森林経営管理支援センター」を設置し、市町への巡回指導や職員向けの研修会の開催など、市町の取組支援を進めています。
- ・「みえ森と緑の県民税」を活用し、流木となるおそれのある溪流沿いの樹木の伐採・搬出等による災害緩衝林の整備(27箇所)に取り組むとともに、流域の防災機能強化を図る森林整備(12市町)やライフライン沿いの事前伐採(10市町)等に取り組む市町への支援、ニホンジカによる食害等を受けた植栽地における支援に取り組んでいます。
- ・国による主伐・再造林や花粉発生源対策の推進など、森林・林業を取り巻く環境の変化に対応し、県内の充実した森林資源の循環利用を一層進めるべく、「三重の森林づくり基本計画」の見直しを進めています。

② 「緑の循環」の推進と県産材の利用の促進

- ・森林経営計画に基づく、間伐や路網整備、施業の集約化等の支援を行うとともに、成長が早く花粉の少ないスギ・ヒノキの苗木の増産に向けた種子の生産体制の強化に取り組んでいます。
- ・林業のスマート化に向け、スマート技術に精通する技能者を育成するとともに、「みえスマート林業推進協議会」を通じたスマート技術の現場実装に取り組んでいます。
- ・県産材を利用した中大規模木造非住宅建築物の設計を支援するとともに、県内の建築士や行政職員を対象とした中大規模の木造建築物等の設計に係る研修会の開催(8回)により、建築物の木造・木質化の提案や相談等を行える技術者の育成に取り組んでいます。
- ・木づかいに積極的な事業者に対する「木づかい宣言」事業者登録制度への参画に向けた働きかけ(5者登録)や、登録事業者と連携した魅力ある新たな県産木製品のPRの実施等に取り組んでいます。

③ 林業・木材産業を担う人材の育成

- ・首都圏等での就業相談対応や林業就業セミナーの開催のほか、県内における林業体験ツアー、県内の高校生を対象とした林業経営体との就業相談会の開催等、新規就業者の確保に向けた取組を進めています。
- ・「みえ森林・林業アカデミー」において、主に既就業者を対象とした専門的な知識や実践的な技術が学べる講座や、市町向けの講座(11回)等を開催しています。

④ みんなで支える森林づくりの推進

- ・みえ森と緑の県民税市町交付金の活用を通じて、市町において地域の実情に応じた森林づくりの取組が行われるよう支援を行っています。

- ・森づくり関係者で構成する「三重の森づくりネットワーク」の構築や、県民が森林や木にふれられる森林フェスタの開催など、県民の森づくり活動の促進に向けた取組を展開しています。
- ・森林教育シンポジウムや子ども・企業向けの森林教育に関する講座等を開催するとともに、「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じて、森林教育の出前授業(11回)や、学校・地域での活動支援、森林教育の指導者養成に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
公益的機能増進森林整備面積(累計)						①	
—	7,700ha	10,900ha	14,780ha	—	18,660ha	22,540ha	—
5,258ha	7,518ha	9,783ha	—		—	—	
県産材素材生産量						②	
—	410 千m ³	415 千m ³	418 千m ³	—	421 千m ³	424 千m ³	—
398 千m ³	450 千m ³	452 千m ³	—		—	—	
公共施設の木造化率						②	
—	100%	100%	100%	—	100%	100%	—
—	100%	100%	—		—	—	
木づかい宣言事業者数(累計)						②④	
—	32 者	40 者	48 者	—	56 者	64 者	—
30 者	38 者	43 者	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

- ・令和7年度以降に残された課題と対応

① 森林の適正な管理と公益的な機能の発揮

- ・「J-クレジット制度」の活用促進には、クレジットの創出から販売までのノウハウと一体的な活用モデルが必要なことから、県行造林における効率的なクレジットの認証取得や販売の検証、民間のノウハウを活かしたJ-クレジット活用モデルの普及に取り組むとともに、林業DXによる省力化に向けた機材導入の支援に取り組めます。
- ・市町における森林経営管理制度に基づく森林の経営管理や森林環境譲与税を活用した間伐等の取組については、市町によって進捗状況に差が生じていることから、「みえ森林経営管理支援センター」のアドバイザーによる市町のニーズに合わせた人的・技術的な支援を行うとともに、航空レーザ測量成果等を活用した効率的な森林境界明確化の促進に取り組めます。
- ・台風や局地的な豪雨等による災害が発生しているほか、流木発生の危険がある流域は未だ多く存在していることから、「みえ森と緑の県民税」を活用し、災害緩衝林の整備、流域の防災機能強化を図る森林整備やライフライン沿いの事前伐採、森林を早期に再生するための植栽等の推進に取り組めます。
- ・新たな「三重の森林づくり基本計画」のもと、県内の豊富な森林資源を活用しつつ、CO₂吸収機能が高く、花粉の少ない森林への転換を進めるため、成長が早く花粉の少ない苗木を活用した主伐後の植栽や植栽地における獣害防止施設の設置等への支援を行い、主伐・再造林の促進に取り組めます。

② 「緑の循環」の推進と県産材の利用の促進

- ・森林資源の循環利用による持続的な林業経営とさまざまな需要に対応した素材生産量の増大に向け、低コスト造林や路網整備等の支援を行い、主伐・再造林を促進します。あわせて、成長が早く花粉の少ないスギ・ヒノキの苗木生産に必要な種子の増産に向け、採種園の拡大などに取り組みます。
- ・林業の競争力強化や成長産業化には林業のスマート化を一層進める必要があることから、先導的な役割を果たす技能者の育成や「みえスマート林業推進協議会」での情報共有を通じて、スマート技術の現場実装の加速化を図ります。
- ・「みえ木材利用方針」に基づく県産材の利用促進を図るため、中大規模の木造非住宅建築物の設計や木材コーディネーターを活用した木材調達への支援に取り組むとともに、建築物の木造・木質化の提案や相談等を行える技術者の育成、安定した木材供給を行うためのサプライチェーンの構築に取り組みます。
- ・日常生活や事業活動の幅広い場面での県産材の利用を促進するため、事業者に対し「木づかい宣言」事業者登録制度への参画に向けた働きかけを行うとともに、魅力ある県産材を使った身の回りの日用品等の情報発信に取り組みます。

③ 林業・木材産業を担う人材の育成

- ・林業従事者は30年前に比べ1/3まで減少していることから、多様な労働力の確保に向け、首都圏等での就業相談対応や林業就業セミナーの開催のほか、林業体験ツアーやインターンシップ、高校生向けの就業相談会の開催等に取り組めます。
- ・森林・林業・木材産業の人材育成に向け、「みえ森林・林業アカデミー」を中心に「公益社団法人みえ林業総合支援機構」とも連携しながら、既就業者を対象とした体系的な研修等を実施します。

④ みんなで支える森林づくりの推進

- ・県民全体で森林を支える社会づくりを進めるため、引き続き、市町がみえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、創意工夫した森林づくりの取組が行われるよう支援します。
- ・県民の森を育む意識の醸成や森づくり活動への参画をさらに進めるため、森林を身近なものとして感じ、学べるイベントの開催や、森づくりに関係する方々のネットワークの拡大に取り組むなど、さまざまな主体による「三重の森づくり運動」を展開します。
- ・「みえ森林教育ビジョン」に基づき、子どもから大人まで一貫した森林教育を進めるため、「みえ森づくりサポートセンター」を通じた活動支援、指導者の養成に取り組むとともに、子どもや企業向けなどの講座、森林教育シンポジウムの開催等を通じて、森林づくりや木づかいを支える人づくりに取り組みます。

施策 6-3 水産業の振興

(主担当部局：農林水産部)

施策の目標

(めざす姿)

県産水産物の安定供給につなげるため、気候変動に対応した養殖品種の改良や管理技術の開発、科学的知見に基づいた水産資源の適切な管理、新規就業者の定着が進んでいます。また、漁村の活力が高まり、持続的な水産業が行われるよう、漁港施設の耐震・耐津波対策をはじめとする生産基盤の整備が進んでいます。加えて、県産水産物について、消費者に魅力が発信されるよう、国内外における取扱い先が拡大しています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 水産資源の維持・増大と競争力のある養殖業の構築

- ・気候変動に伴う高水温化に対応するため、高水温に強い品種(アコヤガイ、マハタ)や高水温に適応した管理技術(カキ)、採苗技術(アオサ)の開発、免疫機能を強化する飼料(マハタ)の開発等に取り組んでいます。また、水温が低く、魚病被害の軽減等が期待できる「深い水深層」において、浮沈式いけすを用いた魚類養殖の実証に取り組んでいます。
- ・魚類養殖業の生産コストを軽減し、経営改善を図る必要があるため、養殖期間が短く、付加価値が高いマサバの養殖技術の開発に取り組んでいます。
- ・黒ノリ生産量の回復に向け、生長が早く短期間で収穫できる品種の作出、漁場の栄養塩類情報や「色落ちアラート」の配信、肥料を散布して不足する栄養を供給する技術の開発、漁業者が行う食害防止対策への支援に取り組んでいます。
- ・水産資源の維持及び増大に向け、沿岸水産資源8魚種について、漁獲量やサイズ、出漁回数に基づく資源評価を行い、その評価結果を漁業者へフィードバックするとともに、漁業者が取り組む資源管理を支援しています。また、伊勢湾の重要資源であるアサリ、ハマグリ種の種苗生産技術の開発に取り組むとともに、海女漁業が高水温化などの環境変化に対応して存続できるよう、サザエおよびサガラメ(海藻)の種苗生産やアワビの放流等の技術開発に取り組んでいます。
- ・「第44回全国豊かな海づくり大会」の令和7年秋季の開催に向け、関係組織、団体と連携して県民の気運醸成を図るため、大会1年前プレイベントの開催や県内各市町で実施されるイベント等でのPR(14回)、大会開催記念リレー放流(14回)に取り組んでいます。
- ・水産業および漁村をめぐる情勢の変化、県議会「食料自給総合対策調査特別委員会」の提言等をふまえ、「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」の見直しを進めています。

② 多様な担い手の確保・育成と経営力の強化

- ・担い手の確保・育成に向け、地域の漁業関係者が運営する漁師塾への支援(3件)、就業フェアやオンライン漁師育成機関「みえ漁師 Seeds」での情報発信に取り組んでいます。また、円滑な就業・定着につなげるため、受け皿となる漁業経営体に対して、専門家を派遣(3件)し、漁業現場における就労環境の改善に取り組んでいます。

③ 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築

- ・生産・流通の拠点となる錦漁港及び波切漁港における耐震・耐津波対策(L=50m)に取り組むとともに、老朽化した施設の長寿命化対策を計画的に進めています。
- ・藻場・干潟の造成(藻場 6 工区、干潟 1 工区)に取り組むとともに、漁業者を中心とする活動組織(藻場 20 組織、干潟 4 組織)が行う藻場・干潟の保全活動を支援しています。
- ・内水面漁業協同組合等が行う、遊漁者の増加に向けた取組(18件)、カワウやブラックバス等による被害の軽減対策(26件)、ヨシ帯の保全などの環境保全活動(5組織)を支援しています。

- ④ 豊かな県産水産物の魅力発信と販路拡大
- ・県産水産物の販路拡大に向け、大都市圏の量販店等における県産水産物フェアの開催(10～3月)に取り組むとともに、県内事業者が行う商品の開発・改良、商談、情報発信を支援しています。
 - ・海外への販路拡大に向け、マレーシア及びシンガポールに現地アドバイザーを設置し、現地のニーズに合わせた商品改良へのアドバイスや商談機会の創出に取り組んでいます。
 - ・海女漁業や真珠養殖業の魅力発信に向け、県内外で開催されるイベント等を活用して、海女漁業の伝統や文化、環境に配慮した真珠養殖業のPRに取り組んでいます(3件)。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
海面養殖業産出額						①	
—	16, 200 百万円 (3 年)	17, 539 百万円 (4 年)	18, 879 百万円 (5 年)	—	20, 218 百万円 (6 年)	21, 558 百万円 (7 年)	—
14, 860 百万円 (2 年)	15, 567 百万円 (3 年)	17, 647 百万円 (4 年)	—		—	—	
資源評価対象種の漁獲量						①	
—	2, 682t (3 年)	2, 768 t (4 年)	2, 854 t (5 年)	—	2, 940 t (6 年)	3, 026 t (7 年)	—
2, 596 t (2 年)	2, 309t (3 年)	2, 181 t (4 年)	—		—	—	
新規漁業就業者数						②	
—	48 人	50 人	52 人	—	54 人	56 人	—
40 人	36 人	30 人	—		—	—	
耐震・耐津波対策を実施した拠点漁港の施設整備延長(累計)						③	
—	670m	720m	770m	—	820m	870m	—
620m	670m	720m	—		—	—	
新たな水産物の輸出取引件数(累計)						④	
—	23 件	26 件	29 件	—	32 件	35 件	—
20 件	23 件	26 件	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 水産資源の維持・増大と競争力のある養殖業の構築

・急速に進む海洋環境の変化に対応するため、これまでの新品種や養殖技術の開発成果をふまえ、遺伝情報を活用した高水温に強い品種(アオサ、アコヤガイ、マハタ)の開発・探索、三倍体マガキの養殖技術や種苗生産技術の開発等に取り組めます。また、引き続き、魚病被害の軽減等が期待できる「深い水深層」において浮沈式いけすを用いた魚類養殖の実証に取り組めます。

・高水温環境における魚病被害の抑制や飼料費の削減を図るため、一定期間餌を与えない「無給餌飼育」の技術開発に新たに取り組めます。また、魚類養殖業の生産コストを軽減し、経営改善を図る必要があるため、引き続き、養殖期間が短く、付加価値が高いマサバの養殖技術を開発します。 ・黒ノリ生産量の回復が喫緊の課題となっていることから、引き続き、生長が早く短期間で収穫できる品種の作出、漁場の栄養塩類情報や「色落ちアラート」の配信、肥料を散布して不足する栄養を供給する技術の開発、漁業者が行う食害の防止対策への支援に取り組めます。 ・水産資源の維持及び増大を図る必要があることから、引き続き、沿岸水産資源の資源評価や評価結果のフィードバック、漁業者が取り組む資源管理への支援に取り組むとともに、アサリやサザエ等の種苗生産、アワビの放流等の技術開発を行います。 ・令和7年秋季に開催する「第44回全国豊かな海づくり大会」に向けた機運醸成を図るため、県内各市町で実施されるイベント等でのPRや大会開催記念リレー放流に取り組めます。また、本大会を通じて、本県の水産業の魅力や豊かな海の再生に向けた水域環境保全の取組を県内外へ発信していきます。
② 多様な担い手の確保・育成と経営力の強化 ・漁村の住居不足が漁業への就業障壁の一つになっている実情をふまえ、空き家改修などの漁協等が行う研修生や新規就業者の受入体制の整備を支援するとともに、漁業現場の労働環境を改善するため、必要な機械・設備の導入を支援します。また、漁業の担い手の就業・定着を促進するため、引き続き、漁師塾への支援、漁業就業フェアやオンラインでの情報発信等に取り組めます。
③ 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築 ・南海トラフ地震発生の緊迫度が増す中、災害に強い水産基盤を構築するため、引き続き、漁港の耐震・耐津波対策及び老朽化した施設の長寿命化対策を計画的に進めます。 ・沿岸の開発や海洋環境の変化により、水産生物の生育場として重要な藻場・干潟が減少していることから、引き続き、藻場・干潟の造成に取り組むとともに、漁業者を中心とする活動組織が行う藻場・干潟の保全活動を支援します。 ・内水面域の活性化のため、引き続き、内水面漁業協同組合等が行う、新たな層の遊漁者増加に向けた取組、カワウやブラックバス等による被害の軽減対策、ヨシ帯の保全などの環境保全活動を支援します。
④ 豊かな県産水産物の魅力発信と販路拡大 ・県産水産物の競争力強化が必要なことから、引き続き、大都市圏の量販店等において県産水産物フェアを開催するとともに、県内事業者が行う売れる商品づくりを支援します。 ・輸出先国の多角化に向けて、経済成長の著しいベトナムを新たなターゲット国とし、現地バイヤーの訪問と産地招聘からなる双方向型の商談機会の創出に取り組むとともに、現地バイヤーと県内事業者間における県産水産物の積極的活用について記した覚書の締結を支援します。また、引き続き、マレーシアに現地アドバイザーを設置し、商談機会の創出等に取り組めます。 ・地域の重要な地場産業であるとともに地域観光にも貢献している海女漁業や真珠養殖業の魅力を広く知ってもらえるよう、引き続き、県内外で開催されるイベント等を活用して、海女漁業の伝統や文化、環境に配慮した真珠養殖業のPRを行います。

施策 6-4 農山漁村の振興

(主担当部局：農林水産部)

施策の目標

(めざす姿)

多くの人が住みたい、住み続けたい、あるいは訪れたいと感じる心豊かで安心できる、持続性のある農山漁村づくりを進めるため、農山漁村の有する地域資源の保全・活用により、多様な雇用機会と所得が確保されるとともに、安心して暮らせる生活環境の整備が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 人や産業が元気な農山漁村づくり

- ・農山漁村の所得・雇用機会を確保するため、地域資源を活用したビジネスを展開できる人材を育成する起業家養成講座(全6回、受講生16名)を開催するとともに、次世代を担う人材の確保に向け、教育機関での出前講座に取り組んでいます。
- ・都市と農山漁村の交流を促進するため、大型集客施設と連携した農泊地域の周遊プランの造成およびモニターツアーを行うとともに、企業研修向けの滞在プログラムの実証、自然を生かした周遊ルートの認知度向上に取り組んでいます。

② 農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮

- ・農山漁村における農地・水路・農道等の地域資源の保全や景観形成に向けた共同活動(789組織)、中山間地域等における持続的な農業生産活動(235集落)を支援しています。

③ 安全・安心な農村づくり

- ・農業用ため池の決壊による被害や豪雨等による農村地域の湛水被害を未然に防止するため、老朽化した農業用ため池の改修(27 地区)および機能低下した排水機場の耐震化・長寿命化(25 地区)に取り組んでいます。

④ 獣害対策の推進

- ・被害防止に向けて、市町等が行う侵入防止柵の整備(5市町)や捕獲活動(24 市町)に対する支援に取り組むとともに、市町による捕獲が難しい奥山や生息密度の高い地域等において、県が主体となりイノシシやニホンジカの捕獲を進めています。
- ・地域の獣害対策を担う人材を育成するために、市町職員を対象にした指導者育成講座(2 回)や集落内でのリーダーを育成する集落実践者育成講座(2回)を開催しました。
- ・狩猟者の確保に向けて、狩猟免許試験を3回実施しました(免許取得者 延べ303名)。
- ・ツキノワグマの目撃情報が急増しているなか、人身被害も発生しており、被害の未然防止に向けた新たな対応として、鳥獣保護管理員によるパトロールや出没時の対応訓練の実施等に取り組んでいます。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
農山漁村における所得・雇用機会の確保につながる新たな取組数(累計)							
—	57 取組	74 取組	91 取組	—	108 取組	125 取組	—
40 取組	58 取組	75 取組	—		—	—	

ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積						③	
—	4,169ha	4,414ha	5,123ha	—	5,161ha	5,775ha	—
3,996ha	4,169ha	4,727ha	—	—	—	—	—
野生鳥獣による農林水産業被害金額						④	
—	310 百万円 (3 年度)	304 百万円 (4 年度)	296 百万円 (5 年度)	—	290 百万円 (6 年度)	284 百万円 (7 年度)	—
316 百万円 (2 年度)	255 百万円 (3 年度)	247 百万円 (4 年度)	—	—	—	—	—

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 人や産業が元気な農山漁村づくり

・持続性のある農山漁村づくりを進めるためには、人材の定着に向けた所得と雇用機会の確保が必要であり、引き続き、農山漁村の多様な資源を活用したビジネスを展開できる人材の育成に取り組めます。さらに、農山漁村への来訪者の拡大を図るため、地域の魅力発信等に継続して取り組むとともに、農泊の新たな需要の獲得に向け、満足度の高い体験プログラムの開発等を支援します。

② 農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮

・人口減少や高齢化による集落機能の低下により、農山漁村における地域資源の維持・保全活動や中山間地域等における農業生産活動の継続が困難になっていることから、活動組織間の連携やさまざまな主体の参画促進など、活動組織の体制強化に取り組むとともに、引き続き、活動に取り組む集落を支援します。

・農業インフラの適切な維持管理に向け、施設管理情報のデータベース化による管理労力の省力化に取り組めます。

③ 安全・安心な農村づくり

・集中豪雨等の自然災害が一層激甚化・頻発化している中、農業用ため池の決壊や排水機場の機能低下等により、農村地域に被害を及ぼすおそれがあることから、農村の安全・安心の確保に向け、引き続き、農業用ため池、排水機場等の豪雨対策及び耐震化・長寿命化等のハード対策に取り組むとともに、ICT活用による管理体制の強化等のソフト対策を一体的に進めます。

・防災・減災機能の維持・強化に向け、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取り組みを一層推進します。

④ 獣害対策の推進

・野生鳥獣による農林水産業被害金額は減少傾向にあるものの、地域によっては依然として被害がみられることから、引き続き、侵入防止柵の整備などの被害対策、計画的な捕獲等による生息数管理、獣害対策を担う人材育成等の体制づくりに取り組めます。

・ツキノワグマによる人身被害の未然防止に向け、引き続き、鳥獣保護員によるパトロールや出没時の対応訓練の実施に取り組めます。また、集落において頻繁に出没がみられる場合は、市町へ捕獲檻を貸し出す等の捕獲に向けた支援を実施します。さらに、クマアラート(警報)発表時には、現地の集中的なパトロールを実施するなど、市町や猟友会等との連携強化に取り組めます。

施策 7-1 中小企業・小規模企業の振興

(主担当部局：雇用経済部)

施策の目標

(めざす姿)

中小企業・小規模企業の事業継続や雇用確保など経営基盤を強化するため、経営課題の解決に向けた道筋となる計画に基づき、生産性の向上や販路開拓、業態転換等をはじめ、事業承継や創業など新陳代謝を促す取組が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 中小企業・小規模企業の経営支援

- ・企業の経営力強化につなげるため、商工団体と連携しながら、「三重県版経営向上計画」の策定支援を進めています(認定件数254件:9月末現在)。
- ・エネルギー・原材料価格等高騰の影響を緩和し、乗り越えようとする中小企業・小規模企業の生産性向上や業態転換に向けた取組や、その成果を従業員の賃金引き上げにつなげようとする取組を支援するため、生産性向上・業態転換支援補助金を実施し、73件を採択しました。
- ・中小企業・小規模企業の人手不足に対応するため、三重県プロフェッショナル人材戦略拠点において、専門知識やスキルを有する人材と企業とのマッチングを進めてきました(成約件数38件:8月末現在)。また、新たに「副業・兼業人材活用促進補助金」を創設し、多様な形態での専門人材の活用促進を行っています(交付決定件数1件:9月末現在)。
- ・中小企業・小規模企業の取引拡大を支援するため、商談会を5回開催し、県内外の川下企業との商談機会を提供してきました(参加受注企業 計58社:9月末現在)。
- ・県を含む関係15機関・団体が「適正取引・価格転嫁を促進し地域経済の活性化に取り組む三重共同宣言」を今年4月に採択し、啓発活動の一環として、同宣言機関・団体を主催者とする「取引適正化・価格交渉力フォーラム」を開催しました(参加者数219名)。
- ・中小企業・小規模企業の災害時の事業継続力強化に繋げるため、事業継続力強化計画の説明会を開催しました(参加者数31名)。また、中小企業基盤整備機構等と連携し、事業継続計画(BCP)策定意識向上のためのセミナーを、県内2箇所で開催します。

② 資金調達の円滑化

- ・ゼロゼロ融資等を利用した事業者が事業を発展的に継続できるよう、三重県信用保証協会に配置した13名のコーディネーターが、金融機関、商工団体などの関係機関と連携し、事業者の実情に応じた経営改善の取組を伴走型で支援しています。また、この支援を活用した中小企業・小規模企業が経営改善に取り組んでいる好事例を広く紹介するため、本年5月末に Web サイトを開設しました。
- ・物価高の長期化に加え、ゼロゼロ融資の返済が本格化する中、中小企業・小規模企業の資金繰りを支援するため、「セーフティネット資金・リフレッシュ資金」において、伴走支援型特別保証に対応したメニューの保証料を無料化するとともに、利益率減少の場合にも利用できるよう融資対象を拡大しています(セーフティネット資金の融資件数 340 件、リフレッシュ資金の融資件数 1,856 件:8月末現在)。
- ・企業の前向きな事業活動を後押しするため、設備資金にかかる保証料の軽減を継続するとともに、スタートアップや移住創業といった県内産業の新たな担い手が円滑に資金調達できるよう支援しています(設備投資促進資金の融資件数 87 件、創業・再挑戦アシスト資金の融資件数 169 件:8月末現在)。

③ 事業承継の円滑化

- ・令和5年1月に改訂した「三重県事業承継支援方針」に基づき、「三重県事業承継ネットワーク」の各構成機関と連携し、事業承継への気づきを促すきっかけとなる事業承継診断を促進しています(事業承継診断件数 1,291 件:7月末現在)。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
三重県版経営向上計画や経営革新計画の認定を受けた件数(累計)						①	
—	7,600 件	8,340 件	8,760 件	—	9,180 件	9,600 件	—
6,726 件	7,924 件	8,732 件	—		—	—	
県内中小企業・小規模企業における事業継続計画(BCP)等の策定件数(累計)						①	
—	2,200 件	2,900 件	3,600 件	—	4,300 件	5,000 件	—
1,495 件	1,929 件	2,368 件	—		—	—	
県中小企業融資制度における創業関連資金および設備資金の利用件数(累計)						②	
—	580 件	1,450 件	2,800 件	—	3,280 件	3,760 件	—
—	1,093 件	2,319 件	—		—	—	
事業承継診断件数(累計)						③	
—	17,100 件	19,950 件	22,800 件	—	25,650 件	28,500 件	—
14,254 件	18,425 件	21,760 件	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 中小企業・小規模企業の経営支援 ・中小企業・小規模企業の持続的な発展・成長に向けて、企業の前向きな挑戦とそのための経営力強化を後押しするため、「三重県版経営向上計画」の策定が推進されるよう、三重県産業支援センターや商工会・商工会議所等と連携し、伴走型で支援します。また、計画の質的向上につなげるため、計画の作成を支援する商工団体職員の資質向上を図る研修会等を開催します。 ・中小企業・小規模企業の人手不足に対応するため、プロフェッショナル人材戦略拠点による専門人材とのマッチングや、副業・兼業人材の活用を促進します。 ・中小企業・小規模企業の新たな取引先の開拓や新分野への進出を促進するため、商談の機会を創出します。また、中小企業・小規模企業の取引拡大を支援するとともに、営業力の強化など、県内企業が自社の強みを生かすための支援を行います。 ・中小企業・小規模企業の災害時における事業継続力を強化するため、中小企業基盤整備機構や商工会・商工会議所と連携して、中小企業・小規模企業のBCP策定を支援します。 ・サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を実現するため、三重県信用保証協会に配置した取引価格適正化コーディネーターが、価格交渉に必要となる管理会計の手法の習得・活用を支援します。また、適切な価格転嫁が進むよう、新たな販路開拓を支援します。さらに、適正取引・価格転嫁の普及啓発等に取り組みます。 ② 資金調達の円滑化 ・ゼロゼロ融資等を利用した事業者が事業を発展的に継続できるよう、三重県信用保証協会に配置した経営改善コーディネーターが、金融機関、商工団体など関係機関と連携し、事業者の実情に応じた経営改善の取組を伴走型で支援します。

・中小企業・小規模企業が、省力化や生産性向上などの課題を克服し、成長・発展につなげていくため、設備投資や創業など、前向きな事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう支援します。

③ 事業承継の円滑化

・早期かつ計画的な事業承継の準備、円滑な事業承継の実施及び後継者による経営革新等への挑戦を促進することができるよう、プラットフォームである「三重県事業承継ネットワーク」において関係機関と連携し、第三者承継を含めた多様な形態の事業承継を推進します。

施策 7-2 ものづくり産業の振興

(主担当部局：雇用経済部)

施策の目標

(めざす姿)

社会経済情勢の変化に的確に対応し、競争力や事業継続力を維持するため、自動車関連産業、電子部品・電気機械産業、航空宇宙産業をはじめとするものづくり企業における新たな製品開発や事業化が進んでいます。また、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、革新的なエネルギー高度利用技術の促進が図られているとともに、新エネルギーの導入促進や、環境に配慮した効果的なエネルギー利用が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 成長産業育成・業態転換の促進

- ・自動車の電動化を踏まえ、自動車関連企業によるEV事業への参入を含む業態転換等を促進するため、製造業専門コンサルタントによるワークショップ(1回:9月末現在、4回開催予定)や個別相談、マッチング会を実施します。
- ・「成長産業推進に向けた試作・開発支援事業補助金」を創設し、次世代技術の先行的な開発や、高付加価値製品の開発・試作等を支援(8件)しています。
- ・EV事業への参入をめざす自動車部品関連企業等を支援する国の「ミカタプロジェクト」との連携強化を図るため、三重県産業支援センター北勢支所内に「ミカタプロジェクト三重県サテライト」を本年4月に設置し、自動車専門コーディネーターによる伴走支援を実施しています。
- ・自動車産業におけるカーボンニュートラルの実現に向け、一般社団法人日本自動車部品工業会(部工会)との連携協定に基づき、カーボンニュートラルに関する普及啓発や高等教育機関との連携による次世代人材育成の取組を進めています。

② 経営基盤の強化・人材育成の推進

- ・工業研究所が保有する設備や知見を活用し、技術支援(33件:9月末現在)、共同研究(17件:9月末現在)等の実施を通じて県内ものづくり企業の様々な技術的課題等の解決に取り組んでいます。
- ・工業研究所の機能強化と施設整備に向けたビジョンである基本構想(令和5年度策定)に基づき、技術支援機能の具体化や津高等技術学校との一体整備における要件等を整理するための基本計画を策定しています。

③ 四日市コンビナートの競争力強化

- ・四日市市や四日市港管理組合等と連携し、四日市コンビナートの競争力強化に向けたカーボンニュートラル化の事業・取組を推進するとともに、次世代エネルギーとされる水素・アンモニアの導入に向けて、国による価格差に着目した支援及び拠点整備支援等の活用も見据えながら、コンビナート企業間の連携による検討・調査等の取組を促進しています。
- ・水素・アンモニア等の次世代エネルギーの県内における導入・利用拡大を図るため、商用トラック等の水素モビリティの普及やバイオマス由来燃料等の供給に係る実証事業等を通じて、コンビナート企業をはじめ県内企業等のカーボンニュートラル化に向けた取組を促進しています。
- ・コンビナート企業が抱える技術・人材面等の課題解決を支援するため、四日市コンビナート先進化検討会(事務局:四日市市)の運営に参画するとともに、カーボンニュートラルやデジタル等の視点も含めた、プラント運営・技術人材の育成(講座2回:10月末現在、10回開催予定)に取り組んでいます。

④ 新エネルギーの導入促進
・「三重県新エネルギービジョン」に基づき、地域との共生が図られることを前提とした新エネルギーの導入促進に取り組んでいます。特に太陽光発電について、発電事業者に適正な維持管理を促すため、「三重県太陽光発電施設の適正導入に関するガイドライン」を本年9月30日に改訂しました。また、洋上風力発電に関して市町合同勉強会を開催し、地域との共生、環境への影響、経済波及効果等について研究するとともに、必要な情報の収集・提供に取り組んでいます。
⑤ ライフイノベーションの推進
・県内のヘルスケア産業の振興に向けて、セミナーの開催による情報提供(1回:9月末現在、2回開催予定)、アドバイザーによる伴走支援(個別相談会1回、参加企業4社:9月末現在、2回開催予定)、メディカルメッセ(愛知県常滑市)等の大規模展示会への出展支援等を通じて、医療・福祉現場のニーズ把握、販路開拓などの課題に県内企業が対応できるよう支援しています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
県内ものづくり企業の新たな製品開発や事業化等につながった件数 （累計）						①②④⑤	
—	20 件	30 件	41 件	—	53 件	66 件	—
11 件	20 件	30 件	—		—	—	
四日市コンビナートの競争力強化に向けて産学官が連携して取り組んだ 件数(累計)						③	
—	8 件	8 件	15 件	—	15 件	15 件	—
4 件	9 件	15 件	—		—	—	
新エネルギーの導入量						④	
—	73.0 万世帯	86.0 万世帯 （4 年度）	88.7 万世帯 （5 年度）	—	91.3 万世帯 （6 年度）	94.0 万世帯 （7 年度）	—
76.4 万世帯 （2 年度）	83.1 万世帯 （3 年度）	90.4 万世帯 （4 年度）	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 成長産業育成・業態転換の促進
・自動車の電動化等の影響を受ける県内自動車関連企業の事業継続・競争力強化を図る必要があることから、業態転換や試作開発、マッチング等の支援を行います。
・部工会と連携し、カーボンニュートラルに関する普及啓発や次世代人材育成に取り組めます。
・カーボンニュートラル化を経済成長の機会と捉えるグリーントランスフォーメーション(GX)の実現に向け、自動車の電動化等に伴う新たな技術分野への異業種からの新規参入など、新たな産業集積の実現可能性を調査します。

② 経営基盤の強化・人材育成の推進

- ・県内ものづくり中小企業の新製品開発、技術課題解決などを支援するため、工業研究所による技術支援や共同研究、業種を超えた製造業の研究会活動などに取り組みます。
- ・工業研究所の技術支援機能の具体化や津高等技術学校との一体整備における要件等を整理した基本計画に基づき、設計を進めます。

③ 四日市コンビナートの競争力強化

- ・四日市コンビナートのカーボンニュートラル化をめざす将来ビジョン(グランドデザイン)の実現に向けて、水素・アンモニアの導入等に係る具体的な取組が進むよう、四日市市、四日市港管理組合、中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議等と連携しながら、各部会等での検討や調査・実証事業などを進めます。

④ 新エネルギーの導入促進

- ・カーボンニュートラル社会の実現に向け、国全体として新エネルギーの導入が進められている中、洋上風力発電に関する検討促進に向けて、三重県沿岸及び沖合における浮体式も見据えたポテンシャル調査等を実施するとともに、次世代型太陽電池の県内への導入促進策の検討や産学官による実証試験を行います。
- ・クリーンエネルギー中心の社会構造に転換していく中、水素・アンモニア、バイオ燃料等の利活用やサプライチェーン構築等に向けて、県内企業による技術開発や調査・実証等を支援します。

⑤ ライフイノベーションの推進

- ・企業、研究機関等のヘルスケア分野への参入や事業拡大に向けて、必要な知識・ノウハウに関する情報提供を行うとともに、医療・福祉現場が抱えるニーズとのマッチングや試作品等の実証支援、医療・福祉機器メーカー等との商談機会の提供等に取り組みます。

施策 7-3 企業誘致の推進と県内再投資の促進

(主担当部局：雇用経済部)

施策の目標

(めざす姿)

付加価値の高い製品・サービスを提供する成長性のある企業が多様に集積する、脱炭素社会に対応した強靱で高度な産業構造への転換を進め、豊かな暮らしにつながる魅力ある雇用の場を数多く創出するため、産業用地の確保や規制合理化など活発な事業活動を支える操業環境の整備と、国内外の企業による県内への継続的な投資を促進します。

四日市港においては、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や背後圏産業の発展を支えるため、港湾地域の面的・効率的な脱炭素化に向けた取組を促進します。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 付加価値創出に向けた企業誘致

- ・企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、成長産業分野への投資や、マザー工場化、スマート工場化、研究開発施設など高付加価値化や拠点機能の強化につながる投資、県南部地域における地域資源を活用した産業への投資を促進しています。今年度は新たに IT 企業の誘致に向けた情報通信産業立地補助金を創設しました。また、中小企業・小規模企業によるものづくり基盤技術の高度化や付加価値の高いサービスの提供などに取り組む投資を促進しています(設備投資状況 21 件、366 億円:8 月末現在)。
- ・半導体関連産業の振興に向けて、産学官が連携する「みえ半導体ネットワーク」のもとで、人材育成部会(11 機関)を設置し、人材の育成や確保に取り組んでいます。さらに、県内半導体関連企業の販路開拓や操業環境向上等に取り組むため操業支援部会(25 機関)を8月に立ち上げました。また、7月には、共同商談会や災害時の相互協力など地域間の連携を強化するため、岩手県及び大分県との半導体関連産業の振興等に関する協定を締結するとともに、国内における半導体生産拠点の確保とサプライチェーン強靱化のため、6道県共同で国への要望を実施しました。
- ・外資系企業の誘致に向け、外資系企業ワンストップサービス窓口を活用するほか、日本貿易振興機構(JETRO)やグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ(GNI)協議会とも連携し、海外企業や海外の現地政府機関等との面談を行うなどして、本県の操業環境等(産業用地、インフラ整備状況、ワンストップサービス、食、観光)の情報発信に取り組んでいます。
- ・国内立地企業や外資系企業等に対して、三重県の操業環境等の優位性を総合的に発信するため、首都圏にてセミナーを開催しています(国内立地企業向け:37社75名参加。外資系企業向け:令和7年2月頃開催予定)。

② 操業しやすい環境づくり

- ・産業用地の適地調査の結果や補助制度を活用し、民間の資金やノウハウも活用した新たな産業用地の整備に向け、市町と連携して取り組んでいます。
- ・計画中の産業用地開発に係る手続きの円滑化や工場跡地等の未利用地の情報収集を行い、喫緊の企業ニーズへの対応を図っています。

③ 四日市港の機能充実と活用

- ・四日市港が背後圏産業の競争力の維持・強化に物流・防災面から貢献できるよう、コンテナ船用の耐震強化岸壁(W81)や石原・塩浜地区における海岸保全施設の整備など、四日市港管理組合が行う港湾施設の整備、海岸保全施設の防災・減災対策や老朽化対策などの物流・防災機能を強化する取組を促進しています。
- ・四日市港におけるカーボンニュートラルポート(CNP)の形成に向け、令和6年3月に作成・公表した「四日市港港湾脱炭素化推進計画」に基づき、荷役機械やひき船等への脱炭素化に資する

燃料の導入に向けた実証実験等の取組を促進しています。

- ・四日市地区における新たな利活用の一環として、四日市地区の防災緑地や運河周辺において、「BAURA DAY」を開催(6月・9月に開催)したほか、「BAURAミーティング」(10月に開催)など、港の資源を活用した賑わいづくりの取組を促進しています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
企業による設備投資額(累計)						①	
—	580 億円	1,160 億円	1,740 億円	—	2,320 億円	2,900 億円	—
—	828 億円	1,343 億円	—		—	—	
企業による設備投資件数(累計)						①	
—	30 件	60 件	90 件	—	120 件	150 件	—
—	45 件	71 件	—		—	—	
操業環境の改善に向けた取組件数(累計)						②	
—	7 件	14 件	21 件	—	28 件	35 件	—
—	7 件	14 件	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

- ・令和7年度以降に残された課題と対応

① 付加価値創出に向けた企業誘致

・地域経済を牽引する企業の新規立地や県内再投資を促進するため、企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、グリーン・デジタル関連、食関連など成長産業分野への投資やマザー工場化、スマート工場化、研究開発施設など高付加価値化や生産性の向上につながる投資を促進します。また、IT企業の誘致や南部地域における地域資源を活用した産業への投資、中小企業・小規模企業の高付加価値化につながる投資を促進するとともに、本社機能の移転・強化や外資系企業の誘致等にも、国の施策等と連携しながら積極的に取り組みます。なお、社会経済情勢の変化など時機を捉えた内容となるよう、必要に応じて補助制度の改正を行います。

・半導体関連産業の集積や投資促進のため、半導体産業の振興方針を策定するとともに、みえ半導体ネットワークを運営し、人材の育成・確保や操業環境向上等に取り組みます。ネットワークに参加する機関とも連携して、高等教育機関の学生と県内企業のマッチングやサプライチェーンの構築に向けた商談会等を実施します。

② 操業しやすい環境づくり

・企業の県内投資を促進するため、市町や民間事業者と連携した新たな産業用地の整備促進、工場の未利用地等の活用も含めた、産業用地の確保に取り組みます。また、操業に関する規制の合理化や法手続きの迅速化など操業環境の向上を図ることにより、県内での企業の新たな事業展開を支援します。

③ 四日市港の機能充実と活用

- ・四日市港が背後圏産業の競争力の維持・強化に物流・防災面から貢献できるよう、コンテナ船用の耐震強化岸壁(W81)や石原・塩浜地区における海岸保全施設の整備をはじめとした港湾施設・海岸保全施設の機能強化、CNP 形成に資する港湾地域の面的・効率的な脱炭素化に向けた取組を促進します。
- ・四日市地区の賑わい創出のため、同地区の文化や景観等の港の資源を生かしながら、新たな利活用を進める取組を促進します。

施策 7-4 国際展開の推進

(主担当部局：雇用経済部)

施策の目標

(めざす姿)

県内の中小企業・小規模企業の輸出拡大や海外の生産拠点の設置が進むとともに、海外での展示会・商談会への積極的な参加や、越境 EC(電子商取引)の活用に向けた取組が進んでいます。また、県が行う国際交流によって相手国・地域との関係を維持・強化するとともに、国際的な視野を持ち地域で活躍できる人材育成が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 中小企業の海外ビジネス展開の促進

- ・海外展開に取り組む県内企業の裾野を広げるため、専門家による講演、各支援機関の取組の紹介等を行う海外ビジネスセミナーを開催し、開催後はアーカイブ配信を行っています（5月14日・アスト津 計73名(対面及びオンライン)）。
- ・県内中小企業・小規模企業の海外ビジネス展開を推進するため、海外ビジネス展開支援補助金により、海外企業との商談会や展示会、越境 EC(電子商取引)等への中小企業等の参加を促進しました(補助金の採択企業数:41社)。
- ・アセアン地域における海外ビジネスの取組を伴走型で支援するため、8月19日、タイ・バンコクに「三重県アセアンビジネス展開サポートオフィス(MISA)」を開設し、現地情報の提供、個別相談対応、展示会・商談会への出展支援など、事業者の取組段階に応じた支援を行っています。

② 国際交流の推進

- ・姉妹・友好提携先との交流について、7月に行われた第3回太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク(PALM&G)会議に出席するとともに、来日されたパラオ共和国大統領と会談を行い、友好提携30周年に向け、意見交換を行いました。
- また、ブラジルサンパウロ州については、現地で開催された「日本まつり」に県内事業者が出展し、県産品のPRを行いました。今後、現地での三重県PR事業の実施及び県内への教育旅行の受入を予定しています。
- ・県が有するネットワークを活用しながら、若者を対象に、国際交流の機会を提供することで、国際的な視野を持ち地域で活躍するグローバル人材の育成に繋がる取組を進めているところです(取組4件実施:9月末現在)。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
県が国際展開の支援・関与を行った県内中小企業数(累計)						①	
—	20 社	40 社	60 社	—	80 社	100 社	—
—	21 社	49 社	—		—	—	

国際的な視野を持つ若者の育成に取り組んだ件数(累計)						②	
—	15 件	30 件	45 件	—	60 件	75 件	—
—	18 件	33 件	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 中小企業の海外ビジネス展開の促進

- ・海外展開に取り組む県内企業の裾野を広げるため、専門家による講演、各支援機関の取組の紹介等を行う海外ビジネスセミナーを開催するとともに、開催後のアーカイブ配信やメールマガジン等、様々な情報提供に取り組めます。
- ・県内中小・小規模企業の国際競争力向上と海外販路拡大のため、日本貿易振興機構(JETRO)等の関係機関と連携して相談等に対応するとともに、県内中小・小規模企業が実施する海外企業との商談会、越境EC(電子商取引)等の取組を支援します。
- ・成長著しいアジアをはじめとした海外市場の獲得のため、これまで構築してきた海外政府・自治体等とのネットワークとともに、アセアン地域のハブであるタイに設置した「三重県アセアンビジネス展開サポートオフィス(MISA)」を活用し、県内中小・小規模企業の現地サポートに取り組めます。

② 国際交流の推進

- ・姉妹・友好提携先をはじめとする外国政府等とのネットワークについては、今年度のPALM&G 会議の機会を捉えたパラオ共和国との交流等、これまでの取組を踏まえつつ、今後の周年事業に向けた機運醸成を図るなど、一層の交流の推進に向けて取り組めます。
- ・グローバル人材の育成については、外務省、JICA 等の関係機関、姉妹・友好提携先など、県が有するネットワークを活用し、海外からの訪日研修やクルーズ船寄港等の機会をとらえて、県内の若者に国際交流の機会を提供します。

施策 8-1 若者の就労支援・県内定着促進

(主担当部局：雇用経済部)

施策の目標

(めざす姿)

地域が一体となって若者の人材確保や育成に取り組む機運が醸成され、就職支援協定締結大学と連携した県内企業への情報発信やインターンシップ、就職説明会の開催など、若者に対して企業の情報発信や魅力を感じる機会の提供が進むことで、県内で働きたいという意欲のある若者が増加し、県内企業への就労、定着につながっています。

また、中小企業の生産性向上や競争力強化を図るため、産業・就業構造の変化やデジタル化の進展に対応し、企業や地域のニーズに合ったスキルを身につけた若年人材が育成・確保されています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 若者等の就労支援

- ・若者の県内就職促進に向けて、就職支援協定締結大学との連携や、ポータルサイトなど多様なチャネルの活用により県内企業情報等を発信しました。また、「おしごと広場みえ」において、就職相談(836件:8月末現在)など総合的な就労支援サービスを提供するとともに、オンラインも活用しながらワンストップで総合的な就労支援サービスを提供しています。
- ・学生の就職活動を取り巻く環境変化に対応するため、オンラインによる合同企業説明会の開催(6回開催、43社、370人参加:9月末現在)に加え、就職支援協定締結大学主催の保護者会での県内企業情報や就職支援情報等の発信(7回:9月末現在)を行っています。
- ・県外在住の転職潜在層の県内就職促進に向けて、転職潜在層へのターゲティング広告を活用した情報発信や転職相談等を行うとともに、県内企業に対して、採用ノウハウ等を伝えるセミナーを実施します(2回開催予定)。

② 人材の育成・確保支援

- ・関係機関等と連携しながら、地域の安定的な雇用の確保に向け、専門的なスキルを有する人材を対象とする合同企業説明会の開催(5回開催、25社、140人参加:9月末現在)など、産業政策と一体となった雇用を創造するプロジェクトにより、県内企業への就職の促進に取り組んでいます。
- ・津高等技術学校において、産業界のニーズを踏まえて学卒者等を対象とした訓練課程を見直し、令和6年度からICTエンジニア科など新たな訓練科の設置等による職業訓練(入校者数80人:8月末現在)を行うとともに、県内企業による技術者の技術向上を図るための在職者訓練(受講者数114人:8月末現在)を実施しています。また、離転職者等を対象に県内の専修学校等の民間教育訓練機関に委託して、デジタル、介護、保育等の分野に関する職業訓練を実施(入校者数220人:8月末現在)しています。

③ 高等教育機関との連携等による若者の県内定着の促進

- ・大学等在学中に借りた奨学金の返還額の一部を助成する学生奨学金返還支援事業について、募集定員を140名へ拡大するとともに、申請者がより活用しやすくなるよう要件を見直したうえで、募集を行っています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合						① ③	
—	45. 5%	46. 6%	47. 7%	—	48. 8%	50. 0%	—
43. 5% (2 年度)	43. 5%	42. 7%	—		—	—	
「おしごと広場みえ」新規登録者で就職した人のうち、県内就職した人の割合						① ③	
—	63. 4%	64. 2%	65. 0%	—	65. 8%	66. 6%	—
62. 6%	65. 4%	64. 9%	—		—	—	
職業訓練を実施する津高等技術学校への入校者および受講者数(年間)						②	
—	530 名	550 名	570 名	—	580 名	590 名	—
516 名	559 名	512 名	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 若者等の就労支援 ・若者の県内就職を促進するため、就職支援協定締結大学と連携しながら、就職支援ポータルサイトなどの多様なチャネルを活用して情報発信するとともに、「おしごと広場みえ」のオンラインサービスを活用しながら、ワンストップで総合的な就労支援サービスの提供に取り組みます。 ・学生の就職観の変化に対応するため、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業との合同企業説明会等を開催するとともに、就職支援協定締結大学と連携しながら、就職先企業の決定において大きな影響力を持つ保護者に対する働きかけを強化します。 ・若者の県内就職を促進するため、県内外の学生等と県内企業の経営者や若手職員との交流体験を実施します。また、若年女性求職者等の U・I ターン就職を促進するため、県内外の女性求職者等を対象に、「三重で楽しみ、働く魅力」を PR します。 ・県内企業の採用力向上を図るため、県内企業が行うインターンシップに対して、専門家による伴走的な支援等を行います。また、転職希望者の県内就職に向けて、転職支援セミナーや転職相談を実施するとともに、県内企業への就職情報の発信等に取り組みます。 ② 人材の育成・確保支援 ・人口減少による県内中小企業・小規模企業の労働力不足の解消や、成長産業における必要な人材の育成、確保に対応するため、関係機関等と連携しながら、様々なプロジェクトの実施により、県内企業への就職の促進に取り組みます。 ・地域産業の担い手となる人材を育成するため、津高等技術学校において、学卒者等を対象に、デジタル化やものづくり技術の高度化に対応できる人材を養成する職業訓練を実施します。また、離転職者や在職者を対象とした職業訓練の実施により、早期就職の支援や技術者の技術向上等を図るとともに、民間の職業能力開発校への支援等を行うことにより、企業や労働者のスキル・キャリアアップの機会を確保します。 ③ 高等教育機関との連携等による若者の県内定着の促進 ・県内外の高等教育機関を卒業した学生等の県内定着を図るため、拡大した募集定員等のもと学生奨学金返還支援事業を実施するとともに、企業にも協調を働きかけるなど支援の拡充に取り組みます。

施策 8-2 多様で柔軟な働き方の推進

(主担当部局：雇用経済部)

施策の目標

(めざす姿)

働く意欲のある全ての人が、やりがいを持っていきいきと働くことができる社会にするため、県内企業における労働環境の整備や、テレワークなど多様で柔軟な勤務形態の導入が進んでいます。

女性や高齢者、外国人などの多様な人材が自らの適性や能力に応じた職業を選択できるよう、安心して就労できる職場環境づくりが進むとともに、必要なスキルアップや労働相談などの支援が行き届いています。

障がい者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向けて、障がい者雇用に対する企業や県民の理解が深まり、働く意欲のある障がい者が希望に応じて柔軟に働くことのできる職場環境づくりが進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 多様な働き方の推進

- ・誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方を実現するため、アドバイザーの派遣や「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度等の取組を進め、県内企業への働き方改革の普及を図っています(登録企業 358社(令和6年10月に新たに 169 社登録))。また、働きやすい職場環境づくりの後押しとするため、令和6年10月から働き方改革推進奨励金の受付を開始しています。
- ・働きやすさの中でも、子育て世代や若者から重視されている「休みやすさ」の重要性・有用性について県内企業の理解を深めるセミナー、休みやすい職場づくりに取り組む企業の交流会等を実施しています。また、テレワークを含む働き方改革相談窓口を設置し、県内中小企業等の働き方改革に関する課題に対応しています(相談件数 31 件:8月末現在)。
- ・カスタマーハラスメント防止対策を検討するため、県内におけるカスタマーハラスメントの実態把握を行うとともに、庁内推進本部や有識者等からなる懇話会を設置し、条例や具体的なカスタマーハラスメント防止対策の検討を進めています。

② 多様な人材の就労支援

- ・正規雇用や再就職を希望する女性を対象に、一人ひとりのニーズに応じて、Web制作やプログラミングなどに係る基礎講習などのスキルアップ研修等を実施するとともに、多様な事情を抱える女性の就職相談に対応しています。
- ・高齢者がその能力や経験を生かして、安心して就労できる職場環境づくりを推進するため、企業に対し、高齢者雇用の実践事例を紹介するセミナー等を開催するとともに、求職者に対し、早期再就職を支援するセミナー等を開催しています(企業向けセミナー等参加企業 70 社、求職者向けセミナー等参加者 190 人:8月末現在)。
- ・外国人労働者が安心して働くことのできる職場環境づくりを進めるため、企業に対し、育成就労制度や高度人材の活用方法を紹介するセミナー等を開催するとともに、留学生を含む外国人を対象とする就職準備セミナー等を開催しています(企業向けセミナー等参加企業 28 社、求職者向けセミナー等参加者 46 人:8月末現在)。
- ・労働力不足の解消に課題を抱える企業に対し、高齢者や外国人の採用や定着支援を行うため、新たにアドバイザーを派遣しています(支援企業 14 社:8月末現在)。
- ・高度外国人材の採用をめざす県内中小企業を支援するため、新たにベトナムでの合同面接会を開催し、現地の大学生等と県内企業とのマッチング機会を創出しました(参加企業7社、参加者 48 名)。

- ・雇用の維持や労働問題に関する困りごとに対応するため、三重県労働相談室において、関係機関と連携しながら、労働者・使用者双方に対して労働に関する相談を行っています(相談件数：428件：8月末現在)。
- ・就職氷河期世代専用相談窓口「マイチャレ三重」において、相談から就職、定着までの切れ目ない支援を行うとともに、就労体験、訓練の受入先となる企業等の開拓に取り組んでいます。また、SNSを活用し、支援対象者やその家族に対する各種支援などの情報を届けるアウトリーチ支援を実施しています(相談件数 160件：8月末現在)。

③ 障がい者の雇用支援

- ・三重労働局と連携した企業訪問(53社：8月末現在)やセミナー、イベント(参加者数 407人：8月末現在)などの開催により、障がい者雇用の拡大を図っています。また、令和6年4月から法定雇用率が2.5%に引き上げられたことで、新たに障がい者雇用が義務づけられた企業や法定雇用率未達成企業を対象として雇用拡大に向けたアドバイザーの派遣を行っています(派遣企業 10社：8月末現在)。
- ・短時間雇用アドバイザーや、テレワーク導入支援アドバイザーを企業へ派遣し、多様で柔軟な働き方を推進しています(短時間 27社、テレワーク2社：8月末現在)。
- ・ステップアップカフェを活用して障がい者が働くことへの理解の促進を図っています(延べ利用者数169,134人：8月末現在)。また、障がい者と共に働く県内のカフェの利用を促進するため、大型商業施設でのイベント開催などを通じて、各カフェの紹介を行っています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
多様な就労形態を導入している県内事業所の割合						①	
—	87.3%	88.5%	89.7%	—	90.9%	92.1%	—
86.1%	87.4%	88.7%	—		—	—	
就職支援セミナー等を受講した求職者や企業の満足度						②	
—	90.4%	91.4%	92.4%	—	93.4%	94.4%	—
89.4%	93.8%	92.6%	—		—	—	
民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合						③	
—	58.2%	59.6%	60.9%	—	62.2%	63.6%	—
56.9%	59.1%	61.9%	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

- ・令和7年度以降に残された課題と対応

① 多様な働き方の推進

- ・企業における働き方改革の推進や労働者におけるワーク・ライフ・バランスの向上により、誰もが働きやすい職場づくりにつなげるため、アドバイザー派遣や奨励金制度等により県内企業への支援を行うとともに、企業の優れた取組表彰の実施などにより横展開を図っていきます。
- ・出産・育児・介護にかかわらずキャリアを継続できる環境整備をはじめ、だれもがライフステージの変化や個別の事情に応じて柔軟に働き続けられる職場づくりにつなげるため、短時間正社員制度等の多様な働き方の導入・活用を促進します。

・カスタマーハラスメントの発生を社会全体で防止し、県内で働く労働者の尊厳を守るため、条例の制定や、県内企業におけるカスタマーハラスメント防止対策にかかる取組を支援します。

② 多様な人材の就労支援

- ・女性の非正規雇用者の正規雇用化を促進するため、スキルアップ研修や、正規雇用化した女性の成功事例等を紹介する県内企業向けセミナーを開催するとともに、多様な事情を抱える女性に対して、女性専用相談窓口での対応を行います。
- ・60歳以降も引き続き高い就業意欲を持つ高齢者が多いことをふまえ、企業に対し、高齢者が生涯にわたって活躍ができる職場環境づくりの支援に取り組むとともに、高齢者がその能力や経験を生かせるよう、求職者の再就職に向けたマッチング支援を行います。
- ・外国人雇用にあたっては、在留資格制度の複雑さや、日本語能力に起因するコミュニケーション不足、働くうえでの文化やマナーの違いなどが課題となっているため、企業に対し外国人労働者の適正な雇用管理や職場定着等の支援を行うとともに、留学生を含めた外国人の就労支援に取り組んでいきます。また、中小企業が高度外国人材を確保することができるよう、国内外において、県内企業とのマッチング支援などを行います。
- ・就職氷河期世代専用相談窓口「マイチャレ三重」の利用促進に向けて、多様なチャネルを活用しながら就労支援情報を発信するとともに、三重労働局など関係機関と連携しながら、相談から就職・定着まで切れ目ない支援に取り組めます。

③ 障がい者の雇用支援

- ・令和6年4月に引き上げられた法定雇用率が、更に令和8年7月に2.7%に引き上げられることから、三重労働局と連携し、企業訪問や障がい者委託訓練の実施などにより、雇用拡大に一層取り組むとともに、障がい者雇用に関する課題のある企業に対して、障がい者の業務の切り出し支援や受入れ環境整備などについて、専門家が助言を行うなど伴走支援に取り組めます。
- ・障がい者雇用に対する企業や県民の理解を促進するため、イベント開催などを通じて、障がい者と共に働く企業などの取組について広く周知します。
- ・働く意欲のあるすべての障がい者が自らの能力や適性を生かし、希望に応じて働くことができるよう、短時間雇用やテレワーク就労など多様で柔軟な働き方を推進します。

施策 9-1 市町との連携による地域活性化

(主担当部局：地域連携・交通部)

施策の目標

(めざす姿)

県内各地域が自立・持続可能で魅力と活力ある地域として発展できるよう、市町との連携により各地域の特性に応じた資源の活用や地域課題の解決に向けた取組が進展し、地域活性化や定住促進、地域コミュニティづくりなど地域における活力の維持につながっています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 市町との連携・協働による地域づくり

- ・県と市町で構成する「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組みを活用して設置している「人口が減っても住み続けられる地域コミュニティのしくみ検討会議」において、市町担当職員と、地域の自治組織・システムの仕組みや先進事例についての勉強会を行っています。
- ・若者の力を地域コミュニティの活性化に生かすため、若者が自治会や地域づくり団体等にインターンシップとして参加する機会を提供し、現場で直接地域づくり活動の経験を積んでもらうとともに、受入団体と双方で今後の地域コミュニティのあり方についての意見交換を行っています。
- ・地方創生にかかる市町との勉強会の開催や市町訪問による情報提供など、市町の地方版総合戦略の推進を支援しています。

② 市町行財政運営の支援

- ・市町が基礎自治体として自主性、自立性を確保しつつ、効率的かつ効果的な行財政運営を行えるよう、市町からの相談に応じ、情報収集や助言を積極的に行うとともに、国の法改正・制度改正等があった場合には速やかな情報提供に努めています。また、公営企業の経営戦略の策定・改定、地方自治体における資金調達、財政運営等をテーマに「市町と県との勉強会」を開催するなど、市町に対し適切な支援を行っています。

③ 木曽岬干拓地等の利活用の推進

- ・伊勢湾岸自動車道以南の都市的土地利用計画策定に向け、土地利用の方向性を提示するとともに、大仏山地域については、散策路を適切に維持管理し利用促進に取り組んでいます。
- ・宮川の流量回復については、同時放流の試行による運用ルールを検証を通じて、粟生頭首工直下の安定的な流量確保に取り組んでいます。あわせて、宮川ダム直下から三瀬谷ダム間においては、利水者など関係者や流域市町との意見交換を継続するとともに、関係部局で検討を進め、より良い流況に向けて取り組んでいます。

④ 過疎地域等における地域づくり

- ・過疎地域等において、魅力と活力ある地域づくりを推進するため、市町が行う身近な生活課題を解決するための取組や、地域の特色を生かした活性化の取組を支援しています。また、集落の維持・活性化に取り組む集落支援員のスキルアップ研修を実施しています。
- ・「三重県離島振興計画」に沿って、離島航路の維持・改善を図るため、離島航路運営費および新船建造に対する支援を行っています。
- ・地域おこし協力隊の将来的な定住・定着を支援するため、隊員をサポートする中間支援組織の機能強化を図りながら、隊員間のつながりづくりのための交流会の開催や定住に向けた相談窓口を設置するとともに、任用時のミスマッチ解消に向けた市町への伴走支援を行っています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
県と市町の連携により地域づくりに成果があった取組数						①	
—	20 取組	20 取組	20 取組	—	20 取組	20 取組	—
19 取組	20 取組	20 取組	—		—	—	
木曽岬干拓地の利活用の推進に向けた取組						③	
—	土地利用 の可能性 の調査	可能性の ある土地 利用の用 途に関す る具体的 な調査	都市的土 地利用の 方向性の 提示	—	都市的土 地利用の 方向性に 基づく利 用策の検 討	都市的土 地利用計 画の策定	—
—	土地利用 の可能性 の調査	可能性の ある土地 利用の用 途に関す る具体的 な調査	—		—	—	
地域おこし協力隊による創業または新たな地域活性化の取組件数(累 計)						④	
—	9 件	19 件	29 件	—	39 件	50 件	—
—	9 件	19 件	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 市町との連携・協働による地域づくり ・住民が主体となった持続可能な地域コミュニティづくりをより多くの地域に広げるため、県と市町の連携を一層強化して、地域コミュニティの活性化に若者の力を活用するなど、地域における課題の解決に向けた取組を進め、地域・市町の実情に応じた持続可能な地域づくりを推進します。 ・引き続き、国のデジタル田園都市国家構想等をふまえつつ、市町の地方版総合戦略の推進を支援します。 ② 市町行財政運営の支援 ・人口減少の進行に伴い、市町が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、その水準を維持・向上していくためには、今後も安定的な行財政運営を継続的に行うことが必要です。市町が安定的な行財政運営を継続的に行うことができるよう、地方行財政制度の適正な運用に加え、行財政運営の改善につながる取組についても、「市町と県との勉強会」を開催するなど、必要な支援を行います。 ③ 木曽岬干拓地等の利活用の推進 ・伊勢湾岸自動車道以南の都市的土地利用の方向性に基づく今後の利用策を検討するなど、土地利用計画の策定に向けた取組を進めるとともに、大仏山地域については、引き続き散策路等を適切に維持管理し利用促進に取り組みます。 ・宮川の流量回復については、同時放流の試行と合わせて運用ルールを検証を継続することで、

粟生頭首工直下の安定的な流量確保に取り組めます。あわせて、宮川ダム直下から三瀬谷ダム間においては、利水者など関係者や流域市町との意見交換を継続するとともに関係部局で検討を進め、対応可能なものから順次着手することにより、より良い流況に向けて取り組めます。

④ 過疎地域等における地域づくり

- ・過疎地域等において、魅力ある地域づくりを推進するため、市町が行う住民の身近な生活課題を解決するための取組や地域の特色を生かした活性化の取組を支援するなど、各種計画に基づき、地域活性化や定住促進などの取組を進めます。また、「三重県過疎地域持続的発展計画」が最終年度となることから、これまでの取組をふまえ、次期計画を策定します。
- ・離島航路は、離島で生活するうえで必要不可欠な生活基盤であるとともに、観光客の離島へのアクセスとしてもなくてはならない交通手段であることから、離島航路事業者に対して支援を行い、航路の維持・改善や島民の生活基盤の安定並びに島外との交流促進等につなげます。
- ・地域おこし協力隊の将来的な定住・定着の促進に向けて、隊員をサポートする中間支援組織と連携し、市町・隊員への支援強化やサポート人材の育成等により、募集・受入時、任期中、退任後の各段階での支援体制のさらなる拡充に取り組めます。

施策 9-2 移住の促進

(主担当部局：地域連携・交通部)

施策の目標

(めざす姿)

移住を考える人が一人でも多く三重県に移住し、安心して暮らし続けられるよう、人口流入の促進に向けた移住の取組が進んでいます。また、地域の活力向上につながるよう、移住された人と地域の人びととの交流が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

- ① きめ細かな相談対応や情報発信と持続可能な地域づくりにつながる移住の促進
- ・感染症を契機に浸透したテレワークなどの柔軟な働き方により、今の仕事を続けながら移住を検討している方など、新たな層を対象とした相談会やセミナー等の相談機会を充実させています。(令和6年9月4日、18日オンラインセミナー開催、計195名参加)
 - ・関西圏・中京圏における県独自の移住フェアの開催や、企業と連携した移住体験ツアー、インターネット広告やフリーペーパーなどによる、ターゲットに応じた多様な手法での情報発信を市町と連携して実施するなど、プロモーションの強化を図っています。
 - ・Facebook グループ「日々三重」でつながった移住希望者の方々に、県内地域での交流会(全3回)に参加してもらい、三重での暮らし体験や、地域の方々との交流により、移住後の暮らしのイメージや、継続的な交流を図っています。

② 移住者を受け入れる態勢の充実

- ・空き家バンクの利活用など、移住者の住まいの充実に取り組む市町の支援や、県外からの移住者に対する空き家リフォーム費用の支援を行っています。
- ・移住者と地域をつなぐ人材の育成を目的に、県内各地域のフィールドにおいて、地域のキーパーソンから移住者のサポートに役立つ知識等を学ぶ「移住者と地域をつなぐ人づくり講座」(全6回)を9月から実施しています。
- ・移住相談対応等のブラッシュアップを図るため、市町を対象に移住希望者のニーズおよび先進取組事例を共有する担当者会議や、移住相談・情報発信の手法を学ぶ研修会等を開催しています。
- ・東京圏からの移住を促進するため、移住した人を対象に移住支援金を給付する移住支援事業の活用に向け、関係部局や市町と連携して情報共有や制度の周知等を行っています。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
県および市町の施策を利用した県外からの移住者数(累計)							
—	3, 031 人	3, 632 人	4, 263 人	—	4, 924 人	5, 615 人	—
2, 460 人	3, 037 人	3, 794 人	—		—	—	

移住相談件数						①	
—	1, 314 件	1, 334 件	1, 354 件	—	1, 394 件	1, 434 件	—
1, 294 件	1, 499 件	1, 635 件	—	—	—	—	—
移住者の受入れと地域づくりに取り組む人材の育成人数(累計)						②	
—	5 人	10 人	15 人	—	20 人	25 人	—
0 人	7 人	12 人	—	—	—	—	—

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

- ① きめ細かな相談対応や情報発信と持続可能な地域づくりにつながる移住の促進
- ・移住先として検討する際のニーズ(住まい・生活環境等)に応じたプロモーションが必要なことから、移住希望者のニーズや特性に応じ、「仕事を変えずに移住」「自然環境や暮らしを重視して移住」「やりたいことの実現にむけて移住」「仕事を見つけて移住」の4つに区分し、それぞれにアプローチするプロモーションを組み合わせ実施します。
 - ・本県の移住傾向において、首都圏からの移住者が関西圏、中京圏に比べ少ないことから、県独自の移住フェアを名古屋、大阪に加え、新たに東京でも開催し、首都圏の移住希望者に向けた、本県のさらなる認知度向上を図ります。
 - ・移住に際して、地域を知ることは定住に向けても重要であることから、引き続き、「日々三重」での暮らし体験会や企業との連携による移住体験ツアーを実施し、三重暮らしの魅力をPRし、移住につなげていきます。
- ② 移住者を受け入れる態勢の充実
- ・今年度から実施している、移住者の住まい充実支援のための制度活用に向け、移住希望者への周知が必要なことから、支援メニューの見直しや、SNSを活用した周知を実施することで、受入態勢を充実させます。
 - ・移住者が安心して暮らし続けられるよう、引き続き、移住者と地域をつなぐ人材を育成していくことで、移住希望者の不安軽減や、地域の受入態勢の充実を図ります。
 - ・移住者の受入れには、県と市町の連携や市町同士の横のつながりの強化が必要なことから、市町を対象に移住希望者のニーズおよび先進取組事例を共有する担当者会議や、移住相談・情報発信の手法を学ぶ研修会等を開催し、県全体の受入態勢の底上げを図ります。
 - ・東京圏からの移住を促進する移住支援事業について、テレワーク実施者が対象となるなど要件が緩和され、本県でも活用が増えているものの、依然として全国的に活用が進んでいないため、さらなる活用に向けて、引き続き、制度周知や要件緩和について国へ要望します。

施策 9-3 南部地域の活性化

(主担当部局：地域連携・交通部南部地域振興局)

施策の目標

(めざす姿)

南部地域に幸福感を持っていきいきと暮らす人びとが増え、地域外の人びとが南部地域に一層の魅力を感じ、地域の外からさらに活力が注入される好循環が続くよう、若者の人口流出をくい止め、定着に向けた働く場の確保や生活サービスの維持・確保など安心して暮らし続けることのできる地域づくりが進むとともに、南部地域への交流人口や関係人口が拡大し、さらにはこれらの人びとと地域との関係が深まっています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 豊かに暮らし続けられる南部地域づくり

- ・南部地域を離れた学生や若者を対象として、地域住民等との交流を深めながら地域課題解決を行う取組や、南部地域で働くことや暮らすことの魅力を体感してもらうツアーを実施しています。
- ・地域産業の活力向上に向けて、第一次産業における兼業や副業を組み合わせた多様で柔軟な働き方の先進事例調査や特産品プロモーションを実施しています。
- ・南部地域の市町、有識者、県で構成する南部地域活性化推進協議会において、各種取組にかかる情報の共有や課題解決に向けた検討・協議等を行うとともに、南部地域活性化基金により複数市町が連携した若者の定着・人口還流に向けた取組等を支援しています。

② 地域住民のチャレンジによる地域の活力向上

- ・地域活力の維持・向上のため、みかんや柿の収穫など農林水産業のお手伝いをきっかけにした地域と企業との関係づくりに取り組むとともに、地域で活躍する人びとが地域や世代の垣根を超えて人的ネットワークを形成するための連続講座を開催しています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
南部地域における若者の定住率							
—	55.9%	55.9%	55.9%	—	55.9%	55.9%	—
55.9%	54.8%	52.9%	—		—	—	
地域住民等が主体となった地域への誇りにつながる新たな活動件数 (累計)						②	
—	13 件	39 件	65 件	—	104 件	150 件	—
—	18 件	47 件	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 豊かに暮らし続けられる南部地域づくり

- ・南部地域においては、若者世代の人口流出が大きな課題であることから、若者が「住み続けたい」と思える地域づくりや地域への愛着・誇りの醸成に取り組めます。また、若者をはじめ人びとが「戻りたい」「移住したい」と感じる地域づくり、地域との関係性の継続に取り組めます。
- ・第一次産業などの地域産業の活力向上のため、農林水産業を支える人材の確保や兼業や副業を組み合わせた多様で柔軟な働き方に向けて取り組めます。
- ・南部地域の市町、有識者、県で構成する南部地域活性化推進協議会において、各種取組にかかる情報の共有や課題解決に向けた検討・協議等を行うとともに、南部地域活性化基金により複数市町が連携した取組を支援します。

② 地域住民のチャレンジによる地域の活力向上

- ・地域コミュニティ活動の担い手不足が課題であることから、南部地域に賑わいをもたらす「人の流れ」の創出や、南部地域を内外から支える人づくり(地域づくり人材のネットワーク化と関係人口の深化・拡大)に取り組めます。

施策 9-4 東紀州地域の活性化

(主担当部局：地域連携・交通部南部地域振興局)

施策の目標

(めざす姿)

地域の活力を向上させるため、多くの人びとが熊野古道伊勢路を訪れ、豊かな自然や食など、東紀州地域ならではの資源に魅力を感じ、地域に滞在しながらさまざまなスポットで観光や体験型プログラム、食、地域産品などを楽しむための仕掛けづくりが進んでいます。

また、世界遺産の文化的価値が守られ、来訪者にも評価されるよう、熊野古道伊勢路の保全活動へ幅広い主体が参画し、十分な活動資金が確保された持続可能な体制が構築されています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 地域資源を生かした持続可能な地域社会づくり

- ・登録DMOである一般社団法人東紀州地域振興公社が、東紀州地域の観光地域づくりの舵取り役としてさらに力を発揮し、地域が稼ぐ力を引き出すために必要な組織となるよう、運営基盤の確立に向けた取組を支援しています。
- ・地域の農林水産物を生かした製品のブランド化に向けて、東紀州地域の特産品の魅力をさらに磨き上げ、認知度向上につなげるため、第一次産業などの事業者が商機拡大の機会を生かして、商品やサービスの改良、販路拡大につなげるための支援を行っています。
- ・熊野古道伊勢路をはじめとする東紀州地域の観光の魅力、安全・安心な旅行のための情報等を、継続的に国内外に向けて発信していくため、受入体制の充実、情報発信等に取り組んでいます。

② 熊野古道の未来への継承と活用

- ・熊野古道世界遺産登録20周年という好機を生かし「歩き旅」をイメージとしたブランディングを図るため、伊勢路踏破ウォークの実施、山歩きアプリの活用、案内標識の整備支援を進めています。あわせて、二次交通の利便性向上に向けた取組を進め、外国人を含めたすべての人々が伊勢路の「歩き旅」を安全・安心に楽しめる環境整備に取り組んでいます。また、奈良県、和歌山県と連携したプロモーションの充実を図っています。
- ・熊野古道の保全については、地域の保全団体を中心となって取り組んでいますが、保全団体会員の高齢化等による活動の担い手不足、参加者の固定化が課題となっているため、熊野古道協働会議における議論をふまえ、持続可能な保全体制の構築に向けた検討を進めています。
- ・来訪者の受入環境の向上、長期滞在を促すため、伊勢路周辺の宿泊施設等を一元的に案内する英語にも対応した Webサイトの構築等に取り組むとともに、熊野古道センターなどとの連携を密にし、東紀州地域への来訪促進に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
東紀州地域における観光消費額の伸び率						①	
—	113	120	127	—	137	147 以上	—
100 (2年)	98	116	—		—	—	
商談会等における新たな成約件数(累計)						①	
—	40 件	60 件	80 件	—	100 件	120 件	—
20 件	45 件	65 件	—		—	—	
熊野古道伊勢路の来訪者数						②	
—	270 千人	320 千人	390 千人	—	410 千人	440 千人	—
246 千人	291 千人	305 千人	—		—	—	
熊野古道伊勢路の保全活動に参加した新たな担い手の人数(累計)						②	
—	300 人	500 人	900 人	—	1,400 人	2,000 人	—
100 人	287 人	545 人	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 地域資源を生かした持続可能な地域社会づくり - 登録DMOである一般社団法人東紀州地域振興公社が、今後、東紀州地域の観光地域づくりの舵取り役としてさらに力を発揮し、地域が稼ぐ力を引き出すために必要な組織となるよう、運営基盤の確立に向けた取組を支援します。 - 地域の農林水産物を生かした製品のブランド化に向けて、東紀州地域の特産品の魅力をさらに磨き上げ、認知度向上につなげるため、引き続き第一次産業などの事業者が商機拡大の機会を生かして、商品やサービスの改良、販路拡大につなげられるよう支援します。 - 熊野古道伊勢路をはじめとする東紀州地域の観光の魅力、安全・安心な旅行のための情報等を、継続的に国内外に向けて発信していくことが必要であり、引き続き、受入体制の充実、情報発信等に取り組めます。 ② 熊野古道の未来への継承と活用 - 熊野古道伊勢路の更なる誘客を図るため、熊野古道伊勢路の「歩き旅」を促進するプロモーションや、インバウンドを含めた受入環境整備に取り組めます。 - 県立熊野古道センター開館以後のインバウンド増加等の社会環境変化をふまえ、開館20周年を機に、常設展示のリニューアルを実施します。 - 熊野古道の保全については、地域の保全団体が中心となって取り組んでいますが、保全団体会員の高齢化等による活動の担い手不足、参加者の固定化が課題となっているため、熊野古道協働会議における議論をふまえ、持続可能な保全体制の構築に取り組めます。

施策 10-1 社会におけるDXの推進

(主担当部局：総務部デジタル推進局)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんや県内事業者等のDXに取り組もうとする機運が醸成されており、デジタルに関する知識やスキルを有した人材が増え、産業や暮らしなどさまざまな分野においてDXの取組が進んでいます。

また、革新的な技術やサービスの社会実装が進み、社会課題や地域課題の解決が図られています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① さまざまな主体が取り組むDXの支援

・「みえDXセンター」では、県内外のDXをけん引する専門家や企業と連携した相談支援を行うとともに、DXに取り組む機運を高めるためのセミナーを実施しています(相談件数15件、セミナー参加者173名:計2回)。また、具体的な課題に対し、DXに取り組んでもらえるようワークショップを実施するとともに、より幅広い主体に活用していただくよう、認知度の向上にも取り組んでいます。

・「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」に基づき、各部局におけるDXの取組が着実に進むよう、取組を推進しています。

・経営者の意識改革や業務担当者の知識・スキルの向上を目的とした研修を実施するなど、事業者の意識啓発を図りながらDX人材の育成に取り組んでいます(241名参加:9月末現在)。

② 革新的な技術やサービスを活用した新事業の創出

・令和5年度に設立した「みえスタートアップ支援プラットフォーム」の構成機関(79機関:9月末現在)やスタートアップ等を対象としたカンファレンスを2回開催しました(7月津:75名、9月東京:49名)。また、新たに県内事業者からの相談に対応するワンストップ窓口を設置しました(相談件数30件:9月末現在)。

・スタートアップによる新たな事業の創出を支援するため、事業計画の磨き上げ(19名)や新製品・新サービスの実証等に必要な経費の支援を行っています(4社採択)。

③ 空の移動革命の促進

・空飛ぶクルマの商用化に向けて、「みえ空モビリティ地域実装研究会」を10月に設置し、課題抽出の検討を行います(参画機関30者程度)。

・県内で空飛ぶクルマを活用した将来的な事業検討を進めるための必要な経費を支援する事業の公募を行いました(2件採択)。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
DXに取り組む県民の皆さんや県内事業者等への支援に対する貢献度							
—	90.0%以上	90.0%以上	90.0%以上	—	90.0%以上	90.0%以上	—
90.0%	91.2%	91.2%	—		—	—	

DXや革新的な技術・サービスを活用した先進的な取組を行う事業者等への支援件数(累計)						②③	
—	39 件	52 件	65 件	—	78 件	91 件	—
26 件	40 件	53 件	—	—	—	—	—

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① さまざまな主体が取り組むDXの支援

- ・各主体によるDXの取組を後押しする必要があることから、引き続き、「みえDXセンター」等において、DXの推進に向けた機運醸成を図ります。また、各主体によるDXの取組に対する相談に対して、適切な支援を行うとともに、引き続き、これまで寄せられた相談の課題解決に取り組めます。
- ・「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」の取組について、社会情勢やデジタル社会を取り巻く環境の変化にも必要に応じて対応し、各部局のDXの取組が進むよう支援していきます。
- ・DXに関する取組を行っている県内企業が約20%にとどまっていることから、経営者や担当者向けに、スキルに応じたセミナー等の開催によるDX人材の育成支援や、企業のDX導入支援を実施します。また、女性を対象としたデジタルスキル習得講座により女性デジタル人材の育成に取り組めます。

② 革新的な技術やサービスを活用した新事業の創出

- ・「みえスタートアップ支援プラットフォーム」による支援の充実に向けて、ワンストップ窓口と各地域の関係機関との連携・深化に取り組むとともに、定期的なイベントの開催などにより、プラットフォーム参画機関とスタートアップの交流を促進します。また、サテライトを首都圏に設け、地域課題の解決を通じて県外からの起業の創出や人材の流入につなげます。
- ・みえ発スタートアップの創出・成長を図るため、事業計画の磨き上げ、試作品の検証などの成長段階に応じた支援に取り組めます。また、県内外スタートアップとの事業共創、革新的なビジネスモデルを活用した取組に対して支援を行います。

③ 空の移動革命の促進

- ・国内外の動向を踏まえ、令和6年度に設置した「みえ空モビリティ地域実装研究会」において県内での将来的な商用運航に向けて議論を行うとともに、民間企業の取組に対して支援を行います。
- ・空飛ぶクルマ・ドローンに対する理解促進を図るため、県民向けの啓発を実施します。

施策 10-2 行政サービスのDX推進

(主担当部局：総務部デジタル推進局)

施策の目標

(めざす姿)

スマートフォン等の利用を通じた行政手続のデジタル化が進むとともに、県や市町等が保有するデータを活用した政策立案やサービスが創出されることにより、県民の皆さんの利便性が向上しています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① デジタル技術を活用した県民サービスの推進

- ・行政手続デジタル化方針に基づき、家畜伝染病予防法に基づく手続等の重点手続7手続(年間受付件数約12,800件)のデジタル化に取り組んでいます。
- ・県民の皆さんの利便性向上を図るため、電子申請の受付フォームや受付後の業務フローなどの改善を進めるとともに、関係部局と連携して電子納付の普及に取り組んでいます。
- ・データ活用方針に基づき、オープンデータの利用促進に取り組むとともに、大雨や台風などの水災害から人命や財産を守るため、県管理河川における水位予測等をテーマに、データ活用基盤を活用した実証実験に取り組んでいます。

② 市町DXの促進

- ・県職員向け研修を市町職員に開放するとともに、各種セミナー・勉強会を開催するなど、市町と連携した取組を進めています。
- ・市町の窓口改革に向け、「書かない窓口」の導入などフロントヤード改革に向けた支援等に取り組んでいます。
- ・自治体情報システムの標準化に向け、専門家によるきめ細やかな支援に取り組んでいます。
- ・「三重県・市町DX推進協議会」にワーキングを設置し、令和7年度以降のデジタルツールの共同調達に向けた協議・検討を進めています。
- ・県民の皆さんに安心してマイナンバーカードを保有していただけるよう、国と連携して市町への支援に取り組んでいます。また、カードの利便性の向上に向けて、市町での利活用シーンが広がるよう研修会を開催し、活用事例を情報共有するなど市町への支援を行っています。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
デジタル化した県独自の行政手続の割合(年間受付件数100件以上の手続のうちデジタル化の効果が期待できる75手続を対象)							①
—	76%	92%	100%	—	100%	100%	—
39%	76%	86.2%	—	—	—	—	
市町 DX の促進に向けた市町との連携による取組数(累計)							②
—	17 取組	27 取組	37 取組	—	47 取組	57 取組	—
7 取組	18 取組	32 取組	—	—	—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① デジタル技術を活用した県民サービスの推進

- ・行政手続デジタル化方針に基づき、国の動向を注視しながら、法定手続等の行政手続について、デジタル化が困難な手続を除き、令和8年度までにデジタル化を進めていきます。
- ・県民の皆さんの利便性向上と事務処理の効率化に向け、関係部局と連携し、電子申請ができる手続を増やすとともに、電子納付の拡充を図るなど、サービス内容の改善を進めます。
- ・データ活用のさらなる推進に向け、オープンデータの利用促進を図るとともに、引き続き、データ活用基盤を利用した県政課題の解決に向けた実証実験を行います。

② 市町DXの促進

- ・市町DXを推進する人材の育成を支援するため、引き続き、県職員向けの研修を市町職員にも開放するとともに、市町と連携した地域におけるDXの推進体制のもと、デジタル専門人材による市町の実情に合わせた課題解決やDX人材の育成支援に取り組みます。
- ・窓口対応の一層のデジタル化を推進する必要があることから、「書かない窓口」の導入市町の拡大に取り組みます。
- ・自治体情報システムの標準化に向けた移行作業が本格化することから、円滑かつ安全な移行に向け、きめ細かな支援を行います。
- ・県市町が連携し、スケールメリットを活かした費用節減や、調達事務の負荷軽減を図るため、共同調達の拡充に取り組みます。
- ・今後、マイナンバーカードの利活用シーンが広がっていくこともふまえ、引き続き、県民の皆さんに安心してマイナンバーカードを保有していただけるよう、国と連携して市町への支援に取り組むとともに、カードの利便性の向上に向けて、活用事例を市町へ情報提供していきます。

施策 11-1 道路・港湾整備の推進

(主担当部局：県土整備部)

施策の目標

(めざす姿)

高規格道路では、東海環状自動車道の全線開通や、新宮紀宝道路の開通のほか、直轄国道でも中勢バイパスが全線開通するなど、県内外を貫く南北軸が強化・延伸され、県民の皆さんの安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が広がり、地域の経済活動が活性化しています。

県管理道路では、磯部バイパスが完成するなど、地域間交流の促進や観光復興に向けた動きにつながるとともに、未改良道路の拡幅等による混雑解消や生活交通の円滑性の確保が進んでいます。

リニアによる交通革新や高速道路ネットワークの進展をふまえ、総合交通ターミナルの整備を賑わい・防災空間の創出とともに展開しています。

千葉県八街市の通学路の死傷事故をふまえた交通安全対策が全て完了するとともに、通学路交通安全プログラムに位置づけられた箇所も概成しています。また、区画線などの道路の着実な維持管理に取り組むとともに、AIを活用した交通観測体制の拡充により、県民の皆さんが安全で快適に道路を利用しています。

街並みに調和した景観や交通安全などの機能に応じた街路樹の剪定や花植え活動などにより、良好な空間が形成されるとともに、道路施設の脱炭素へ向けた持続的な管理も進んでいます。

港湾では、岸壁や航路等の着実な維持管理により安全な利用を確保するとともに、脱炭素化や船舶の大型化への対応、クルーズ船寄港誘致など港湾の利活用を促進する官民連携のプロジェクトが進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 高規格道路および直轄国道の整備促進

- ・東海環状自動車道(いなべ IC～大安 IC)の部分開通(令和6年度予定)や新宮紀宝道路の全線開通(令和6年秋)、北勢 BP の部分開通(令和6年度予定)など、高規格道路や直轄国道で整備が進捗しています。
- ・令和4年度に新規事業化された鈴鹿亀山道路では、用地調査や橋梁予備設計などの調査、設計を進めています。また、名神名阪連絡道路は機能や役割等を踏まえ、関係機関と連携して計画の具体化に向けた取組を進めています。

② 県管理道路の整備推進

- ・高速道路や国管理の国道を補完し、地域間交流を促進する幹線道路ネットワークや観光復興に向けたアクセス道路として、伊勢志摩連絡道路(磯部バイパス L=2.5 km)等の整備を進めています。また、車両のすれ違いが困難な箇所の解消など地域ニーズの的確な対応に向けて、県管理道路の整備を進めています。

③ 交通拠点の機能強化

- ・近鉄四日市駅周辺において、分散しているバスの乗降場を集約し、交通結節機能の強化を図る、バスタ四日市の本体工事が進捗しています。
- ・津駅周辺道路空間において、現況調査や課題整理を行い、関係機関と調整を行いながら、津駅周辺基盤整備の方向性(ビジョン)の策定を進めています。

④ 交通安全対策の着実な推進

- ・三重県道路交通安全環境安全推進連絡会議を踏まえ、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、通学児童など歩行者の安全確保を図るため、引き続き、スピード感を持って交通安全対

策を進めています。
⑤ 適切な道路の維持管理 - 道路を安全、安心、快適に利用できるよう、老朽化が進行する舗装等の道路施設の修繕や、剥離が進行する路面標示の引き直しを進めています。 - 交通安全上支障となる箇所道路除草や雑草抑制対策を重点的に行っています。 - 道路施設の利用及び管理を効率的かつ効果的にマネジメントするため、交通観測体制のさらなる拡充を進めています。
⑥ 道路空間におけるグリーン化の推進 - 街路樹が持つ良好な景観形成の機能が発揮されるよう、街路樹の樹形管理を地域の特性に応じて進めるとともに、花植え活動等を実施し、良好な道路空間の形成を進めています。 - 道路施設の脱炭素化へ向けた持続的な管理を実現するため、トンネル照明灯のLED化を計画的に進めています。
⑦ 県管理港湾の機能充実 - 地域の産業・経済を支えるため、港湾施設の老朽化対策、地震対策、荷役機能の強化を進めています。津松阪港大口地区では岸壁改修(L=277m)が完了し、耐震強化岸壁改修(鳥羽港)などの取組を進めています。 - 津松阪港および尾鷲港港湾脱炭素化推進計画協議会を開催し、港湾脱炭素化推進計画(CN P形成計画)の策定を進めています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
中部圏の広域ネットワークを形成する東海環状自動車道の開通						①	
—	用地取得 完了	県境（三 重県側） トンネル 本体工事 着手	いなべ IC ～大安 IC 間 6.6km の開通	—	県境 トンネル 工事 推進中	〈全線開通〉 県内 23.3km 全体 153km	—
〈県内〉 新四日市 JCT～大安 IC 間 7.8 k m	用地取得 完了	県境（三 重県側） トンネル 本体工事 着手	—	—	—	—	—
伊勢・志摩地域の交流を促進するネットワーク整備						①	
—	磯部BP 事業中 〔トンネル 工事中〕	磯部BP 事業中 〔トンネル 工事完成〕	磯部BP 開通 伊勢志摩 連絡道路 の全線開 通(20km)	—	磯部BP 開通 伊勢志摩 連絡道路 の全線開 通(20km)	磯部BP 開通 伊勢志摩 連絡道路の 全線開通 (20km)	—
磯部BP 事業中 第2伊勢 道路/鵜方 磯部BP 供用済	磯部BP 事業中 〔トンネル 工事中〕	磯部BP 事業中 〔トンネル 工事完成〕	—	—	—	—	—

リニアをふまえた総合交通ターミナルの整備						③	
—	近鉄四日市・津駅での社会実験の実施	近鉄四日市駅での社会実験の実施／津駅周辺における整備方針の具体化に着手	近鉄四日市周辺でのバスター事業工事が着手／津駅周辺道路空間における歩道拡張に向けた設計に着手	—	近鉄四日市周辺でのバスター事業工事が推進中／津駅周辺基盤整備の方向性に合わせた歩道拡張案の確定	県内の総合交通ターミナル計画の策定および近鉄四日市・津駅での整備推進	—
近鉄四日市駅周辺業務の着手／津駅周辺の整備方針の策定	社会実験を実施	社会実験を実施／整備方針の具体化に着手	—	—	—	—	—
危険な通学路の交通安全対策が完了した割合						④	
—	94% (215箇所 / 228箇所)	96% (220箇所 / 228箇所)	通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策を実施 (17箇所)	—	通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策を実施	通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策を実施	—
30% (69箇所 / 228箇所)	93% (212箇所 / 228箇所)	100% (228箇所 / 228箇所)		—	—	—	—
道路区画線の引き直し						⑤	
—	高耐久性塗料を用いた白線のモニタリング調査およびAIを用いた路面劣化検知システムの試験運用	高耐久性塗料を用いた白線のモニタリング調査およびAIを用いた路面劣化検知システムの運用開始	モニタリング調査および路面劣化検知システムの運用結果を検証、剥離度Ⅱ以内の水準に向けた運用方針の検討開始	—	モニタリング調査および路面劣化検知システムの運用結果を検証、剥離度Ⅱ以内の水準に向けた運用方針の策定	剥離度Ⅱ以内の水準の維持および白線の高耐久化	—
剥離度Ⅱ以内の水準の維持	モニタリング調査を実施。システムの試験運用開始	モニタリング調査を実施。システムの運用開始	—	—	—	—	—

トンネル照明のLED化によるCO2排出量の削減割合						⑥	
—	30%削減 (CO ₂ 排出量 1,100t/年)	32%削減 (CO ₂ 排出量 1,080t/年)	34%削減 (CO ₂ 排出量 1,060t/年)	—	37%削減 (CO ₂ 排出量 1,013t/年)	40%削減 (CO ₂ 排出量 950t/年)	—
28%削減 (CO ₂ 排出量 1,150t/年)	31%削減 (CO ₂ 排出量 1,095t/年)	33%削減 (CO ₂ 排出量 1,072t/年)	—	—	—	—	—
県民の皆さんとともに進める緑化活動の参加人数(累計)						⑥	
—	4,400人	8,900人	13,500人	—	18,200人	23,000人	—
—	5,682人	10,103人	—	—	—	—	—
重要港湾の脱炭素化に関する計画の作成						⑦	
—	関係者調整	CNP形成計画作成に着手	港湾脱炭素化推進計画(CNP形成計画)作成	—	CNP形成計画に基づく事業に一部着手	CNP形成計画に基づく事業に一部着手	—
—	ヒアリング調査実施取組方針の整理	CNP形成計画作成に着手	—	—	—	—	—

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 高規格道路および直轄国道の整備促進

・災害時・平常時を問わず、人流・物流の円滑化や活性化によって元気な地域づくりを支えるとともに、災害発生時には「命の道」として重要な役割を果たす近畿自動車道紀勢線をはじめ、新名神高速道路(6車線化)、東海環状自動車道、紀勢自動車道(4車線化)等の高規格道路や北勢バイパス、鈴鹿四日市道路等の直轄国道の整備促進に向けた取組を進めます。

・令和4年度に新規事業化された鈴鹿亀山道路の早期整備や名神名阪連絡道路の計画の具体化に向けた取組を進めます。

② 県管理道路の整備推進

・慢性的な渋滞の発生、激甚化・頻発化する自然災害への備えや安全・安心で円滑な通行の確保など多くの課題があります。引き続き、地域間交流を促進する幹線道路ネットワークの強化やバイパス等の抜本的な整備、早期に事業効果を発現できる待避所の設置など柔軟な対応も織り交ぜた道路整備を進めます。

③ 交通拠点の機能強化

・近鉄四日市駅周辺において、居心地が良く歩きたくなる魅力的なまちなかの実現に向けて、関係者が連携してバスタ四日市の整備が促進されるよう取組を進めます。

・県都の顔となる津駅周辺において、道路空間の再編や交通結節点の強化などによる公共交通の利便性の向上を図るため、関係機関と協働しながら、津駅周辺基盤整備の方向性(ビジョン)に基づきそれぞれの取組を進めます。

④ 交通安全対策の着実な推進

・通学児童等の安全確保が全国的な課題となっているなか、引き続き、通学児童など歩行者等の安全確保を図るため、スピード感を持って交通安全対策を進めます。

⑤ 適切な道路の維持管理

・道路を安全・安心・快適に利用できるよう、老朽化が進行する舗装等の道路施設の修繕や、剥

離が進行する路面標示の引き直しを進めるとともに、交通安全上支障となる箇所の道路除草や雑草抑制対策を重点的に行います。また、道路施設の利用・管理を効率的かつ効果的にマネジメントするため、交通観測体制のさらなる拡充を進めます。

⑥ 道路空間におけるグリーン化の推進

- ・街路樹が持つ良好な景観形成の機能が発揮されるよう、街路樹の樹形管理を地域の特性に応じて進めるとともに、花植え活動等を実施し、良好な道路空間の形成を進めます。
- ・道路施設の脱炭素化へ向けた持続的な管理を実現するため、トンネル照明灯のLED化を計画的に推進します。

⑦ 県管理港湾の機能充実

- ・地域の産業・経済を支えるため、港湾施設の老朽化対策、地震対策、荷役機能の強化を進めます。物揚場長寿命化(津松阪港新堀地区)、耐震強化岸壁改修(鳥羽港)、防波堤改良(宇治山田港)等の取組を継続し、防波堤改良(長島港)等の事業に着手します。

施策 11-2 公共交通の確保・充実

(主担当部局：地域連携・交通部)

施策の目標

(めざす姿)

持続可能な公共交通の確保・充実に向けて、県内各市町で地域公共交通計画の策定が進み、地域の実情に応じた交通に関する方向性が整理され、多様な輸送資源を活用することなどにより、新たな移動手段の確保が進んでいます。

また、リニア三重県駅の設置による効果を県内全域に波及させるよう、リニア三重県駅と地域を結ぶ県内広域交通網の整備促進について、関係機関との検討が進むとともに、リニア三重県駅を核とした地域づくり等、将来像についての方向性をとりまとめています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保

- ・国(中部運輸局)とともに市町を直接訪問する合同施策検討会(4市町)の開催や、住民の移動手段確保のため多様な取組を進める市町への財政支援など、市町が実施する地域内交通ネットワークの構築・強化に向けた取組を支援しています。
- ・大都市圏での運転士就職イベントへ出展し、移住相談に応じるとともに、二種免許取得費用への支援を行うなど、交通事業者の運転士確保の取組を支援しています。
- ・複数市町をまたぐ地域間幹線バスについて、国と協調して運行経費等に対する支援を行うとともに、地域鉄道等が安全確保のために実施する設備整備に対し、国や沿線市町と協調して支援しています。
- ・沿線市町や関係府県と連携した協議会等での活動を通じ、在来線や地域鉄道の利用促進、国や鉄道事業者への要望活動に取り組むとともに、JR関西本線(亀山～加茂間)の活性化を図るため、沿線市やJR西日本と連携して大都市と沿線地域を結ぶ列車の実証運行の実現に向けて取り組んでいます。

② リニア開業時の県内広域交通網の確保・充実に向けた取組の推進

- ・県内ルート・駅位置の早期確定及び一日も早い全線開業に向け、JR東海や国土交通省へ要望を行うとともに、名古屋以西についての検討を加速させるため、JR東海や国土交通省も参画した「リニア中央新幹線三重・奈良・大阪建設促進連携会議」を設置し、連携・協力を図りながら、早期の全線開業に向けた取組を進めています。
- ・「三重県リニア基本戦略」が示す「めざす三重の姿」の実現に向け、リニア開業効果を県全体へ波及・発展させる具体的な施策や事業への展開を図るため、今年度から行動計画となる「みえリニア戦略プラン(仮称)」の策定を進めています。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
地域公共交通の利用促進に向けて新たに取り組んだ件数(累計)							
—	2 件	3 件	7 件	—	9 件	11 件	—
—	2 件	5 件	—		—	—	—

新たな移動手段の確保に向けて取り組んだ件数(累計)						①	
—	2 件	4 件	12 件	—	16 件	20 件	—
—	3 件	8 件	—	—	—	—	—
リニア効果の県内波及に向けた取組						②	
—	・駅候補地の評価、検討 ・県同盟会としての駅位置選定、JRへの要望	・環境影響評価開始 ・駅位置についての市町との合意形成	みえリニア戦略プラン（仮称）の検討	—	・駅を核とした地域づくりの検討（県内市町他） ・二次交通の検討（各部局、関係機関）	リニアを活用した将来像についての方向性の取りまとめ	—
・県内駅候補市町の決定 ・亀山市からの駅候補地域の提案	・評価結果を県同盟会へ報告 ・県同盟会での決議を受け、JR東海へ駅候補地の要望を実施	・環境影響評価に着手 ・全市町と意見交換を複数回実施	—	—	—	—	—

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保

- ・交通空白地等における移動手段を確保するため、市町の交通施策立案に向けた支援を行うとともに、バスやタクシーなどの既存公共交通や、日本版ライドシェア・公共ライドシェア等の多様な手段を活用して、新たな移動サービス導入に取り組む市町への伴走型支援を実施します。
- ・2024年問題等により深刻化する運転士不足に対応するため、誰もが働きやすい職場環境の整備や運転士就職イベントへの出展など交通事業者と連携した運転士確保の取組や、自動運転の導入など市町が実施する運転士不足対応の取組を支援します。
- ・利用者の減少等により厳しい状況にある交通事業者を支援するため、地域間幹線バスの運行や地域鉄道の設備整備などを行う事業者に対し支援を実施します。
- ・在来線や地域鉄道の維持・活性化を図るため、関係機関が連携した協議会等の活動を通じて利用促進に取り組むとともに、国や鉄道事業者への要望活動を行います。JR関西本線については、大阪・関西万博やインバウンド拡大の好機を捉えた関西方面からの利用促進などに取り組めます。

② リニア開業時の県内広域交通網の確保・充実にに向けた取組の推進

- ・リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会等の活動を通じ、ルート・駅位置の早期確定や一日も早い全線開業に向けた取組を進めるとともに、沿線自治体等と連携しながら、リニアに対する県民の皆さんの一層の機運醸成に取り組めます。
- ・引き続き、関係部局、県内市町、地元経済界、交通事業者、有識者等で構成する「みえリニア戦略プラン(仮称)検討委員会」での議論を深め、令和8年3月のプラン策定をめざします。

施策 11-3 安全で快適な住まいまちづくり

(主担当部局：県土整備部)

施策の目標

(めざす姿)

令和2(2020)年度策定の都市計画区域マスタープランに基づき、市町が策定した立地適正化計画等により、都市機能・居住機能の誘導や災害リスクが高いエリアの土地利用規制が行われ、災害リスクをふまえたコンパクトで賑わいのあるまちづくりが進んでいます。また緊急輸送道路における電線類の地中化等の防災・減災対策が進むとともに、地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりが広がっています。

熊野灘臨海公園におけるプールの再整備などワーケーションの推進に必要な公園整備やダイセーフォレストパーク(鈴鹿青少年の森)における Park-PFI 手法などを活用した公園整備が進み、新たな賑わいを創出する場が整備されています。

新築建築物等の検査や既存建築物の維持保全の徹底、適確な開発行為の許認可を行うことなどにより、安全・安心な建築物および宅地が確保されています。また、住宅・建築物の耐震化の促進により、地震災害に対するまちの安全性が向上しています。

空き家の活用や危険空き家の除却が促進され、空き家の増加が抑制されています。また、県営住宅の計画的な改修や民間賃貸住宅の確保により高齢者や子育て世帯等の居住支援体制の充実が進んでいます。さらに、省エネルギー性能の高い長期優良住宅が普及しています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① コンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進

- ・市町の立地適正化計画策定やまちづくり関連事業への取組支援のため、市町担当課長会議にて定期的に国の制度や先進事例の情報提供を行うとともに、計画策定や事業化に向けた個別市町への相談を実施しています。(担当課長会議 5 月:25 市町 35 名参加。)
- ・まちづくりを推進するうえでの防災・減災対策として、緊急輸送道路における電線類の地中化に 4 路線で取り組んでいます。
- ・花とみどりの三重づくり基本計画に基づき、市町、県民及び事業者等において花とみどりの活用が促進されるよう普及啓発に取り組むとともに、市町との連携を深めるための会議を開催し、市町が企画する県産花きの消費拡大に寄与するイベント等への支援を行いました。

② 都市基盤整備の推進

- ・熊野灘臨海公園で、プールの跡地を避難場所となる高台広場として整備するため、その設計に着手しました。また、大仏山公園で、野球場の改修のほか、子どもや子育て世帯の目線に立った公園として整備するため、利用者のニーズを把握し、公園のリニューアル事業の基本計画策定を進めました。さらに、北勢中央公園で園路の整備を完了させるとともに、県庁前公園でJA三重ビルの建替えと一体になった防災機能を兼ね備えたリニューアル事業を進めました。

③ 安全・安心な建築物の確保

- ・建築物の安全性確保に向けて、特定行政庁の市と連携し、適法な建築物の建築や適正な既存建築物の維持保全のための取組を進めています。また、良質な宅地水準や立地の適正性を確保するため、開発許可制度の適確な運用に取り組んでいます。
- ・住宅・建築物の耐震化促進のため、耐震診断や耐震改修等に対する支援を行っています。能登半島地震をふまえ、木造住宅の耐震化に係る補助制度を拡充しました。

④ 安全で快適な住まいづくりの推進

- ・活用可能な空き家の改修や危険な空き家の除却に対する支援を行うとともに、空き家の適正管理等に関するセミナーを開催します。移住希望者による空き家の改修も支援しています。
- ・県営住宅の長寿命化工事に取り組むとともに、バリアフリー改修や子育て世帯向けの住戸内改

修を進めています。

・高齢者等の住宅確保要配慮者の居住支援を推進するため、相談会の開催や支援制度の周知に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
コンパクトで賑わいのあるまちづくりに取り組む市町の割合							①
—	40% (10 市町 ／25 市町)	44% (11 市町 ／25 市町)	48% (12 市町 ／25 市町)	—	52% (13 市町 ／25 市町)	64% (16 市町 ／25 市町)	—
32% (8 市町 ／25 市町)	40% (10 市町 ／25 市町)	44% (11 市町 ／25 市町)	—	—	—	—	—
多様なニーズに対応した魅力ある公園づくりに取り組む県営都市公園数							②
—	3 公園	4 公園	5 公園	—	5 公園	5 公園	—
2 公園	4 公園	4 公園	—	—	—	—	—
県と市町が連携して木造住宅の耐震化に取り組む戸数(累計)							③
—	600 戸	1, 200 戸	2, 100 戸	—	2, 700 戸	3, 000 戸	—
—	719 戸	1, 470 戸	—	—	—	—	—
県と連携して積極的に空き家対策に取り組む市町の割合							④
—	62% (18 市町 ／29 市町)	68% (20 市町 ／29 市町)	72% (21 市町 ／29 市町)	—	79% (23 市町 ／29 市町)	82% (24 市町 ／29 市町)	—
58% (17 市町 ／29 市町)	68% (20 市町 ／29 市町)	68% (20 市町 ／29 市町)	—	—	—	—	—

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① コンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進

- ・これまでに実施してきた研修会等で、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを推進する必要があることについて、市町担当者の理解が深まってきています。計画策定には、市町担当者の制度へのさらなる理解が必要であることから、個別相談等の機会に、各市町の抱える課題を共有し、情報提供や助言を行う等、丁寧に支援します。
- ・まちづくりを推進するうえでの防災・減災対策として、緊急輸送道路における電線類の地中化に引き続き取り組みます。
- ・花とみどりの三重づくり基本計画に基づき、市町、県民及び事業者等において花とみどりの活用が促進されるよう普及啓発を行うとともに、市町への支援に引き続き取り組みます。

② 都市基盤整備の推進

- ・熊野灘臨海公園で、プールの跡地を避難場所となる高台広場として整備するため、プールの撤去工事に着手します。また、大仏山公園で、野球場の改修のほか、子どもや子育て世帯の目線に立った公園として整備するため、公園のリニューアル事業の工事に着手します。さらに、県庁

前公園で、JA三重ビルの建替えと一体になった防災機能を兼ね備えたリニューアル事業を引き続き進めます。

③ 安全・安心な建築物の確保

- ・安全・安心な建築物、宅地の確保を図ることが求められているため、建築基準法や都市計画法等に基づく許認可において、適確な指導・助言等を行います。
- ・地震災害などに対するまちの安全性を確保する必要があるため、住宅・建築物の耐震化等の取組を進めます。特に、木造住宅の耐震化については、能登半島地震での教訓をふまえ、耐震の重要性を県民に広く周知、啓発を行うとともに、住まいの安全を確保するため、引き続き、市町と連携して耐震改修の促進に取り組めます。

④ 安全で快適な住まいづくりの推進

- ・増え続ける空き家問題への対処が必要であるため、市町が実施する空き家対策を支援します。特に、人口減少の社会減対策として移住者の住まいを確保するため、空き家の利活用に係る市町の取組を支援するとともに、県営住宅の空き住戸を移住者向け住宅として提供します。
- ・高齢者や子育て世帯等への居住支援が必要であるため、県営住宅の計画的な改修とニーズに応じた整備を行います。また、住宅確保要配慮者への支援制度の周知等の取組を進めます。

施策 11-4 水の安定供給と土地の適正な利用

(主担当部局：地域連携・交通部)

施策の目標

(めざす姿)

将来にわたって安定的な水源が確保され、安全で安心な水を使用できるよう市町、関係機関等と連携した供給体制が確保されています。

また、災害に備えた強靱な県土を次世代に引き継いでいくため、地籍調査などの取組が着実に進み、計画的かつ適正な土地の利用および管理が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 水資源の確保と水の安全・安定供給

・市町の水道施設整備については、社会資本整備総合交付金等を活用して主要施設の整備や耐震化等を促進しています。(交付金事業：企業庁および12市町25事業)

・県内の市町水道事業者等を構成員とする県水道事業基盤強化協議会等を開催し、将来にわたり持続可能な水道事業を実現するため、「三重県水道広域化推進プラン」に基づき基盤強化につながる広域化取組の具体化に向けたシミュレーションを実施しています。

・県が供給する水道用水、工業用水については、「安全で安心な水道用水」と「良質な工業用水」を安定して供給するため、耐震化や老朽化対策など施設の改良や更新を計画的に推進するとともに、適切な維持管理に取り組んでいます。

② 適正な土地の利用および管理

・地籍調査については、土砂災害警戒区域など優先度が高いと考えられる地区に重点を置くとともに、予算の確保に向けた国への要望活動を行っています。また、市町を対象とした研修会やヒアリング等を通じて効率的な手法のさらなる活用の働きかけや、公共事業で得られる測量成果の活用など市町や関係部局と連携して効率的・効果的に進めています。

加えて、令和6年7月に副知事を座長とする「三重県地籍調査推進検討会」を設置し、推進体制の強化を図り、課題を明らかにするとともに、課題解決に向けた対応方針を検討しており、地籍調査の推進に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
基幹管路の耐震適合率						①	
—	42. 8%	43. 5%	44. 1%	—	44. 7%	45. 2%	—
42%	42. 9%	43. 5%	—		—	—	
浄水場の耐震化率						①	
—	91. 8%	95. 9%	95. 9%	—	100%	100%	—
91. 8%	91. 8%	95. 9%	—		—	—	

新たに地籍調査の効率化に取り組んだ市町の割合						②	
—	20% (4 市町 ／20 市町)	40% (8 市町 ／20 市町)	60% (12 市町 ／20 市町)	—	80% (16 市町 ／20 市町)	100% (20 市町 ／20 市町)	—
—	20% (4 市町 ／20 市町)	50% (10 市町 ／20 市町)	—	—	—	—	—

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 水資源の確保と水の安全・安定供給

- ・県内の水道事業については、基幹管路の耐震適合率は全国平均と比較して低いことから、引き続き、社会資本整備総合交付金を活用して、施設整備や耐震化等の機能強化を促進します。
- ・人口減少など社会情勢が変化する中で、将来にわたり県内水道事業者が持続可能な事業運営ができるよう、広域化シミュレーション結果を共有し、市町とともに水道事業基盤強化の取組を進めていきます。
- ・県が供給する水道用水、工業用水を安全・安定に供給する必要があるため、引き続き、浄水場等の主要施設や管路の耐震化および電気・機械設備の老朽化対策などを実施するとともに、適切な維持管理に取り組めます。

② 適正な土地の利用および管理

- ・地籍調査については、土砂災害警戒区域など優先度が高いと考えられる地区に重点を置くとともに、予算の確保に向けた国への要望活動を行います。また、市町を対象とした研修会やヒアリング等を通じて効率的な手法のさらなる活用の働きかけや、公共事業で得られる測量成果の活用など、引き続き、効率的・効果的に進めます。
- 「三重県地籍調査推進検討会」で策定する対応方針に基づき、市町や関係部局と連携して地籍調査の推進に取り組めます。

施策 12-1 人権が尊重される社会づくり

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

不当な差別を許さず、誰もが個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会づくりに向け、さまざまな主体と連携した人権啓発や人権教育が推進されることにより、県民一人ひとりの互いの人権を尊重し、多様性を認め合う意識が高まるとともに、相談体制が充実し、インターネット上の人権侵害についても、早期発見、拡散防止などの実効性のある対応がとられています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

- ・県人権センターでのパネル展示や、テレビ・ラジオやインターネット等を通じた啓発、街頭啓発、イベント・講座の開催など、多様な手段と機会を通じて、広く人権に関する知識や情報を提供しています。
- ・人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるさまざまな主体の実践例を調査し、県ホームページ等で情報を発信するとともに、自治会等で開催される研修会へ講師を派遣するなど、地域での取組の促進を図っています。
- ・人権啓発・教育の拠点としての県人権センターの機能強化を図るため、常設展示室改修の基本方針の策定を進めています。

② 人権教育の推進

- ・教育公務員が土地購入の際にその土地が被差別部落であることを理由に契約の解除を申し出るという部落差別事案が発生したことを受け、全教職員を対象に部落問題に関する研修に取り組みました。具体的には、夏季休業期間から9月にかけて、全教職員を対象に「部落問題認識を深めるためのオンデマンド研修」、「部落問題に関する法や条例の趣旨、内容を確認し、部落問題についての認識を深めるための研修用リーフレットの作成・配付」、「研修用リーフレットに基づいた校内研修」を実施しました。
- ・子どもたちが自らの権利について学び、自分や他者が権利の主体であると実感できる学習を進めるとともに、「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障する機会として「人権が尊重される三重をつくるこどもサミット」を開催し、子どもたちに差別を解消し人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育みます(12月25日開催予定)。
- ・差別解消条例の趣旨をふまえ、子どもたちが人権問題の解決につながる行動をとれる力を身につけられるよう、人権学習指導資料等の活用を進めるとともに、教育活動全体を通じて取り組む人権教育の実践研究を行います。
- ・改定した「三重県人権教育基本方針」のもと、学校における人権教育を積極的に推進するため、改定内容を周知するとともに、さまざまな人権問題の現状や取組の方向性、教育活動全体を通じた人権教育の推進の視点等を示した「人権教育ガイドライン」を作成し、人権問題の解決と子どもたちの自己実現に向けた教育活動につなげます。

③ 人権擁護の推進

- ・県人権センターにおいて関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、資質向上に取り組んでいます。
- ・多様化・複雑化する人権相談に的確に対応することができるよう、県人権センターにアドバイザー(弁護士・臨床心理士)を配置するとともに、SNS人権相談窓口を設置しています。
- ・インターネット上の差別的な書込みを早期に発見し、削除要請等の対応を行うネットモニタリング事業を実施しています。また、SNSでネット利用者に直接働きかける広告により、差別的な書

込みの未然防止に努めます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数							①
—	40,400人	41,800人	43,200人	—	44,600人	46,000人	—
39,312人	38,754人	45,920人	—	—	—	—	—
学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合							②
—	89.5%	92.1%	94.7%	—	97.3%	100%	—
86.9%	93.1%	94.1%	—	—	—	—	—
人権に係る相談体制の充実に向けた取組							③
—	相談体制 の充実 に向けた検 討	相談体制 の充実	相談体制 の充実	—	相談体制 の充実	相談体制 の充実	—
相談体制の 確保	相談体制 の構築	相談体制 の充実	—	—	—	—	—

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

- ・誤った知識や偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しており、人権問題について正しく認識できるよう講演会等を実施するとともに、人権尊重の気運を醸成するために啓発ポスターの作成やテレビ・ラジオでのスポット放送を行います。また、人権メッセージの募集といった「県民参加型の啓発」や、絵本の読み聞かせ等の「感性に訴える啓発」など、さまざまな手法を活用し、人権啓発の推進に取り組みます。
- ・県人権センター常設展示室改修の基本方針に基づき、具体的な展示内容を決定するとともに、見学者に人権問題についてわかりやすく学んでもらうため、教材作成に取り組みます。
- ・SNSの普及に伴い、インターネット上の人権侵害が深刻な社会問題になっていることから、SNS利用者の多い若年層をはじめ、広く県民の皆さんが自ら人権について考え、主体的に行動していただくきっかけづくりとなるよう、SNS等を通じて効果的な啓発を行います。
- ・人権尊重社会に向けた実践行動を促進するため、地域の団体やNPO等が主催する学習会へ講師を派遣します。

② 人権教育の推進

- ・説示事案を受けて、令和6年度に全公立学校で人権意識の向上に向けた校内研修を実施したところ、若い年代層を中心に教職員の部落問題に関する知識や認識について、改めて課題があらかになりました。このことから、人権問題に関する知識理解を深める教職員研修を集合型で県内の複数会場、複数日程で実施します。また、教職員の人権問題に関する学びをより深めるため、部落問題に関する基本的な事柄について短時間で学べる個人研修用の動画コンテンツ

を作成します。さらに、部落問題に関わる学習の進め方や、子ども理解に必要な視点、学級集団づくりの手法等、教育内容に関する校内研修の活性化を図るため、集合研修で活用できる動画等の研修資料を作成します。

- ・子どもたちの自尊感情や人権尊重の主体者意識を高めるため、子どもたちが自らの権利について学び、自分や他者が権利の主体であると実感できる学習を進めるとともに、家庭・地域と連携した人権教育の活動を推進します。
- ・「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障し、子どもたちに差別を解消し人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育むため、「人権が尊重される三重をつくるこどもサミット」を開催します。
- ・差別解消条例の趣旨をふまえ、子どもたちが人権問題の解決につながる行動をとれる力を身につけられるよう、人権学習指導資料等の活用を進めるとともに、教育活動全体を通じて取り組む人権教育の実践研究を行います。
- ・「三重県人権教育基本方針」のもと、学校における人権教育を積極的に推進するため、「人権教育ガイドライン」(令和6年度作成)に示したさまざまな人権問題の現状や取組の方向性、教育活動全体を通じた人権教育の推進の視点等を周知し、人権問題の解決と子どもたちの自己実現に向けた教育活動につなげます。

③ 人権擁護の推進

- ・人権相談の内容が多様化・複雑化していることから、相談機関の相談員の資質向上を図るための研修等を実施するとともに、相談機関のネットワーク会議において情報交換を実施し、相談窓口相互の連携を強化します。
- ・引き続き、県人権センターにアドバイザーを配置し、相談員のさらなる資質向上、人材育成を図るとともに、幅広く人権相談を受けるため、SNSによる人権相談窓口を設置します。
- ・SNS等インターネット上における誹謗・中傷等の差別的な書込みについては、瞬時に広範囲にわたって流布されることから、引き続き、モニタリングを実施し、差別的な書込みを早期に発見し、削除要請するなど拡散防止に努めます。また、差別的な書込みの未然防止について、テレビCMやSNS等を通じてより幅広く周知・啓発します。

施策 12-2 ダイバーシティと女性活躍の推進

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

あらゆる分野における男女格差の是正や女性の参画・活躍の拡大、性の多様性を認め合う環境づくりなどに向けて、企業等さまざまな主体による取組が進んでいます。また、DVや性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援等が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 男女共同参画の推進

- ・県民の皆さんの男女共同参画意識の向上を図るため、県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画フォーラムをはじめ各種講演会や講座を開催しています。
- ・コロナ禍以降、孤独や不安などの悩みを抱える相談に対応するため、「フレンテみえ」における女性相談を実施するとともに、居場所づくり事業を開催しています(10月～2月 4回開催)。

② 職業生活における女性活躍の推進

- ・女性が活躍できる環境整備に向けて、県内企業・団体等で構成する「女性の大活躍推進三重県会議」等と連携し、企業の取組促進を図っています(8月末現在：会員数 606団体)。
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、専門アドバイザーを派遣し、常時雇用労働者数100人以下の県内企業に対し、策定を支援しています(支援数：20社)。
- ・ジェンダーギャップ解消に向け、固定的性別役割分担意識や男性中心型労働慣行を変革し、家庭でも仕事でも活躍できる環境となるよう、県内企業、団体と連携し、企業トップ・リーダー層の意識啓発に向けたワークショップや企業トップ等の思いを見える化する「本気宣言」、働く女性のロールモデルとの交流会を実施しています(企業トップ・リーダー層向けワークショップ：9月～10月 3回実施、ロールモデル交流会：9月実施、28社44名参加)。
- ・ジェンダーギャップに関する背景を分析するため、意識・慣行に関する県民対象の意識調査を実施しています。

③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、電話・SNS相談、病院への付添支援、心理的カウンセリングなど、被害者に寄り添った支援を関係機関と連携しながら実施しています(相談件数：286件(9月末現在))。
- ・「よりこ」の連携協力病院については、精神科との連携の拡充に向けて取り組んでいます。
- ・「よりこ」の認知度向上及び性犯罪・性暴力被害者支援の輪を広げ、性被害防止についての理解を深めるための出前講座を実施しています(受講者数：374名(9月末現在))。
- ・未就学児童及びその保護者等に性被害予防のための基礎知識を伝えるため、幼稚園・認定こども園・保育所への広報・啓発に取り組めます。
- ・性暴力によって心身や個人の尊厳に侵害を受けた被害者等への支援とともに、性暴力のない安全・安心な社会の実現をめざすため、有識者等で構成する「三重県性暴力の根絶をめざす条例(仮称)」検討懇話会を設置し、委員から意見を聴取するなど、条例の制定に向けて検討を進めています。
- ・女性相談支援センターにおいて女性相談支援員の対応力向上を目的とした研修会を実施するとともに、心理的ケアが必要なDV被害者について、精神科医からの助言を受けることで、相談支援の充実を図っています。また、DVが起こらない社会をめざすため、インターネット広告を活用した啓発等に取り組んでいます。
- ・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第6次計画)」が最終年度となる一方で、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、DV被害のほか、女性をめぐるさ

まざま課題の解消に向けて、DV防止及び被害者保護・支援と困難な問題を抱える女性への支援を一体化した基本計画の策定を進めています。
④ ダイバーシティ・性の多様性を認め合う環境づくり ・幅広い年代にダイバーシティに関する理解や行動が広がるよう、若年層や親子が参加しやすい体験型ワークショップを実施しました(7月実施、91名参加)。 ・性の多様性への理解や環境づくりが進むよう、わかりやすい内容の啓発ブック(県民向け)、研修動画(県民・企業向け)を作成するとともに、性の多様性に関する悩み等への電話・SNS相談(みえにじろ相談)、当事者等の交流会を実施しています(交流会:令和6年11月実施予定)。 ・パートナーシップ宣誓制度の利便性の向上を図るため、市町・民間企業と連携し、利用先の拡充を図るとともに、他自治体との広域的な連携を進めています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、 常時雇用労働者数 100 人以下の団体数						②	
－	401 団体	426 団体	451 団体	－	476 団体	501 団体	－
376 団体	391 団体	427 団体	－		－	－	
「～性犯罪・性暴力をなくそう～ よりこ出前講座」の受講者数(累計)						③	
－	2,100 人	2,600 人	3,100 人	－	3,600 人	4,100 人	－
1,669 人	1,937 人	2,920 人	－		－	－	
「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先として県ホームページに 掲載している団体数(累計)						④	
－	110 団体	120 団体	141 団体	－	151 団体	161 団体	－
100 団体	113 団体	131 団体	－		－	－	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 男女共同参画の推進 ・男女共同参画社会の実現に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画促進や、性別役割分担にとらわれない多様な生き方が浸透するよう、講演会の開催などを通して一層の普及啓発に取り組めます。 ・「フレンテみえ」の女性相談件数は、コロナ禍以降、依然として高止まりしていることから、引き続き女性のための総合相談や、さまざまな悩みを持つ女性の心の負担の軽減に取り組めます。
② 職業生活における女性活躍の推進 ・ジェンダーギャップを解消し、性別にかかわらず誰もが家庭でも仕事でも活躍できるよう、企業トップ・リーダー層の意識啓発や県内の先進取組を学ぶための企業訪問・ワークショップなどに取り組むとともに、県内企業の好事例等をわかりやすく情報発信します。 ・働く女性のキャリアデザイン等を支援するため、働く女性のロールモデルとの交流会を実施します。 ・企業等の課題に応じた具体的な取組を促すため、一般事業主行動計画の策定等の支援を行います。

③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・多様化する被害者のニーズに的確に対応するため、「よりこ」を通じた性犯罪・性暴力被害者に寄り添った支援を関係機関と連携して行うとともに、SNS による相談対応など支援体制の充実に取り組みます。
- ・「よりこ」の認知度向上及び被害者支援の輪を広げるため、出前講座の開催など、関係機関と連携した幅広い周知・啓発に取り組みます。
- ・制定に向けた準備を進めている「三重県性暴力の根絶をめざす条例(仮称)」の周知・啓発等により、被害者等支援及び被害防止に対する県民の理解促進や、性暴力の根絶に向けた気運醸成を図ります。
- ・女性相談支援センターにおいて、女性相談支援員への研修会の実施や、心理的ケアが必要な支援対象者について精神科医からの助言を受けることで、相談支援の充実に図ります。また、DVが起らない社会の形成のために、インターネット広告を活用して啓発に取り組みます。
- ・DV被害のほか、困難を抱える女性への支援のため、新たに策定する予定の計画に基づき女性相談支援センターの相談機能を強化するとともに、NPO 等関係機関と連携して切れ目のない支援を進めていきます。

④ ダイバーシティ・性の多様性を認め合う環境づくり

- ・ダイバーシティに関する県民の皆さんの理解や行動が広がるよう、ワークショップ等の開催を通じた啓発等の取組を進めます。
- ・性の多様性を認め合う環境づくりを進めるため、県民・企業の理解促進を図る研修等を開催するとともに、性の多様性に関する電話相談や交流会の実施などに取り組みます。
- ・市町・民間企業と連携し、パートナーシップ宣誓制度の利用先の拡充に取り組みます。

施策 12-3 多文化共生の推進

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

外国人住民が安全で安心して生活でき、多様な文化的背景の人びとが、対等な関係のもとで互いの文化の違いを認め合う地域社会づくりに向け、さまざまな主体間のネットワークが強化され、外国人住民への情報提供や相談対応が充実することで、外国人住民が抱える生活、就労、教育等の課題の解決が図られています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 多文化共生社会づくりへの参画促進

- ・「三重県多文化共生推進計画(令和6～8年度)」に基づき、「多文化共生推進会議」等を開催し、有識者や外国人住民、支援団体等から聴取した意見をふまえ、多文化共生施策の推進に計画的に取り組んでいます。
- ・1月の多文化共生に係る啓発月間において、日本人住民と外国人住民が互いに生活習慣や文化の違いを認め合い、共に地域社会を築いていけるよう、啓発イベントを実施します。
- ・国際交流員3名(オーストラリア、ブラジル、中国)が学校や地域を訪問し、多文化共生の社会づくりに向けた出前講座や、「やさしい日本語」の普及活動を行っています(出前講座:16回、やさしい日本語講座:1回(8月末現在))。

② 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

- ・増加する県内の外国人住民が、安全に安心して暮らすことができるよう、生活上必要となる基本的な情報を、県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)により、7言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、英語、日本語)で提供しています。
- ・外国人住民の生活全般に関わる相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)では、11言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、英語、日本語)で相談に対応するとともに、必要となる情報を提供しています。加えて、外国人住民のニーズをふまえ、弁護士や臨床心理士等による専門相談を実施するとともに、相談員の資質向上のためのケース検討会を実施するなど、相談体制の充実を図っています(一般相談:631件、専門相談:23件(8月末現在))。
- ・災害等の緊急時においても外国人住民への支援が行き届くよう、市町と連携し、外国人防災リーダー育成研修や、外国人住民の避難所への受入訓練等を実施しています。
- ・日本語教育支援者のWEB上のネットワークである「三重県日本語教育プラットフォーム」について、機会を捉えて関係団体等への参加を呼び掛けるとともに、外国人住民の支援に役立つ情報について、随時共有を行っています(連携団体数(累計):93団体(8月末現在))。
- ・市町の関わる日本語教室の設置を促すため、市町向け研修会を開催し、先進事例の共有等を行うとともに、日本語教室で活動する学習支援ボランティアの育成セミナーを実施しています。また、日本語の支援が必要な地域を広くカバーするため、オンライン日本語教室をモデル的に実施しています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数（累計）						①	
—	59 団体	86 団体	108 団体	—	125 団体	137 団体	—
9 団体	62 団体	86 団体	—		—	—	
外国人住民の相談窓口の充実に向けた取組						②	
—	相談窓口 の充実	相談窓口 の充実	相談窓口 の充実	—	相談窓口 の充実	相談窓口 の充実	—
相談窓口 の確保	相談窓口 の充実	相談窓口 の充実	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名
・令和7年度以降に残された課題と対応
① 多文化共生社会づくりへの参画促進 ・「三重県多文化共生推進会議」等を開催し、聴取した意見を関係部局等とも共有しながら、多文化共生施策に取り組めます。 ・庁内関係部局や市町等と連携し、外国人と日本人の相互理解の促進や多文化共生意識の醸成に向けた啓発イベントなどの取組を実施します。 ・国際交流員による多文化共生に関する「出前講座」や、「やさしい日本語」の普及活動を行います。 ② 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり ・外国人住民が安全に安心して暮らすことができるよう、県多言語情報提供ホームページ（MieInfo）等により外国人住民が必要とする行政や生活、防災等に関する情報を適切に提供します。 ・「みえ外国人相談サポートセンター」（MieCo／みえこ）においては、外国人住民の増加に伴い相談件数が増加するとともに、複雑な相談も増えてきていることから、相談員の資質向上や庁内関係部局等との連携強化など、相談体制の更なる充実に取り組めます。 ・災害等の緊急時においても外国人住民をサポートできるよう、市町等と連携し、外国人防災リーダーの育成や多言語支援等に取り組めます。 ・外国人住民が生活に必要な日本語を習得するための日本語教室は、15 市町に 40 教室（8月末現在）であることから、日本語の習得を必要とする外国人住民が学習の機会を得られるよう、市町の日本語教室開設を支援する地域日本語教育コーディネーターの育成等を行います。また、企業による従業員への日本語学習の機会提供が進むよう、企業への啓発や支援を行います。

施策 13－1 地域福祉の推進

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

高齢者、障がい者、子育て家庭、ひきこもりなどの生きづらさを抱える人が、自らの属性や抱えている課題に関わらず、質の高い福祉サービスや必要な支援を適切に受けられるよう、地域住民をはじめとするさまざまな主体が連携し、地域社会全体で支え合う体制づくりが進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供

- ・多くの市町が包括的支援体制の整備に取り組めるよう、未整備市町との意見交換や、制度内容や先進事例等の積極的な情報発信を行うとともに、市町における包括的な相談支援体制の整備に必要な人材を育成するための研修会を開催します。また、「三重県地域福祉支援計画」の計画期間が最終年度を迎えることから、これまでの取組状況や課題等を検証し、次期計画の策定を進めています。
- ・民生委員・児童委員の「なり手」の確保が年々困難となっている状況をふまえ、民生委員・児童委員の負担軽減や活動の効率化に向けた支援に取り組むとともに、活動内容に関する県民の理解が深まるよう、情報発信に取り組みます。
- ・災害時に避難所で生活する高齢者や障がい者等の要配慮者を支援するため、「三重県災害派遣福祉チーム(三重県DWAT)」の養成研修等を実施し、67名を新たにチーム員として登録しました。また、災害時においても社会福祉施設等が最低限のサービス提供を維持していくため、事業継続計画(BCP)研修会を実施します。
- ・社会福祉法人や社会福祉施設、介護保険・障害福祉サービス事業者等への指導監査等について、オンラインも取り入れつつ、実地を基本として実施しています。また、令和5年度の不適切保育や虐待事案の発生を受け特別監査を実施した施設について、その後の改善状況の確認監査を行っています。加えて、税理士や社会保険労務士等の専門家を活用した監査により社会福祉法人等の適正な運営と健全な経営を確保するとともに、提供される福祉サービスの質の向上に取り組んでいます。

② 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

- ・ひきこもりに関する正しい理解を深めてもらうためのフォーラムの開催やSNS等を活用した情報発信を通じて、ひきこもり支援に関する社会全体の機運醸成を図っています。また、当事者やその家族に寄り添った切れ目のない支援が行えるよう、広域的な支援体制の整備を試行的に実施しているほか、ひきこもりに関する実態調査により把握した支援ニーズをふまえ、次期「三重県ひきこもり支援推進計画」の策定を進めています。三重県ひきこもり地域支援センターの精神保健に係る専門相談や多職種連携チームによるアウトリーチ支援、支援者のスキルアップ等に取り組んでいます。
- ・高齢または障がいを有する矯正施設入所者等が、再び罪を犯さず地域で暮らすことができるよう、「三重県地域生活定着支援センター」において、退所後等に直ちに福祉サービス等へつながるための支援や、矯正施設等に入所することなく身柄を釈放された高齢者や障がい者と福祉サービスをつなぐための支援(入口支援)に取り組んでいます。また、「三重県再犯防止推進計画」の計画期間が最終年度を迎えることから、これまでの取組状況や課題等を検証し、次期計画の策定を進めています。
- ・「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、関係機関・団体、市町等と連携し、計画的に取組を推進しています。特に、若者の自殺予防のため、精神医療に係る専門的なアドバイザーを学

校等に派遣しています。また、新型コロナの影響をふまえ拡充した電話相談体制やSNSでの相談を引き続き実施しています。
③ 生活困窮者の生活保障と自立支援 ・生活保護受給者への支援が適切に行われるよう、福祉事務所に対して事務監査を実施するとともに、生活保護受給者の自立に向けて、ハローワーク等と連携して就労支援や健康管理支援事業による日常生活支援に取り組んでいます。 ・物価高騰等の影響が長引く中、三重県生活相談支援センターに寄せられる生活に困窮する人からの相談に対して、相談者一人ひとりの状況に応じた相談支援(住居確保給付金など利用可能な支援サービスの実施、生活福祉資金特例貸付の償還に係る借受世帯へのフォローアップ等)に取り組んでいます。
④ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ・障がい者、高齢者や妊産婦などで、歩行が困難な人の外出を支援するため、「おもいやり駐車場」の利用を必要とする方に対して利用証を交付しています。また、公共施設や商業施設など、さまざまな施設で「おもいやり駐車場」の設置に協力いただけるよう取り組んでいます。 ・配慮や援助を必要としていることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」を作成し、必要とする方々に配布しています。また、学校出前授業やポスター・チラシの掲示・配布等を行い、「ヘルプマーク」の普及啓発に取り組んでいます。 ・誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅の段差解消やバリアフリースイレの設置、IC カードシステムの導入を支援するなど駅のバリアフリー化に取り組んでいます。また、令和4年度から県独自で UD タクシーの購入費用の補助を実施していますが、令和6年度は、国土交通省が新たにUDタクシーの認定レベルを追加し導入支援を行うことを受け、県でも補助の対象に追加し、さらなる導入支援に取り組んでいます。
⑤ 戦没者遺族等の支援 ・県戦没者追悼式および沖縄「三重の塔」における戦没者慰霊式を開催するとともに、全国戦没者追悼式への遺族代表の参列を支援しています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
現状値							
多機関協働による包括的な相談支援体制を構築している市町数						①	
—	13 市町	17 市町	21 市町	—	25 市町	29 市町	—
9 市町	13 市町	14 市町	—		—	—	
アウトリーチ支援員による面談・訪問・同行支援件数(延べ)						②③	
—	200 件	225 件	250 件	—	275 件	300 件	—
169 件	237 件	272 件	—		—	—	
UD タクシーの導入率						④	
—	12%	16%	21%	—	25%	29%	—
7% （2年度）	7.7% （3年度）	8.7% （4年度）	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供

- ・新たに策定する予定の「第二期三重県地域福祉支援計画」に基づき、より多くの市町で包括的な支援体制の整備が進むよう、研修会の開催等により、引き続き市町等に対して、職員の専門性の確保など市町が抱える課題の解決に向けた支援や体制整備促進の場づくり等を行うとともに、取組が進んでいない市町に対して、課題の聴き取りや、体制整備の助言を行うなど支援の充実を図ります。
- ・令和7年 12 月の民生委員・児童委員一斉改選に向けて、民生委員・児童委員の「なり手」の確保が年々困難となっている状況をふまえ、民生委員・児童委員の負担軽減が進むよう、市町における活動の効率化等の支援に取り組むとともに、活動内容に関する県民の理解が深まるよう、パンフレットや動画等を活用し、積極的な情報発信に取り組めます。
- ・災害時における要配慮者に対する福祉支援の提供に向けて、三重県DWATの体制を強化するとともに、広域受援体制の充実等に取り組めます。また、災害時においても社会福祉施設等が最低限のサービス提供を維持していくため、社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)の実効性の向上を促進していきます。
- ・オンラインの活用や動画配信での法人研修なども組み合わせながら、実地を基本とした指導監査等を実施していきます。また、不適切保育や施設利用者への虐待など社会的な状況に対応した重点的な監査を行うため、引き続き税理士や社会保険労務士等の専門家を活用することで社会福祉法人等の適正な運営と勤務環境の改善を促進し、提供される福祉サービスの質の向上に取り組めます。

② 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

- ・新たに策定する予定の「第二期三重県ひきこもり支援推進計画」に基づき、引き続き、情報発信、普及啓発に取り組むとともに、県全体で切れ目のない支援体制をより一層充実させるため、市町等の関係機関と連携しながら取組を進めていきます。
- ・ひきこもりの当事者やその家族に寄り添った支援を行うため、「ひきこもりピアサポートセンター」を開設するとともに、居場所や家族会等の支援について、広域的な支援体制づくりを試行的に実施します。
- ・引き続きひきこもりの当事者やその家族に寄り添った支援を行うため、三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、精神保健に係る専門相談、多職種連携チームによるアウトリーチ支援、支援者のスキルアップ等に取り組めます。
- ・矯正施設退所者等が抱える課題が複雑化・複合化する中、犯罪や非行をした人が孤立することなく、円滑に地域生活へ移行し安定した生活を送ることができるよう、新たに策定する予定の「第二期三重県再犯防止推進計画」に基づき、国や市町、関係団体等と連携し、地域に応じた再犯防止施策を実施するとともに、福祉サービスの利用支援等に取り組めます。
- ・「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、関係機関・団体、市町等と連携し、計画的に取組を推進します。若者の自殺予防のため、引き続き精神医療に係る専門的なアドバイザーを学校等に派遣し、危機介入の体制の構築について検討します。また、電話相談やSNSでの相談を引き続き実施します。

③ 生活困窮者の生活保障と自立支援

- ・多様で複雑な課題を有する生活困窮者の自立の促進に向けて、生活困窮者自立支援法に基づき、住まいに関する相談対応をはじめとした各種事業等を効果的に実施するなど、相談者一人ひとりの実情に応じた丁寧な支援を行います。
- ・生活に困窮する人に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護法に基づいて必要な扶助費を給付するとともに、被保護者の状況に応じ、就労、健康、生活面等の自立に向けた支援に取り組めます。

④ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ・「おもいやり駐車場」について、さまざまな主体と連携して普及啓発に取り組むとともに、実際の利用者等の意見を聴きながら運用の改善を図るなど、障がい者、高齢者や妊産婦などで、歩行

が困難な人の外出を支援します。

- ・「ヘルプマーク」について、必要とする方々への配布に加えて、学校出前授業やチラシ・ポスターの配布・掲示等による普及啓発に取り組むことで、県民の皆さんのおもいやりのある行動につながるよう、意識醸成に努めていきます。
- ・誰もが安全で自由に移動できるまちづくりを進めるため、引き続き、鉄道駅のバリアフリー化（段差解消、バリアフリースイレの設置、ICカードシステムの導入）の支援等に取り組みます。また、UD タクシーの導入が進んでいないことから、UDタクシー購入に対する補助を継続します。

⑤ 戦没者遺族等の支援

- ・遺族等の高齢化が進む中、戦争の記憶を風化させないように、県戦没者追悼式や沖縄「三重の塔」での慰霊式等を通じて、戦争犠牲者を追悼し、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承していきます。また、戦後 80 年を迎えるにあたり、沖縄「三重の塔」の苑内環境整備や遺族会の取組に対する支援を行います。

施策 13－2 障がい者福祉の推進

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

障がい者が必要な支援を受けながら、自らの決定や選択に基づいて生活・就労する機会を確保するため、グループホームなどの居住の場や日中活動の場の確保、多分野での就労支援が進んでいます。また、障がいの有無に関わらず、誰もが尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障がい者の差別解消および虐待防止、情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実

- ・障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の基本方向を定めた「みえ障がい者共生社会づくりプラン－2024 年度～2026 年度－」に基づき、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進に取り組んでいます。
- ・障がい者の地域生活を支援するため、重度障がい児・者対象の通所施設2か所の整備に対する補助を行います。
- ・福祉事業所における利用者の工賃向上に向けて、研修会や専門家の派遣を実施し、事業所の経営改善を支援します。また、福祉事業所の受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行う共同受注窓口みえの取組を支援しています。さらに、福祉事業所等からの優先調達に取り組むとともに、令和6年度から県庁での物品販売への支援に取り組んでいます。
- ・医療的ケア児・者相談支援センターを中心に、医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族に対する相談支援や支援者への支援、多職種連携、福祉事業所等職員を対象とした研修等を実施しています。また、医療的ケア児・者コーディネーターの養成研修を実施します。
- ・サービス管理責任者等研修や障害者ピアサポート研修を実施し、福祉事業所職員の人材育成と資質の向上を図ります。

② 障がい者の相談支援体制の強化

- ・障がい者の地域での生活を支援するため、市町など身近な相談支援機関と連携しながら、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、就業・生活支援等の専門的・広域的な相談支援を実施しています。
- ・強度行動障がいを有する障がい児・者へ適切に支援できる人材の育成、虐待の未然防止を図るため、高い専門性を有する「広域的支援人材」が強度行動障がいを有する児・者を支援する施設等を訪問して、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理等を現場の施設等職員と共に行う取組を支援します。
- ・相談支援人材の育成、質の向上に向けて、相談支援専門員を対象とした研修を実施します。

③ 農林水産業と福祉との連携の促進

- ・農林水産業における障がい者の就労機会の拡大に向け、農林水産事業者や福祉事業所等からの相談を受け、双方のニーズを把握・マッチングするワンストップ窓口を設置し、その活動を支援しています。
- ・農業では、農業者による障がい者雇用や福祉事業所による施設外就労等を支援するため、農業者や福祉事業所、障がい者に対して、具体的なアドバイスを行う農業ジョブトレーナーや農福連携技術支援者といった専門人材の育成に取り組んでいます。
- ・農林水福連携の認知度向上に向け、農林水福連携に取り組む事業者と企業等をマッチングし、農林水福連携により生産された商品の利用を促進しています。

・林業では、キノコや苗木生産事業における施設外就労等を促進するため、コーディネーターの育成や事業者と福祉事業所のマッチング活動支援に取り組んでいます。 ・水産業では、水産関係者と福祉関係者の連携強化や作業請負のマッチングに向け、水産業と福祉をつなぐ水福連携コーディネーターの活動支援に取り組んでいます。
④ 精神障がい者の保健医療の確保 ・精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するため、ピアサポーターによる長期入院患者との交流や退院前の不安を軽減する取組を進めるとともに、退院後の生活を支援するアウトリーチ事業を実施しています。精神障がい者が安心して自分らしく暮らすことができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実を図っています。 ・「三重県アルコール健康障害対策推進計画(第2期)」および「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、啓発をはじめ、治療拠点機関を中心とした早期発見・早期介入、当事者・家族等の相談支援に取り組んでいます。また、治療拠点機関が自助グループと連携し、患者の治療や社会復帰を支援する取組を促進しています。
⑤ 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進 ・「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、めざすべき社会の実現や障がい者の差別解消に向けて広く普及啓発に取り組むとともに、専門相談員を配置し、障がい者やその家族等からの相談に対応しています。また、当事者も参加するところのバリアフリーセミナーを開催し、合理的配慮などについて県民の皆さんの理解促進に努めています。 ・障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供が法的義務となったことから、障がい者差別解消啓発推進員を配置し、アウトリーチによる啓発を実施しています。 ・障がい者虐待については、虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対して障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームを活用して助言等を得ながら、虐待事案の発生した施設等に対して改善に向けた指導を行っています。 ・「第3次三重県手話施策推進計画(2024年度～2026年度)」に基づき、手話通訳者の養成および派遣や、「県民、事業者、学生向け手話講座」の実施、県職員や市町担当者等に対する手話研修等、手話の普及に取り組んでいます。 ・三重県障がい者芸術文化活動支援センターにおいて、「三重県障がい者芸術文化祭」を開催するとともに、受賞作品や県内アーティストによる作品の巡回展示等を開催し、発表の機会の創出に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数							
－	2,040人	2,150人	2,260人	－	2,370人	2,480人	－
1,943人	2,159人	2,385人	－	－	－	－	－
就労において支援を必要とする障がい者の一般就労における定着率							①②
－	82%	82%	82%	－	82%	82%	－
77.7%	83.6%	80.3%	－	－	－	－	－

医療的ケア児・者コーディネーター養成者数(累計)						①	
—	183 人	213 人	240 人	—	270 人	300 人	—
153 人	174 人	210 人	—	—	—	—	—
農福連携に係る取組において農林水産の作業に新たに就労した障がい者数						③	
—	76 人	76 人	76 人	—	76 人	76 人	—
49 人	農 83 人 林 56 人 水 15 人 水 12 人	農 90 人 林 53 人 水 19 人 水 18 人	—	—	—	—	—
「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づく相談支援件数						⑤	
—	11 件	15 件	19 件	—	23 件	27 件	—
7 件	11 件	13 件	—	—	—	—	—

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実

- ・地域により障害福祉サービスの整備状況に格差があるとともに、重度障がい児・者の地域生活を支援するサービスが不足していることから、引き続き、グループホームなどの居住の場や重度障がい児・者を対象とした日中活動の場の整備を促進していく必要があります。また、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、総合的かつ計画的に障がい者施策を推進していきます。
- ・物価高騰の影響等により厳しい経営状況が続く中、工賃等の向上を図り、障がい者の就労を支援するため、福祉事業所の経営改善に向けた研修会や専門家の派遣を実施するとともに、共同受注窓口みえの取組を支援します。また、福祉事業所等からの優先調達の推進や県庁での物品販売への支援にも取り組みます。
- ・医療的ケア児・者やその家族が地域で安心して生活できるよう、三重県医療的ケア児・者相談支援センターを中心に、当事者等からの相談支援、支援者への支援、人材育成等に取り組むとともに、地域ネットワークにおける多職種連携による活動を支援するなど、地域での受け皿の整備を進めます。
- ・福祉事業所職員の人材育成と資質の向上を図るため、サービス管理責任者等研修や障害者ピアサポート研修の実施に取り組みます。

② 障がい者の相談支援体制の強化

- ・自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、就業・生活支援等の専門的・広域的な相談支援を実施するとともに、市町が行う身近な相談支援と連携し、障がい者の相談支援体制の整備を進めます。
- ・障がい者施設等における強度行動障がいによる対応が難しい事案について、高い専門性を有する「広域的支援人材」が現場の施設等を訪問して、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理等を現場の施設等職員と共に行うことで、強度行動障がいを有する障がい児・者へ適切に支援できる人材を育成し、虐待の未然防止、利用者の安定した生活や職員の負担軽減につなげます。
- ・市町と連携して相談支援専門員を対象とした研修を実施することで、地域で相談支援を担う人材の育成と資質の向上を図り、相談支援の質を高めます。

③ 農林水産業と福祉との連携の促進

- ・農林水産業における障がい者の就労機会の拡大に向け、農林水産事業者や福祉事業所等のニーズを把握・マッチングするワンストップ窓口を引き続き設置し、その活動を支援するとともに、農業ジョブトレーナーや農福連携技術支援者といった農業と福祉をつなぐ人材の育成や活動支援に取り組みます。
- ・農林水福連携の認知度向上を図るため、農林水福連携に取り組む事業者と企業等をマッチングし、農林水福連携により生産された生産物やその加工品の利用を促進します。
- ・農福連携のさらなる拡大に向け、県内各地域での新たな農福連携の拠点づくりの取組を支援します。また新たに農福連携に取り組む農業経験の少ない福祉事業者に対して、農産物の品質向上を図るため、栽培指導者等の専門家派遣の取組を支援します。
- ・林業では、障がい者の就労を促進するため、コーディネーターを確保・育成するとともに、コーディネーターによる情報発信・普及活動の支援に取り組む必要があります。
- ・県内水産業における障がい者の就労機会のさらなる拡大に向け、水産関係者と福祉関係者のマッチングに取り組む人材の活動を支援するとともに、マッチングを円滑に行うための水福連携作業マニュアル動画の作成とその動画を活用した福祉関係者への働きかけに取り組む必要があります。

④ 精神障がい者の保健医療の確保

- ・精神障がい者が安心して自分らしく暮らすことができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の充実を図るため、引き続き精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するとともに、精神疾患の正しい知識が持てるよう心のサポーターの養成に取り組みます。
- ・「三重県アルコール健康障害対策推進計画(第2期)」に基づき、啓発をはじめ、治療拠点機関を中心とした早期発見・早期介入、当事者・家族等の相談支援に取り組みます。また、次期「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」について、三重県精神保健福祉審議会ギャンブル等依存症対策推進部会等における協議を通じて策定に取り組みます。

⑤ 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進

- ・法的義務となった合理的配慮の提供について、事業者をはじめ、県民の理解が深まるよう、引き続き事業者等を対象としたアウトリーチによる普及啓発を行います。あわせて、障がい者を理由とした差別の解消のための相談事例等の検証を進めていきます。
- ・障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームから助言等を得ながら、虐待事案の発生した施設等に対して粘り強く改善に向けた指導を行います。
- ・「第3次三重県手話施策推進計画」に基づき、手話講座等の実施や、手話通訳者の養成および派遣等の聴覚障がい者の情報保障に取り組むなど、手話が広く利用される共生社会の実現に向けた手話施策を推進していきます。
- ・障がい者が持つ個性や能力を発揮し、生きがいを実感できる共生社会づくりのため、三重県障がい者芸術文化活動支援センターにおいて、多様な発表機会の創出を行うとともに、専門人材を活用した相談支援等により、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成、関係者のネットワークづくり等の取組を進めていきます。

施策 14-1 未来の礎となる力の育成

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

子どもたち誰もが、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、規範意識や自尊感情、自他の命の尊重、いじめを許さない心といった「豊かな心」、体力の向上、心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を育み、これからの時代を生きていくための基礎となる力を身につけています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 確かな学力の育成

- ・令和6年度全国学力・学習状況調査結果をふまえ、市町教育委員会が年度当初に作成した「学力向上アクションプラン」に基づき、市町教育委員会や学校が注力した取組を確認するとともに、今後の取組内容について各市町教育委員会と定期的に協議を行っています(5月、8月)。
- ・若手教員等が多く在籍する市町や学校の中からモデル校(4市町16校)を指定し、月2回程度授業力向上アドバイザーを派遣して、若手教員の授業について指導・助言を行っています。加えて、モデル校を複数のグループに分け、互いに提案授業を行い、協議する研修会を実施しています(7月1日、10月17日に開催)。
- ・少人数指導の質的向上を図るため、推進校を79校指定し、学力向上アドバイザー等による指導・助言を行うとともに、推進校を14グループに分け、グループ別での提案授業や交流会を行っています。
- ・授業改善の取組が進むよう、県の指導主事が市町教育委員会の求めに応じて学校を訪問し、授業や校内研修会において指導・助言を行っています。
- ・児童生徒が学習内容を確実に身につけることができるよう、CBTシステムでみえスタディ・チェックを実施するとともに、設問ごとに、正解の場合は、さらに難しい問題を、不正解の場合は、学習内容を遡った問題を提供しています。
- ・児童生徒一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく行き届いた支援を行うため、国の加配定数を活用し、国を先取りして小学校6年生を35人学級、中学校は、引き続き1年生での35人学級(下限25人)を実施しています。また、国に対して小学校の35人学級の推進および中学校の学級編制標準の引き下げを要望しています。

② 豊かな心の育成

- ・児童生徒が一人の人間として大切にされていると実感できるよう、法定・悉皆研修や選択研修において自己肯定感の涵養につながる指導や、効果的な授業づくりなどに向けた研修(法定・悉皆研修25講座3,878名、選択研修14講座856名)や、自己肯定感を涵養する授業づくりや学校づくりに向け、モデル校への校内研修の支援を実施し、教職員の資質・能力の向上に取り組んでいます。
- ・命を大切にする心や、他者への思いやりの心などの豊かな心を育む「考え 議論する道徳」を推進するため、各学校での取組や実践事例について協議する道徳教育推進会議(令和6年5月21日、88名参加、令和6年7月31日、63名参加)や、市町等教育委員会や学校が開催する研修会等へ道徳教育アドバイザーの派遣を行い、より効果的な授業づくりや評価に関する研修を実施しています。
- ・「子どもと本をつなぐ」役割を担う、家庭、地域、学校、企業などが、互いの強みを活かして協働するネットワークである「本よもうねっとMIE」の発足に向けて準備を進めています。
- ・学校図書館活用アドバイザーを派遣して学校の授業時間に読書ポップを作成する取組や、図書館司書と連携してジュニア司書を育成する取組など、児童生徒が本に親しむための学校図書館の工夫や、教科と連動した読書活動等を2市で推進しています。また、県立学校6校をモデル

校として、地域や家庭、生徒等の意見をふまえて策定した計画に基づき、前年度モデル校の司書に助言を求めながら学校図書館のリニューアルを進めています。

・生徒が豊かな感性や情操を育む機会を確保できるよう、全国高等学校総合文化祭や近畿高等学校総合文化祭への生徒派遣や作品出展の支援を行います。また、10月にはみえ高文祭を開催します。

・中学校文化部活動の地域連携・地域移行を推進するため、国事業を活用し、2市町で文化部活動の地域移行の実証事業を行いました。中学校文化部活動の地域連携・地域移行を推進するため、市町の担当者を対象とした会議を開催し、優良事例や課題を共有しました（令和6年9月20日、43名参加）。また、文化部活動指導員38名を配置しました（令和6年4月時点）。

③ 健やかな身体の育成

・運動をする時間を自ら確保している子どもたちの割合はコロナ前の水準に至っておらず、朝食の欠食やスクリーンタイムの増加など、生活習慣に課題が見られることから、各学校において生活習慣の改善や体力向上に向けて取り組むとともに、モデル校へのアスリートの派遣やICTを効果的に活用した体育の授業、「1学校1運動」の取組等を進め、体力の向上を図ります。

・部活動における専門的な指導の実施と教職員の負担軽減のため、中学校・高等学校に部活動指導員を配置するとともに、高等学校に運動部活動サポーターを派遣します。また、専門家によるリモート指導など、効率的で効果的な部活動運営を推進します。

・中学校部活動の地域連携・地域移行を推進するため、合同部活動や拠点型部活動など、国の実証事業の対象とならない地域連携等の取組を行う市町に対する補助を行うほか、地域移行に向けた現状・課題の共有や先進事例を紹介するなど、市町の地域移行に向けた取組を支援します。なお、指導力の向上を図るため、JSPO公認指導者資格を取得するための新たな研修会を実施しました。

・多様化する健康課題の解決に向けて、関係機関等と連携しながら、「歯と口の健康づくり」や「学校メンタルヘルス」、「性に関する指導」、「がん教育」、「薬物乱用防止教育」等の健康教育の取組を推進しています。12歳児の一人平均むし歯数は減少傾向にあるものの、全国平均と比べて高い状況にあることから、正しい歯みがき指導やフッ化物洗口を進めて、歯と口の健康づくりに取り組んでいます。

・子どもたちの健康課題が多様化・複雑化し、養護教諭の果たす役割が重要となっていることから、学校保健の中核を担う養護教諭の資質能力向上を図るとともに、支援体制強化のため、経験豊富な退職養護教諭を学校に派遣しています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると 思う子どもたちの割合							
—	小学生 78.9% 中学生 84.6%	小学生 79.6% 中学生 85.3%	小学生 80.3% 中学生 86.0%		小学生 81.0% 中学生 86.7%	小学生 81.7% 中学生 87.4%	—
小学生 78.2% 中学生 83.9%	小学生 77.6% 中学生 83.1%	小学生 79.1% 中学生 81.6%	—	—	—	—	—

自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合						①②③	
—	小学生 76.8% 中学生 78.0%	小学生 77.6% 中学生 78.5%	小学生 78.4% 中学生 79.0%	—	小学生 79.2% 中学生 79.5%	小学生 80.0% 中学生 80.0%	—
小学生 76.0% 中学生 77.5%	小学生 77.9% 中学生 79.7%	小学生 81.9% 中学生 80.9%	—	—	—	—	—
運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合						③	
—	小学生 39.2% 中学生 77.4%	小学生 40.4% 中学生 77.6%	小学生 41.6% 中学生 77.8%	—	小学生 42.8% 中学生 78.0%	小学生 44.1% 中学生 78.2%	—
小学生 38.0% 中学生 77.2%	小学生 39.3% 中学生 75.9%	小学生 37.8% 中学生 72.7%	—	—	—	—	—

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 確かな学力の育成

- ・各学校における学力向上に向けた取組が組織的・計画的に進むよう、市町教育委員会が作成した「学力向上アクションプラン」に基づき、市町教育委員会や学校が注力する取組の取組状況について継続的かつ定期的に協議を行い、活性化を図ります。
- ・授業力向上アドバイザーが、若手教員等の授業について指導・助言を行います。加えて、モデル校を複数のグループに分け、互いに提案授業を行い、協議する研修会を引き続き実施し、学校の垣根を越えて学び合う仕組みの構築を図ります。
- ・国語および算数・数学の効果的な少人数指導を推進するため、推進校を指定し、学力向上アドバイザー等による指導・助言を通じて指導体制や指導方法を工夫する授業実践の取組の活性化を図ります。加えて、効果がみられた実践例について、研修会等を通じて普及に取り組みます。
- ・児童生徒が学習内容を確実に身につけられるようにするため、CBTシステムで提供しているみえスタディ・チェック関連問題やワークシートの活用方法等を研修会等で発信し、活用を促進します。
- ・子どもたちが主体的に学びに向かうことができるよう、学習習慣の確立に向けた取組の好事例をモデル校で構築し、県内に水平展開することで、県全体の学習習慣の確立を図ります。
- ・児童生徒一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく行き届いた支援を行うため、国の動向を注視しながら、県独自の少人数教育の取組を検討します。また、国に対して小学校の35人学級の着実な推進および中学校の学級編制標準の引き下げを要望します。

② 豊かな心の育成

- ・児童生徒が一人の人間として大切にされていると実感できるよう、自己肯定感の涵養につながる指導や、効果的な授業づくりなどに向けた法定・悉皆研修及び選択研修を実施するとともに、モデル校への校内研修の支援を引き続き実施し、自己肯定感を涵養する授業づくりや学校づくりに向けた教職員の資質・能力の向上に取り組みます。
- ・命を大切にする心や、他者への思いやりの心などの豊かな心を育む「考え 議論する道徳」を推進するため、各学校での取組や実践事例について協議する道徳教育推進会議や、市町等教育委員会や学校が開催する研修会等への道徳教育アドバイザーの派遣を行い、より効果的な授業づくりや評価に関する研修に取り組みます。

- ・子どもの発達段階に応じた読書活動や読書習慣づくりを推進するため、趣旨に賛同する会員を募り、団体や企業、学校、行政などの多様な主体が出会い、交流する機会を創出するためのネットワークを構築し、会員が持つさまざまな資源を活用できるようコーディネートします。
- ・児童生徒が本に親しむための学校図書館の工夫や、教科と連動した読書活動等を一層推進するため、学校図書館活用アドバイザー派遣事業による助言や支援を行うとともに、その成果を小中学校図書館関係者に周知する研修会を実施します。また、地域や学校の特性を生かした学びや授業づくりを進めるとともに、生徒がより行きたくなる図書館をめざして、県立学校図書館のリニューアルを引き続き進めています。
- ・生徒が豊かな感性や情操を育む機会を確保できるよう、みえ高文祭を開催するとともに、全国高等学校総合文化祭および近畿高等学校総合文化祭への生徒派遣や作品出展の支援を行います。また、文化部活動指導者の派遣を推進することで、学校の文化部活動における専門的な指導の充実を図ります。
- ・中学校文化部活動の地域連携・地域移行を推進するため、国事業を活用し、文化部活動の地域移行の実証事業を行うとともに、市町を対象とした会議の開催や市町支援を通じて、地域連携・地域移行に向けた優良事例や課題を共有します。また、専門的な指導の充実と教職員の負担軽減のため、文化部活動指導員の増員を進めています。

③ 健やかな身体の育成

- ・運動をする時間を自ら確保している子どもたちの割合をコロナ前の水準に確実に戻していくため、朝食の欠食やスクリーンタイムの増加といった課題解決に向けて、各学校で生活習慣の改善や体力向上の取組を進めるとともに、モデル校へのアスリートの派遣やICTを効果的に活用した体育の授業、「1学校1運動」の取組等を進めています。
- ・部活動における専門的な指導の実施と教職員の負担軽減のため、中学校・高等学校へ部活動指導員を配置するとともに、高等学校へ運動部活動サポーターの派遣を進めています。
- ・中学校部活動の地域連携・地域移行を推進するため、合同部活動や拠点型部活動など、国の実証事業の対象とならない地域連携等の取組を行う市町に対する補助を検討するほか、地域移行に向けた現状・課題の共有や先進事例を紹介するなど、市町の地域移行に向けた取組へのさらなる支援を進めています。
- ・多様化する健康課題の解決に向けて、関係機関等と連携しながら、「歯と口の健康づくり」や「学校メンタルヘルス」、「性に関する指導」、「がん教育」、「薬物乱用防止教育」等の健康教育の取組を推進します。12歳児の一人平均むし歯数は、全国平均と比べて高い状況にあることから、正しい歯みがき指導やフッ化物洗口を進めて、歯と口の健康づくりに取り組みます。
- ・子どもたちの健康課題が多様化・複雑化し、養護教諭の果たす役割が重要となっていることから、学校保健の中核を担う養護教諭の資質能力向上を図るとともに、さらなる支援体制強化のため、経験豊富な退職養護教諭の学校への派遣を進めています。

施策 14-2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

子どもたちが、変化が激しく予測困難なこれからの社会において、変化をしなやかに前向きに受け止めて、失敗をおそれず挑戦する心や生涯をととして学びに向かう姿勢、社会の一員としての自覚と責任を持ち、他者との協働を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① キャリア教育の推進

- ・児童生徒が社会貢献活動や自己実現に向けたキャリア意識を持って、主体的に進路を選択することができるよう、地域や関係機関等と連携を図りながら、自己の学びのプロセスを振り返ることのできる「キャリア・パスポート」を活用するとともに、学校の教育活動全体をととした、組織的かつ計画的なキャリア教育を推進しています。
- ・高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職実現に向け、生徒の就職支援や卒業生の職場定着に課題を抱える普通科及び総合学科の高等学校、支援が必要な外国人生徒が在籍する高等学校34校を中心に、就職実現コーディネーター等の専門人材11名を配置し、きめ細かなキャリアカウンセリングや企業や職種の情報提供等の就職支援を行っています。
- ・人間関係の構築に苦手意識がある生徒や働くことに不安を持つ生徒が、社会生活や職業生活で他者と協力・協働できるよう、高等学校入学後の早い段階から進路相談やソーシャルスキルトレーニングに取り組むとともに、働き方についての理解を深め、働くことへの自信を持つことができるよう実習機会の充実に取り組んでいます。

② グローカル教育の推進

- ・留学や海外研修、海外の学校との交流活動、探究活動の相互発表等を実施するとともに、web会議システム等を活用した海外の高校生とのディスカッション等を行っています。
- ・授業における生徒の英語での言語活動の実施割合が全国平均と比較して低いため、小中学生が英語を使って表現したり、伝え合ったりする力を高めることを目的として、教員の指導力向上を図る研修会や、効果的な授業例の共有を行っています。また、海外の生徒と英語でコミュニケーションをとるオンライン交流授業、小中学生が授業以外で英語によるコミュニケーションをとるイベントを実施しています。中学生が郷土三重の魅力を英語でペーパーにまとめ発表するコンテストに、県内の中学生2,032名から応募がありました。
- ・地域企業と連携した郷土教育・キャリア教育について、県内の4市町で取組を進めるとともに、実践校の研究発表会を令和7年1月に開催し、その成果を県内に普及します。

③ 新たな価値を創り出す力の育成

- ・創造力や表現力、協働する力などの資質・能力を育成するため、令和7年度、熊野青藍高校で実施する探究プログラム「東紀州未来学」の研究・開発をはじめ、各校では生徒の実態等を踏まえ、STEAM学習や課題解決型学習等の探究的な学習に取り組んでいます。
- ・普通科のモデル校(上野高校)で、分野を横断して学ぶ学際的な教育プログラムの実践研究に取り組んでいます。また、同じ分野に興味・関心を持つ学校の枠を越えて集まった生徒が、専門性の高い大学教授等による講座を受講する国際科学技術コンテスト強化講座(6分野)で実施しています。
- ・スーパーサイエンスハイスクール指定校(6校)の課題研究や、各校における探究的な活動の成果を共有し合う「みえ探究フォーラム」を2月に開催します。また、探究的な学習の指導方法や評価方法等について実践研究に取り組む「探究コンソーシアム」を実施しています。
- ・起業家や研究者等との交流、高い志を持つ若者同士のディスカッションを通じてリーダーを育

成する「志を持ち可能性に挑戦するリーダー育成事業」を実施しています。 ・福祉教育の充実や福祉・介護の人材育成のため、国のマイスター・ハイスクール事業を福祉系高校4校で実施しています。福祉関係団体等と連携した専門的な学習、介護ロボットやICTを活用した最先端の介護実習について、4校の生徒が合同で取り組んでいます。 ・職業学科の高校生が県内の企業を訪問し、先端技術の見学や体験、経営者の方からの講演、他校生とディスカッションを行う「未来のスペシャリスト育成プログラム」を実施しました。 ・情報、理数教育を重視するカリキュラムやICTを活用した文理横断的・探究的な学びに取り組むDXハイスクール事業を13校で実施しています。また、職業学科において、プログラミングやAI、ARなどデジタル技術を活用し、実社会の課題解決につながる学習プログラムの研究・開発に取り組んでいます。 ・生成AIの学校現場での活用にかかる知見を蓄積するため、高校3校、中学校1校で生成AIの利活用に係る実証検証に取り組んでいます。
④ 主体的に社会を形成していく力の育成 ・公民科の科目「公共」における法や政治、経済等に関わる諸課題の学習や、家庭科における消費生活に係る学習に取り組んでいます。 ・高校生に主権者として主体的に行動できる力を育むため、主権者教育モデル校(5校)において、有識者等の助言のもと実践的な学習に取り組み、それぞれの学校の実態に合わせた主権者教育のモデルプランを作成しています。 ・学校生活における生徒の自発的・自治的な活動が活性化されるよう、学校を越えて生徒が集い議論するワークショップ「シチズンシップ教育推進プロジェクト」を実施しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合						①②③④	
—	小学生 94.1% 中学生 94.8% 高校生 75.1%	小学生 95.5% 中学生 96.1% 高校生 77.1%	小学生 97.0% 中学生 97.4% 高校生 79.1%		小学生 98.5% 中学生 98.7% 高校生 81.1%	小学生 100% 中学生 100% 高校生 83.1%	
小学生 92.7% 中学生 93.5% 高校生 73.1%	小学生 90.9% 中学生 90.5% 高校生 70.8%	小学生 90.2% 中学生 92.0% 高校生 71.0%	—	—	—	—	—
学校外の活動に自ら参加し、将来の進路を考えることにつなげている 高校生の割合						①	
—	65.0%	73.8%	91.9%		96.0%	100%	
—	83.7%	82.8%	—	—	—	—	—

国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した子どもたちの人数						②	
—	中学生 850 人 高校生 220 人	中学生 1,040 人 高校生 240 人	中学生 1,230 人 高校生 260 人	—	中学生 1,420 人 高校生 280 人	中学生 1,600 人 高校生 300 人	—
中学生 684 人 高校生 203 人	中学生 1,321 人 高校生 224 人	中学生 898 人 高校生 245 人	—	—	—	—	—
困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している高校生の割合						③	
—	79.8%	80.8%	81.8%	—	82.8%	83.8%	—
78.8%	76.9%	76.0%	—	—	—	—	—
地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合						④	
—	70.1%	72.5%	74.9%	—	77.3%	79.7%	—
67.7%	65.0%	63.9%	—	—	—	—	—

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① キャリア教育の推進

- ・児童生徒が社会貢献意識や自己実現に向けたキャリア意識を持って、主体的に進路を選択することができるよう、地域や関係機関等と連携を図りながら、自己の学びのプロセスを振り返ることのできる「キャリア・パスポート」の活用を含め、学校の教育活動全体をととした、組織的かつ計画的なキャリア教育を推進します。
- ・高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職実現に向け、生徒の就職支援や卒業生の職場定着に課題を抱える普通科および総合学科の高等学校、支援が必要な外国人生徒が在籍する高等学校を中心に、就職実現コーディネーター等を引き続き配置し、働くことや自己の適性への理解を深めることができるよう、きめ細かなキャリアカウンセリングや企業や職種の情報提供等の就職支援を行います。
- ・県立夜間中学校において、生徒が学びと将来の夢とのつながりを意識して、卒業後の進路や将来を設計できる能力を身につけられるよう、就職実現コーディネーター等を活用したキャリア教育を推進します。
- ・人間関係の構築に苦手意識がある生徒や働くことに不安を持つ生徒が、社会生活や職業生活で他者と協力・協働できるよう、高等学校入学後の早い段階から進路相談やソーシャルスキルトレーニングの機会を充実させるとともに、働き方についての理解を深め、働くことへの自信を持つことができるよう、実習機会の充実に取り組みます。
- ・進学希望者が多い普通科で学ぶ生徒が、将来の生き方や職業について考えを深め、自らの進路選択につなげられるよう、県内企業で活躍する職業人から話を伺う機会や、県内企業の訪問等、地域の企業・産業について理解を深める機会の拡充に取り組みます。

② グローカル教育の推進

- ・高等学校においては、自ら考え判断し行動する力、他者と共に成長しながら新しい社会を創造する力、外国語で積極的にコミュニケーションを図る語学力を育むため、企業等との協働も取り入れながら、海外留学や海外インターンシップ、姉妹校提携による学校間交流、ホームステイをととした国際交流等を推進するとともに、英語によるディスカッションやディベート等を行う機会の創出に取り組みます。
- ・授業における生徒の英語による言語活動の実施割合が全国平均と比較して低いと、小中学

生が英語を使って表現したり、伝え合ったりする力を高めることを目的として、引き続き教員の指導力向上を図る研修会や、効果的な授業例の共有を行います。さらに、中学生が郷土三重の魅力を英語で書いて表現しプレゼンテーションするコンテストや海外の生徒と英語でコミュニケーションをとるオンライン交流授業の実施に向けて取り組みます。

- ・小中学校の児童生徒が、郷土への愛着や関心を持ち、自分の生き方や進路について主体的に考え、地域で活躍することが選択肢になるよう、実践校による実証研究や郷土教育・キャリア教育研修会の実施などを通じて、引き続き県内全体の推進を図ります。戦後80年を迎え、児童生徒も国際社会の平和と発展のため、自らできることを考え、行動できる力を身に付けるため、今まで学校現場で構築してきた平和教育の発展に取り組めます。

③ 新たな価値を創り出す力の育成

- ・多様な考え方を持つ仲間との学びや教科横断的な学びを行うSTEAM学習、農林水産部等の他部局と連携して取り組む地域の産業を題材にした地域課題解決型学習等の探究的な学習を推進します。
- ・課題解決力、コミュニケーション力等の資質・能力を育むため、スーパーサイエンスハイスクール指定校の課題研究や普通科高校の探究的な活動の成果を共有し合う「みえ探究フォーラム」や、探究的な学習の指導方法や評価方法等について実践研究に取り組む「探究コンソーシアム」を引き続き開催します。
- ・外国人労働者はじめ多様な価値観を有する人々と職場等で協働し、外国人と日本人の橋渡し役を担うことができるよう、外国人労働者を雇用している県内企業の訪問や海外研修を含む体験型の取組の実施に向けて取り組みます。
- ・デジタル等成長分野を支える人材を育成するため、DXハイスクール指定校において、情報、理数教育を重視するカリキュラムやICTを活用した文理横断的・探究的な学びを引き続き取り組みます。
- ・マイスター・ハイスクール事業の指定校である福祉系高校4校において、福祉関係団体等と連携した専門的な実習や学習活動を推進し、福祉教育の充実や福祉・介護の専門人材の育成に引き続き取り組みます。
- ・生成AIの学校現場での活用にかかる知見を蓄積するため、学術的知見を有する事業者や研究者等と連携し、情報活用能力の一部である「生成AIの仕組みの理解」や「生成AIを学びに生かす力」を段階的に高めます。

④ 主体的に社会を形成していく力の育成

- ・社会の一員としての自覚と責任を持ち、主体的に行動する力などを育むため、引き続き公民科の科目「公共」における法や政治、経済等に関わる諸課題に係る学習や、家庭科における消費生活に係る学習に取り組むとともに、効果的な取組事例の学校現場への提供や、指導計画の作成に係る指導・助言に取り組めます。
- ・高校生が平和の大切さや命の尊さを実感し継承していくため、有識者による戦争と平和に関する講演や大学生を交えた意見交換、紛争地域に暮らす同年代の海外の学生等との交流を通じて、平和について考えや理解を深めるワークショップの実施に向けて取り組みます。
- ・高校生が、社会的な問題の解決策を自ら考え、主権者として主体的に行動できる力を育むため、主権者教育モデル校にて実践的な学習を推進し好事例の横展開を図るとともに、校内外における生徒の自主的な活動の充実に取り組めます。

施策 14－3 特別支援教育の推進

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、特別な支援を必要とする子どもたちが、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場において、安全に安心して早期からの一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに交流することで、理解し、尊重しあいながら生きていく態度を身につけています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進

- ・特別な支援を必要とする児童生徒が適切な指導・支援を受けることができるよう、小中学校および高等学校等でパーソナルファイルの活用を進めるとともに、高等学校卒業後の進路先へも支援情報の円滑な引継ぎが行われるよう、同ファイルの活用をさらに進めています。また、教員が適切な指導・支援ができるよう、引き続き高等学校での発達障がい支援員4名による巡回相談の取組を進めています。
- ・障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学ぶことができるよう、交流および共同学習を進めるとともに、副次的な籍については、5市5町で取り組んでいます。
- ・定時制3校(伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校、北星高等学校)に加えて、全日制課程の紀南高等学校においても、通級による指導を開始しました。
- ・特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍しており、特別支援教育に係る教職員の専門性向上を図る必要があることから、通級による指導を担当する教員のニーズに応じた研修を実施しています。

② 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

- ・特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現し、地域生活へ円滑に移行できるよう、計画的・組織的なキャリア教育と職場開拓を進めています。テレワーク支援員を配置し、ICTを活用した在宅就労など、新しい働き方や技能に対応した就労先の開拓や就職支援を進めています。
- ・安全で安心な医療的ケアを実施することができるよう、担当する教職員の専門性向上を図る研修を実施するとともに、指導医や指導看護師を学校に派遣しています。また、通学に係る保護者の負担を軽減できるよう、登校時に看護師等が福祉車両等に同乗して、痰吸引等の医療的ケアを行う通学支援を実施しています。
- ・特別支援学校の児童生徒が、一人ひとりの発達段階や障がいの状況、体力に応じて卒業後もスポーツに親しむことができるよう、障がい者スポーツの取組を進めています。
- ・計画的な老朽化対策および施設の狭隘化等に対応するため、特別支援学校の施設整備を進めています。盲学校および聾学校は、老朽化対策・安全対策として城山特別支援学校の隣地へ校舎を新築移転するため、建築予定敷地の埋蔵文化財調査や木材調達を進めるとともに、建築工事に着手します。松阪あゆみ特別支援学校については、教室不足の解消を図るとともに、肢体不自由のある子どもたちの新たな就学先とするため、校舎増築のための実施設計を行っています。
- ・特別支援学校の子どもたちが安全に安心して通学できるよう、老朽化したスクールバスを1台更新し、さらに1台増車します。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率						①②	
—	100%	100%	100%	—	100%	100%	—
100%	100%	100%	—		—	—	
特別支援学校における交流および共同学習の実施件数						②	
—	600 回	700 回	800 回	—	900 回	1,000 回	—
524 回	756 回	846 回	—		—	—	
通級指導教室による指導担当教職員の専門性向上を図る年間を通じた研修を受講した教職員の数(累計)						①②	
—	30 人	60 人	110 人	—	120 人	150 人	—
0 人	50 人	93 人	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進 ・特別な支援を必要とする児童生徒が適切な指導・支援を受けることができるよう、小中学校および高等学校等でパーソナルファイルの活用をさらに進めるとともに、高等学校卒業後の進路先へも支援情報の円滑な引継ぎが行われるよう、同ファイルの活用を進めます。また、教職員が適切な指導・支援ができるよう、高等学校での発達障がい支援員による巡回相談の取組を引き続き進めていきます。 ・障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学ぶことができるよう、交流および共同学習を進めるとともに、副次的な籍については、市町と協議し、導入市町のさらなる拡大を進めていきます。 ・定時制3校(伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校、北星高等学校)、全日制1校(紀南高等学校)の通級による指導に加えて、他の高等学校においても、自己理解やコミュニケーション力向上を図る必要がある生徒が在籍していることから、通級による指導の拡充に取り組みます。 ・特別な支援を必要とする子どもたちはどの学校にも在籍しており、特別支援教育に係る教員の専門性向上を図る必要があることから、引き続き通級による指導を担当する教員のニーズに応じた研修の実施に向けて取り組みます。 ② 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進 ・特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現し、地域生活へ円滑に移行できるよう、計画的・組織的なキャリア教育と職場開拓を進めます。ICTを活用した在宅就労や短時間就労など、新しい働き方や技能に対応した就労先の開拓や就職支援を進めます。短時間就労においては、勤務外での過ごし方として福祉サービスとの併用を進めていきます。 ・安全で安心な医療的ケアを実施することができるよう、担当する教職員の専門性向上を図る研修を実施するとともに、指導医や指導看護師を学校に派遣します。また、医療的ケア児の学習を保障し、通学に係る保護者の負担を軽減できるよう、登校時に看護師等が福祉車両等に同乗して、痰吸引等の医療的ケアを行う通学支援の拡充に取り組みます。 ・特別支援学校の児童生徒が、引き続き一人ひとりの発達段階や障がいの状況、体力に応じて卒業後もスポーツに親しむことができるよう、障がい者スポーツの取組を進めていきます。

- ・計画的な老朽化対策および施設の狭隘化等に対応するため、特別支援学校の施設整備を進めます。盲学校および聾学校は、老朽化対策・安全対策として城山特別支援学校の隣地へ校舎を新築移転するため、建築予定敷地の埋蔵文化財調査や木材調達と併せて建築工事を進めます。松阪あゆみ特別支援学校については、教室不足の解消を図るとともに、肢体不自由のある子どもたちの新たな就学先とするため、校舎増築工事を行います。
- ・特別支援学校の子どもたちが安全に安心して通学できるよう、各校の児童生徒数の増加をふまえ、さらなるスクールバスの増車に取り組めます。

施策 14-4 いじめや暴力のない学びの場づくり

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

子どもたちはいじめ防止に向けて主体的に行動しています。各学校で、教職員による見守りや定期的な面談に加え、専門人材も活用して教育相談を丁寧に進めるとともに、子どもたちの兆候や相談を受け止めていじめを迅速に認知し、いじめの内容に応じた適切な対応を進めることで、子どもたちが安心を感じています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① いじめをなくす取組の推進

- ・いじめのない学校づくりを進めるため、自他の立場や感じ方、考え方の違い等が理解できるようになる小学校3年生および4年生を対象として、理論に基づくいじめ予防につながる授業の実証研究を実施します。
- ・すべての公立小学校で教職員がいじめ予防授業を実施できるようにするため、弁護士による動画教材を作成する取組を進めています。
- ・社会総がかりでいじめをなくす取組をより一層進めるため、いじめ防止強化月間におけるいじめ防止応援サポーターや児童生徒の主体的な活動を促進するとともに、「『STOP！いじめ』ポータルサイト」による情報発信を行っています。
- ・感情をコントロールできずに暴力行為に及ぶ児童生徒への指導のため、県立学校の生徒指導担当教員を対象とした子どものアンガーマネジメントに係る研修を実施します。また、県立学校での取組事例について、2月に開催予定の事業成果報告会で市町教育委員会に共有します。
- ・児童生徒がいじめ問題を自分事として捉え、いじめをなくす主体である意識を高めるため、令和6年11月にいじめ防止をテーマとした動画コンテストを実施するとともに、情報モラル教育を推進します。

② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

- ・いじめの迅速かつ正確な認知を進めるため、定期的実施するアンケートに加えて、学習端末や「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用した取組を引き続き実施するとともに、さまざまな機会を活用して、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知を進めています。
- ・いじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアを充実させるため、スクールカウンセラーの配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにもスクールカウンセラーを配置しています。また、スクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行っています。
- ・いじめを含む、さまざまな悩みを抱える児童生徒の相談に対応するため、いじめ電話相談や多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施しています。「子どもSNS相談みえ」については、相談のニーズに応えるため、実施曜日や回線増などの拡充を行いました。
- ・インターネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめ等から児童生徒を守るため、ネットパトロールを実施しています。

③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進

- ・初期対応の遅れがいじめ問題を複雑化、困難化させることがあるため、いじめの情報を得たら、原則その日のうちに当面の対応を決定して直ちに取り組むことなど、「いじめ防止対策ワーキンググループ」で取りまとめた対応方策に基づく取組を行っています。
- ・いじめの内容や発生日、認知日、対応状況等の情報を学校と教育委員会が共有する「いじめ対応情報管理システム」を運用し、いじめの態様に応じた迅速かつ適確な対応を進めています。

④ 教職員の資質向上と支援体制の充実

- ・いじめや暴力への教職員の対応力を高めるため、各学校の生徒指導担当者等を対象に、事案を把握した際の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点等について、ケースワークを用いた研修を実施しています。
- ・いじめの正確な認知と適切な初期対応を進め、いじめから児童生徒を守り抜くため、弁護士や臨床心理士等をいじめ対策アドバイザーとして県立学校に派遣し、複雑ないじめ事案および認知に至っていない事案への効果的な対応策などについて指導・助言しています。
- ・県教育委員会に、子どものいじめ問題に悩む保護者や学校からの深刻な相談が増えるなど、学校だけでは解決が難しい事案が増えていることから、学校管理職経験者をいじめ問題対応サポーターとして任用し、いじめ問題の早期解決に取り組んでいます。
- ・いじめを正確に認知して、適切な対応につなげられるよう、初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・悉皆研修において、いじめの定義の確実な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等について学ぶ研修を引き続き実施しています。専門研修においては、いじめを生まない学級づくりやいじめへの対応について学ぶ研修を実施しています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合						①	
—	60.0%	70.0%	94.0%	—	97.0%	100%	—
—	88.2%	88.5%	—		—	—	
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合						①②③④	
—	小学生 96.8%	小学生 97.6%	小学生 98.4%	—	小学生 99.2%	小学生 100%	—
	中学生 98.0%	中学生 98.5%	中学生 99.0%		中学生 99.5%	中学生 100%	
	高校生 94.0%	高校生 95.5%	高校生 97.0%		高校生 98.5%	高校生 100%	
小学生 95.9%	小学生 96.0%	小学生 95.9%	—	—	—	—	
中学生 97.5%	中学生 97.2%	中学生 97.7%					
高校生 92.4%	高校生 93.0%	高校生 92.3%					
いじめの認知件数に対して解消したものの割合						②③④	
—	100%	100%	100%	—	100%	100%	—
94.9% (2年度)	92.1%	96.3%	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

- ・令和7年度以降に残された課題と対応

① いじめをなくす取組の推進

- ・いじめのない学校づくりを進めるため、自他の立場や感じ方、考え方の違い等が理解できるようになる小学校3年生および4年生を対象として、理論に基づくいじめ予防につながる授業実践

の横展開を進めていきます。

- ・弁護士による出前授業や動画教材を活用し、すべての公立小学校においていじめ予防授業を実施することで、児童生徒がいじめの問題に対して主体的に行動できる力を育みます。
- ・社会総がかりでいじめをなくす取組をより一層進めるため、いじめ防止強化月間におけるいじめ防止応援サポーターや児童生徒の主体的な活動を促進するとともに、「『STOP！いじめ』ポータルサイト」による情報発信に取り組みます。
- ・感情をコントロールできずに暴力行為に及ぶ児童生徒への指導のため、県立学校の生徒指導担当教員を対象とした子どものアンガーマネジメントに係る研修を引き続き行い、各校での取組につなげます。また、県立学校での取組事例を市町教育委員会に共有します。
- ・児童生徒がいじめ問題を自分事として捉え、いじめをなくす主体である意識を高めるため、いじめ防止をテーマとした動画コンテストを引き続き実施するとともに、情報モラル教育を推進します。

② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

- ・いじめの迅速かつ的確な認知を進めるため、定期的に実施するアンケートに加えて、学習端末や「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用した取組を引き続き実施するとともに、さまざまな機会を活用して、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知について周知します。
- ・いじめの被害にあっていない児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアを充実させるため、スクールカウンセラーの配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続きスクールカウンセラーを配置します。また、スクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。
- ・いじめを含む、さまざまな悩みを抱える児童生徒の相談に対応するため、いじめ電話相談や多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」の実施に向けて取り組みます。
- ・インターネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめ等から児童生徒を守るため、ネットパトロールを引き続き実施します。

③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進

- ・いじめの内容や発生日、認知日、対応状況等の情報を学校と教育委員会が共有する「いじめ対応情報管理システム」を引き続き運用し、いじめの態様に応じた迅速かつ適確な対応を進めていきます。

④ 教職員の資質向上と支援体制の充実

- ・子どもの権利や「子どもアドボカシー」について学ぶ動画教材や資料を作成し、それらをネットDE研修で配信することで、教職員、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーが「子どもアドボカシー」の理解を深め、子どもの意見表明を支援する環境を整えます。
- ・いじめや暴力への教職員の対応力を高めるため、各学校の生徒指導担当者等を対象に、事案を把握した際の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点等について、ケースワークを用いた研修を引き続き実施します。
- ・いじめの正確な認知と適切な初期対応を進め、いじめから児童生徒を守り抜くため、引き続き弁護士や臨床心理士等をいじめ対策アドバイザーとして県立学校に派遣し、複雑ないじめ事案および認知に至っていない事案への効果的な対応策などについて指導・助言します。
- ・県教育委員会に、子どものいじめ問題に悩む保護者や学校からの深刻な相談が増えるなど、学校だけでは解決が難しい事案が増えていることから、引き続き学校管理職経験者等をいじめ問題対応サポーターとして任用し、いじめ問題の早期解決に取り組みます。
- ・いじめを正確に認知して、適切な対応につなげられるよう、初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・必修研修において、いじめの定義の確実な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等について学ぶ研修を引き続き実施するとともに、専門研修において、いじめを生まない学級づくりやいじめへの対応について学ぶ研修の実施に向けて取り組みます。

施策 14-5 誰もが安心して学べる教育の推進

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

複雑化・多様化する教育的ニーズに対応し、不登校児童生徒や外国につながる児童生徒など、一人ひとりの状況に応じた支援が適切に実施され、誰もが安心して学べる環境が整い、将来の社会的自立に向けた力が育まれています。また、通学時の安全を確保する取組等が進むとともに、非常時にあっても、安全・安心を確保しながら学びを継続していくことのできる体制が整っています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 不登校の状況にある児童生徒への支援

- ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげるため、「不登校の子どもの保護者相談会」を引き続き実施するとともに、不登校総合支援センターにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置して機能強化に取り組んでいます。
- ・多様なニーズに対応するため、県立教育支援センターにおいて、社会的自立に向けた支援を引き続き行うとともに、オンラインによる相談や訪問型支援に取り組んでいます。
- ・不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境を整備するため、校内教育支援センターの整備に取り組むとともに、フリースクール等を利用する経済的事情のある世帯の児童生徒等への利用料の補助を行っています。
- ・誰一人取り残さない教育の実現に向けて、不登校学齢生徒の多様な教育機会を確保するため、県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)について「学びの多様化学校」の指定に向けた申請を行っています。
- ・地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、県内すべての教育支援センター(22センター)にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、8地域9センターに重点的に配置し、支援体制の強化を図っています。また、不登校支援アドバイザーが各教育支援センターに対して助言を行っています。
- ・児童生徒の自己肯定感やレジリエンス力を育む取組を県内20校で実践するとともに、継続的に実施するため、発展的・応用的なレジリエンス教育プログラムの作成に取り組んでいます。また、潜在的に支援の必要な児童生徒を早期に把握し、個々の状況に応じた支援機関に適切につなげるため、スクリーニングの手法を活用した取組を、2市4校、1県立高等学校で実施しています。

② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・散在地域等の小中学校における日本語教育の質担保および充実を図るため、民間企業と連携してオンラインを活用した日本語教育を実施するとともに、巡回相談員による遠隔支援を実施しています。また、各市町が実施する初期日本語指導や適応指導などの取組への支援を行うとともに、小中学校に巡回相談員を派遣して、日本語指導や適応指導、保護者への支援を行っています。
- ・高等学校では、入学後の早い段階から日常生活で必要となる日本語の習得等を推進するとともに、外国人生徒支援専門員等による学習支援を行っています。また、日本での働き方や上級学校への進学について理解を深めるセミナー(令和6年10月から12月にかけて、3校で実施予定)や、教職員が日本語指導について学ぶ研修会(年間2回、6月・12月実施)等を開催しています。
- ・令和7年4月の県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)の開校に向け、7月から施設の改修工事を行っているほか、教員等を構成員とする開校準備委員会においてカリキュラムの検討を行うなど、必要な取組を進めています。また、引き続き夜間中学体験教室「まなみえ」を県内2ヶ所(津、

四日市)で実施しています。
③ 子どもたちの安全・安心の確保 ・児童生徒の危険予測能力や危険回避能力を育むため、実践地域において、学校安全アドバイザーの指導・助言のもと、通学路の安全点検や安全マップづくりなどを通じた安全教育や教職員研修を行う取組を進めています。 ・公立学校の教員を対象に校種別に、交通安全や防犯についての講習会を行い、指導力向上に取り組んでいます。 ・学校安全ボランティアであるスクールガードを養成するとともに、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成に取り組みました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合						①	
—	小学生 78.3% 中学生 71.6% 高校生 62.1%	小学生 81.0% 中学生 75.8% 高校生 64.2%	小学生 83.7% 中学生 80.0% 高校生 66.3%	—	小学生 86.4% 中学生 84.3% 高校生 68.4%	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%	—
小学生 72.9% 中学生 63.2% 高校生 58.0% (2年度)	小学生 70.9% 中学生 61.5% 高校生 49.9%	小学生 63.5% 中学生 60.4% 高校生 49.2% (暫定値)	—		—	—	
日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合						①②	
—	小学校 80.0% 中学校 80.0% 高等学校 60.0%	小学校 90.0% 中学校 90.0% 高等学校 70.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 80.0%	—	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 90.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	—
小学校 78.8% 中学校 74.6% 高等学校 52.6%	小学校 79.0% 中学校 90.9% 高等学校 62.5%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 68.8%	—		—	—	
通学路の安全対策が実施された箇所の割合						③	
—	97.5%	100%	100%	—	100%	100%	—
95.1%	97.0%	97.4%	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 不登校の状況にある児童生徒への支援 ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげるため、「不登校の子どもの保護者相談

会」を引き続き実施するとともに、多様なニーズに対応するため、県立教育支援センターにおいて、社会的自立に向けた支援、オンラインによる相談、訪問型支援に取り組みます。

- ・不登校から学校復帰する段階や不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることができるよう、校内教育支援センターの一層の整備促進に向けて取り組むとともに、フリースクール等を利用する児童生徒等への経済的な支援を行います。
- ・誰一人取り残さない教育の実現のため、「学びの多様化学校」の指定を受ける県立みえ四葉ヶ咲中学校を学びの多様化学校として運営するとともに、学びの多様化学校の設置を検討する市町の支援に向けて取り組みます。
- ・地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、引き続き県内すべての教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、不登校支援アドバイザーが各教育支援センターに対して助言を行います。
- ・児童生徒の自己肯定感やレジリエンス力を育む取組を継続的に実施するため、発展的・応用的なレジリエンス教育プログラムを完成させ、県内各校に周知します。また、潜在的に支援の必要な児童生徒を早期に把握し、個々の状況に応じた支援機関に適切につなげるため、これまで実施してきたスクリーニングの成果をふまえ、スクリーニングの意義やスクールソーシャルワーカーとの連携方法等についてまとめたサポートブックを作成し、県内に周知します。

② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・小中学校における日本語教育の質担保および充実を図るため、オンラインを活用した日本語教育を引き続き実施するとともに、巡回相談員による遠隔支援のさらなる拡充を進めます。また、各市町が実施する初期日本語指導や適応指導などの取組への支援や巡回相談員による日本語指導や適応指導、保護者への支援を引き続き実施します。
- ・高等学校では、日本語指導が必要な外国人生徒が地域において社会的自立を果たし社会の一員として活躍できるよう、生徒の日本語能力に応じた指導等の取組について実践事例を普及するとともに、引き続き、外国人生徒支援専門員等による学習支援に取り組みます。また、日本の社会制度・文化を学ぶセミナーを開催するとともに、教職員が日本語指導について学ぶ研修会を実施します。
- ・令和7年4月に開校する県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)に入学する生徒が、個々の状況に応じていきいきと学習に取り組めるよう、学校運営に取り組みます。また、北勢地域における学び直しの機会を確保するため、四日市会場において夜間中学体験教室「まなみえ」を引き続き実施するとともに、市長教育委員会と連携し北勢地域における分校・分教室の設置について検討を続けます。

③ 子どもたちの安全・安心の確保

- ・児童生徒の危険予測能力や危険回避能力を育むため、実践地域において、学校安全アドバイザーの指導・助言のもと、通学路の安全点検や安全マップづくりなどを通じた安全教育や教職員研修の実施に向けて取り組みます。
- ・教職員の学校安全に対する知識や意識を高め、各校での取組を充実させるため、小学校および高等学校の教員を対象とした交通安全講習会と、中学校教員を対象とした防犯講習会の実施に向けて取り組みます。
- ・児童生徒が登下校中に事故に巻き込まれる事案が発生していることから、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成およびスクールガードの養成並びに活動支援に取り組みます。
- ・交通安全の未然防止や交通ルール遵守、マナー向上の意識を高めるため、高校生が、自転車の安全利用やヘルメット着用に向けた効果的な取組について意見を交流するとともに、自転車事故の特徴や交通安全に係る講話を通して今後の実践につなげる取組を進めていきます。

施策 14－6 学びを支える教育環境の整備

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

学校と家庭・地域が目標や課題を共有し、協働して、教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っており、学校の活性化も進んでいます。また、教職員については、社会の変化に対応した専門性と、主体的に学ぶ子どもたちの力を引き出す指導力が向上するとともに、学校における働き方改革が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 地域との協働と学校の活性化の推進

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の導入や充実、地域学校協働活動推進員の配置を進めるため、地域とともにある学校づくりサポーターの派遣や、各市町の取組や課題を協議する推進協議会等を開催します。
- ・地域全体で子どもたちの成長を支える社会の実現をめざし、各市町が実施するコミュニティ・スクールの導入や充実に向けた取組や、地域住民等の参画による多様な学習支援・体験活動等をはじめとする地域学校協働活動に対して、引き続き支援を行っています。
- ・高等学校のさらなる活性化に取り組むとともに、鈴鹿亀山、津、伊賀、松阪、伊勢志摩、紀南の6地域で活性化協議会を開催し、各地域における県立高等学校の学びと配置のあり方について検討を行っています。鈴鹿亀山、伊賀、松阪の3地域では、中学生と保護者を対象とするアンケート調査を実施し、その結果もふまえて協議を進めます。
- ・令和7年4月の熊野青藍高等学校の開校に向けて、学校行事や学習の成果発表会の合同開催、部活動の合同実施等、2校舎が一体となった活動の準備を進めています。また、地域と連携しながら地域社会の課題解決をめざす探究活動「東紀州未来学」や、海外の高校生とのオンライン交流について研究・開発を進めています。

② 教職員の資質向上と働き方改革の推進

- ・管理職の若年層化や経験不足等の課題に対応するため、2、3年目の管理職等を対象としたトップリーダーマネジメント研修を新たに実施しています。新規採用者が意欲的に子どもたちと向き合えるよう、悩みや不安感の解消につながる研修を実施するとともに、自ら学べるオンデマンド研修用コンテンツを作成しています。また、教職に必要な知識や技能の向上に資する研修や、課題改善に向けた学校マネジメント力を高める研修を引き続き実施しています。
- ・児童生徒に対する性的な言動の防止を徹底するため、アンケート調査の実施などにより、教職員による児童生徒へのわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの実態を把握するとともに、研修資料や研修動画を活用したコンプライアンス・ミーティングなどを行うことにより、自らの言動を振り返る機会を設けました。
- ・学校だけでは解決が難しい事案を支援するため、学校問題解決支援員を県教育委員会事務局内に配置しました。教職員の長時間労働解消のため、引き続きスクール・サポート・スタッフの全ての公立学校への配置、一部の小中学校への教頭マネジメント支援員の配置や、部活動指導員の増員、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの配置時間の拡充に取り組みました。また、会議や研修等のオンライン開催に加え、各学校の状況に応じた課題を整理し、解決に向けた取組を実践するとともに、各学校における取組を検証して、効果的な取組を他校にも広めます。さらに、学校における教職員の業務の仕分け作業を行い、学校や教職員以外で担うことが可能な業務については、地域ボランティアの活用等の検討・検証を行い、効果的な取組の学校への水平展開を図っています。
- ・教職員の業務の効率化を図るため、県立学校において、統一校務支援システム、デジタル採点システムやクラウド環境等の活用を進めています。

・教員不足に対応するため、令和6年度実施の教員採用試験では、常勤講師等で前年度の1次試験合格者および正規教員経験者を対象とした1次試験の免除、試験の早期化、小学校教諭を希望する大学3年生等を対象とした試験の実施など、採用試験の見直しを行いました。また、教員免許状を所有しているが教職に就いていない者に対し、教職に就く不安を解消するための相談会を開催します。 ・教職を志す人材を着実に確保するため、教員採用に係るパンフレットや動画をリニューアルするとともに、SNS等で教員として求める人物像や教職のやりがいを発信しています。また、大学生や高校生を対象とした教職ガイダンス等を行うとともに、教員養成を担う大学と連携し、定期的な意見交換や共同授業、教員を志す学生が現職教員とともに受講する研修等の実施により、教職の魅力ややりがいを感じることができる機会の創出に取り組んでいます。
③ ICTを活用した教育の推進 ・県立高等学校において、1人1台学習端末を活用して一人ひとりに応じた学びや協働的な学びを推進するため、教科等における効果的な活用事例を提供したり、不登校生徒を対象とした遠隔授業で活用したりする等、様々な場面で活用が進むよう取り組んでいます。また、各校では、生徒・教員からの意見を参考にしながら、活用方法の工夫を進めています。 ・GIGAスクール構想第2期として、県教育委員会と市町教育委員会等とで、1人1台端末の共同調達に向けた「三重県GIGAスクール構想推進協議会」を立ち上げ、共通仕様書を策定するとともに、令和6年度分の共同調達を行います(1市)。また、県内小中学校における ICT 活用の一層の推進を図るため、市町に対するアドバイザー派遣に加え、ICT 教育に関する実践交流会(令和6年11月下旬予定)や授業改善プロジェクト(7回開催予定)の開催に取り組みます。
④ 学校施設の整備 ・子どもたちが安全、快適に学べる環境を整備するため、引き続き、「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、県立学校の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの改修やバリアフリー化、照明のLED化、空調設備等の更新、全ての県立高校の武道場への空調設備の導入など、施設・設備の機能の向上に取り組んでいます。
⑤ 私学教育の振興 ・私立学校において個性豊かで多様な教育が充実されるよう、私立学校(50校)に対し学校運営のための経常的経費等の助成をするなど支援を行っています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合						①	
—	小学校 80.0% 中学校 70.0%	小学校 85.0% 中学校 77.5%	小学校 90.0% 中学校 85.0%	—	小学校 95.0% 中学校 92.5%	小学校 100% 中学校 100%	—
小学校 71.6% 中学校 56.4%	小学校 75.4% 中学校 59.5%	小学校 81.2% 中学校 64.2%	—	—	—	—	—
研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合						②	
—	52.0%	54.0%	56.0%	—	58.0%	60.0%	—
49.2%	51.2%	52.5%	—	—	—	—	—

リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合						②	
—	—	小学校 46.0% 中学校 49.0% 県立学校 38.0%	小学校 47.0% 中学校 50.0% 県立学校 39.0%	—	小学校 48.0% 中学校 51.0% 県立学校 40.0%	小学校 49.0% 中学校 52.0% 県立学校 41.0%	—
—	小学校 44.6% 中学校 47.7% 県立学校 36.3%	小学校 43.5% 中学校 39.4% 県立学校 40.0%	—	—	—	—	—
1人あたりの年間平均時間外労働時間が減った学校の割合						②	
—	59.0%	61.0%	63.0%	—	65.0%	67.0%	—
—	43.1%	52.5%	—	—	—	—	—
1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合						③	
—	82.4%	86.8%	91.2%	—	95.6%	100%	—
77.9%	81.8%	83.6%	—	—	—	—	—
新たな時代の要請に応えた私立学校における特色ある教育・学校運営の取組数						⑤	
—	95 件	100 件	105 件	—	110 件	115 件	—
90 件	109 件	111 件	—	—	—	—	—

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 地域との協働と学校の活性化の推進

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の導入や充実、地域学校協働活動推進員の配置を進めるため、地域とともにある学校づくりサポーターの派遣や、各市町の取組や課題を協議する推進協議会等の開催に向けて取り組みます。
- ・地域全体で子どもたちの成長を支える社会の実現をめざし、各市町が実施するコミュニティ・スクールの導入や充実に向けた取組や、地域住民等の参画による多様な学習支援・体験活動等をはじめとする地域学校協働活動に対して、引き続き支援を行います。
- ・高等学校のさらなる活性化に取り組むとともに、引き続き6地域で活性化協議会を開催し、各地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等をふまえ、地域における県立高等学校の学びと配置のあり方について検討を進めます。また、次期「県立高等学校活性化計画(仮称)」の令和8年度の策定を見据え、これからの高等学校のあり方について検討を開始します。
- ・令和7年4月に開校する熊野青藍高等学校での魅力的な教育活動を展開していくため、2校舎が一体となった活動の充実や開発した教育プログラムの本格実施に取り組めます。

② 教職員の資質向上と働き方改革の推進

- ・教職に必要な知識や技能の向上に資する研修や、さまざまな教育課題に対応できる専門的指導力の向上を図る研修を引き続き実施するとともに、2、3年目の管理職等を対象とした時代や社会の変化に対応したマネジメント能力の向上を図るトップリーダーマネジメント研修の実施に向けて取り組みます。また、着任2～3年目の教員が、初任年に学んだ基礎・基本をもとに、様々な課題に対する具体的な解決方法を見出すとともに、教職の魅力ややりがいを実感することが

できるよう、自ら学べるオンデマンド研修用コンテンツの作成に取り組みます。

- ・児童生徒に対する性的な言動の防止を徹底するため、引き続き、アンケート調査の実施などにより、教職員による児童生徒へのわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの実態を把握するとともに、研修資料や研修動画を活用したコンプライアンス・ミーティングなどを行うことにより、自らの言動を振り返る機会を設けます。
- ・学校だけでは解決が難しい事案を支援するため、引き続き学校問題解決支援員を県教育委員会事務局内に配置します。教職員の長時間労働解消のため、引き続きスクール・サポート・スタッフの全ての公立学校への配置、小中学校への教頭マネジメント支援員の配置の拡充、部活動指導員の増員、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの配置時間の拡充に取り組みます。また、会議や研修等のオンライン開催に加え、各学校の状況に応じた課題を整理し、解決に向けた取組を実践するとともに、各学校における取組を検証して、効果的な取組を他校にも広めます。学校における教職員の業務の仕分け作業を行い、学校や教職員以外で担うことが可能な業務について、地域ボランティアの活用等の検討・検証を行い、効果的な取組の学校への水平展開を図ります。
- ・教職員の業務の効率化を図るため、県立学校において、統一校務支援システム、デジタル採点システムやクラウド環境等の活用を進めていきます。
- ・教員不足に対応するため、採用試験の見直しを進めていきます。また、移住フェアや、転職イベントに出展し、三重県への移住希望者や転職希望者などに対して、教職の魅力をアピールするとともに、教員免許状取得に関する説明会を開催します。
- ・教職の魅力を発信するため、大学生、高校生を対象とした就職ガイダンス等に出展します。また、教職の魅力を向上するため、生成AIを活用した教職員の働き方改革による業務改善の研究等を行います。

③ ICTを活用した教育の推進

- ・高校の規模や立地に関わらず、県内の高校で学ぶ全ての生徒が希望する進路を実現できるよう、今後はICTを活用して、多様かつ専門的な教科・科目の授業を配信していく予定です。令和7年度は先進自治体の取組についての調査・研究や、配信センターの新たな設置等、遠隔授業システムの構築に向けて取り組みます。
- ・1人1台端末を活用して、個別最適な学びと協働的な学びを充実させるため、国の教育情報セキュリティの方針を参考にしながら、安全安心に端末を利用できる環境を整えつつ、各校の特色や生徒の実態に応じた効果的な活用を推進します。
- ・GIGAスクール構想第2期として、令和6年度に引き続き、県教育委員会と市町教育委員会等により構成される「三重県GIGAスクール構想推進協議会」を開催し、令和7年度分について、児童生徒1人1台端末の計画的な更新を進めます。また、県内小中学校におけるICT活用の一層の推進を図るため、授業改善プロジェクト等の開催に向けて取り組みます。
- ・生成AIの学校現場での活用にかかる知見を蓄積するため、学術的知見を有する事業者や研究者等と連携し、情報活用能力の一部である「生成AIの仕組みの理解」や「生成AIを学びに生かす力」を段階的に高めます。【再掲】

④ 学校施設の整備

- ・子どもたちが安全、快適に学べる環境を整備するため、引き続き、「三重県立学校施設長寿化計画」に基づき、県立学校の老朽化対策を計画的に進めるとともに、トイレの改修やバリアフリー化、照明のLED化、空調設備等の更新、避難所に指定されている学校の体育館への空調設備の導入に着手するなど、施設・設備の機能の向上に取り組みます。

⑤ 私学教育の振興

- ・公教育の一翼を担う私立学校の教育環境の維持が図られ、個性豊かで多様な教育が一層拡充されるよう、若者の県内定着につながる特色ある取組や学校運営に係る経常的経費等への助成を行います。

施策 15-1 子どもが豊かに育つ環境づくり

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

生まれ育った環境に関わらず、子どもが権利の主体として尊重され、豊かに育つことができるよう、企業や団体等のさまざまな主体による支援の拡大や、子どもの居場所の確保が進んでいます。また、ひとり親家庭や経済的に困窮している子育て家庭、ヤングケアラー、発達に課題を抱える子どもなど、支援を必要とする子どもやその保護者を適切な支援につなげるため、地域における支援体制の構築が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 子どもの育ちを支える地域社会づくり

- ・子どもたちの学びや体験の機会を提供するため、地域の民間団体や企業等が複数で連携して各種のイベント等を開催し、地域の特性を活かした取組を継続できるよう支援する「三重県子どもの学び・体験イベント等開催支援補助金」を創設するとともに、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業等において「オンゴトチャレンジミエキッズ(子どもの会社見学・出前講座)」を実施しています。また、青少年がインターネットを通じて、犯罪やトラブルに巻き込まれる事例があるため、インターネットの適正利用に関する出前講座を実施します。
- ・令和5年度に実施した「三重県子ども条例」に基づく調査結果や、国のこども大綱の内容をふまえるとともに、子ども・若者の意見を聴きながら、三重県子ども条例の改正、および三重県こども計画(仮称)の策定を進めています。
- ・子どもや子育て家庭を支援するため、市町が地域の実情に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対する補助制度「みえ子ども・子育て応援総合補助金」において、多胎児家庭への家事支援事業や、子どもの居場所づくり等の57事業を採択しました。また、好事例の横展開を目的に、市町担当者を対象とした事例発表会を実施しました。

② 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

- ・男性の育休取得に関する職場でのエピソードを募集・表彰する「パパ育休のススめ 職場のエピソード大賞」を開催し、優良事例をまとめたヒント集を作成・配布するとともに、企業の人事・労務担当者や管理職等を対象とした、男性の育児休業推進を目的とした座談会を開催することで、男性が希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりを進めます。
- ・子どもや子育て家庭を取り巻く環境変化や課題を分析したうえで、今後の家庭教育応援の方向性を示すため、「みえ家庭教育応援プラン」を「みえ家庭教育応援方針」として改定しました。
- ・子どもを持つ親同士が、子育てについての悩みや思いについて語り合うワークショップ「みえの親スマイルワーク」を開催するとともに、「みえの親スマイルワーク養成講座」、「家庭教育応援連携会議(市町担当者会議)」において、ファシリテーターの養成を行うことで、子育て中の保護者同士がつながりを深める機会の提供や人材の育成に取り組みます。
- ・家庭教育の分野で活動している方にコラム形式で執筆してもらい、保護者が子育てのヒントなどを学べる家庭教育応援WEB講座を充実させ、保護者の負担感・不安感の軽減を図ります。

③ 子どもの貧困対策の推進

- ・子どもの居場所づくり団体向けにアドバイザー派遣や勉強会の開催、インターンシップ研修を実施するとともに、子ども食堂や学習支援教室等への運営支援を行います。
- ・ひとり親家庭向けの支援制度の認知度向上や利用促進を図るため、スマートフォン等で24時間アクセスでき、必要な情報が得られる「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」システムを三重県母子・父子福祉センターにおいて運用するほか、より広く専門的な相談に応じられるよう産業カウンセラーの配置や弁護士による法律相談の拡充を行っています。

- ・ひとり親家庭等の自立を促進するため、ひとり親の生活困窮世帯の希望者に対して修学資金、就学支度資金等の母子父子寡婦福祉資金の貸付を行っています。
- ・ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもの学習支援を実施する市町へ補助します。また、県所管地域(多気町を除く郡部)における生活困窮家庭に対しては、家庭や児童・生徒の状況に応じた学習支援等に取り組んでいます。
- ・「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」及び「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の計画期間が最終年度を迎えることから、本県の状況とひとり親家庭や子どもを取り巻く環境変化をふまえ、次期計画の策定を進めています。
- ・ヤングケアラーについて、子どもたち自身が「理解する」こと、また、自身の状況について家族以外の大人に「相談してもよい」ことを伝えていくことを目的に、子ども向けのリーフレットを作成します。また、学校・医療・福祉等の多様な関係者を対象として令和5年度に作成した支援ハンドブックを活用した出前講座を実施します。さらに、第一発見者となる学校、医療、福祉等の関係機関が連携し、ヤングケアラーに適切な支援が早期に届けられるよう、関係機関職員向けの研修を行っています。
- ・関係機関と支援団体等とのパイプ役となり、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなげられるよう、ヤングケアラー・コーディネーターを配置しています。
- ・高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、引き続き、就学支援金や奨学給付金の支給、修学奨学金の貸与等を行っています。就学支援金や奨学給付金については引き続き家計急変世帯を支援対象にするとともに、奨学給付金の給付額を増額し、低所得世帯のさらなる負担軽減に取り組んでいます。
- ・小中学校における就学援助が確実に行われるよう、国へ要望していくとともに、県内の市町等教育委員会の実態に応じた工夫などについての情報収集や各種会議における共有を図りながら、各市町教育委員会の就学援助制度の円滑な実施に向けた働きかけを行います。
- ・私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等に対する助成や就学支援金および奨学給付金の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を図っています。

④ 発達支援が必要な子どもへの支援

- ・子ども心身発達医療センターでは、県における障がいや発達に課題のある子どもの専門医療・福祉施設として小児の医療体制・療育体制の充実を図っており、身近な地域での発達障がいへの支援体制を強化するため、小児科医等を対象とした連続講座の開催や市町職員等を対象とした発達障がいの専門人材の育成など、ネットワークの構築に取り組んでいます。
- ・初診予約方法について、電子申請を基本とした受付に変更し24時間申込可能とするとともに、予約期間を3か月毎とし、受診者をセンターの調整会議で決定するなど、医療がより必要な方がより早く受診できるよう改善を行いました。
- ・途切れのない発達支援体制の構築のため、発達障がい児等への早期支援ツールである「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を進めています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
県が関わる子ども・子育て支援活動に参加した企業・団体数(累計)							
—	163 企業・団体	200 企業・団体	210 企業・団体	—	220 企業・団体	230 企業・団体	—
153 企業・団体	190 企業・団体	203 企業・団体	—	—	—	—	—

子どもの居場所数						③	
—	90 か所	105 か所	240 か所	—	295 か所	350 か所	—
78 か所	135 か所	181 か所	—	—	—	—	—
地域の医療機関に対して行う発達障がいに関する連続講座の受講者数 (累計)						⑤	
—	177 人	328 人	350 人	—	364 人	377 人	—
127 人	228 人	319 人	—	—	—	—	—

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 子どもの育ちを支える地域社会づくり

- ・「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員企業等と連携しながら、「オンゴトチャレンジミエキッズ」や「三重県子どもの学び・体験イベント等開催支援補助金」による支援を通じて、子どもの学びや体験の機会を提供し、子どもの育ちを支援します。また、インターネットの適正利用に関する出前講座の実施など、青少年の健全育成に係る取組を実施します。
- ・令和6年度に検討を進めている「三重県子ども条例」の改正において、「子どもの権利について学ぶ機会の提供」を施策の柱の1つに位置付けたうえで、改正子ども条例の内容や子どもの権利について、大人も子どもも分かりやすく学べるパンフレットを多言語で作成し、啓発に取り組みます。なお、子ども向けパンフレットの作成には子どもが参画し、その意見を反映するとともに、作成過程を情報発信することで啓発効果を高めます。
- ・「みえ子ども・子育て応援総合補助金」について、引き続き補助を行いつつ、効果的な取組が他の市町にも広がるよう支援することにより、地域の実情に応じた子ども・子育て施策の充実を図ります。

② 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

- ・上昇傾向にあるとはいえ、依然として男性の育児休業取得率(令和5年度発表値 25.7%)は女性と比べて低い状況です。令和5年度の県民1万人アンケートでは、男性の家事・育児参画を推進するためには、企業等における働き方や職場の理解が重要だとする意見が6割以上あることから、引き続き希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりや、高校生や大学生等に対する出前講座の実施による男性の育児参画に向けた機運醸成を図ります。また、「ワンオペ育児」などの課題をふまえ、男性の育児参画の質の向上に取り組みます。
- ・子育てに不安を抱える保護者の悩みが軽減されるよう、保護者が参加する「みえの親スマイルワーク」の進行を担える人材を養成するとともに、保護者が子育てのヒントなどを学べる家庭教育応援 Web 講座を充実します。

③ 子どもの貧困対策の推進

- ・子どもの居場所の活動を持続可能なものとするため、経済的支援や子どもの居場所づくりに向けた人材育成支援を行います。支援にあたっては、子どもの居場所運営団体の意見等をふまえながら、多様化する子どもの居場所の活動に沿った人材育成の充実等を図るとともに、中高生世代の居場所づくりが広がるよう取り組むことにより、さまざまな子どもの居場所のニーズに対応していきます。
- ・ひとり親家庭向けの支援制度の認知や利用を向上させるため、引き続き母子・父子福祉センターのホームページ上で「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」システムを運用するほか、専門家(産業カウンセラー、弁護士)による相談支援を実施します。
- ・ひとり親家庭等に対して貸付を行う母子父子寡婦福祉資金について、家計急変者にも対応しながら、ひとり親家庭等の生活基盤の安定や自立の促進を図ります。
- ・ひとり親家庭の子どもの学習支援について、ひとり親家庭学習支援ボランティア事業の補助対象に低所得子育て世帯等も含め、市町への補助を実施するとともに、県所管地域(多気町を除く)

く郡部)における生活困窮家庭の児童・生徒等に対する学習支援等に取り組みます。

- ・新たに策定する予定の「三重県子どもの貧困対策計画」および「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を一本化した計画に基づき、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢や希望を持って健やかに成長できる環境整備に取り組むとともに、全てのひとり親家庭等が、自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができるよう取り組みます。
- ・子ども・若者育成支援推進法が改正され、ヤングケアラーについて国および地方公共団体が支援に努めるべき対象であることが明記され、ヤングケアラーの支援対象年齢がおおむね 30 歳未満を中心とすることとされたことに伴い、高校生世代から30歳までの若者の実態を把握するための広域調査を行います。
- ・ヤングケアラーを福祉サービスにつなぐなど、地域における適正な支援を促進するため、ヤングケアラー・コーディネーターについて、関係機関向けの相談窓口としての役割も担うよう検討します。
- ・引き続き、子ども向けリーフレットの学校等における活用、支援ハンドブックを活用した出前講座の実施、関係機関職員向けの研修、ヤングケアラー等がいる家庭の家事・育児等の支援を実施する市町への補助などを行うことで、市町におけるヤングケアラーの早期把握や切れ目のない支援につなげていきます。
- ・第一発見者となる学校、医療、福祉等の関係機関が連携し、ヤングケアラーに適切な支援が早期に届けられるよう、教育委員会等との連携を強化し体制整備を進めていきます。
- ・高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、引き続き、就学支援金や奨学給付金の支給、修学奨学金の貸与等を行います。就学支援金や奨学給付金については引き続き家計急変世帯を支援対象とし、奨学給付金の給付額を増額するとともに、支援対象をさらに拡充することにより、低所得世帯への一層の負担軽減に取り組みます。また、高校等専攻科の生徒に対しての支援対象を拡充します。
- ・小中学校における就学援助が確実に行われるよう、国へ要望していくとともに、県内の市町等教育委員会の実態に応じた工夫などについての情報収集や各種会議における共有を図りながら、各市町教育委員会の就学援助制度の円滑な実施に向けた働きかけを行います。
- ・家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校で安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等に対する助成、就学支援金および奨学給付金の支給等により、引き続き保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

④ 発達支援が必要な子どもへの支援

- ・子ども心身発達医療センターにおける途切れのない発達支援体制の構築のため、市町との連携強化や専門人材の育成に取り組むとともに、早期発見・支援につなげるため、地域の小児科医等を対象とした連続講座を開催するなど、身近な地域における医療の確保と支援体制の充実を図ります。加えて、「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入を促進します。
- ・初診予約方法について、これまでの取組の検証を行いながら、引き続きよりよい方法を検討していきます。

施策 15－2 幼児教育・保育の充実

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

保育士等の処遇改善や離職防止などの取組が進んだことにより、保育士不足がなくなり、待機児童が解消されています。また、病児保育や一時預かりなど、地域で多様な子育て支援が提供されるとともに、保育従事者の研修等により、幼児教育・保育の質が向上し、子どもたちがより豊かに育つ環境づくりが進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 幼児教育・保育サービスの充実

- ・令和5年度に県内の認定こども園で不適切保育事案が発生したことを受け、臨床心理士の資格を持つ「保育士支援アドバイザー」を保育所等に派遣し、専門的な見地から保育士等に対して相談支援を行っています。加えて、保育士等を対象とした不適切保育の防止のための研修を実施します。
- ・待機児童の解消に向けて、保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童の受入れや低年齢児保育の充実を図る市町への支援を一部拡充して行っています。また、保育士をめざす学生への修学資金貸付の内容を拡充して貸付けています。
- ・保育士等の資質向上および処遇改善を目的に、保育士等キャリアアップ研修をオンラインで実施しています。また、保育士の確保に向け、「三重県保育士・保育所支援センター」による就労相談・支援や新任保育士の就業継続支援研修、保育所の管理者・経営者を対象とした職場環境改善のためのマネジメント研修を実施するほか、Web サイト「みえのほいく」による情報発信を行っています。
- ・潜在保育士の保育現場への復帰に向けて、県内で保育士登録されている有資格者に対して、「三重県保育士・保育所支援センター」や保育士就職支援準備金貸付制度の紹介や、保育士に関する研修会やイベント、現場見学や職場体験などの情報提供を行っています。
- ・令和4年度に実施した現役保育士や保育士を養成する大学の学生へのアンケート調査結果をふまえ、保育の仕事の魅力について広く発信しています。また、令和5年9月に設立された、みえ自然保育協議会に参画し、市町や関係団体等と連携しながら、自然保育の魅力発信等に取り組んでいます。
- ・市町による地域の子育て支援を充実させるため、地域の子育て支援の担い手となる「子育て支援員」を養成する研修について、オンラインで実施しています。
- ・個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人の支援を行います。
- ・「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」の計画期間が最終年度を迎えることから、次期計画の策定に向けて、「三重県子ども・子育て会議」などにおいて検討を進めています。
- ・県内の幼児教育の質の向上および幼保小接続について、地域の実情に応じた取組を一層推進するため、市町と連携した研修会等に幼児教育スーパーバイザーや幼児教育アドバイザーを派遣しています。(令和6年度派遣予定回数：37回)また、就学前の子どもたちの適切な生活習慣を確立するため、引き続き、生活習慣チェックシートを配布し、活用を促進しました。

② 放課後児童対策の推進

- ・放課後児童クラブの待機児童の解消と、子どもが放課後を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりのため、放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員の確保等に向けた支援を行っています。また、放課後児童支援員を確保するための認定資格研修を実施するとともに、資質向上に向けた研修を実施しています。

・地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験活動等を行う放課後子ども教室を設置する市町に対して支援しています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
保育所等の待機児童数						①	
－	0人	0人	0人		0人	0人	－
64人	103人	108人	－	－	－	－	－
県が実施するキャリアアップ研修における各分野の修了者数(累計)						①	
－	9,500人	13,000人	16,300人		18,800人	21,300人	－
8,221人	11,384人	13,740人	－	－	－	－	－
放課後児童クラブの待機児童数						②	
－	0人	0人	0人		0人	0人	－
28人	52人	78人	－	－	－	－	－

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 幼児教育・保育サービスの充実

- ・保育所等における不適切保育の防止や職場環境の改善を図るため、臨床心理士の資格を持つ「保育士支援アドバイザー」を保育所等に派遣し、専門的な見地から保育士等に対してアウトリーチの相談支援を行います。また、不適切保育の防止のための研修を実施します。
- ・保育実習の質の向上を図り、実習生の保育所等への就職を促進するため、「三重県保育士・保育所支援センター」において、実習生を受入れる保育所等の実習担当者等を対象とした研修を行います。
- ・保育士不足により生じる待機児童の解消を図るために、保育士をめざす学生等への就学資金の貸付や潜在保育士等の就労促進を支援します。
- ・保育士等の業務負担を軽減し、離職防止を図るため、配慮が必要な児童の受入れならびに低年齢児保育の充実のために必要な加配保育士の配置や保育補助者の活用、保育所等へのICTの導入等に取り組む市町を支援します。
- ・保育の質の向上と保育士の処遇改善のため、オンラインを活用して保育士等キャリアアップ研修を実施します。
- ・医療的ケア児や障がい児の保育を支援するため、保育環境の整備や保育士の加配、保育支援者等の配置に取り組む市町を支援します。
- ・市町による地域の子育て支援を推進するため、放課後児童クラブ等の子育て支援を担う専門人材を育成する「子育て支援員研修」を実施します。
- ・個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人を引き続き支援します。また、みえ自然保育協議会の構成員や市町、関係団体等と連携して、自然保育の導入に係るガイドラインの策定を検討していきます。

- ・新たに策定する予定の「第三期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づいて、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援するとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策や広域的な対応が必要な施策を実施します。
- ・県内の幼児教育の質の向上および幼保小接続について、学びの充実を図り、架け橋期における取組を一層推進するため、市町と連携した研修会等に幼児教育スーパーバイザーや幼児教育アドバイザーを派遣します。また、就学前の子どもたちの適切な生活習慣を確立するため、引き続き、生活習慣チェックシートを配布し、活用を促進します。

② 放課後児童対策の推進

- ・放課後児童クラブの待機児童解消には施設の整備や人材の確保が喫緊の課題であることから、引き続き放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員等の確保や処遇改善に向けた支援や研修などに取り組むとともに、放課後児童支援員の資格認定研修については、多数の児童が利用する夏休みまでに資格取得が間に合うように受講期間を設定して実施します。
- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料に対して補助を行い、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に取り組みます。
- ・多くの地域住民の参画を得て、放課後等に児童が多様な学習や体験活動等を行えるよう、引き続き、放課後子ども教室を設置する市町を支援します。

施策 15－3 児童虐待の防止と社会的養育の推進

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

虐待から子どものかけがえのない命や尊厳を守るため、地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が広がり、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進んでいます。また、全ての子どもが、家庭あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、子ども家庭支援の充実や里親委託の促進、施設の小規模グループケア化などの取組が進み、施設入所中から退所後まで切れ目のない自立に向けた支援を受けることができています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 児童虐待対応力の強化

- ・令和5年度の死亡事例を受けて、令和6年3月にとりまとめられた第三者による検証委員会の検証結果もふまえ、今回のような事態が二度と発生することがないように、市町や関係機関との連携をさらに深め、一層の再発防止策を講じて、児童虐待対応の強化に取り組んでいます。
- ・検証委員会からの提言を受け、課題とされた「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成(研修)」の取組を推進するため、「子どもを虐待から守る条例」の改正について、外部有識者の意見を聴きながら検討を進めています。
- ・国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司や児童心理司の人材確保を計画的に推進しています。また、児童相談所職員の人材育成計画を策定するとともに、研修等により専門人材の育成に努めています。
- ・児童虐待相談対応件数が高止まりする中、児童相談所における虐待対応力の強化を図るため、虐待対応へのAI技術の活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上や職員の判断の質の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、親子関係の再構築等の家族支援を行っています。
- ・身近な相談ツールとしてSNSを活用した、子ども等が相談しやすい環境を整えるなど、児童相談所における相談体制を構築するとともに、生活環境や文化の違い等を理由に課題を抱えた外国につながる家庭からの相談に対応するため、児童相談所に外国人支援員を配置し、外国につながる子どもの虐待防止対策に取り組んでいます。
- ・児童虐待の防止に向け、保護者支援プログラムの周知や、保護者支援プログラムを実施できる児童福祉に関わる職員等の育成を行うなど、親子関係の再構築に係る取組を行っています。
- ・改正児童福祉法に対応するため、一時保護所に加えて児童養護施設等にもアドボケイトを派遣し、子どもが意見表明できる体制整備に取り組んでいます。
- ・市町の児童相談体制を強化するため、市町支援コーディネーターを配置し、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関同士の連携強化を図っているほか、児童および妊産婦等への包括的な支援を行う役割を担う「こども家庭センター」の設置に向けて支援するとともに、センターに配置される統括支援員を対象とした研修による人材育成に取り組んでいます。

② 社会的養育の推進

- ・「三重県社会的養育推進計画」の計画期間が最終年度を迎えることから、次期計画の策定に向けて、策定検討会議において外部有識者からの意見を聴きながら検討を進めています。
- ・里親リクルートから里親研修、子どもとのマッチング、里親委託中から委託解除後の支援までを行うフォスティング機関(里親養育包括支援機関)を県内に4か所設置し、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めています。また、里親家庭よりケアニーズが高い児童が委託されることが多いファミリーホームについて、職員体制整備のための経費を補助することにより、家庭的養育の充実と職員の負担軽減

減に取り組んでいます。

- ・児童養護施設等において、子どもに家庭的な環境を提供できるよう、施設の小規模グループケア化や地域分散化を支援し、東紀州地域において初めての地域小規模児童養護施設を熊野市に設置しました。
- ・社会的養護経験者の円滑な自立に向けて、NPO等と連携し、施設等における自立支援体制を充実させるため、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制の整備に取り組んでいます。
- ・国児学園や北勢児童相談所・一時保護所の入所児童の生活環境の改善を図るため、老朽化が進む施設の整備に向け、令和5年度末に策定した整備基本計画に基づき、国児学園の調査・設計等を進めるとともに、北勢児童相談所・一時保護所の整備基本計画の策定を進めています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
児童虐待により死亡した児童数						①	
—	0人	0人	0人	—	0人	0人	—
0人	0人	1人	—		—	—	
乳児院・児童養護施設の多機能化等の事業数(累計)						②	
—	14事業	16事業	18事業	—	18事業	18事業	—
13事業	13事業	14事業	—		—	—	
児童養護施設退所児童等の退所3年後の就労率						②	
—	58.5%	61%	63.5%	—	66%	68%	—
56% (2年度)	63% (3年度)	65% (4年度)	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 児童虐待対応力の強化

- ・「子どもを虐待から守る条例」の改正について、外部有識者の意見を聴きながら検討し、「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成(研修)」の取組を推進していきます。
- ・各児童相談所に弁護士等を配置し、児童福祉法の改正により必要となる一時保護司法審査制度に係る一時保護状の請求、臨検または捜索に係る許可状の請求等において法的な助言を得られる体制を整えることで、業務の遂行の円滑化を図ります。
- ・児童虐待相談対応件数が高止まりする中、児童相談所における虐待対応力の強化を図るため、虐待対応へのAI技術の活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上や職員の判断の質の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、親子関係の再構築等の家族支援を行います。
- ・市町の児童相談体制を強化するため、市町支援コーディネーターを配置し、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関同士の連携強化を図るほか、児童および妊産婦等への包括的な支援を行う役割を担う「こども家庭センター」の設置に向けて支援するとともに、センターに配置される統括支援員を対象とした研修による人材育成に取り組めます。

- ・身近な相談ツールとしてSNSを活用した、子ども等が相談しやすい環境を整えるなど、児童相談所における相談体制を構築するとともに、生活環境や文化の違い等を理由に課題を抱えた外国につながる家庭からの相談に対応するため、引き続き児童相談所に外国人支援員を配置し、外国につながる子どもの虐待防止対策に取り組みます。
- ・児童や保護者の状況、家庭環境などの変化等をきめ細かく把握するため、対象児童が在籍する学校等を定期的にモニタリングする事業をさらに拡大し、児童の見守り体制を強化します。
- ・児童虐待の防止に向け、保護者支援プログラムの周知や、保護者支援プログラムを実施できる児童福祉に関わる職員等の育成を行うなど、親子関係の再構築に係る体制を強化します。
- ・改正児童福祉法に対応するため、一時保護所、児童養護施設、ファミリーホーム等へのアドボケイトの派遣を拡充し、子どもが意見表明できる体制を整備していきます。
- ・市町や警察など、関係機関と連携した速やかな一時保護等の実施に向けて、関係機関と迅速かつ正確な情報共有ができるよう、児童相談所児童記録システムの機能を拡充していきます。
- ・三重県警察本部監修のもと、児童相談所職員の法的対応の実務能力の向上のため、警察との連携が重要となる臨検または捜索についての研修動画を作成します。
- ・「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司や児童心理司の人材確保を計画的に推進します。また、児童相談所職員の人材育成計画に基づく、体系的な研修等により専門人材の育成に取り組みます。
- ・一時保護児童の登校支援について、付き添い登校等の段階的な拡充を検討します。

② 社会的養育の推進

- ・新たに策定する予定の「三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）」に基づいて、施設職員の人材育成や施設の多機能化に向けた取組を支援します。また、フォスティング機関の里親支援センターへのスムーズな移行と設置後の里親支援センターの取組を支援します。
- ・フォスティング機関や里親支援センターと連携し、里親の養育力向上に向けた取組を行います。
- ・ファミリーホームにおいて、直接処遇職員の業務負担を軽減することを目的とした補助金の交付を継続し、ファミリーホームの機能充実を図ります。
- ・社会的養護経験者は自立にあたって困難を抱える場合が多く、丁寧なサポートが必要であるため、施設等入所中から退所後まで一貫した相談支援体制を整備するなど、関係機関と連携した自立支援をより一層推進することにより、社会的養護経験者への切れ目のない支援に取り組みます。
- ・引き続き国児学園の寮舎等の整備に向けた調査・設計等を進めます。また、北勢児童相談所・一時保護所の整備に向けて、新たに策定する予定の整備基本計画に基づき、調査・設計等を進めます。

施策 15-4 結婚・妊娠・出産の支援

(主担当部局：子ども・福祉部)

施策の目標

(めざす姿)

結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、地域における広域的な出会いの場の創出や、自らのライフデザインを考える取組、不妊や不育症に悩む人の負担軽減につながる支援、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けた取組が進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 出会いの支援

- ・みえ出逢いサポートセンターにおける相談支援や出会いの機会に係る情報提供を充実させるとともに、市町等と連携した出会いイベント等の開催に取り組んでいます。
- ・結婚を希望する方同士のマッチングをボランティアで担う「みえの縁むすび地域サポーター」について、令和5年度からの継続者と、新たな養成講座の修了者を合わせて98名を認定し、その活動を通じた「1対1の引き合わせ」に取り組んでいます。
- ・結婚を希望する従業員の応援に取り組む「みえの縁むすびサポート企業」の登録を促進し、登録企業に勤務する方同士が業種を超えて交流できるイベントを開催します。
- ・インターネット型婚活サービスの普及など、多様化する婚活の状況をふまえ、連携協定を締結した民間事業者と連携し、安心・安全な婚活に関する啓発セミナーを開催するとともに、若い世代を対象とした出会いや結婚に関する意識調査を行います。

② 思春期世代におけるライフデザインの促進

- ・子どもたちが家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考えられるよう、パンフレットやWebコンテンツの提供による普及啓発に取り組んでいます。
- ・妊娠・出産や性の多様性など、正しい知識を習得し、自らのライフプランを考えることができるよう、妊娠や出産がより身近となる大学生や企業の若手社員に対しても取組を進めていく必要があるため、大学や企業、産婦人科医会と連携し、ライフデザインに関する講座を開催しています。
- ・ライフプラン教育に携わる養護教諭等を対象に、思春期世代の子どもたちの現状やその家族が抱える性に関する課題等を理解し、課題解決に向けた支援方法等を学ぶことを目的とした「思春期保健指導セミナー」を開催しています。
- ・予期しない妊娠や思春期の性について悩む人に対して、電話およびSNSを活用した相談対応を行うとともに医療機関への受診同行および妊娠判定費用の補助を行っています。また、予期しない妊娠等で悩む人が早期に相談窓口につながるよう、相談先の周知啓発を行っています。

③ 不妊・不育症に悩む家族への支援

- ・不妊や不育症に悩む人の精神的負担を軽減するため、三重県不妊専門相談センターで電話相談対応を行うとともに、不妊ピアサポーターを活用した当事者同士の交流会について、毎月第3火曜日に津市内で実施することに加え、参加者の利便性を考慮して日曜日に他市町でも実施しました。
- ・不妊治療の保険適用後も、自己負担額を理由に治療を諦めることがないよう、保険適用外の先進医療等に対して県独自の助成制度により、市町と連携して経済的支援を行っています。あわせて、不育症や妊孕性温存治療に取り組む際の費用助成を行っています。

・不妊治療と仕事の両立に向けて、企業を対象としたセミナーを開催し、不妊治療に関する正しい知識の普及や職場での理解促進を図るとともに、企業内で当事者に寄り添った支援ができる人材を育成するため、不妊症サポーター養成講座を開催します。

④ 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

- ・「出産・育児まるっとサポートみえ」の取組として、産後の子育ての負担感や孤立感を軽減するための産後ケア事業や産前・産後サポート事業に従事する保健師などの専門職を対象とした研修会を開催するとともに、母子保健コーディネーターの養成を行っています。
- ・妊娠期から出産、子育て期にわたりさまざまな不安を抱える方々に寄り添い、健やかな育児につなげられるようSNSを活用した相談支援を行っています。
- ・難聴児の早期発見・早期療育に向けて、新生児聴覚検査体制の整備に取り組むとともに、市町や関係機関との連携を強化するため、検討会を開催します。また、市町、関係機関等と連携し県内の難聴児の検査、治療等の状況を把握するとともに、早期療育へとつなげるためのデータベースシステムを構築し、運用を開始しています。
- ・予防可能な子どもの死亡を減らすため、小児死亡に係る情報等を収集し、多機関が連携して予防のための子どもの死亡検証(CDR)について取り組んでいます。検証から得られた予防策について各部局と連携して取り組んでいます。
- ・小さく生まれた赤ちゃんの成長や発達を記録し、母子健康手帳とあわせて使用できるよう作成した手帳「みえりトルベビーハンドブック」について、医療機関や当事者の意見を取り入れ、さらなる充実を図ります。
- ・心身の不調や育児不安等がある、または多胎児の育児等により負担が大きい妊産婦に対して、母子生活支援施設を活用し、助産師等による心身のケアや育児のサポートなどを広域的に行う「妊産婦のほっとスポット」構築モデル事業を実施しています。
- ・母子保健計画「健やか親子いきいきプランみえ」の計画期間が最終年度を迎えることから、次期計画の策定に向けて、「三重県医療審議会健やか親子推進部会」などにおいて検討を進めています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
みえ出逢いサポートセンターが情報発信するイベント(セミナー、交流会等)数						①	
—	366 件	386 件	406 件	—	426 件	450 件	—
346 件	438 件	443 件	—		—	—	
思春期保健指導セミナーへの養護教諭の参加者数(累計)						②	
—	85 人	125 人	165 人	—	205 人	240 人	—
45 人	90 人	137 人	—		—	—	
母子保健コーディネーター養成数(累計)						④	
—	245 人	270 人	295 人	—	310 人	325 人	—
227 人	246 人	276 人	—		—	—	
不妊症サポーター養成数(累計)						③	
—	108 人	144 人	182 人	—	220 人	264 人	—
72 人	103 人	141 人	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 出合いの支援

- ・令和4年度に実施した「みえ県民1万人アンケート」において、結婚を希望する方の未婚理由として「出合いがない」が最も多かったことから、引き続き、みえ出逢いサポートセンターの利用を促進し、結婚を希望する方への相談支援・情報提供を行うほか、市町等との連携による出合いの機会の創出に取り組みます。また、新たに、センターを利用して成婚した方から「婚活に関するエピソード」を集めて情報発信することで、結婚を希望する方が前向きに活動できるよう支援します。
- ・結婚を希望する方が自身で相手を探すことができるマッチングシステムを導入し、利用者の増加やビッグデータ(AI)の活用によりマッチングを促進するとともに、利用者の希望に応じて支援する新たなサポーター制度を構築します。
- ・若い世代を中心にマッチングアプリが普及している状況をふまえ、引き続き安心・安全な婚活に関する啓発を実施します。

② 思春期世代におけるライフデザインの促進

- ・ライフプラン教育は、思春期世代の子どもたちだけでなく、妊娠や出産がより身近となる大学生や企業の若手社員に対しても取組を進めていく必要があるため、産婦人科医会等と連携を図り大学や企業での講座の開催や情報発信に取り組みます。
- ・思春期の性の悩みや予期せぬ妊娠等に悩みを抱える若年層の相談に対応するため、引き続き「妊娠 SOS みえ」による電話および SNS 相談を行うとともに、医療機関への受診同行および妊娠判定費用の補助など、必要な支援につなげる取組についても継続して実施します。また、相談窓口の周知についても取り組みます。

③ 不妊・不育症に悩む家族への支援

- ・不妊や不育症に悩む人の精神的負担を軽減するため、引き続き三重県不妊専門相談センターにおいて、電話相談や面接相談を実施するとともに、不妊ピアサポーターを活用した身近な地域での当事者同士の交流会を開催します。
- ・経済的な理由により不妊治療を諦めることがないよう、引き続き保険適用外の先進医療等に対して市町と連携して助成を行うとともに、不育症についても検査費用や治療費に係る助成を行っていきます。
- ・小児および思春期・若年(AYA 世代)でがんと診断された方が、妊孕性温存治療に取り組む際の費用を引き続き助成します。加えて、関係医療機関に向けて助成制度のさらなる周知を進めます。
- ・不妊治療と仕事の両立に向けて、引き続き治療への理解を深めるためのセミナーを開催します。

④ 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

- ・各市町の母子保健活動の核となる人材を育成するとともに、事業推進のための情報交換会や研修会を開催します。また、市町の実情に応じた母子保健体制の整備を支援するため、専門性の高いアドバイザーを市町に派遣します。
- ・妊娠期から出産、子育て期にわたりさまざまな不安を抱える方々に寄り添い、健やかな育児につなげられるよう、引き続きSNSを活用した相談支援を行います。
- ・新生児聴覚検査体制の強化を図るため、県内の難聴児の検査、治療、療育等の状況を把握するためのデータベースシステムを活用し、情報共有を行います。
- ・予防可能な子どもの死亡を減らすため、引き続き CDR による検証を実施し、検証から得られた予防策について各部局と連携して取り組みます。
- ・さらなる充実を図る予定の「みえリトルベビーハンドブック」について、引き続き医療機関や市町への周知を通じて、必要とする方に対して配付します。
- ・さまざまな悩みを抱える妊産婦の不安解消を図り、相談支援をはじめ心身のケアや育児サポートなどきめ細かい支援を広域的に行う「妊産婦のほっとスポット」構築モデル事業のさらなる充実を図ります。

・新たに策定する予定の「健やか親子いきいきプランみえ(第3次)」に基づき、「子どもを産み育てる人にいつも寄り添い、すべての子どもが健やかに育つ三重」の実現に向けて、妊産婦や乳幼児およびその家族に対する切れ目のない母子保健対策等に取り組みます。

施策 16-1 文化と生涯学習の振興

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが文化に学び、感性を育みながら心豊かな生活を送れるよう、文化芸術を担う人材の育成や地域における文化芸術の継承・発展・創造が進むとともに、生涯にわたって生きがいを感じることができるよう、文化にふれ親しむ環境やさまざまな学習機会の充実が図られています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

- ・文化の力で心豊かに活力ある三重の実現をめざし、「三重県文化振興計画」に基づき、県民の文化に対する関心及び理解の醸成や子どもたちの文化活動の充実などに取り組んでいます。
- ・県総合博物館では、開館 10 周年記念として、三重ブランドにも認定され、古代から人々を魅了してきた真珠の企画展などを開催しました。また、県立美術館では、国内では珍しい数多くのスペイン美術を収集する長崎美術館と連携して、ピカソ、ダリなどのスペイン美術の魅力に迫る企画展などを開催しました。斎宮歴史博物館では、開館 35 周年を記念し、源氏物語と斎宮の深いゆかりを紐解いた企画展などを開催しました。県総合文化センターにおいては、音楽や演劇、伝統芸能など多彩で魅力的な文化芸術公演を実施するとともに、開館 30 周年にあわせて、子どもから大人まで楽しめる企画に取り組むとともに、各県立文化施設が連携して、県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供しています。
- ・斎宮を核とした文化体験ルートをもとに、新たな文化体験コンテンツの構築など、斎宮の賑わい創出に向け取り組んでいます。また、新たに伊賀ルートや熊野ルートの設定を進めるとともに、SNS 等を活用した情報発信に取り組んでいます。

② 文化財の保存・活用・継承

- ・県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、歴史的・文化的に価値の高い文化財の指定・登録等の措置、文化財所有者への支援や市町への指導助言、市町による文化財保存活用地域計画の作成支援、講演会やパネル展・SNS等を通じた文化財の魅力発信を積極的に行っています。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録に向けて、引き続き関係市町支援、文化財調査の推進、気運の醸成等に取り組んでいきます。
- ・無形民俗文化財の担い手不足が深刻化していることから、祭り等の魅力を伝える映像記録の作成・発信を行い、地域の文化財の魅力を広く伝えるとともに、子どもたちによる体験取材の機会の創出などに取り組み、未来の担い手を育成しています。

③ 学びとその成果を生かす場の充実

- ・県生涯学習センターにおいて、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流を通じて、三重の歴史・文化など多様で時宜を得たテーマによる学習機会を提供するとともに、未来の文化を担う子どもたちに、アーティストや専門機関と協働して、すぐれた文化を体験できる事業を実施しています。また、開館 30 周年記念にあわせて、生誕 380 年を迎える松尾芭蕉に関連した講座を開催しました。
- ・県立図書館において、生涯学習センターの講座に合わせブックリストの配布や関連図書の展示、松尾芭蕉など偉人に関する資料の展示を行うとともに、市町立図書館等と連携し、インターネットを利用した貸借サービスの提供や出張図書館等の取組を行っています。

④ 社会教育の推進と地域の教育力の向上

- ・市町の社会教育関係者の取組を活性化させるネットワークの会員交流会を実施するとともに、公民館等が地域課題の解決に資する学びの場として活用されるための講習や、地域と学校を

つなぐコーディネーターの資質向上を図る講座を開催しています。
・鈴鹿青少年センターについては、8月末現在の延べ利用者数が55,758人と好調であり、年度後半にむけて効果的に広報することで利用者の拡大を図っています(目標年間延べ利用者数58,000人)。熊野少年自然の家については、照明設備のLED化や老朽化したフィールドアスレチックの撤去など、経年劣化に伴う施設の改修を実施することで、利用者に安全で快適な施設の管理・運営を行っています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度						①③④	
—	72.6%	73.6%	74.6%	—	75.6%	76.6%	—
71.6%	75.5%	77.0%	—		—	—	
県立文化施設の利用者数						①③	
—	84 万人	100 万人	130 万人	—	130 万人	140 万人	—
70.5 万人	98.2 万人	104.0 万人	—		—	—	
文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数						②	
—	72 件	77 件	82 件	—	87 件	92 件	—
67 件	79 件	117 件	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実 ・「三重県文化振興計画」に基づき、文化活動を行う個人や団体の発表の場としての県展等の開催や、活動の功績を表彰する「三重県文化賞」に取り組むとともに、専門家の助言を受けながら文化団体の支援のあり方について検討を行います。 ・県民の皆さんの文化に対する気運の醸成と文化活動の活性化を図るため、各県立文化施設において、三重の豊かな自然や歴史・文化を紹介する企画展や魅力的な公演等を実施するとともに、三重県誕生150周年記念に合わせて次代を担う子どもたちが文化にふれ親しむことができる特別な展示や事業を実施します。 ・県立美術館では、障がいのある方、不登校の児童生徒、孤立の課題を抱えた人など、誰もが美術作品を楽しく鑑賞できるプログラムの開発に取り組みます。 ・三重の文化への理解を深めてもらうため、斎宮の文化体験コンテンツの充実などに取り組むとともに、県内の文化観光ルートの横展開を推進します。また、斎宮の歴史を感じながら周遊するための史跡公園整備に向け、整備計画策定のための発掘調査を実施するとともに、飛鳥・奈良時代の初期斎宮の発掘調査結果の展示への反映など、斎宮歴史博物館の展示改修内容の検討と設計を実施します。 ② 文化財の保存・活用・継承 ・県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、歴史的・文化的に価値の高い文化財の指定・登録等の措置を進め、文化財所有者への支援や市町への指導助言を行うとともに、文化財の活用や魅力発信を積極的に行います。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録に向けて、引き続き関係市町支援、文化財調査の

推進、気運の醸成等に取り組みます。

- ・担い手不足により継承の危機にある地域の祭りなどの民俗文化財を未来へ伝えるため、次世代を担う子どもたちに対して、その魅力を体感できる取組や映像記録等を活用した情報発信を行うことで、未来の担い手育成につなげます。
- ・三重県が所有する貴重な文化財を適切に保管するため、恒温恒湿収蔵設備や収蔵庫を新たに建設します。併せて、より広く文化財を公開するための展示設備等を設置します。

③ 学びとその成果を生かす場の充実

- ・「人生 100 年時代」に向けて社会が大きな転換点を迎える中、さまざまなライフステージやライフスタイルに応じた魅力的な講座や学んだ成果を発表できる場の提供、学習情報の発信などにより、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりに取り組んでいきます。
- ・県立図書館では、全県域で、いつでもどこでも読書ができる環境を整備するため、電子書籍の導入などデジタル化に取り組みます。

④ 社会教育の推進と地域の教育力の向上

- ・社会教育関係者の育成とネットワークの強化に取り組むことで、人づくりやつながりづくり、地域づくりが展開され、「一人ひとりの幸せ」や「持続可能な地域社会」の実現に努めます。
- ・鈴鹿青少年センターについては、青少年をはじめとした幅広い世代が集い、交流できるよう、民間活力を活用し、より一層の利用者の拡大を図ります。熊野少年自然の家については、利用者に安全で快適な施設として管理・運営していくため、経年劣化に伴う施設の改修を計画的に実施します。

施策 16-2 競技スポーツの推進

(主担当部局：地域連携・交通部スポーツ推進局)

施策の目標

(めざす姿)

三重とこわか国体に向け高めてきた競技力の維持・向上により、多くの三重県ゆかりの選手が、国民スポーツ大会(国民体育大会から改称)などの全国大会や、オリンピックやパラリンピックなどの国際大会で活躍するとともに、県を代表するシンボリックチームが国内トップリーグで活躍しています。

三重県ゆかりの選手等の活躍によって、県民の皆さんに夢や感動が届き、県民の郷土への愛着や誇りが高まることにより、スポーツを通じた地域の絆づくりが進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 競技力の向上

- ・少年種別では、スポーツ体験会やタレント発掘事業の実施により、将来の競技スポーツを担う新たな選手を発掘するとともに、育成拠点となるチーム・運動部や競技団体を指定し、その強化活動を支援することにより、安定的な競技力の確保を図っています。令和6年度は、全国高等学校総合体育大会で46件、全国中学校総合体育大会で20件の入賞となりました。
- ・成年種別では、安定的に競技力を維持するため、今後の活躍が期待される新たな選手の確保に取り組んでいます。また、三重とこわか国体を契機に結成されたチームについては、毎年度の達成目標を設定して進捗管理を行いつつ、強化活動を支援しています。
- ・国際大会や全国大会で活躍する選手を支える優れた指導者を養成するチームみえトップ指導者養成事業において、各年齢層の中心となる指導者(4期生)24名の指導力向上を図り、選手の年齢に応じた一貫指導体制の構築に取り組んでいます。また、本事業で養成したコーチデベロッパー(指導者を指導する者)を活用し、指導者養成講座の充実を図っています。
- ・8月開催の日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会において、本県を第89回国民スポーツ大会開催申請書提出順序了解県とすることが承認(開催内々定)されました。

② パラアスリートの強化

- ・一定の競技レベルを有し、国際大会や全国大会で活躍が期待されるパラアスリート13名を指定し、その強化活動に要する費用を支援しています。

③ 安全、快適なスポーツ施設の提供

- ・県営スポーツ施設について必要な整備・改修を行い、受入れ環境を向上させるとともに、新型コロナウイルスの影響により減少した施設利用者数の回復に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
国民スポーツ大会の男女総合成績						①	
—	10 位以内	10 位台 前半	10 位台 前半	—	10 位台 前半	10 位台 前半	—
—（中止）	12 位	15 位	—		—	—	
全国大会の入賞数						①	
—	180 件	165 件	165 件	—	165 件	165 件	—
70 件	195 件	185 件	—		—	—	
パラアスリートの全国大会の入賞数						②	
—	36 件	38 件	39 件	—	40 件	41 件	—
35 件	33 件	29 件	—		—	—	
県営スポーツ施設年間利用者数						③	
—	697, 000 人	839, 000 人	980, 000 人	—	1, 000, 000 人	1, 020, 000 人	—
555, 035 人	809, 510 人	877, 223 人	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 競技力の向上 ・滋賀国スポ(国民スポーツ大会)での男女総合成績10位台前半をめざし、効果的に選手等の強化活動を支援するとともに、就職支援によるトップアスリートの県内定着等に取り組みます。 また、次世代を担うジュニア選手の発掘・育成や優れた指導者の養成に取り組みます。 ・3巡目国民スポーツ大会における見直し事項や2巡目国民スポーツ大会への適応状況をふまえ、第89回国民スポーツ大会・第34回全国障害者スポーツ大会に向けた開催準備に取り組みます。
② パラアスリートの強化 ・競技によっては、コーチや練習パートナーの不足により、活動拠点を県外や海外に求めざるを得ない場合があること、競技用具の機能や調整具合が勝敗を分けることなどの課題があるため、引き続き、個々の選手の状況や競技の特性をふまえたきめ細かな支援に取り組みます。
③ 安全、快適なスポーツ施設の提供 ・県営スポーツ施設について、利用者がより安全・安心に利用できる環境を提供するため、必要な改修・修繕を行うとともに、利用者数の増加を図るため、引き続き、指定管理者と連携し、より良いサービスの提供に取り組みます。

施策 16-3 地域スポーツと障がい者スポーツの推進

(主担当部局：地域連携・交通部スポーツ推進局)

施策の目標

(めざす姿)

地域の活性化をはじめ、県民の健康増進などさまざまなスポーツの価値が発揮されるよう、三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを生かした大規模大会等の誘致・開催、スポーツを「する」、「みる」、「支える」機会の充実などに向けた取組が進んでいます。

また、障がい者スポーツにさまざまな形で関わる人が増え、障がい者スポーツの裾野の拡大が進むよう、障がい者が身近な地域で日常的にスポーツに参加できる環境づくりなどが進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① スポーツを通じた地域の活性化

- ・「レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金」により、国際大会・全国大会の開催をはじめとする事業を支援し、スポーツを通じた地域の活性化を図っています。
- ・三重県スポーツ推進委員研修会兼研究大会や初任者研修会等の開催を通じ、スポーツ推進委員の資質の向上を図っています。
- ・クラブアドバイザーによるクラブ訪問や研修会等の開催を通じ、総合型地域スポーツクラブの質的充実を図っています。また、中学校部活動の地域移行改革推進期間となっていることもふまえ、専属のクラブアドバイザーを設置するとともに、体験会や地区別研修会の開催などに取り組んでいます。

② スポーツへの参画機会の拡充

- ・「みえのスポーツフォーラム」において、パリ 2024 オリンピック・パラリンピックに出場した三重県ゆかりの選手の表彰やトップアスリートによる講演・実演、ボッチャ体験を実施し、約 650 名の参加がありました。(9月16日開催)
- ・すべての人びとがスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる「みえスポーツフェスティバル2024」を開催しています。(9月、10月を中心に計58種目開催)
- ・「第18回美し国三重市町対抗駅伝」を開催し、スポーツを通じた県民の一体感の醸成やジュニア選手の発掘・育成につなげます。(2月16日開催予定)

③ 障がい者スポーツの裾野の拡大

- ・障がい者スポーツの普及を図るため、県障がい者スポーツ大会や初心者講習会の開催、地域におけるスポーツ教室や体験会の開催支援、障がい者スポーツを支える人材の養成、競技団体の活動費用の補助などを通じて、障がい者の社会参加や選手の発掘・育成に取り組んでいます。
- ・障がい者スポーツの裾野の拡大に向け、三重県障がい者スポーツ支援センターを拠点に、障がい者スポーツコンシェルジュによる相談支援や、障がい者スポーツに関する情報収集や情報発信、企業と競技団体とのマッチングに取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
三重とこわか国体・三重とこわか大会のレガシーを活用し、スポーツを通じたまちづくりに取り組んだ件数(累計)						①	
－	12 件	24 件	42 件	－	63 件	90 件	－
0 件	16 件	32 件	－		－	－	
県内スポーツイベント等への参加者数						②	
－	94, 000 人	146, 000 人	198, 000 人	－	201, 000 人	204, 000 人	－
42, 303 人	144, 828 人	158, 082 人	－		－	－	
県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数						③	
－	3, 880 人	3, 960 人	4, 040 人	－	4, 120 人	4, 200 人	－
3, 800 人 (平成 30 年度)	1, 880 人	2, 618 人	－		－	－	
初心者講習会に参加した障がい者の人数						③	
－	214 人	238 人	262 人	－	286 人	310 人	－
190 人	129 人	212 人	－		－	－	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① スポーツを通じた地域の活性化 ・大規模大会の誘致・開催だけでなく、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催競技に関わるスポーツイベントの開催等も含め、引き続き、市町や競技団体の取組を支援していきます。 ・スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツの担い手の養成・資質向上に取り組んでいきます。特に総合型地域スポーツクラブについては、中学校部活動の地域移行の受け皿の一つとされていることもふまえ、重点的に取り組みます。
② スポーツへの参画機会の拡充 ・令和5年3月に策定した「第3次三重県スポーツ推進計画」に基づき、県民の皆さんがスポーツにふれ親しむ機会の拡充に取り組んでいきます。
③ 障がい者スポーツの裾野の拡大 ・県障がい者スポーツ大会や初心者講習会の開催、地域におけるスポーツ教室や体験会の開催支援、障がい者スポーツを支える人材の養成、競技団体の活動費用の補助などを行うことで、障がい者の社会参加を推進するとともに、選手の発掘・育成など障がい者スポーツの普及に取り組めます。 ・三重県障がい者スポーツ支援センターを拠点に、障がい者スポーツに係る相談支援や情報収集・発信、企業と競技団体とのマッチングなど障がい者スポーツを「する」、「みる」、「支える」人を増やす取組を進めることで、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組めます。

令和 7 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
＜行政運営の取組＞

行政運営 1 総合計画の推進

(主担当部局：政策企画部)

行政運営の目標

人口減少をはじめとする社会課題やさまざまな地域課題の解決に向けて、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルに基づき、「みえ元気プラン」の適切な進行管理に努めることで、「強じん」で多様な魅力あふれる『美し国』の実現に向けた県の取組が着実に進んでいます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 総合計画の進行管理

- ・「みえ元気プラン」の各施策に基づく取組が着実に進み、成果を県民に届けられるよう、PDCAサイクルの実効性を高める取組を進めています。
- ・県の取組の成果が県民に届いているかを検証する必要があることから、生活の満足度を把握するとともに効果的な事業実施につなげるため、みえ県民1万人アンケートを実施します。
- ・県内のSDGsに関する取組の広がりや質の向上を図るため、「三重県SDGs推進パートナー登録制度」の実施により、登録企業・団体の取組の見える化を進めています。(令和6年9月末時点登録者数 1,453 者)
- ・「SDGs推進窓口(公民連携窓口)」を設置し、公民の連携によるSDGsワークショップを開催する等、社会貢献活動を行っていただける企業や団体等との連携を進めています。
- ・令和6年5月に策定した「三重県プロモーション推進方針」に基づき、本県の豊かな地域資源を活用するとともに、熊野古道世界遺産登録 20 周年や大阪・関西万博といった好機を確実に捉え、三重の魅力を効果的に発信できるよう、各部局のプロモーション関係事業の情報を共有・見える化する等、部局間の連携を促進しながら、全庁を挙げて戦略的なプロモーションに取り組んでいます。また、包括連携協定締結企業と連携した取組を進めています。
- ・カーボンニュートラルの実現に向けた取組を県内の産業・経済の発展につなげていけるよう、令和5年3月に策定した「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針に基づき、各部局と連携した取組を進めています。具体的には、地産地消エネルギーシステムにかかる可能性調査に取り組んでいるほか、森林由来の J-クレジット等の活用を進めるため「三重の自然由来カーボンクレジット活用推進に向けた連携プラットフォーム」を設立しました。
- ・若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに平和に関する理解を深めていただけるよう、令和6年8月に戦争資料のパネル展及び高校生による活動発表会を実施するとともに、児童生徒向けの平和啓発動画の作成を進めています。
- ・2026 年(令和8年)4月 18 日に三重県誕生 150 年を迎えるにあたり、これまでの三重県の歩みを振り返るとともに、新たな未来の創造につなげていくため、記念事業の実施に向けた検討を進めています。

② 人口減少対策の推進

- ・「三重県人口ビジョン」の令和7年度改定に向けて、必要なデータを整理していくとともに、本県が全国的に低位であるジェンダーギャップの解消に向けた対策を検討するため、実態把握や要因分析等を実施しています。
- ・人口減少が著しい南部地域において、「人口減少対策広域コーディネーター」を4名設置し、地域の課題抽出を実施するとともに、地域で活動する方をつなげる仕組みづくりに取り組んでいます。
- ・人口減少対策を進めていくためにはさまざまな主体と連携が必要となることから、重要課題を県と市町で共有するため、市町長が参加する「人口減少対策フォーラム」を開催するとともに、誰もが働きやすい職場づくりに取り組む企業への訪問や「みえ U18会議」等を通じて、女性、若者等の声を直接聞きながら、効果的な対策を検討します。

・「三重県人材確保対策推進方針(仮称)」の策定に向け、人口減少対策・人材確保に向けた産学官連携懇話会等において人材確保に関する調査・分析や対策の方向性等について検討を進めています。
③ 広域連携の推進 ・県域を越えて取り組むべき課題や共通の地域課題の解決に向け、全国知事会や中部圏、近畿圏の知事会等に出席し、国等への提言・要望活動を行いました。また、課題を共有する自治体と意見交換を行うため、新潟県との二県知事懇談会を開催しました。 ・本県の施策を推進するうえで必要な国の制度の創設や改正、政府予算への反映等につなげるため、県独自の提言・要望活動を実施しています。
④ 統計情報の活用と提供 ・5年周期調査の全国家計構造調査、農林業センサス、毎年調査の学校基本調査等、毎月調査の労働力調査、毎月勤労統計調査等に取り組み、迅速かつ正確な調査の実施、審査、集計等を行い、調査結果をわかりやすく公表しています。 ・主要経済指標等の最新の統計情報を県ホームページ(「みえDataBox」)で提供し、各種統計資料を作成しています。
⑤ 県民の社会参画の促進 ・県民の皆さんの社会参画や連携を促進するため、みえ県民交流センターを拠点に情報発信やセミナー等を開催するとともに、社会課題の解決に取り組む NPO やそれを支援する中間支援組織の基盤強化の支援に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
目標の達成に向けて取組が進んだ「みえ元気プラン」の施策の割合							
—	80%	80%	80%	—	80%	80%	—
—	96.4%	92.9%	—	—	—	—	—

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 総合計画の進行管理 ・「みえ元気プラン」の各施策に基づく取組が着実に進み、成果を県民に届けられるよう、引き続きPDCAサイクルの実効性を高めていきます。 ・県の取組の成果が県民に届いているかを検証する必要があることから、生活の満足度を把握するとともに効果的な事業実施につなげるため、みえ県民1万人アンケートを実施します。 ・県内のSDGsに関する取組の一層の広がりや質の向上を図る必要があるため、「三重県SDGs推進パートナー登録制度」の充実を図り、優良事例等の情報提供を通じて、登録企業・団体のSDGsに関する取組の活性化を図ります。 ・「SDGs推進窓口(公民連携窓口)」において、引き続き、県と連携して社会貢献活動を行っている企業や団体等の提案の具体化を進めていきます。 ・「選ばれる三重・多くの人々をひきつける三重」を実現するため、三重の魅力を効果的に発信し、「三重県」全体の認知度向上を図ります。特に、令和7年4月から開催される大阪・関西万博という好機を最大限に生かすことができるよう、各部局間の効果的な連携を図るとともに、首都圏等において全庁を挙げた効果的なプロモーションを展開します。また、包括連携協定締結企

業と連携した取組を進めます。

- ・「ゼロエミッションみえ」プロジェクトを着実に推進していくため、庁内の総合調整を行うとともに、カーボンニュートラルの実現に必要な対応策について、これまでの検討をふまえ調査・分析を進めます。また、森林由来の J-クレジット等の効果的な活用拡大に向けて、ブルーカーボンを含む普及啓発セミナーやマッチングイベント等を実施します。
- ・令和7年度は戦後80年の節目の年になることから、関係部局等と連携し、記念行事の開催や平和啓発に係る県ホームページの改良等により、若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんが、戦争の惨禍を自分事としてとらえ、平和の尊さを伝えていける機会づくりに取り組みます。
- ・三重県誕生150周年を迎えるにあたり、これまでの三重県の歩みを振り返るとともに新たな未来の創造につなげていくため、庁内各部局、市町等との連携のもと記念事業を実施します。

② 人口減少対策の推進

- ・「三重県人口減少対策方針」に掲げる、ジェンダーギャップ解消や人口還流の促進、人口減少社会への適応に向けた取組等を市町や企業等、さまざまな主体と連携を図りながら推進します。
- ・これまでの本県の取組等をふまえ、「三重県人口ビジョン」を改定します。また、効果的な対策の追加や改善につなげるため、人口減少の要因や非正規雇用に関する調査・分析を実施するとともに、県内外の大学生等や住民票移動者へのアンケートを実施します。
- ・南部地域に「人口減少対策広域コーディネーター」を引き続き配置し、地域の課題解決に向けて取り組んでいくとともに、人口減少を前提とした地域のあり方検討に対する市町支援等、地域や圏域の実情に応じた対策を推進します。
- ・若者の県内定着及び U・I ターンの促進を図るため、高校生や大学生等を対象に LINE 等さまざまな媒体を通じて県内の就職や暮らし等の情報発信を行います。
- ・誰もがそれぞれのライフステージや経験・能力に応じ、多様で柔軟な働き方ができる社会をめざして、令和6年度に策定予定の「三重県人材確保対策推進方針(仮称)」に基づき、ジェンダーギャップの解消や働きやすい職場環境づくり、労働条件と生産性向上等の取組を推進します。
- ・人材確保にかかる調査・分析等を進め、新たな対策の立案や効果的な対策への見直しを図ります。

③ 広域連携の推進

- ・広域的課題や共通の地域課題の解決に向け、地域の実情に応じた制度改正や政府予算編成につなげる必要があることから、全国知事会や圏域の知事会等に参画し、国等への提言・要望活動を積極的に実施します。また、課題を共有する自治体と意見交換をし、施策への反映をめざすため、二県知事会議等の開催に取り組みます。
- ・本県の実情に応じた制度の創設や政府予算への反映等につなげるため、県独自の提言・要望活動を効果的・効率的に実施します。

④ 統計情報の活用と提供

- ・県民の皆さんや、企業、団体等のさまざまな活動に生かせるよう、令和7年国勢調査をはじめ各種統計調査の迅速かつ正確な実施、審査、集計等を行い、調査結果をわかりやすく公表します。
- ・主要経済指標等の最新の統計情報を県ホームページ(「みえDataBox」)で提供するほか、各種統計資料を適切に作成、刊行するとともに、統計の普及と利活用の推進及び統計調査への理解促進を図ります。

⑤ 県民の社会参画の促進

- ・県民の皆さんの社会参画や連携を促進するとともに、NPO が、多様化、複雑化する地域の諸課題に対応できるよう、引き続き、みえ県民交流センターを拠点に情報発信やセミナー等を開催するとともに、社会課題の解決に取り組む NPO やそれを支援する中間支援組織の基盤強化の支援に取り組みます。

行政運営 2 県民の皆さんから信頼される県行政の推進

(主担当部局：総務部)

行政運営の目標

多様な働き方の実現や何事にも挑戦する人材育成等を進めることにより、働き方改革がさらに進み、新たな行政課題や災害等に迅速かつ的確に対応し、質の高い県民サービスが提供されています。また、コンプライアンス意識がさらに向上した職員が育ち、県民の皆さんから信頼される県庁となっています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 県民の皆さんに成果を届けるための仕事の進め方改革の推進

- ・デジタル技術を活用した業務効率化を支援する業務改善支援窓口の運用や県庁におけるDXを支える人材の確保・育成などを行うとともに、若手職員、所属長等を対象にした業務改善研修の実施やMIE職員力アワードの開催など業務改善に意欲的に挑戦する組織風土づくりに取り組んでいます。
- ・令和7年度に向け、県政を取り巻く新たな課題や、複雑かつ多様化する行政課題に対し、迅速かつ的確に対応できる組織体制の検討を行っています。
- ・「意識・組織風土改革の推進」、「ライフ・マネジメント支援の推進」、「ワーク・マネジメントの推進」を重点方針として、男性職員の育児休業取得の促進や時間外勤務の削減、柔軟な働き方の推進などに取り組んでいます。

② 県民の皆さんからの信頼をより高めるコンプライアンスの推進

- ・各部局の総務担当課長等で構成する「コンプライアンス推進会議」を開催し、事例の共有・検証等を行い、全庁的にコンプライアンスの推進に取り組んでいます。また、各所属においてコンプライアンス・ミーティングを実施し、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図っています。
- ・三重県公文書等管理条例の適正な運用を図るため、全職員を対象とした研修を実施するとともに、コンプライアンス・ミーティングや内部統制制度を通じて、全庁的に公文書の適正管理の徹底に取り組んでいます。
- ・内部統制制度について、各所属のリスクマネジメントシートをもとに、令和5年度の評価報告書を作成するとともに、評価結果をふまえた令和6年度のリスク対応策を整備し、リスクマネジメントシートによる進捗管理等を行っています。また、庁内で検証のうえ、同制度の運用方法を見直し、改善に取り組んでいます。

③ 人材育成の推進

- ・「三重県人財マネジメント戦略」をふまえ、職員研修(階層別研修 23 講座、ブラッシュアップ研修 9 講座等)や人事評価制度(適切な目標設定、年5回の面談)を着実に実施するとともに、育児休業等取得しやすい環境をつくるため、アンケートを実施し、働きやすい職場づくりに向けた取組を進めています。
- ・職員のこころと体の健康保持・増進のため、階層別のセルフケア研修(新規採用時、2・3・5年目、主任級昇任時)や管理職向け研修(過重労働による健康障害防止、復職支援における対応、ストレスチェック集団分析を活用した職場環境改善)を実施しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
行財政改革として進める取組の達成割合						①②③	
－	100%	100%	100%	－	100%	100%	－
－	75%	75%	－		－	－	
「コンプライアンスの徹底」に取り組んだ所属の割合						②	
－	100%	100%	100%	－	100%	100%	－
100%	100%	100%	－		－	－	
職員の人材育成・働きやすい職場実感度						③	
－	75.4%以上	75.4%以上	75.4%以上	－	75.4%以上	75.4%以上	－
75.4%	74.6%	74.8%	－		－	－	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 県民の皆さんに成果を届けるための仕事の進め方改革の推進 ・新たな課題や多様化する県民ニーズ等に対応するため、引き続き、デジタルツールを活用した業務効率化や県庁におけるDX人材の育成の他、業務改善に意欲的に挑戦する組織風土づくりに取り組みます。 ・県政を取り巻く新たな課題や、複雑かつ多様化する行政課題に対し、迅速かつ的確に対応するため、引き続き、現行組織の課題を検証し、必要な見直しに取り組みます。 ・職員一人ひとりがライフもワークも含めて良い状態となるよう、男性職員の育児休業取得の促進や時間外勤務の削減、柔軟な働き方の推進などに取り組みます。 ② 県民の皆さんからの信頼をより高めるコンプライアンスの推進 ・個人情報を含む文書の誤送付など、依然として不適切な事務処理等の事案が発生していることから、引き続き、「コンプライアンス推進会議」における事例共有・再発防止に取り組むとともに、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る取組を進めます。 ・これまで公文書の誤廃棄や紛失などの事案が発生していることから、公文書の適正管理について職員の意識を高めるため、引き続き全職員を対象とした研修を実施するとともに、コンプライアンス・ミーティングや内部統制制度を通じて、全庁的に公文書の適正管理の徹底に取り組みます。 ・内部統制制度について、職員への周知や理解の促進を図り、適切に運用するとともに、制度の実効性を確保するため、継続的に検証・見直しを行い、改善に取り組みます。 ③ 人材育成の推進 ・複雑・多様化した行政課題や県民ニーズ等に対応するため、これらを担うことができる人材の育成を行うとともに、職員一人ひとりが能力を十分に発揮することができる働きやすい職場づくりを進めます。 ・職員の健康障害を未然に防止するため、職員が主体的に自身の健康保持に取り組むよう、セルフケアの意識向上に向けた階層別研修等の実施や、ストレスチェック集団分析等を通じた職場環境改善の支援等の総合的なメンタルヘルス対策に取り組みます。

行政運営 3 持続可能な財政運営の推進

(主担当部局：総務部)

行政運営の目標

適正な予算編成と、税収確保対策や県有財産の有効活用といった取組を通じて、持続可能な財政運営のもとで、「みえ元気プラン」の施策が効果的に展開されています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 身の丈に合った予算の編成

・「みえ元気プラン」の着実な推進に向け、金利上昇、経済・物価動向や国際情勢等を考慮しつつ、経常支出の抑制等に取り組むなど、適切な予算編成を推進するとともに、支出面の課題である社会保障関係経費の増加や、老朽化が進んでいる公共施設の長寿命化、建替等に的確に取り組んでいます。

・未利用財産の売却、クラウドファンディングの活用など歳入確保に取り組んでいます。

② 公平・公正な税の執行と税収の確保

・個人県民税対策として、県と市町で構成する個人住民税に関する課題検討会を開催し、各県税事務所に設置している市町連携窓口においては、滞納整理にかかる技術的助言を行うとともに、情報交換会や研修会等を開催するなど、市町と連携した取組を実施しています。

・県内の納税秩序の維持を図るため、県内8地域で開催した地域税収確保対策会議や、三重県地方税収確保対策連絡会議での情報共有等を通じ、市町、三重地方税管理回収機構と連携して、税収確保対策に取り組んでいます。

・電子申告・電子納付ができる対象税目をさらに拡大し、県民の皆さんが納税しやすい環境を整備しています。

③ 最適な資産管理と職場環境づくり

・「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、公共施設等総合管理推進会議を開催し、各部局における公共施設等の管理に関する現状や課題等の情報を共有しています。

・本庁舎及び地域総合庁舎について、利用者の安全・安心を確保するとともに、建物の長寿命化を図るため、点検、診断(評価)、修繕の履歴を蓄積し、以後の点検、診断(評価)、修繕に生かす「メンテナンスサイクル」を実施しています。

・県有の土地・建物の適正な管理と適切な配置・規模の確保を図るため、各所属が所管施設の利用状況、今後の利用見込み、法定点検の実施状況等を確認する「自己点検」を全庁で実施しています。

・経年により劣化の進む県の公共施設等について、長寿命化を図るための改修、更新等に要する経費の財源を確保する必要があるため、三重県公共施設等総合管理推進基金の着実な造成に取り組んでいます。

2. KPI (重要業績評価指標) の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
経常収支適正度						①	
—	99.2% (5年度 当初予算)	99.2% (6年度 当初予算)	99.1% (7年度 当初予算)	—	99.1% (7年度 当初予算)	99.0% (9年度 当初予算)	—

99.2% (4年度 当初予算)	99.0% (5年度 当初予算)	98.9% (6年度 当初予算)	—		—	—	
公債費負担適正度						①	
—	22.0% (5年度 当初予算)	21.8% (6年度 当初予算)	21.6% (7年度 当初予算)		21.4% (8年度 当初予算)	21.2% (9年度 当初予算)	—
22.2% (4年度 当初予算)	21.2% (5年度 当初予算)	21.0% (6年度 当初予算)	—	—	—	—	—
県税徴収率						②	
—	98.96%	99.00%	99.03%	—	99.07%	99.10%	—
98.93%	99.03%	99.13%	—	—	—	—	—

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 身の丈に合った予算の編成

- ・「みえ元気プラン」の着実な推進に向け、金利上昇、経済・物価動向や国際情勢等を考慮しつつ、経常支出の抑制等に取り組むなど、適切な予算編成を推進するとともに、支出面の課題である社会保障関係経費の増加や、老朽化が進んでいる公共施設の長寿命化、建替等に的確に対応します。
- ・引き続き、未利用財産の売却、クラウドファンディングの活用など多様な財源の確保に取り組みます。

② 公平・公正な税の執行と税収の確保

- ・県税の収入未済額のうち約8割を占める個人県民税について、その徴収対策の強化を図る必要があることから、課題検討会の開催や、市町連携窓口における具体的な取組を推進します。
- ・一層の税収確保対策を進める必要があることから、地域税収確保対策会議や三重県地方税収確保対策連絡会議を通じ、市町、三重地方税管理回収機構と連携した取組を実施します。
- ・キャッシュレス社会の推進に対応するために、共通納税システムに対応する税目をさらに拡大し、県民の皆さんが納税しやすい環境を整備することで、納期内納付率の向上や滞納発生抑制を図ります。

③ 最適な資産管理と職場環境づくり

- ・「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、公共施設等の適切な質と量の確保に向けた具体的な取組を進める必要があるため、公共施設等総合管理推進会議を開催し、各部局における公共施設等の管理に関する現状や課題、未利用財産の利活用に関する計画等の共有に取り組めます。
- ・県庁舎利用者等の安全・安心を確保しつつ、建物の長寿命化を図る必要があるため、「メンテナンスサイクル」の実施により、知見やノウハウを蓄積し、点検・診断の精度を向上させるとともに、更なる「予防保全」に取り組めます。
- ・県有の土地や建物について、適正な管理を徹底するとともに、適切な配置・規模としていく必要があるため、「自己点検」を実施し、その結果をふまえた改善に取り組めます。
- ・経年により劣化の進む県の公共施設等について、長寿命化を図るための改修、更新等に要する経費の財源を確保する必要があるため、三重県公共施設等総合管理推進基金の着実な造成に取り組めます。

行政運営 4 適正な会計事務の確保

(主担当部局：出納局)

行政運営の目標

会計事務に対する県民の皆さんの信頼性を確保するため、公金の適正な管理を行うとともに、会計事務担当職員が法令・規則に基づいた適正な会計事務を行うことができるよう支援します。また、県民の皆さんの利便性を向上させるため、手数料等の収納方法の多様化を進めます。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 会計事務の支援

- ・会計相談への対応、各種研修の実施および研修動画の配信、メールマガジンによる情報提供などにより、会計事務担当職員を日常的に支援しています。また、会計事務が適正に運用されるよう、事後検査において内部統制制度の趣旨を踏まえた指摘や指導を行っています。
- ・三重県電子調達システム(物件等)の安定稼働により、公正・公平、透明性・競争性の高い入札事務を支援しています。

② 公金の適正な管理・執行

- ・資金収支動向を把握し、支払に要する資金を安定的に確保するとともに、歳計現金や基金について、安全性や流動性を確保したうえで、効率的な資金運用を行っています。
- ・県民の皆さんの公金納付方法の利便性を向上させるため、現在、証紙で納付している手数料の電子納付化の拡大に取り組んでいます。
- ・公金を適正に執行できる環境維持のため、財務会計システムの安定稼働を図るとともに、現行システム基盤の保守期間満了(令和6年12月)に伴う機器更新及びシステム移行業務に取り組んでいます。

2. KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
事後検査による文書指導の件数(一所属あたり)							
—	0.95 件	0.90 件	0.85 件	—	0.80 件	0.75 件	—
1.0 件 (2年度)	0.90 件	0.88 件	—		—	—	
手数料等の収納方法の多様化						②	
—	2 %	30%	35%	—	45%	70%	—
1%	1.7%	6.1%	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 会計事務の支援

- ・引き続き、適正な会計事務が行われるよう継続的な支援が必要であることから、会計事務担当職員の能力向上、コンプライアンスの徹底を図る各種研修を実施するとともに、事前確認、事後検査を実施します。
- ・引き続き、公正・公平、透明性・競争性の高い入札事務を支援する必要があるため、電子調達システム(物件等)の安定稼働を行うとともに、次期システムの再構築及び運用保守にかかる業務に取り組みます。

② 公金の適正な管理・執行

- ・引き続き、公金を適正に管理・執行する必要があることから、支払資金の安定的な確保を図るとともに、歳計現金や基金について、安全性や流動性を確保したうえで、効率的な資金運用を行います。
- ・県民の皆さんの利便性をより一層向上させていく必要があるため、手数料の電子納付の拡充など、収納方法の多様化の取組を進めます。
- ・公金を適正に執行できる環境維持のため、引き続き、財務会計システムの安定稼働と円滑な運用に取り組みます。

行政運営 5 広聴広報の充実

(主担当部局：総務部)

行政運営の目標

県民の皆さんに県への意見・提案窓口が周知されるとともに、必要な県政情報が届くよう、新たな DX 手法を取り入れながら、広聴機能の充実と多様な媒体による情報発信を図ることで、県の広聴広報活動が県民の皆さんとのコミュニケーションツールとして活用されています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 政策形成につながる広聴の推進

・県民の皆さんの意見や提案の窓口である「県民の声相談」、県民の皆さんへの施策説明と意見交換を行う「みえ出前トーク」、電子アンケートで県民の皆さんの意見をお聴きして業務の参考とする「e-モニター」を活用した広聴活動を行い、県政運営に生かしています。

② 多様な媒体による広報の推進

・県広報紙を、県政情報を発信する主要媒体と位置づけ、新聞折込による世帯配布のほか、県民の皆さんが多く訪れる施設に配布するとともに、県ウェブサイトやアプリ等で発信しています。
・報道機関への情報提供を含め、新聞、テレビ、SNS 等多様な媒体を活用するとともに、県民の皆さんが円滑に県政情報を入手できるよう県ウェブサイトを適切に運用し、県政情報を発信しています。

③ 行政情報の積極的な公開と個人情報保護制度の適正な運用

・開示請求への対応や個人情報の適正管理等についての職員研修や相談対応等により、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用のための支援を行うとともに、情報公開・個人情報保護審査会や総合窓口を適切に運営しています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
みえ出前トークの実施件数						①	
—	40 件	200 件	200 件	—	200 件	200 件	—
28 件	68 件	219 件	—		—	—	
県政情報(電子版)の提供媒体数						①②	
—	6 媒体	7 媒体	8 媒体	—	9 媒体	10 媒体	—
5 媒体	6 媒体	7 媒体	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① 政策形成につながる広聴の推進

・県民の皆さんとコミュニケーションを図り、県民の皆さんの声を県政運営に生かしていくことが必要です。このため、「県民の声相談」や「みえ出前トーク」、広聴ツールの「e-モニター」を適切に運用し、各部局がそこで得られた意見、要望、提案等を政策に生かせるよう支援します。

② 多様な媒体による広報の推進

・県民の皆さんとコミュニケーションを図り、県民の皆さんに効果的に県政情報が届けられる広報活動を推進していくことが必要です。このため、引き続き、県広報紙を新聞折込や県民の皆さんが多く訪れる施設で配布するとともに、スマートフォンなどを活用した新たな電子媒体での発信にも取り組みます。

・県から提供する情報がメディアに取り上げられるよう、質の高いパブリシティに取り組みます。また、新聞、テレビ、ラジオ、SNS、ウェブアプリ等多様な媒体の活用と、県ウェブサイトの適切な運用を図り、各媒体の特性を生かした県政情報の発信に取り組みます。

③ 行政情報の積極的な公開と個人情報保護制度の適正な運用

・引き続き、情報公開・個人情報保護制度を適正に運用していくことが必要です。そのため、職員研修や相談対応を通じて情報公開・個人情報保護制度に対するより一層の理解と意識向上を図るとともに、情報公開・個人情報保護審査会や総合窓口を適切に運営し、制度の適正な運用に努めます。

行政運営 6 県庁DXの推進

(主担当部局：総務部デジタル推進局)

行政運営の目標

デジタル技術を活用した業務プロセス改革や庁内におけるデジタルコミュニケーションが進むなど、県庁内におけるDXが推進され、生産性が向上するとともに、多様で柔軟な働き方が実現しています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① デジタル改革の推進

- ・職員の仕事の進め方や働き方の変革を推進するため、ビジネスチャットやWeb会議の活用など、デジタルコミュニケーションの推進を図るとともに、テレワークの推進に向けたデジタル環境の整備を進めています。
- ・業務改善を推進するため、デジタル技術を活用した業務改善支援窓口において、各所属からの要請に基づき、デジタル技術の適応方法についてのアドバイスや、デジタルツールの導入支援などに取り組んでいます(9月末現在、120件)。また、生成AI利用環境の運用を開始し、利用促進に取り組んでいます。
- ・各部局のDXを牽引するDX推進スペシャリストの養成(13名)に取り組むとともに、職員の役割に応じて必要なデジタルスキル等を身につける階層別研修や、各所属において職員をサポートするデジタル活用推進員研修等に取り組んでいます。

② 情報通信基盤の整備・運用と情報セキュリティの確保

- ・情報システムの安定運用に努めるとともに、令和5年度に運用を開始した庁内システムを職員が十分活用できるよう、一人一台パソコンをモバイル型端末に計画的に更新します。
- ・庁内ネットワーク・システムについて、情報セキュリティ対策の徹底と安定運用の両立に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
DX推進スペシャリストが参画した業務改善等の取組件数							
—	20 件	40 件	60 件	—	80 件	100 件	—
10 件	25 件	46 件	—		—	—	
デジタルコミュニケーションが定着していると感じる職員の割合						①②	
—	40%	50%	60%	—	70%	80%	—
35. 8%	36. 5%	45. 6%	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

基本事業名

・令和7年度以降に残された課題と対応

① デジタル改革の推進

- ・デジタルツールの活用による仕事の進め方、働き方の変革を進める必要があることから、引き続き、テレワークの推進に向けたデジタル環境の整備を進めるとともに、円滑なコミュニケーションによる意思決定の迅速化を実現するため、デジタルコミュニケーションの推進を図ります。
- ・業務効率化と生産性のさらなる向上を図るため、引き続き、業務効率化ツールを活用した業務改善支援に取り組むとともに、生成AIなど、新たな技術の活用促進に取り組みます。
- ・県庁DXを推進するためには、担い手となる職員の育成が重要であることから、DX推進スペシャリストの能力向上に向け、専門性の強化や活躍できる環境の整備に取り組みます。また、職員全体の能力向上に向け、引き続き、階層別研修やデジタル活用推進員研修等を実施します。

② 情報通信基盤の整備・運用と情報セキュリティの確保

- ・引き続き、情報システムの安定運用に努め、一人一台パソコンをモバイル型端末に順次更新するとともに、防災対策やセキュリティの強化に向け、三重県情報ネットワークの再構築に取り組みます。
- ・巧妙化するサイバー攻撃に的確に対応するため、関係機関と連携をより一層密にし、情報セキュリティ対策を徹底します。

行政運営 7 公共事業推進の支援

(主担当部局：県土整備部)

行政運営の目標

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性が確保され、事業を適正かつ着実に実施することにより、公共事業の成果が県民の皆さんに届き、公共事業への信頼感が向上しています。

建設業の魅力発信や働き方改革、建設現場の生産性の向上等を推進することにより、建設業の担い手確保等につながり、「地域の守り手」である地域の建設企業による社会資本の整備・維持管理や災害対応等が実施され、県民の皆さんの安全・安心が確保されています。

建設工事等の受注者への不当要求等が根絶され、適正な履行環境が確保されています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 公共事業の適正な執行・管理

・「三重県公共事業評価審査委員会」では、7件(9月末時点)の調査審議を受け、全て適正であると答申を得ました。「三重県入札等監視委員会」では、4件(9月末時点)の調査審議を受け、全て適正と判断されました。今後も各委員会により公共事業の適正な執行に取り組んでいきます。

・入札契約制度において、より一層の公正性・透明性を確保するため、適宜見直しに取り組めます。

② 公共事業を推進するための体制づくり

・今年4月から始動した「三重県建設産業活性化プラン2024」に基づき、建設業の「担い手の確保」、「労働環境の改善」、「生産性の向上」と、これらを支える「建設企業の安定経営に向けた適正な利潤の確保」に取り組んでいます。また、今年6月、担い手3法が改正され、建設業における担い手確保や生産性向上などの取組がより一層求められることとなり、法改正の趣旨を踏まえ、活性化プランの更なる推進を図っていきます。

・「担い手確保」では、教育機関と建設企業との連携による学校訪問や出前授業など、県土整備部の若手職員で構成された「担い手確保支援チーム」を中心に建設業の魅力発信に取り組むとともに、工業系高校の生徒に対して在学中の資格取得の支援に取り組んでいます。また、採用活動における課題への対応として、建設企業に対する採用セミナーを開催しました。

・「労働環境の改善」では、週休2日制について、県工事における定着と市町・民間工事における促進に取り組んでいます。また、時間外労働の上限規制への対応として、バックオフィスの導入支援やASP・遠隔臨場の活用促進などを実施していきます。さらに建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用促進など、技能者の処遇改善等にも取り組んでいます。

・「生産性の向上」では、建設DXについて説明会や講習会を実施し、建設企業への導入・活用を促進し、ICT活用工事を推進していきます。また、BIM/CIM成果などの3次元データを活用することで施工の効率化に取り組んでいます。

・「建設企業の安定経営」では、適正な利潤の確保に向け、最低制限価格等の見直しを行いました。また、売上高経常利益率の動向をモニタリングし、企業の経営状況を把握していきます。

・令和7年度以降も上記取組を推進するため、建設業団体や外部委員会の意見を伺い、「三重県建設産業活性化プラン2024」の効果検証を行います。

③ 受注者への不当要求等の根絶

・三重県建設工事等不当要求等防止協議会を全10地域の地域協議会で開催し、不当要求の発生状況等について情報共有していきます。その後、本部協議会を開催し、不当要求等の根絶に取り組んでいきます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
公共事業の適正な執行						①	
—	適正な執行の継続	適正な執行の継続	適正な執行の継続	—	適正な執行の継続	適正な執行の継続	—
適正に執行	適正な執行の継続	適正な執行の継続	—	—	—	—	—
週休二日制工事(4週8休)の達成率						②	
—	60%	70%	80%	—	90%	100%	—
37% (136 件 /369 件)	77% (431 件 /558 件)	96% (606 件 /628 件)	—		—	—	
ICT活用工事(土工)の実施率						②	
—	72%	79%	86%	—	93%	100%	—
65% (84 件 /130 件)	65% (156 件 /240 件)	69% (135 件 /195 件)	—		—	—	
建設工事等の受注者への不当要求等に対する適正な履行環境の確保						③	
—	適正な履行環境の継続的な確保	適正な履行環境の継続的な確保	適正な履行環境の継続的な確保	—	適正な履行環境の継続的な確保	適正な履行環境の継続的な確保	—
適正な履行環境を確保	適正な履行環境の継続的な確保	適正な履行環境の継続的な確保	—		—	—	

3. 令和7年度当初予算編成に向けての基本的な考え方
基本事業名 ・令和7年度以降に残された課題と対応
① 公共事業の適正な執行・管理 ・公共事業の公正性・透明性を確保するため、公共事業の適正な執行・管理に継続的に取り組むことが必要です。引き続き、「三重県公共事業評価審査委員会」、「三重県入札等監視委員会」の調査審議を受け、公共事業の適正な執行に取り組めます。 ・入札契約制度において、より一層の公正性・透明性を確保するため、引き続き見直しに取り組めます。 ② 公共事業を推進するための体制づくり ・令和7年度以降も「三重県建設産業活性化プラン2024」の取組である建設業の担い手確保では、魅力発信や高校生への資格取得支援、労働環境の改善ではバックオフィスの導入支援やASP・遠隔臨場の活用促進などを着実に実施していくとともに、建設業団体や外部委員会に実施した取組に対しての意見を伺いながら、より効果的な取組を実施していきます。 ・今後、国から新担い手3法の趣旨を踏まえた取組内容が周知されることから、これらへの対応も適切に実施していきます。

③ 受注者への不当要求等の根絶

- ・建設工事等の受注者への不当要求等に対して、警察や建設業界などと連携した「三重県建設工事等不当要求等防止協議会」を積極的に運営し、建設工事の不当要求根絶に取り組めます。